

令和元年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

## 少子化総合対策に関する総合研究事業

### 報告書

令和2年3月

株式会社政策基礎研究所





## 要旨

アンケート調査では、本人や配偶者の勤務先および自治体の制度と、理想子ども数とのギャップ等との関連性を検証することを目的に、以下の分析を行った。

本人や配偶者の勤務先および自治体の制度それぞれに関して、理想子ども数とのギャップ（有=1,無=0）に対するロジスティック回帰分析を実施したところ、本人年齢、配偶者年齢の影響を考慮した上でも、以下の制度が統計的に有意（5%）な関連を示した。

なお、本人および配偶者の勤務先の制度で統計的に 10%有意の関連を示すものはあったが、5%有意の関連を示すものは無かったことから、勤務先よりも自治体の制度の重要性を示す結果となった。

- ・不妊治療に対する補助金の交付【自治体】
- ・児童手当等の支給【自治体】
- ・乳幼児期の健康診査（3歳児健診、5歳児健診など）の実施【自治体】
- ・乳幼児医療費の助成【自治体】
- ・放課後児童クラブの設置・運営【自治体】
- ・児童館の設置・運営【自治体】
- ・延長保育事業（早朝・夕方）の実施【自治体】
- ・保育園保育料金（または幼稚園授業料等）負担軽減事業の実施【自治体】

一方、実際の子ども数と、本人や配偶者の勤務先および自治体の制度を、重要度を比較するために個別ではなく、同時あるいは組み合わせを考慮して関連を分析したところ、決定木分析、ランダムフォレスト分析、iterative Random Forests のいずれの手法においても、一貫して、児童手当等の現金を給付する制度の重要性が高いことを示す結果となった。

海外事例調査においては、国内にて先行研究が少ないロシアの制度について、ロシア語の文献も含めて調査し、それとフランス、スウェーデン等と比較し、ロシアの制度の特徴を考察した。ロシアの母親資本に関する文献調査からは、その副作用や留意点を指摘するものもあるが、その効果そのものを否定する文献は見つからなかった。

国内の事例調査においては、経済的インセンティブよりはむしろ、新しいコンセプトや考え方に基づいて行われている地域に根ざした取り組みを選定した。また、自治体の出生率の推移も参考に選定した事例も含め、インタビュー調査により取りまとめた。





# 目次

|     |                           |     |
|-----|---------------------------|-----|
| 第1章 | 背景と目的                     | 5   |
| 1.1 | 概要                        | 5   |
| 第2章 | アンケート結果                   | 6   |
| 2.1 | 背景                        | 6   |
| 2.2 | 調査設計の概要                   | 8   |
| 2.3 | 調査結果の概要                   | 10  |
| 2.4 | 理想子ども数とのギャップと各種制度との関連     | 11  |
| 2.5 | 実際の子どもの数と各種制度の組み合わせとの関連   | 17  |
| 2.6 | 単純集計結果                    | 21  |
| 第3章 | 国内の好事例の調査                 | 85  |
| 3.1 | 概要                        | 85  |
| 3.2 | 出生率による市町村の分析の結果           | 86  |
| 第4章 | インタビュー調査の結果               | 96  |
| 4.1 | NPO 法人新座子育てネットワーク（埼玉県新座市） | 96  |
| 4.2 | 埼玉県                       | 98  |
| 4.3 | 静岡県                       | 101 |
| 4.4 | 株式会社お仏壇のやまき（静岡県静岡市）       | 103 |
| 4.5 | 認定特定非営利活動法人こまちぷらす（横浜市戸塚区） | 106 |
| 4.6 | 杉並区                       | 110 |
| 4.7 | 港区                        | 113 |
| 第5章 | 海外の好事例の調査                 | 116 |
| 5.1 | 概要                        | 116 |
| 5.2 | 各国の制度比較                   | 117 |
| 5.3 | ロシアの母親資本制度                | 120 |
| 5.4 | （参考資料）各国の制度の変遷            | 139 |
| 5.5 | （参考資料）各国の出生に関する状況         | 151 |
| 第6章 | 政策の提言                     | 157 |
| 6.1 | 各有識者による政策提言               | 157 |
| 6.2 | 調査結果から導かれた政策提言            | 157 |
| 6.3 | （資料）有識者からの個別の政策提言・考察      | 159 |
| 6.4 | （参考資料）有識者ヒアリング記録          | 165 |
| 第7章 | 巻末資料                      | 172 |



---

## 第1章 背景と目的

---

### 1.1 概要

日本の合計特殊出生率は、2017年時点において10年ほど1.4で横ばい状態が続いており、出生数は100万人を割り減少が続いている。少子化の進展が続く中、団塊ジュニア世代が高齢者となる2014年を見据えた少子化対策が必要である。

少子化の傾向は先進国各国で見られるが、フランスやスウェーデン、ロシアなど、一部の国については、出生率が回復している傾向の見られる場合がある。しかし、こうした少子化対策が奏功している国の状況について、十分に情報が捉えられていない。

また、女性就業率の上昇に伴い、多様な働き方を行うことが多くなる場合も想定される中、子育てと仕事の両立を図るために、育児休業からの円滑な復帰や多様な勤務時間に対応できる保育サービス等の在り方等の研究を進める必要がある。

以上のような課題についての認識の下、本調査研究は、以下を実施した。

- アンケート調査
- 国内好事例調査及びインタビュー調査
- 海外好事例調査
- 有識者ヒアリング

アンケート調査については、本人や配偶者の勤務先および自治体の制度と、理想子ども数とのギャップ等や実際の子ども数との関連を分析した。

具体的には、全国の20歳から49歳の女性2,000名を対象に、WEBアンケート調査を実施し、本人と配偶者の勤務先における子育て支援制度及び居住する自治体における子育て支援策と、実際の子ども数、理想子ども数等との関係について尋ねた。

国内の事例調査においては、経済的インセンティブよりはむしろ、新しいコンセプトや考え方に基づいて行われている地域に根ざした取り組みをインタビュー調査により取りまとめた。より具体的には、主に地方自治体単位で行われており、国として展開させていくことが少子化対策として有効と思われる事例を対象とした。一部の事例については自治体のデータから出生率の向上が確認できたものを対象に実施した。

海外事例調査においては、国内にて先行研究が少ないロシアの制度について、主に母親資本制度を中心にロシア語の文献も含めて調査し、それとフランス、スウェーデン等と比較し、ロシアの制度の特徴を考察した。

## 第2章 アンケート結果

### 2.1 背景

これまで、多くの少子化対策を目的としたアンケート結果が行われてきていることから、そこで得られるに至っていない必要な情報を特定するために、先行研究を整理した。

内閣府の社会経済総合研究所のホームページで紹介されている少子化研究の事例では、日本国民に対するアンケートで以下のような情報が得られている。

| 調査名                      | 調査対象                                            | 調査内容                                                             |
|--------------------------|-------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 結婚の意思決定に関する意識調査          | 全国に居住する25歳～34歳のうち、3年前に未婚でありかつ恋人として交際していた異性がいた男女 | 出会いや交際、生活や暮らし、働き方、価値観、社会関係性、結婚などについて3年前と現在または結婚を決めた当時の2時点の状況について |
| 未婚男女の結婚と仕事に関する意識調査       | 年齢25歳以上40歳未満の未婚男女                               | 出会い・交際、現在の人間関係、今後の結婚意向、現在の仕事、労働条件、職業キャリアなどについて                   |
| 少子化と夫婦の就労状況・生活環境に関する意識調査 | 25歳から39歳までの有配偶女性で、子ども数0人又は末子が6歳未満の層             | 夫婦の就業状況、生活環境、出生意欲等について                                           |
| 少子化と夫婦の生活環境に関する意識調査      | 20代から40代の既婚男女                                   | 夫婦を取り巻く生活環境や夫、妻の意識、価値観等について                                      |
| 未婚男性の結婚と家族形成に関する意識調査     | 20歳以上55歳未満の未婚男性                                 | 結婚や家族形成に関する意識と、職業キャリアに関する意識について                                  |

また、それ以外にも以下のアンケートがある。

- 少子化に関する意識調査研究（厚生労働省）

年齢により「若年」と「継続」に分類し、さらにライフステージにより「無子家族」、「一人っ子家族」、「多子家族」に分類して意識要因（「結婚・家族意識」、「育児意識」、「就業意識」、「家計・経済意識」、「自己意識」、「社会意識」）の比較・分析を行った。

- 出生動向基本調査（国立社会保障・人口問題研究所）

※前身となる調査が1940年に始まり、現在に至るまで約5年毎に実施

独身者調査と夫婦調査により構成されている。出生に関わる要素として、「独身者」には結婚の意思や交際相手の有無、「夫婦」には結婚過程や出生状況などについて調査を行った。「独身者」と「夫婦」に共通する項目としては、子どもについての考え方や、結婚・家族に対する意識などについて調査を行った。

- 21世紀成年者横断調査（厚生労働省）

※特定の年齢コホートに向けての追跡調査

男性票と女性票により構成されている。共通する項目としては、結婚、出産、就業状況などについて調査を行った。女性票では独自に、仕事と子育ての両立支援制度の状況や、子どもの状況などについても調査を行った。

- 少子化問題に関するアンケート調査結果について（四国経済連合会）  
理想の子ども数と実際の子ども数の乖離を調査し、自治体の政策や勤務先の制度に関する利用状況の調査や意識調査を行った。
- 平成 30 年度鳥取県における少子化対策等に関するアンケート調査結果（鳥取県）  
結婚、子供を持つことについての意識、鳥取県の子育て支援対策についての意識、利用状況について調査した。
- 子育て支援・少子化対策に関する県民意識調査結果について（山口県）  
結婚、子供を持つことについての意識、山口県の子育て文化創造条例についての意識調査を行った。
- 少子化対策に関する県民意識調査結果について（群馬県）  
独身者、既婚者、保護者（就園児の保護者、未就園児の保護者）、企業、従業員にそれぞれの調査票で子育てや子育て対策に関する調査を行った。
- 少子化対策に関する県民意識調査（埼玉県）  
少子化全般、結婚、出産、子育て、仕事についての意識調査を行った。
- 少子化に関する県民意識調査の結果について（愛知県）  
子育てや子育て支援策についての意識調査を行った。

なお、自治体を対象としているアンケート調査「地方公共団体における少子化対策等の現況調査」においては、各自治体が行っている具体的な施策に踏み込んでおり、回答のあった自治体 1,535 団体のうち 19.7%にあたる 303 団体が、少子化対策の総合的な政策の立案、推進等を担当する部署を 2014 年 9 月時点で設置していることを把握している。

## 2.2 調査設計の概要

以上も踏まえ、以下のような調査設計で、本人や配偶者の勤務先および自治体の制度と、理想子ども数とのギャップ等との関連性を分析するためにアンケート調査を実施し、分析を行った。

調査内容として、公共政策と民間政策のベストミックスの把握もひとつの視点とし、調査対象者の居住地域（自治体）、勤務先で実施されている子育て支援策に対する認知度や意識、利用状況を調べ、理想の子ども数と実際の子ども数の乖離が小さいときにどの政策に同時に参加しているのか、多様な支援策の組み合わせの中から統計的手法を用いて最適なコンビネーションを探ることも試行した。

- 調査対象
  - ・ 20 歳代～40 歳代の女性
  - ・ 勤務先や居住自治体の保育サービスを活用中の保護者、育児休業中の保護者
- 調査方法
  - ・ インターネットアンケート
- 調査人数
  - ・ 2,000 名
- 調査事項
  - ・ 個人属性
    - 出生年、性別、居住地域、世帯年収、家族構成、祖父母のサポートの有無など
  - ・ 理想の子ども数
  - ・ 実際の子ども数
  - ・ 勤務の状況
    - 勤務先の職種などの属性、勤続年数、月平均残業時間、通勤時間、有給休暇の取得状況、入社の際に諸制度の有無を考慮したかなど
  - ・ 勤務先の子育て支援策の有無、意識、利用状況
  - ・ 自治体の子育て支援策、利用状況
  - ・ 家事の分担等について
  - ・ 中学受験について

● 調査対象地区

全国とし、母集団に近くなるように、各都道府県に予定回収数を割り付けて、回答を集め、予定通りの回収数となった（以下図表）。

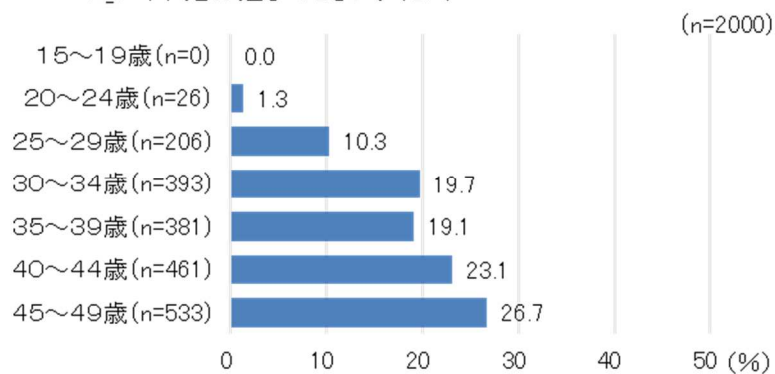
図表 2-1 属性別のアンケート回収数

|    |                    | 回答数  | %     |
|----|--------------------|------|-------|
|    | 全体                 | 2000 | 100.0 |
| 1  | 大卒／有職者／北海道・東北      | 85   | 4.3   |
| 2  | 大卒／有職者／南関東         | 261  | 13.1  |
| 3  | 大卒／有職者／北関東・甲信・北陸   | 104  | 5.2   |
| 4  | 大卒／有職者／東海          | 103  | 5.2   |
| 5  | 大卒／有職者／近畿          | 149  | 7.5   |
| 6  | 大卒／有職者／中国・四国       | 79   | 4.0   |
| 7  | 大卒／有職者／九州・沖縄       | 93   | 4.7   |
| 8  | 大卒／専業主婦／北海道・東北     | 24   | 1.2   |
| 9  | 大卒／専業主婦／南関東        | 92   | 4.6   |
| 10 | 大卒／専業主婦／北関東・甲信・北陸  | 27   | 1.4   |
| 11 | 大卒／専業主婦／東海         | 35   | 1.8   |
| 12 | 大卒／専業主婦／近畿         | 56   | 2.8   |
| 13 | 大卒／専業主婦／中国・四国      | 23   | 1.2   |
| 14 | 大卒／専業主婦／九州・沖縄      | 27   | 1.4   |
| 15 | 非大卒／有職者／北海道・東北     | 91   | 4.6   |
| 16 | 非大卒／有職者／南関東        | 149  | 7.5   |
| 17 | 非大卒／有職者／北関東・甲信・北陸  | 88   | 4.4   |
| 18 | 非大卒／有職者／東海         | 77   | 3.9   |
| 19 | 非大卒／有職者／近畿         | 89   | 4.5   |
| 20 | 非大卒／有職者／中国・四国      | 61   | 3.1   |
| 21 | 非大卒／有職者／九州・沖縄      | 85   | 4.3   |
| 22 | 非大卒／専業主婦／北海道・東北    | 26   | 1.3   |
| 23 | 非大卒／専業主婦／南関東       | 53   | 2.7   |
| 24 | 非大卒／専業主婦／北関東・甲信・北陸 | 23   | 1.2   |
| 25 | 非大卒／専業主婦／東海        | 26   | 1.3   |
| 26 | 非大卒／専業主婦／近畿        | 33   | 1.7   |
| 27 | 非大卒／専業主婦／中国・四国     | 17   | 0.9   |
| 28 | 非大卒／専業主婦／九州・沖縄     | 24   | 1.2   |

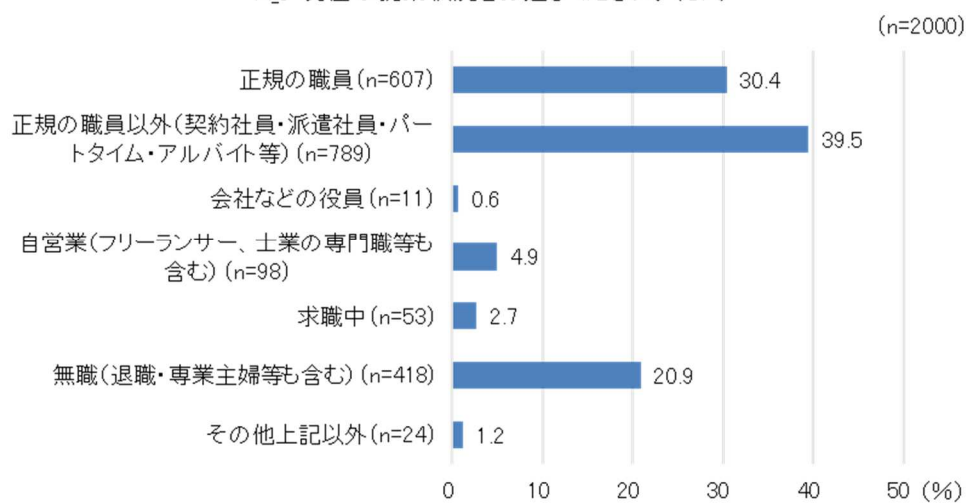
## 2.3 調査結果の概要

単純集計の結果は、以降に別途記したが、回収した回答者の概要を以下に示した。年代については45歳から49歳が多く、主婦が約2割、パート等が約4割、正規職員が3割となった。

A\_1 年代をお選びください。(SA)



A\_3 現在の就業状況をお選びください。(SA)





## 2.4 理想子ども数とのギャップと各種制度との関連

以下では、理想子ども数とのギャップ（以下、「子ども数ギャップ」）と各種制度それぞれとの関係を個別に分析した。

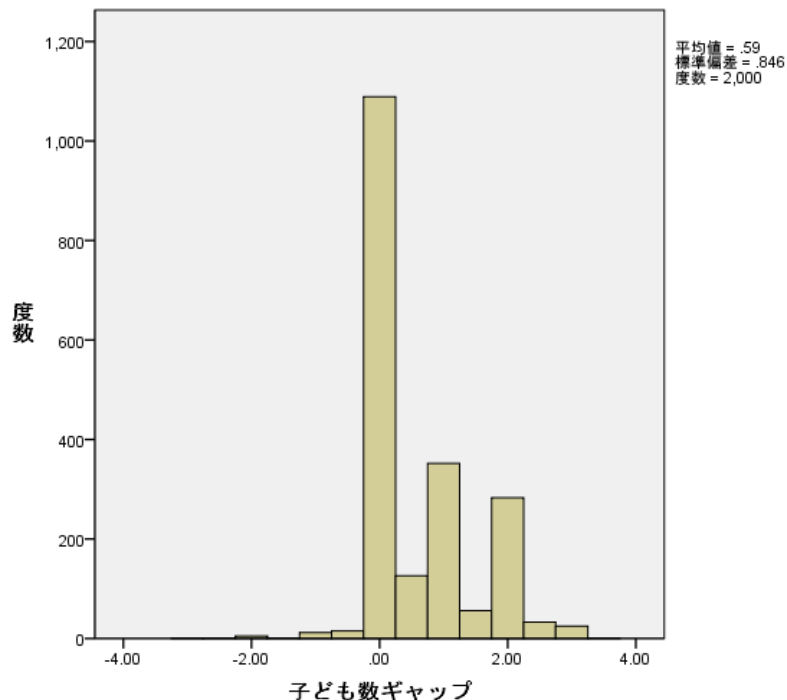
子ども数ギャップは、以下の式により計算した。本人の理想子ども数を回答者が分からないと回答した場合は、配偶者の理想子ども数と同じとして計算した（分からないとの回答が約 2 割あったため）。これは先行研究において、本人と配偶者の理想子ども数はほとんど差が無いことが示されており、本研究でも同様であったためである。

子ども数ギャップ

$$=[(\text{本人の理想子ども数} + \text{配偶者の理想子ども数}) / 2] - \text{実際の子どもの数}$$

計算結果の分布は下図表のとおりであり、0 が半数以上を占め、マイナスの値もみられた。マイナスの値を示す要因が本研究とは異なる構造によるものである可能性があり、モデルが正しく推計されない可能性があること、また、半数が 0 を示し線形よりも離散構造と考えられることから、以下の重回帰分析においては、理想子ども数とのギャップ有無を被説明変数としたロジスティック回帰分析を行った。

図表 2-2 子ども数ギャップの分布



以下では、理想子ども数とのギャップ（有=1,無=0）に対するロジスティック回帰分析の結果を示した（下図表）。

ここでは、B（係数）の符号と有意確率に着目すると、現在の主要な勤務先の子育て支援制度（本人）の中の、短時間勤務制度はギャップを無くす方向に有意確率が約 0.07 で、5%有意ではないが 10%有意水準を満たしていることが分かる。

それ以外の本人年齢、配偶者年齢の変数は、短時間勤務制度等を除いたモデルにおいて 5%有意となり、先行研究においても利用されていることが多い変数であることからモデルに含めている（含めないことにより、短時間勤務制度等との関連が正しく推計できないことがあるため）。なお、世帯所得は関連が無かったことから含めていない。

図表 2-3 子ども数ギャップ（有=1,無=0）に対するロジスティック回帰モデルの結果

|       |         | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp (B) |
|-------|---------|--------|------|--------|-----|------|---------|
| 本人年齢  | 30歳未満   |        |      | 66.313 | 2   | .000 |         |
|       | 30歳代    | -1.560 | .322 | 23.450 | 1   | .000 | .210    |
|       | 40歳代    | -2.601 | .354 | 54.134 | 1   | .000 | .074    |
| 配偶者年齢 | 30歳未満   |        |      | 25.684 | 3   | .000 |         |
|       | 30歳代    | -.023  | .349 | .004   | 1   | .948 | .978    |
|       | 40歳代    | -.761  | .372 | 4.190  | 1   | .041 | .467    |
|       | 50歳以上   | -1.131 | .408 | 7.681  | 1   | .006 | .323    |
|       | 短時間勤務制度 | -.333  | .185 | 3.227  | 1   | .072 | .717    |
|       | 定数      | 2.234  | .294 | 57.578 | 1   | .000 | 9.335   |

以下では、上と同様のモデルにおいて、そのほかの現在の主要な勤務先の子育て支援制度（本人）の中にある制度だけを変え、それぞれ推計した結果の、制度部分の結果だけを抜き出したものである（1行目は再掲となっている）。

統計的に有意（5%）であったものは無く、それに近い10%有意であったのは、以下であった。

- 短時間勤務制度
- フレックスタイム制度
- 深夜業務の制限を設ける制度
- 事業所内の託児施設（保育施設）の設置・運営
- 転勤の配慮

図表 2-4 現在の主要な勤務先の子育て支援制度（a\_14\_1c～a\_14\_14c）

| 内容                                           | B（係数）  | 有意確率         | オッズ比<br>Exp(B) |
|----------------------------------------------|--------|--------------|----------------|
| 短時間勤務制度 <small>を入れたモデル</small>               | -0.333 | <b>0.072</b> | 0.717          |
| 時差出勤の制度 <small>を入れたモデル</small>               | 0.282  | 0.182        | 1.326          |
| フレックスタイム制度 <small>を入れたモデル</small>            | 0.440  | <b>0.062</b> | 1.553          |
| 裁量労働制度 <small>を入れたモデル</small>                | -0.163 | 0.709        | 0.850          |
| 在宅勤務制度 <small>を入れたモデル</small>                | 0.336  | 0.187        | 1.399          |
| 深夜業務の制限を設ける制度 <small>を入れたモデル</small>         | -0.594 | <b>0.094</b> | 0.552          |
| 時間外労働（残業時間）の制限を設ける制度 <small>を入れたモデル</small>  | 0.142  | 0.518        | 1.153          |
| 事業所内の託児施設（保育施設）の設置・運営 <small>を入れたモデル</small> | -0.846 | <b>0.080</b> | 0.429          |
| 育児サービス利用等に対する援助措置 <small>を入れたモデル</small>     | -0.211 | 0.602        | 0.810          |
| 育児休暇取得の推進に関する制度 <small>を入れたモデル</small>       | 0.002  | 0.992        | 1.002          |
| 産前産後休業制度（産休） <small>を入れたモデル</small>          | 0.201  | 0.191        | 1.223          |
| 育児休暇復帰後の就業サポート <small>を入れたモデル</small>        | 0.125  | 0.602        | 1.134          |
| 転勤の配慮 <small>を入れたモデル</small>                 | -0.589 | <b>0.089</b> | 0.555          |
| 家族手当（あるいは育児手当）の支給 <small>を入れたモデル</small>     | 0.031  | 0.894        | 1.031          |

注）太線は10%有意水準、太線及び下線は5%有意水準をそれぞれ満たす係数。

同様に、配偶者の現在の主要な勤務先の子育て支援制度について、それぞれ推計した結果の、制度部分の結果だけを抜き出したものである。

統計的に有意（5%）であったものは無く、それに近い10%有意であったのは、以下であった。

- ・ 時間外労働（残業時間）の制限を設ける制度
- ・ 家族手当（あるいは育児手当）の支給

図表 2-5 配偶者の現在の主要な勤務先の子育て支援制度（b\_14\_1c～b\_14\_14c）

| 内容                                           | B（係数）  | 有意確率         | オッズ比<br>Exp(B) |
|----------------------------------------------|--------|--------------|----------------|
| 短時間勤務制度 <small>を入れたモデル</small>               | -0.358 | 0.281        | 0.699          |
| 時差出勤の制度 <small>を入れたモデル</small>               | -0.170 | 0.427        | 0.844          |
| フレックスタイム制度 <small>を入れたモデル</small>            | 0.073  | 0.673        | 1.076          |
| 裁量労働制度 <small>を入れたモデル</small>                | -0.331 | 0.338        | 0.718          |
| 在宅勤務制度 <small>を入れたモデル</small>                | 0.034  | 0.893        | 1.035          |
| 深夜業務の制限を設ける制度 <small>を入れたモデル</small>         | 0.060  | 0.839        | 1.062          |
| 時間外労働（残業時間）の制限を設ける制度 <small>を入れたモデル</small>  | 0.328  | <b>0.084</b> | 1.389          |
| 事業所内の託児施設（保育施設）の設置・運営 <small>を入れたモデル</small> | 0.442  | 0.665        | 1.556          |
| 育児サービス利用等に対する援助措置 <small>を入れたモデル</small>     | -0.116 | 0.849        | 0.891          |
| 育児休暇取得の推進に関する制度 <small>を入れたモデル</small>       | -0.469 | 0.217        | 0.626          |
| 産前産後休業制度（産休） <small>を入れたモデル</small>          | 0.312  | 0.452        | 1.367          |
| 育児休暇復帰後の就業サポート <small>を入れたモデル</small>        | 0.038  | 0.965        | 1.039          |
| 転勤の配慮 <small>を入れたモデル</small>                 | 0.347  | 0.473        | 1.415          |
| 家族手当（あるいは育児手当）の支給 <small>を入れたモデル</small>     | -0.221 | <b>0.093</b> | 0.802          |

注）太線は10%有意水準、太線及び下線は5%有意水準をそれぞれ満たす係数。

同様に、居住自治体の子育て支援制度について、それぞれ推計した結果の、制度部分の結果だけを抜き出したものである。

統計的に有意（5%）であったのは、以下であった。

- 不妊治療に対する補助金の交付
- 児童手当等の支給
- 乳幼児期の健康診査（3歳児健診、5歳児健診など）の実施
- 乳幼児医療費の助成
- 放課後児童クラブの設置・運営
- 児童館の設置・運営
- 延長保育事業（早朝・夕方）の実施
- 保育園保育料金（または幼稚園授業料等）負担軽減事業の実施

統計的に 10%有意であったのは、以下であった。

- 母体の負担軽減のためのサービス提供
- 一時預かり事業（緊急保育・リフレッシュ保育・一時保育）の提供
- 0歳～2歳児の低年齢児保育の実施

図表 2-6 居住自治体の子育て支援制度 (c\_4\_1\_1c~c\_4\_2\_24c)

| 内容                             |         | B (係数) | 有意確率         | オッズ比<br>Exp (B) |
|--------------------------------|---------|--------|--------------|-----------------|
| <b>【妊娠・出産期】</b>                |         |        |              |                 |
| 出産手当あるいは出産育児一時金の支給             | を入れたモデル | -0.154 | 0.161        | 0.857           |
| 不妊治療に対する補助金の交付                 | を入れたモデル | 1.456  | <b>0.000</b> | 4.290           |
| 母体の負担軽減のためのサービス提供              | を入れたモデル | 0.695  | <b>0.071</b> | 2.004           |
| 妊婦健康診査にかかる費用の助成                | を入れたモデル | -0.022 | 0.841        | 0.979           |
| 妊娠・出産・育児のための講座設置               | を入れたモデル | -0.052 | 0.671        | 0.949           |
| 妊娠・出産・育児についての相談所(相談会)の設置       | を入れたモデル | -0.155 | 0.310        | 0.857           |
| 妊婦の孤立を防ぐための交流の場の提供             | を入れたモデル | -0.040 | 0.817        | 0.961           |
| <b>【乳幼児期・学童期】</b>              |         |        |              |                 |
| 児童手当等の支給                       | を入れたモデル | -0.303 | <b>0.004</b> | 0.738           |
| 子育て支援のための本(冊子・電子)の発行           | を入れたモデル | -0.130 | 0.302        | 0.878           |
| 母親(父親)のための交流の場の提供              | を入れたモデル | -0.097 | 0.491        | 0.907           |
| 乳幼児期の健康診査(3歳児健診、5歳児健診など)の実施    | を入れたモデル | -0.392 | <b>0.000</b> | 0.676           |
| 乳幼児医療費の助成                      | を入れたモデル | -0.365 | <b>0.001</b> | 0.694           |
| 離乳食の進め方教室の実施                   | を入れたモデル | -0.137 | 0.325        | 0.872           |
| 未熟児の養育医療費の給付                   | を入れたモデル | 0.247  | 0.384        | 1.281           |
| ファミリー・サポート・センターの設立・運営          | を入れたモデル | -0.170 | 0.372        | 0.844           |
| 子育て支援ヘルパー派遣                    | を入れたモデル | 0.143  | 0.665        | 1.154           |
| 子育て支援サイトの開設                    | を入れたモデル | -0.104 | 0.620        | 0.901           |
| 子育てクーポン事業の実施                   | を入れたモデル | -0.185 | 0.266        | 0.831           |
| 子育て支援センターの設置・運営                | を入れたモデル | -0.204 | 0.139        | 0.815           |
| 放課後児童クラブの設置・運営                 | を入れたモデル | -0.704 | <b>0.000</b> | 0.494           |
| 児童館の設置・運営                      | を入れたモデル | -0.442 | <b>0.002</b> | 0.643           |
| 一時預かり事業(緊急保育・リフレッシュ保育・一時保育)の提供 | を入れたモデル | -0.343 | <b>0.069</b> | 0.710           |
| 休日保育事業の実施                      | を入れたモデル | 0.013  | 0.971        | 1.013           |
| 延長保育事業(早朝・夕方)の実施               | を入れたモデル | -0.352 | <b>0.034</b> | 0.703           |
| 病児・病後児保育の実施                    | を入れたモデル | -0.119 | 0.636        | 0.888           |
| 0歳~2歳児の低年齢児保育の実施               | を入れたモデル | -0.305 | <b>0.059</b> | 0.737           |
| 保育園保育料金(または幼稚園授業料等)負担軽減事業の実施   | を入れたモデル | -0.609 | <b>0.000</b> | 0.544           |
| 地域の子育て支援拠点の提供                  | を入れたモデル | -0.132 | 0.488        | 0.876           |
| 乳児家庭全戸訪問事業の実施                  | を入れたモデル | -0.106 | 0.417        | 0.899           |
| 養育支援訪問事業の実施                    | を入れたモデル | -0.421 | 0.335        | 0.656           |
| 隣接自治体などと連携した広域的な保育体制の敷設        | を入れたモデル | 0.340  | 0.498        | 1.405           |

注) 太線は 10%有意水準、太線及び下線は 5%有意水準をそれぞれ満たす係数。

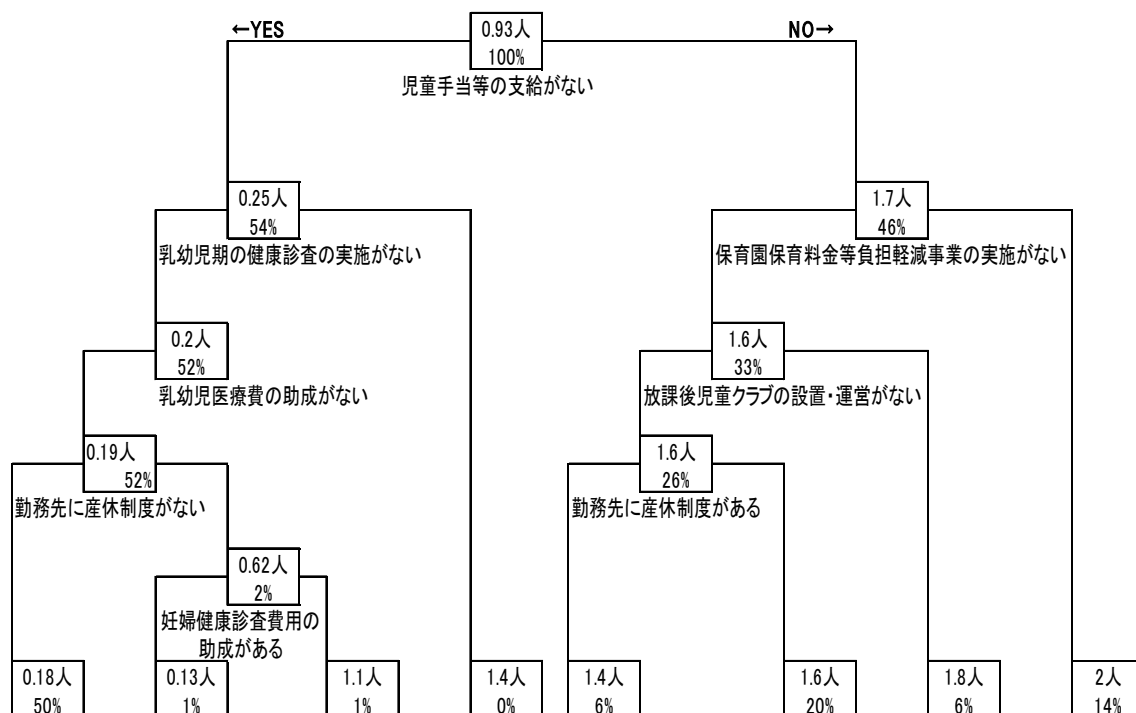
## 2.5 実際の子ども数と各種制度の組み合わせとの関連

### 2.5.1 決定木分析の結果

以下では、勤め先の制度、夫の勤め先の制度、居住している自治体の【妊娠・出産期】、【乳幼児期・学童期】のうち、どのような政策の組み合わせが子どもの数に対して影響を及ぼしているかを探索的に明らかにするために、実際の子ども数と各種制度の組み合わせとの関連を決定木分析とその延長にある AI 関連技術のひとつである、ランダムフォレストモデル等により分析した。

決定木による分析を行った結果を直感的に示したものが、以下の図表である。

図表 2-7 決定木の分析結果



一番上のボックスはサンプル全体を表し、ここからスタートする。各ボックス下の問いに対する答えが Yes の場合、左側に進むようになっている。例えば、回答者の居住する地域で、児童手当等の支給がない場合、答えは Yes であるので、左側に進む。逆に児童手当等の支給がある場合、答えは No であるので、右に進むことになる。

この結果から、自治体政策の児童手当等の支給や保育料への支援、乳幼児医療への助成等や、勤務先の産休制度の有無がキーとなる可能性を読み取ることができる。

各自治体は、政策のパッケージとして、「児童手当等の支給」「保育料の助成」「学童の設置運営」を、政策としてセットで整備しなければならないと言えるだろう。それと同時に、民間企業としては「産休制度」のあることが、こうした自治体の政策を補完するものとして重要であることが分かる。つまり、官民合わせた社会全体として、これらをパッケージとして整備していくことが重要であること、即ちどれか一つの政策でも欠けていると、これらの政策の効果が弱くなってしまうことを示している。

## 2.5.2 ランダムフォレスト分析の結果

次に、政策パッケージから、個別の政策の効果として重要なものは何か、について確認していく。

各個別の政策の重要性を判断するため、ランダムフォレスト分析を行った。先ほどの決定木分析を何度も繰り返すことで、より精緻なモデルを形成できることが知られている。その結果、子ども数を決定するうえで重要な役割を果たしていることが繰り返し確認できる政策が浮かび上がることになる。

その結果を示したものが、以下の表である。この結果表におけるポイントは三つほど指摘できる。

- ・勤め先の制度よりも、居住自治体の施策の重要性が目立つ結果となっている。
- ・自治体政策の中で、子ども数に及ぼす影響が強いものは、現金給付に関する政策である
- ・乳幼児期・学童期に関する政策の影響度が高い

図表 2-8 制度の重要度

| 順位 | 制度名                                       | 重要度      |
|----|-------------------------------------------|----------|
| 1  | 【乳幼児期・学童期】／児童手当等の支給                       | 0.139797 |
| 2  | 【乳幼児期・学童期】／乳幼児医療費の助成                      | 0.094833 |
| 3  | 【乳幼児期・学童期】／乳幼児期の健康診査（3歳児健診、5歳児健診など）の実施    | 0.091267 |
| 4  | 【妊娠・出産期】／出産手当あるいは出産育児一時金の支給               | 0.063719 |
| 5  | 【乳幼児期・学童期】／乳児家庭全戸訪問事業の実施                  | 0.034678 |
| 6  | 【妊娠・出産期】／妊婦健康診査にかかる費用の助成                  | 0.032901 |
| 7  | 【乳幼児期・学童期】／保育園保育料金（または幼稚園授業料等）負担軽減事業の実施   | 0.030356 |
| 8  | 【乳幼児期・学童期】／子育て支援のための本（冊子・電子）の発行           | 0.02917  |
| 9  | 【乳幼児期・学童期】／児童館の設置・運営                      | 0.027815 |
| 10 | 【乳幼児期・学童期】／子育て支援センターの設置・運営                | 0.025287 |
| 11 | 【妊娠・出産期】／妊娠・出産・育児のための講座設置                 | 0.023052 |
| 12 | 夫_家族手当/育児手当の支給                            | 0.021682 |
| 13 | 【乳幼児期・学童期】／離乳食の進め方教室の実施                   | 0.021605 |
| 14 | 【乳幼児期・学童期】／放課後児童クラブの設置・運営                 | 0.020483 |
| 15 | 【乳幼児期・学童期】／母親（父親）のための交流の場の提供              | 0.019805 |
| 16 | 【乳幼児期・学童期】／子育てクーポン事業の実施                   | 0.017109 |
| 17 | 産前産後休業制度（産休）                              | 0.016246 |
| 18 | 【乳幼児期・学童期】／0歳～2歳児の低年齢児保育の実施               | 0.016087 |
| 19 | 【乳幼児期・学童期】／延長保育事業（早朝・夕方）の実施               | 0.015784 |
| 20 | 【妊娠・出産期】／妊娠・出産・育児についての相談所（相談会）の設置         | 0.015219 |
| 21 | 【乳幼児期・学童期】／一時預かり事業（緊急保育・リフレッシュ保育・一時保育）の提供 | 0.012868 |
| 22 | 【妊娠・出産期】／妊婦の孤立を防ぐための交流の場の提供               | 0.012367 |
| 23 | 夫_フレックスタイム制度                              | 0.012284 |
| 24 | 短時間勤務制度                                   | 0.01226  |
| 25 | 【乳幼児期・学童期】／ファミリー・サポート・センターの設立・運営          | 0.011261 |
| 26 | 【乳幼児期・学童期】／地域の子育て支援拠点の提供                  | 0.011046 |
| 27 | 夫_残業時間の制限を設ける制度                           | 0.010698 |
| 28 | 【妊娠・出産期】／不妊治療に対する補助金の交付                   | 0.009726 |
| 29 | 【乳幼児期・学童期】／子育て支援サイトの開設                    | 0.009573 |
| 30 | 夫_始業・終業時間の繰り上げ下げ                          | 0.009167 |



### 2.5.3 iRF(iterative Random Forest)分析の結果

ランダムフォレスト分析では、上述したように、個々の政策で有効なものを知ることができる。機械学習は変数間の交互作用（Interactions）、特に、高次の交互作用（higher-order variable interactions）を考慮に入れ分析を行うことができるところに、重回帰分析のようなパラメトリックな通常の分析と比較した強い優位性がある。しかしながら、実際の交互作用の構造は複雑を極め、ブラックボックスになっており、人間が理解できる形で示すことが非常に難しかった。

そうした問題に対処するアルゴリズムを提唱したのが、Basu, S., Kumbier, K., Brown, J. B., & Yu, B. (2018). *Iterative random forests to discover predictive and stable high-order interactions*. *Proceedings of the National Academy of Sciences*, 115(8), 1943-1948.である。もともとこの論文は、生物の個体に現われる特質が、どのような遺伝子の組み合わせにより発現するのかを知るために開発された手法（アルゴリズム）を紹介するために書かれたものである。

しかしながら、直感的に、社会学分野での応用可能性の高さを感じ取ることができよう。このアルゴリズム（以後、iRF(iterative Random Forest)と呼ぶ）により、同時に提供することで子ども数を増やすことに貢献できる政策パッケージ（政策の組み合わせ）を知ることができるようになった。つまり、先ほど行った決定木分析において、直感的に、「児童手当等の支給」「保育料の助成」等をパッケージとして提供することの重要性を指摘したが、このiRFにより、より正確な形で把握することが可能となったと言えよう。

より具体的に言えば、iRF は、上述のランダムフォレスト分析を複数回繰り返すプロセスから、共通して安定的に観察される高次を含む諸変数間の交互作用を見出す手法である。

その結果を示したものが、以下の表である。

この結果から、現金を給付する政策が中心的な役割を果たしていることがうかがわれる。その一方で、乳幼児期健康診査の実施、がやや異質な存在として映る。乳幼児期健康診査は乳幼児医療費の助成や、保育料の負担軽減とセットで導入することによって効果が見込まれる、という結果を示している。現金の給付が、非常に重要でありつつも、子どもの健康を確保するために、行政が積極的に関与していることが重要なことがうかがわれる。

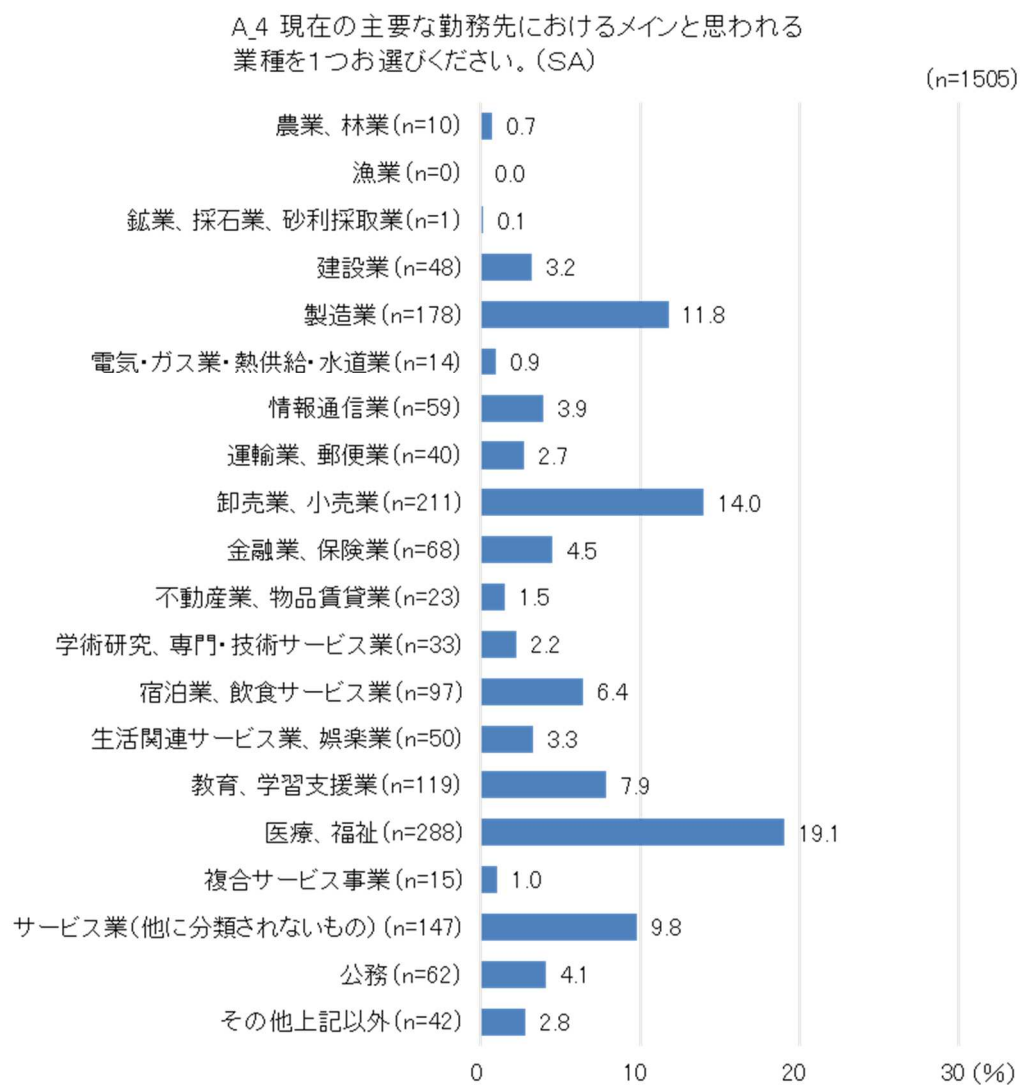
図表 2-9 セットで施策を導入する際の重要度

| 交差項                            | 重要度   |
|--------------------------------|-------|
| 出産手当出産育児一時金支給 × 乳幼児期健康診査実施     | 0.767 |
| 出産手当出産育児一時金支給 × 保育料金等負担軽減事業    | 0.7   |
| 乳幼児期健康診査実施 × 乳幼児医療費助成          | 0.7   |
| 乳幼児期健康診査実施 × 保育料金等負担軽減事業       | 0.7   |
| 児童手当等の支給 × 保育料金等負担軽減事業         | 0.6   |
| 児童手当等の支給 × 乳幼児期健康診査実施          | 0.533 |
| 保育料金等負担軽減事業 × 乳児家庭全戸訪問事業       | 0.533 |
| 妊婦健康診査費用の助成 × 乳幼児期健康診査実施       | 0.5   |
| 子育て支援本の発行 × 乳幼児期健康診査実施         | 0.5   |
| 乳幼児期健康診査実施 × 放課後児童クラブの設置・運営    | 0.5   |
| 乳幼児医療費助成 × 保育料金等負担軽減事業         | 0.5   |
| 産休制度 × 児童手当等の支給                | 0.467 |
| 出産手当出産育児一時金支給 × 児童手当等の支給       | 0.467 |
| 出産手当出産育児一時金支給 × 子育て支援本の発行      | 0.467 |
| 児童手当等の支給 × 乳児家庭全戸訪問事業          | 0.467 |
| 乳幼児期健康診査実施 × 児童館の設置・運営         | 0.467 |
| 乳幼児期健康診査実施 × 乳児家庭全戸訪問事業        | 0.467 |
| 産休制度 × 乳幼児期健康診査実施              | 0.433 |
| 乳幼児医療費助成 × 放課後児童クラブの設置・運営      | 0.433 |
| 乳幼児医療費助成 × 乳児家庭全戸訪問事業          | 0.433 |
| 出産手当出産育児一時金支給 × 放課後児童クラブの設置・運営 | 0.4   |
| 妊婦健康診査費用の助成 × 児童手当等の支給         | 0.4   |
| 子育て支援本の発行 × 保育料金等負担軽減事業        | 0.4   |
| 母親(父親)のための交流の場の提供 × 乳幼児期健康診査実施 | 0.4   |
| 乳幼児医療費助成 × 児童館の設置・運営           | 0.4   |
| 出産手当出産育児一時金支給 × 乳幼児医療費助成       | 0.367 |
| 乳幼児期健康診査実施 × 児童手当等の支給2         | 0.367 |
| 放課後児童クラブの設置・運営 × 児童館の設置・運営     | 0.367 |
| 放課後児童クラブの設置・運営 × 保育料金等負担軽減事業   | 0.367 |
| 産休制度 × 出産手当出産育児一時金支給           | 0.333 |

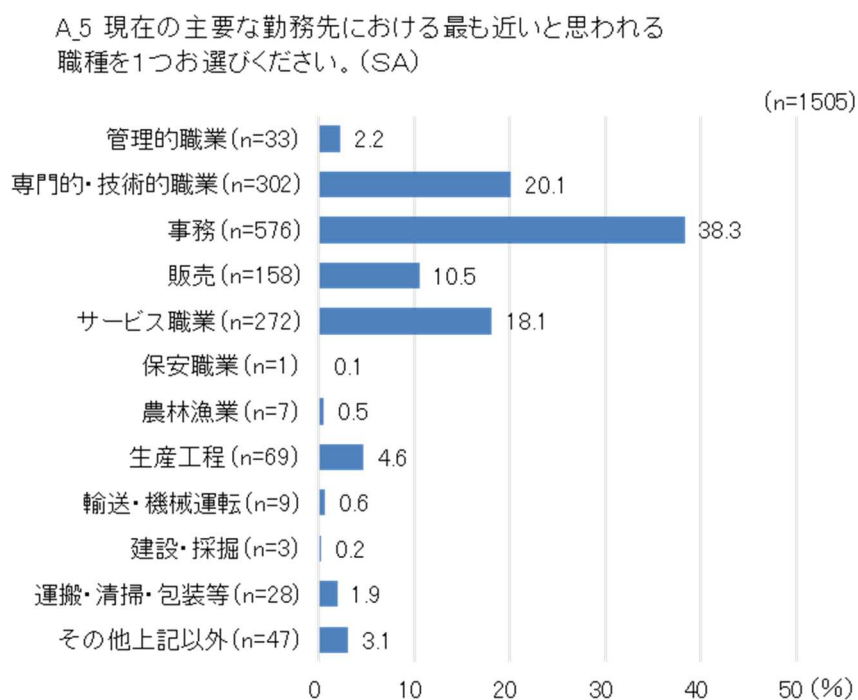
## 2.6 単純集計結果

### 2.6.1 回答者本人

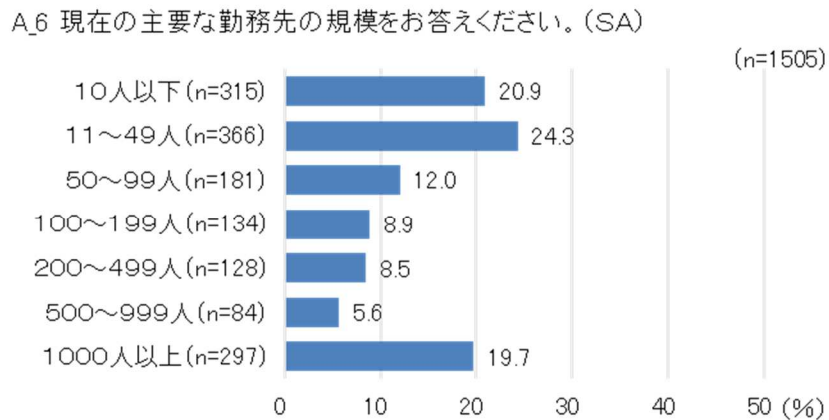
業種については医療・福祉が多くなっていた。



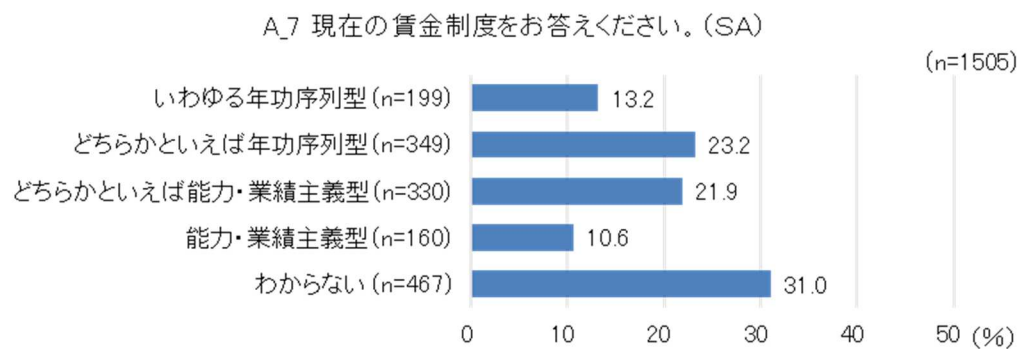
職種については事務が多くなっていた。



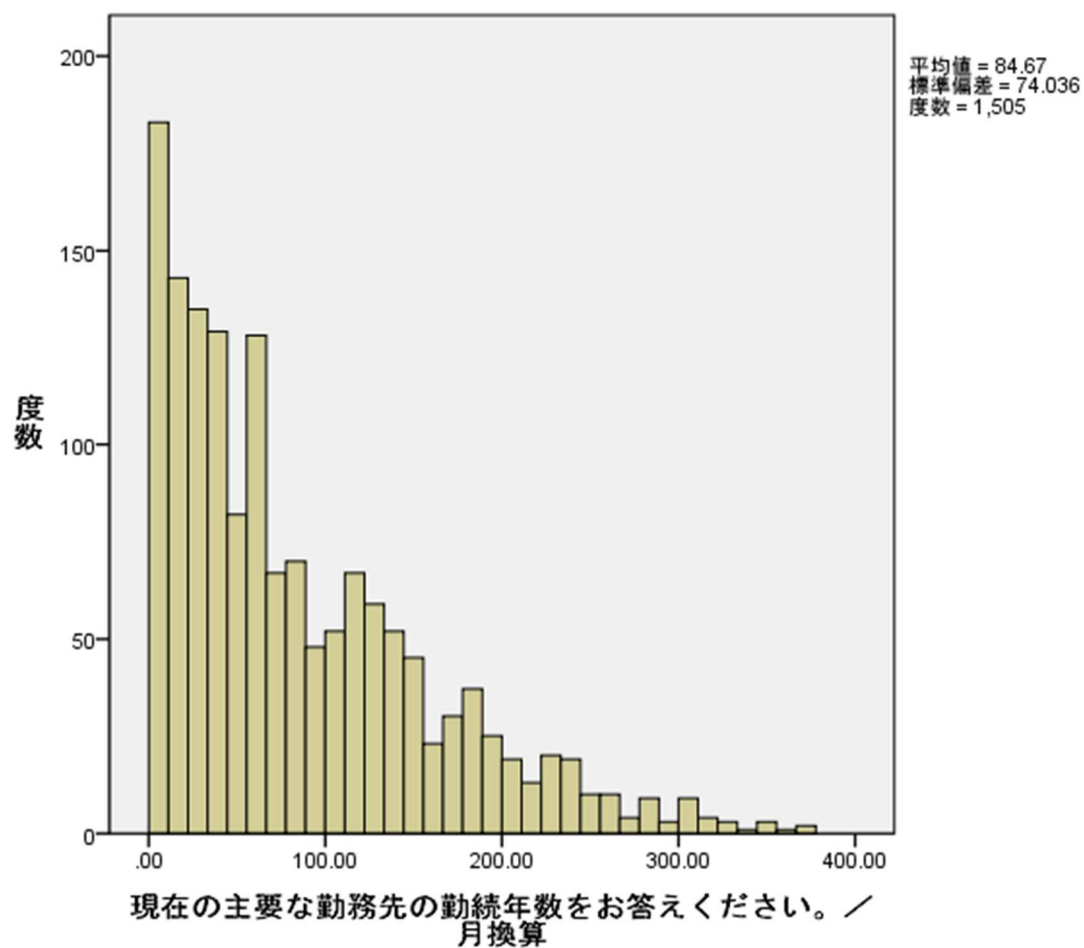
規模については11~49人が多くなっていた。



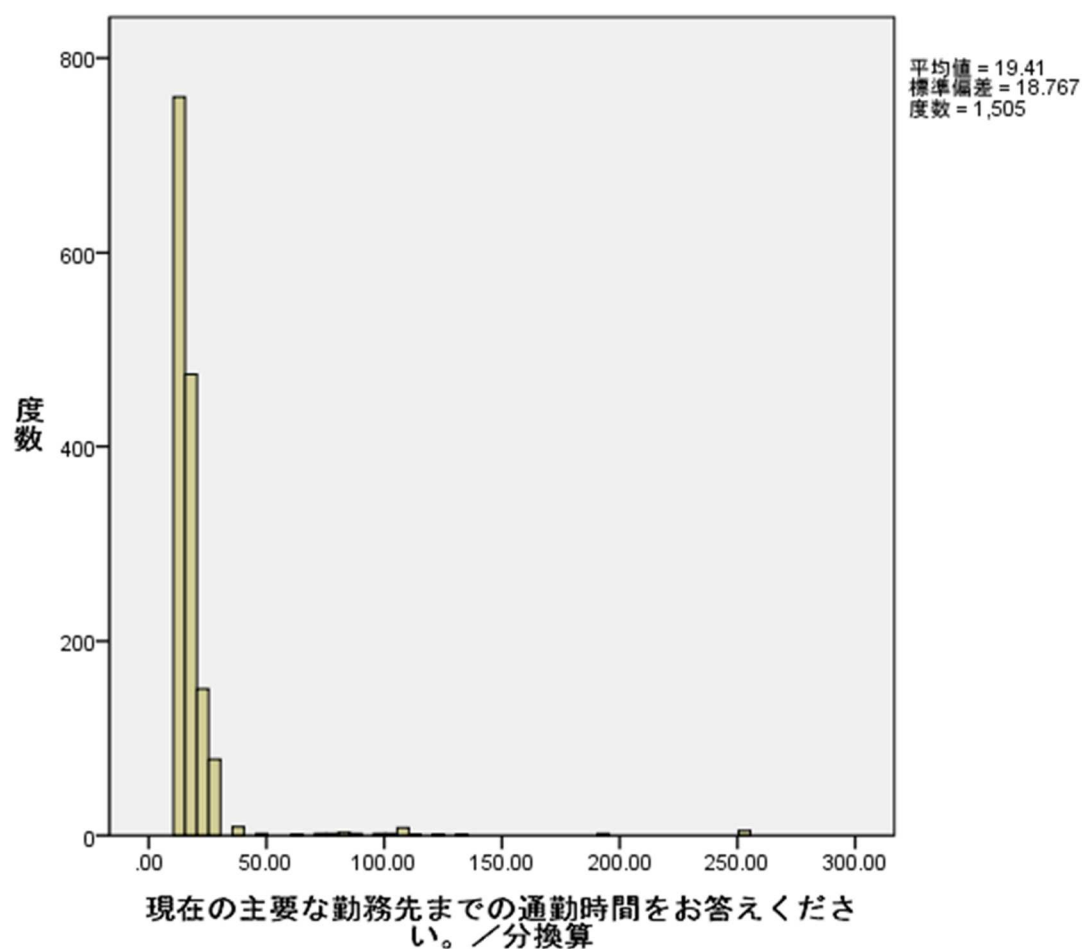
賃金制度については「わからない」に続いて、「どちらかといえば年功序列型」が多くなっていた。



現在の主要な勤務先の勤続年数は、平均で約 7 年であった。

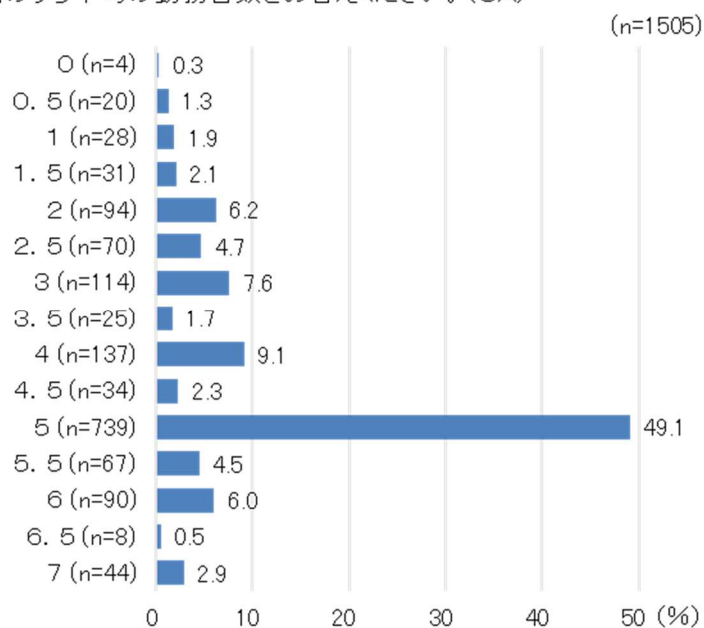


現在の主要な勤務先の通勤時間は、平均で約 19 分であった。



1 週間のうちの平均勤務日数については 5 日が多くなっていた。

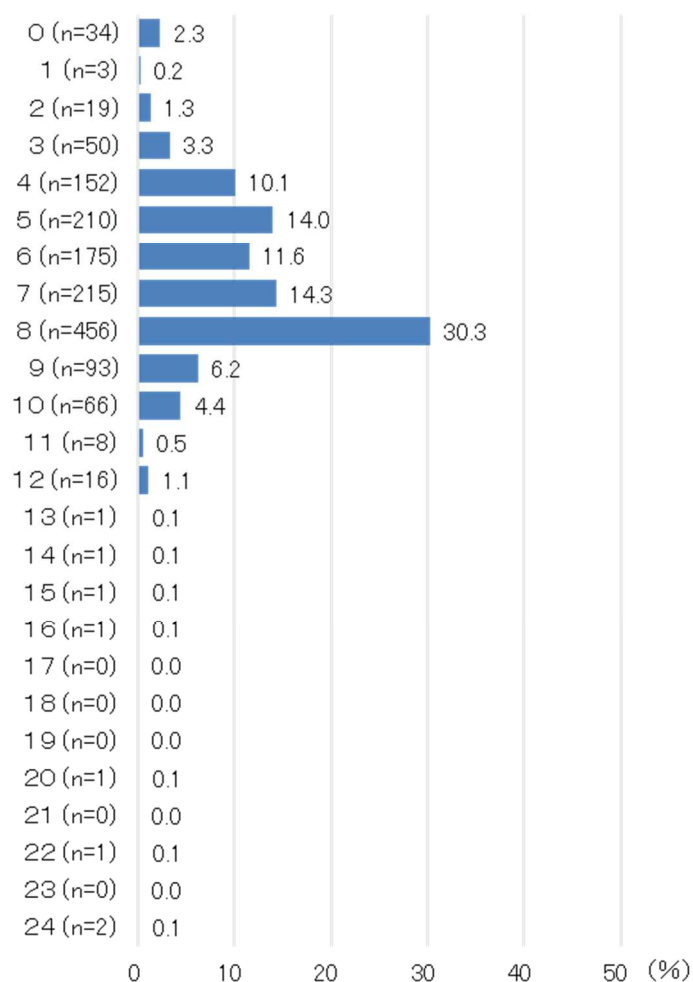
A\_10 1 週間のうち平均の勤務日数をお答えください。(SA)



本年度（2019 年度）の 1 日（就業日）の平均勤務時間については 8 時間が多くなっていた。

A\_12\_1 本年度(2019年度)の1日(就業日)の平均勤務時間  
をお答えください。／時間(SA)

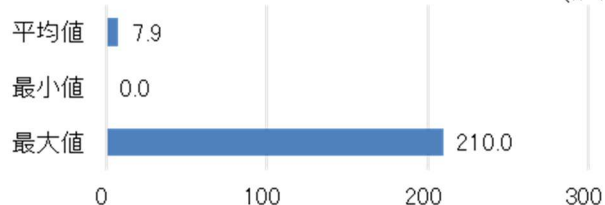
(n=1505)



有給休暇の年間取得日数については平均 7.9 日であった。

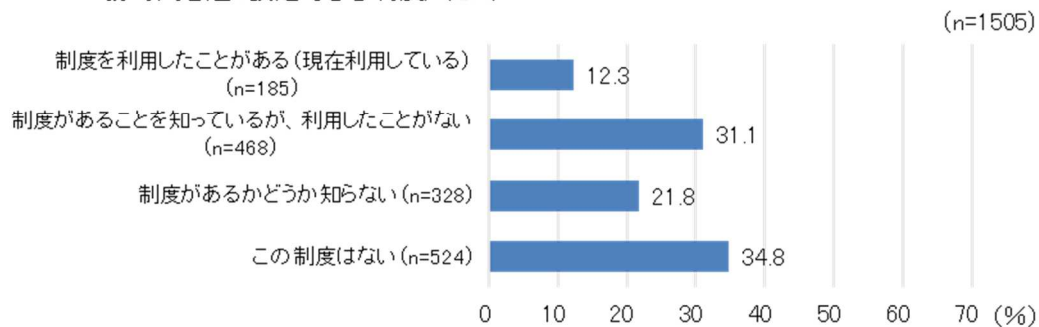
A\_13\_1 有給休暇は年間平均で約何日取得していますか？／日 (NU)

(n=1505)



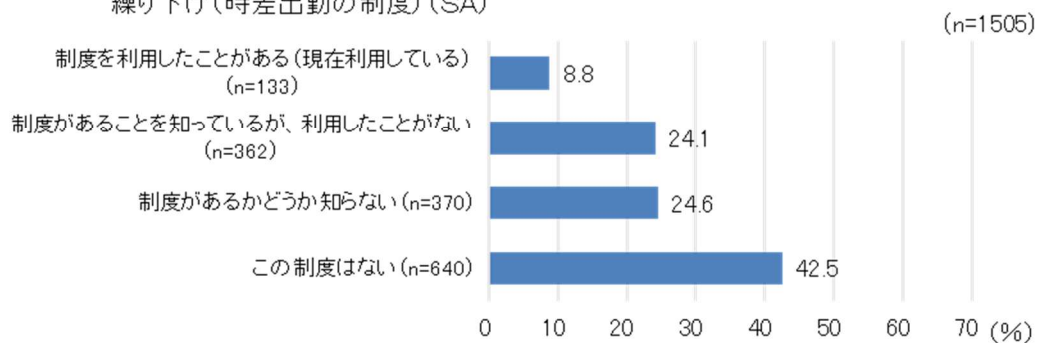
勤務先の子育て支援制度／短時間勤務制度については「この制度はない」が多くなっていた。

A\_14\_1 現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／短時間勤務制度(通常より勤務時間を短く設定できる制度)(SA)



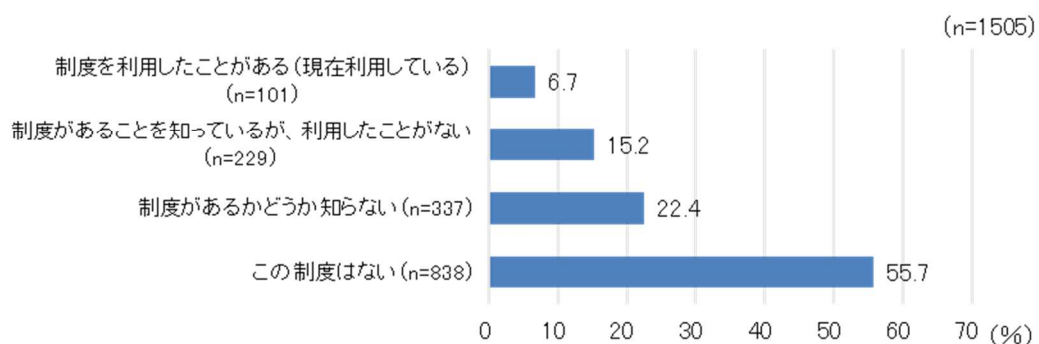
勤務先の子育て支援制度／時差出勤制度については「この制度はない」が多くなっていた。

A\_14\_2 現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／始業・終業時間の繰り上げ・繰り下げ(時差出勤の制度)(SA)



勤務先の子育て支援制度／フレックスタイム制度については「この制度はない」が多くなっていた。

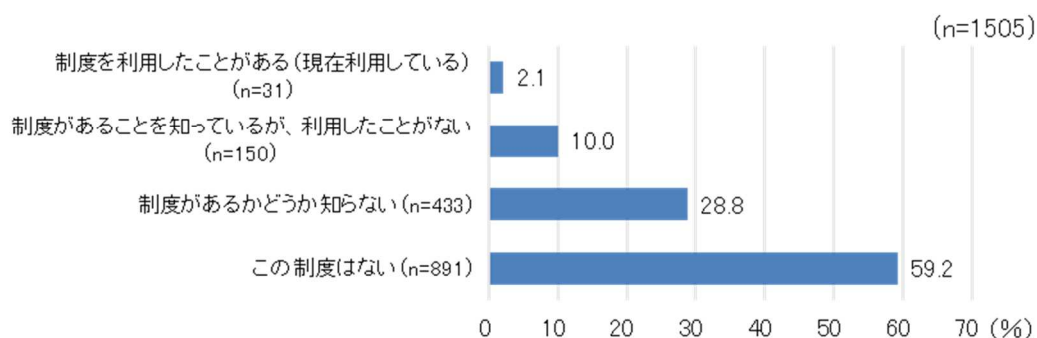
A\_14\_3 現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／フレックスタイム制度(SA)





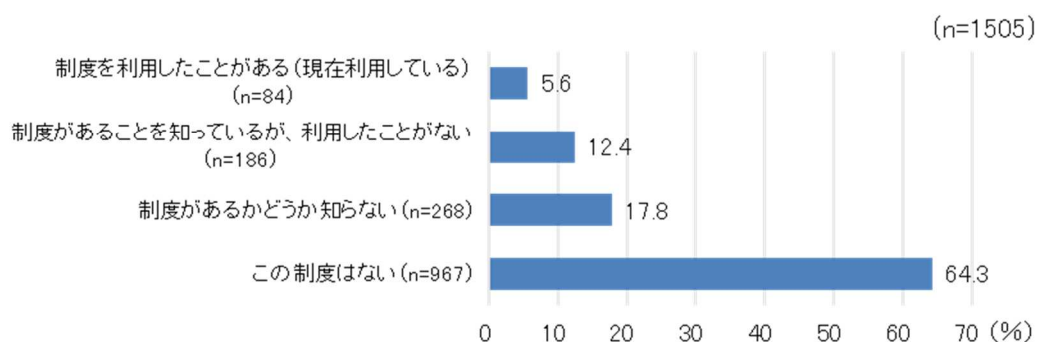
勤務先の子育て支援制度／裁量労働制度については「この制度はない」が多くなっていた。

A\_14\_4 現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／裁量労働制度(SA)



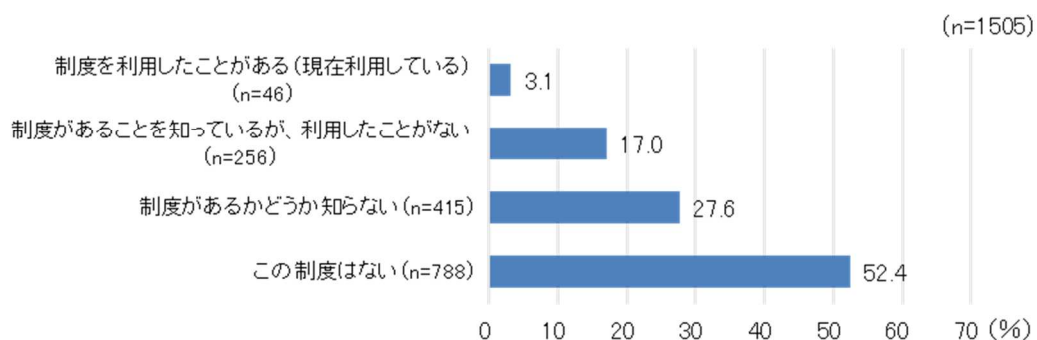
勤務先の子育て支援制度／在宅勤務制度については「この制度はない」が多くなっていた。

A\_14\_5 現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／在宅勤務制度(SA)



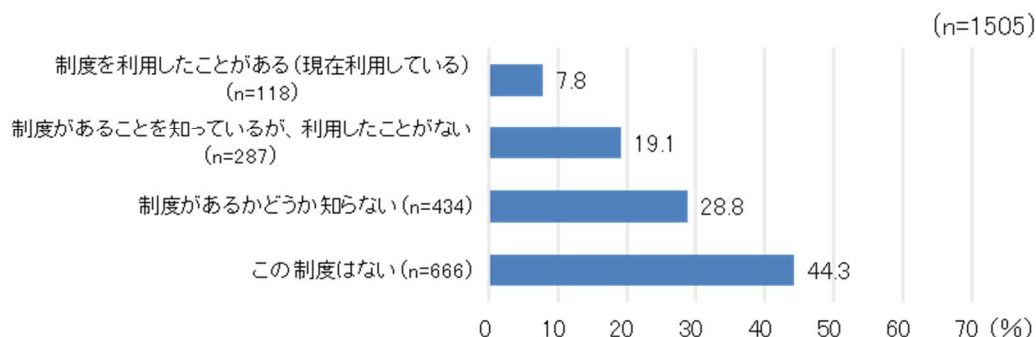
勤務先の子育て支援制度／深夜業務の制限を設ける制度については「この制度はない」が多くなっていた。

A\_14\_6 現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／深夜業務の制限を設ける制度(SA)



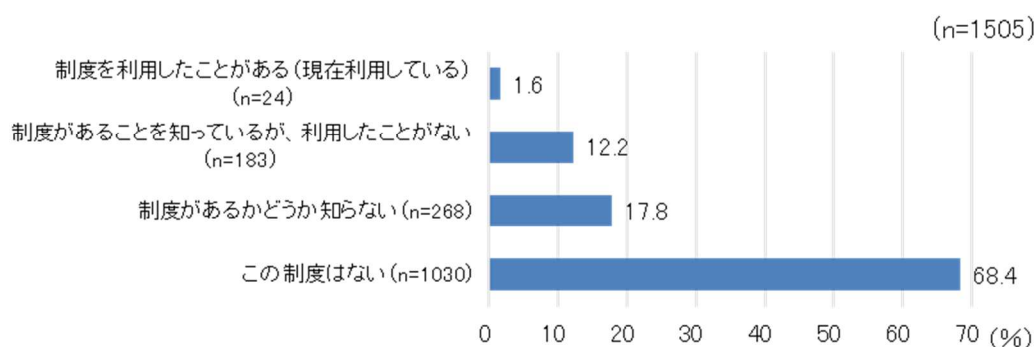
勤務先の子育て支援制度／時間外労働（残業時間）の制限を設ける制度については「この制度はない」が多くなっていた。

A\_14.7 現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／時間外労働（残業時間）の制限を設ける制度（SA）



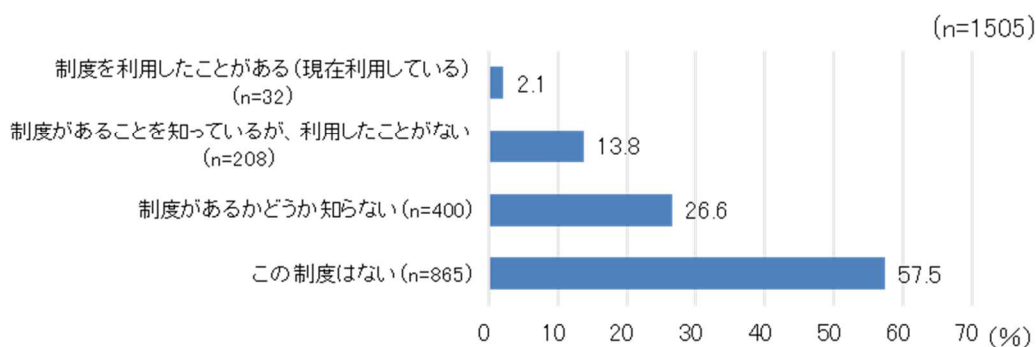
勤務先の子育て支援制度／事業所内の託児施設（保育施設）の設置・運営については「この制度はない」が多くなっていた。

A\_14.8 現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／事業所内の託児施設（保育施設）の設置・運営（SA）



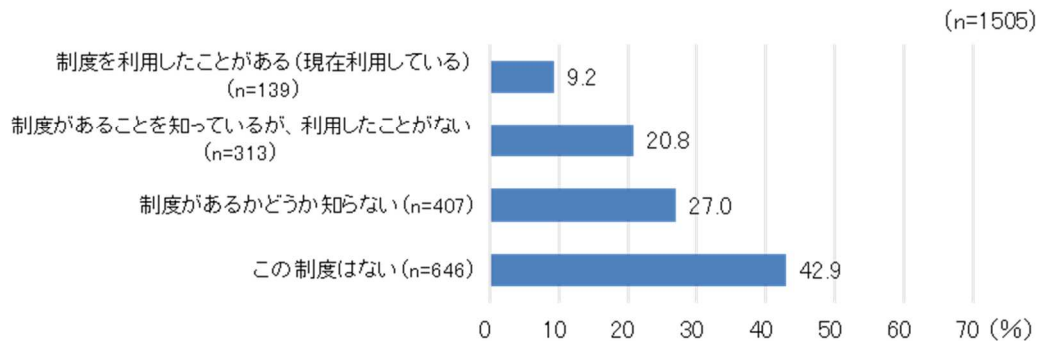
勤務先の子育て支援制度／育児サービス利用等に対する援助措置については「この制度はない」が多くなっていた。

A\_14.9 現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／育児サービス利用等に対する援助措置（SA）



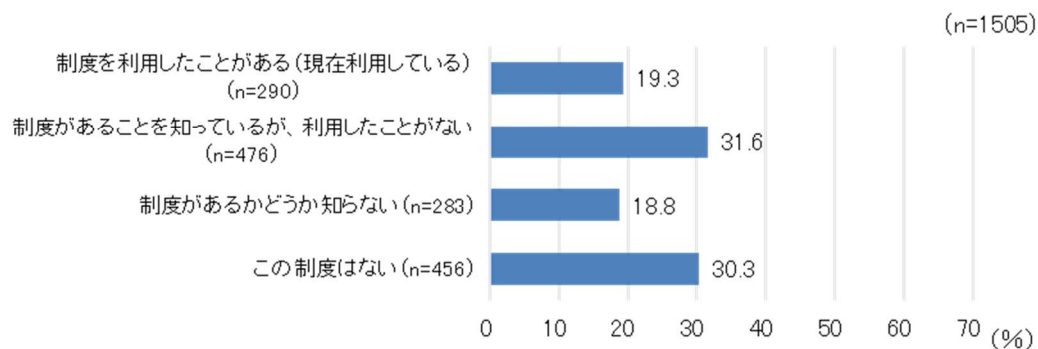
勤務先の子育て支援制度／育児休暇取得の推進に関する制度については「この制度はない」が多くなっていた。

A\_14\_10 現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？  
利用状況を合わせてお答えください。／育児休暇取得の推進に関する制度(SA)



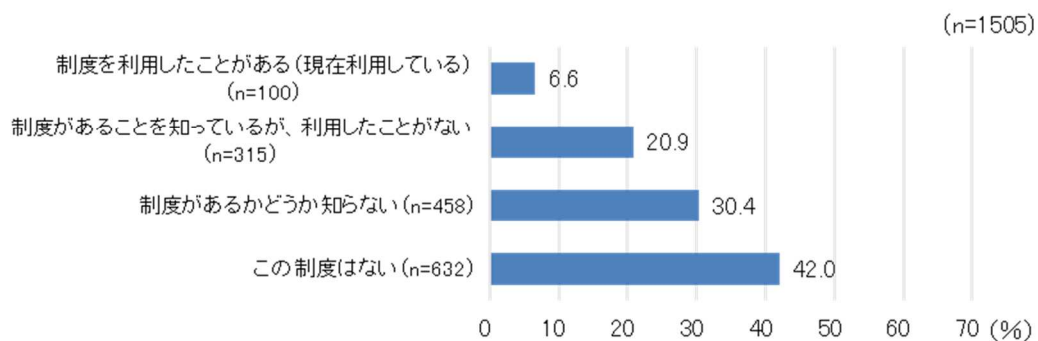
勤務先の子育て支援制度／産前産後休業制度については「制度があることを知っているが、利用したことがない」が多くなっていた。

A\_14\_11 現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？  
利用状況を合わせてお答えください。／産前産後休業制度(産休)(SA)



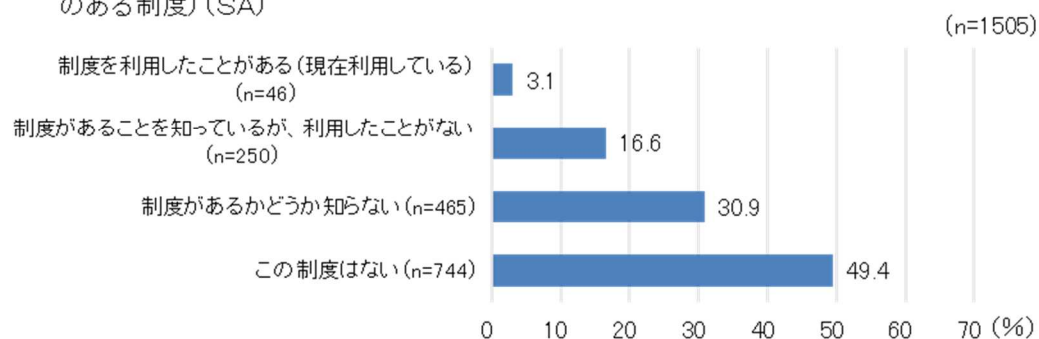
勤務先の子育て支援制度／育児休暇復帰後の就業サポートについては「この制度はない」が多くなっていた。

A\_14\_12 現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？  
利用状況を合わせてお答えください。／育児休暇復帰後の就業サポート(SA)



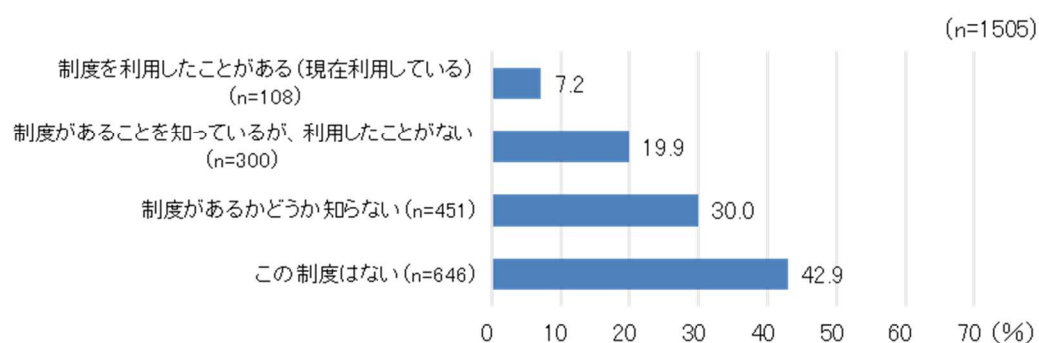
勤務先の子育て支援制度／育児期の従業員の転勤の配慮については「この制度はない」が多くなっていた。

A\_14\_13 現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？  
利用状況を合わせてお答えください。／転勤の配慮（育児期の従業員の転勤に配慮のある制度）（SA）

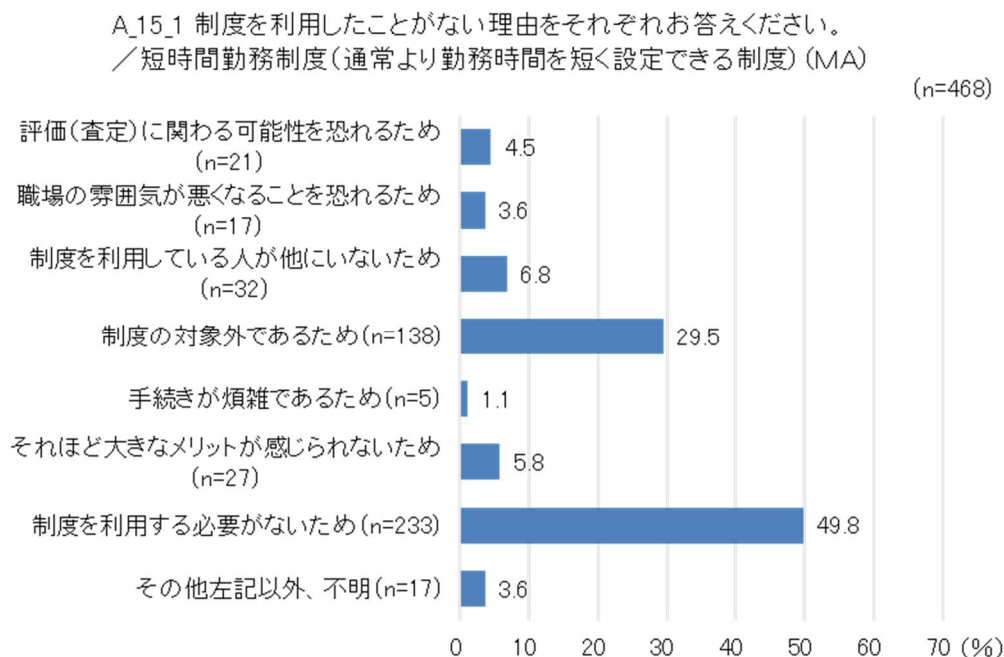


勤務先の子育て支援制度／家族手当（あるいは育児手当）の支給については「この制度はない」が多くなっていた。

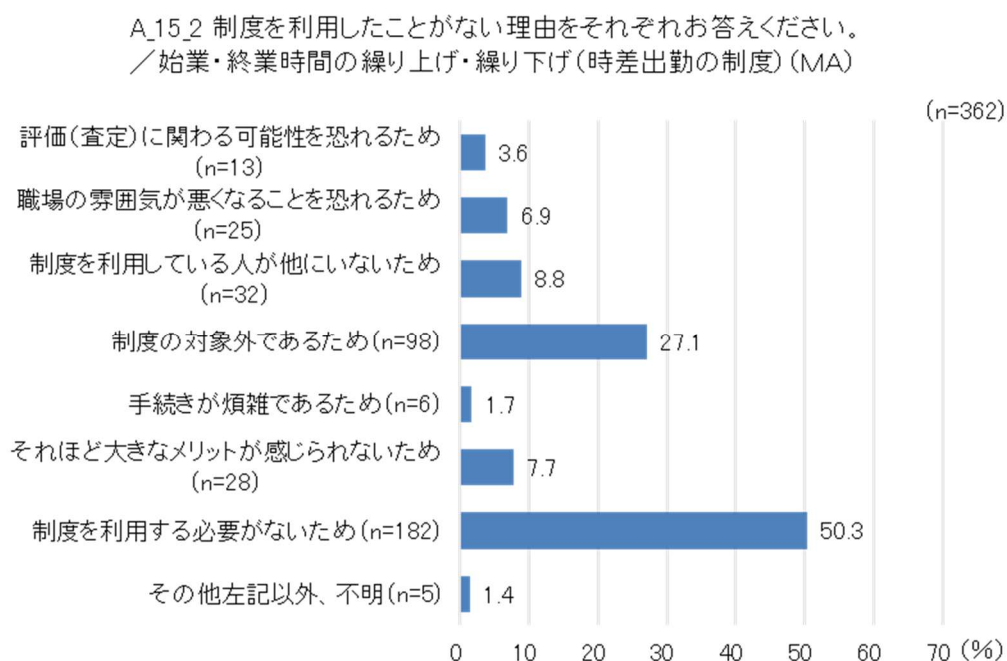
A\_14\_14 現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？  
利用状況を合わせてお答えください。／家族手当（あるいは育児手当）の支給（SA）



短時間勤務制度を利用したことがない理由については「制度を利用する必要がないため」が多くなっていた。

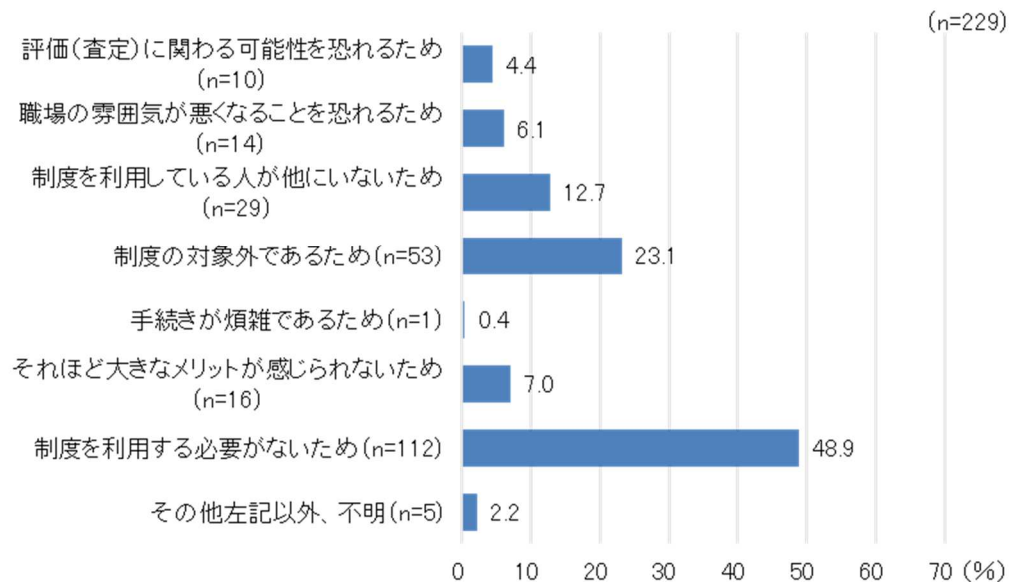


始業・就業時間の繰り上げ・繰り下げ制度を利用したことがない理由については「制度を利用する必要がないため」が多くなっていた。



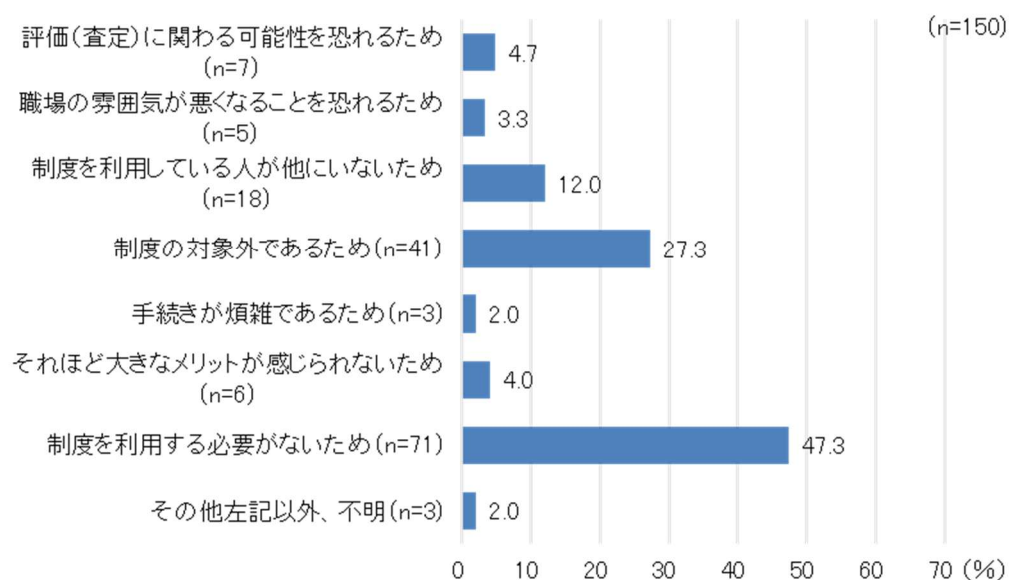
フレックスタイム制度を利用したことがない理由については「制度を利用する必要がないため」が多くなっていた。

A\_15\_3 制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。  
／フレックスタイム制度(MA)



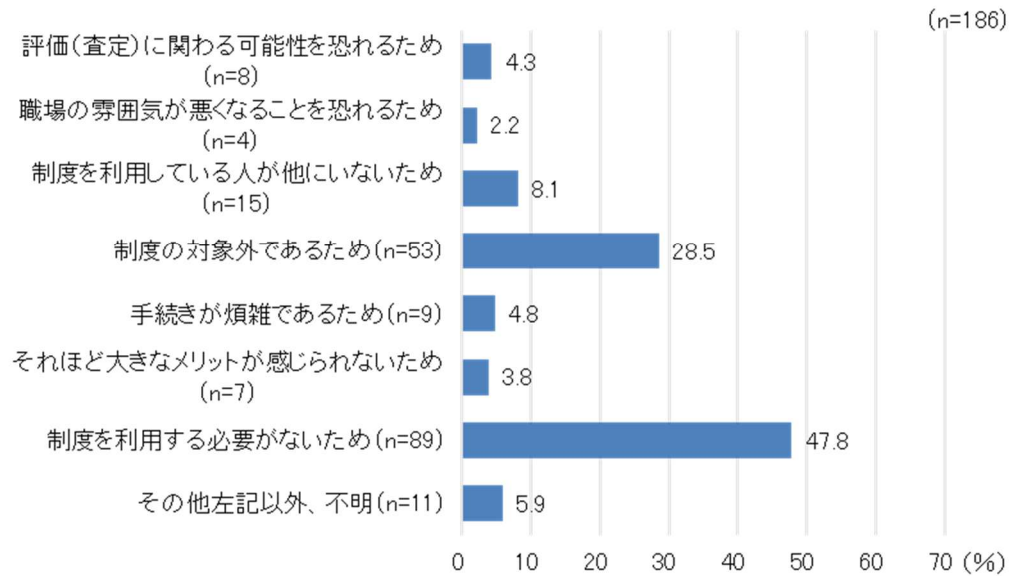
裁量労働制度を利用したことがない理由については「制度を利用する必要がないため」が多くなっていた。

A\_15\_4 制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。  
／裁量労働制度(MA)



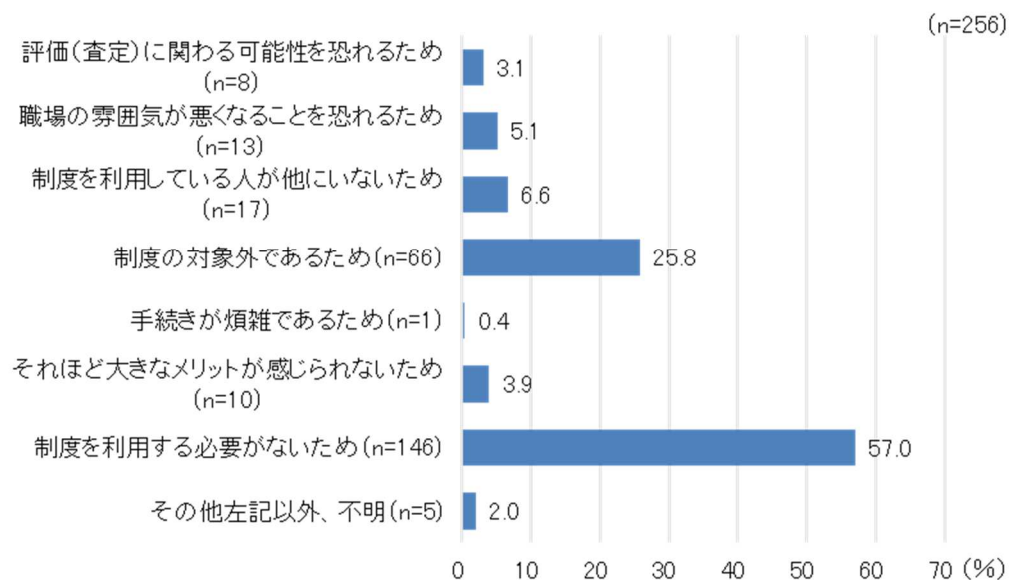
在宅勤務制度を利用したことがない理由については「制度を利用する必要がないため」が多くなっていた。

A\_15\_5 制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。  
／在宅勤務制度(MA)



深夜残業の制限を設ける制度を利用したことがない理由については「制度を利用する必要がないため」が多くなっていた。

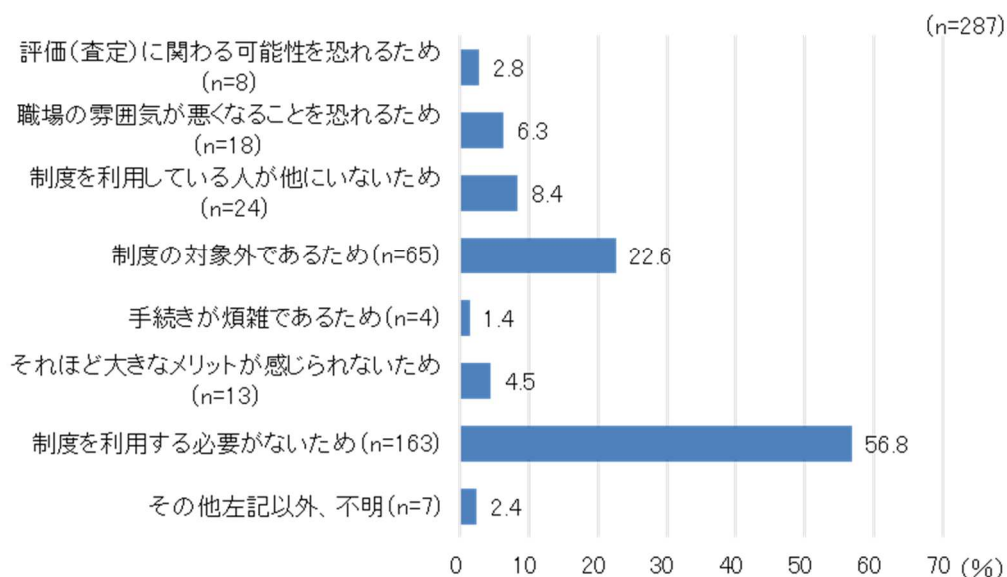
A\_15\_6 制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。  
／深夜業務の制限を設ける制度(MA)





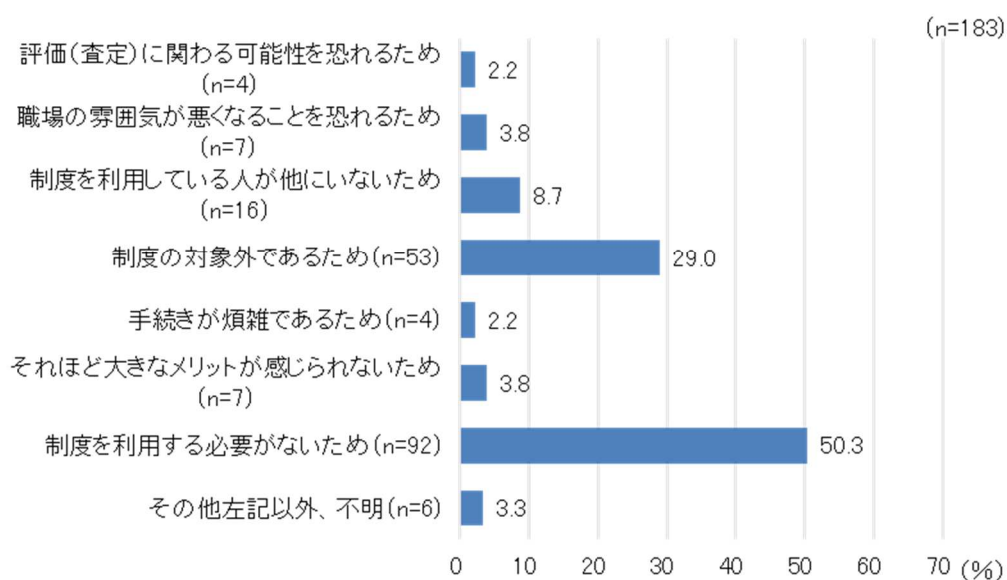
時間外労働（残業時間）の制限を設ける制度を利用したことがない理由については「制度を利用する必要がないため」が多くなっていた。

A\_15\_7 制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。  
／時間外労働（残業時間）の制限を設ける制度(MA)



事業所内の託児施設（保育施設）の設置・運営制度を利用したことがない理由については「制度を利用する必要がないため」が多くなっていた。

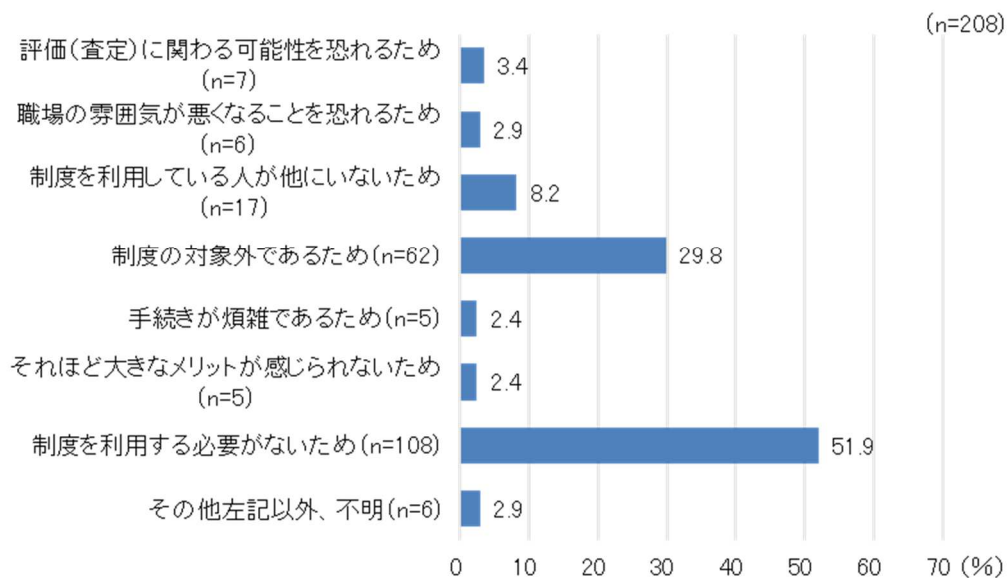
A\_15\_8 制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。  
／事業所内の託児施設（保育施設）の設置・運営(MA)





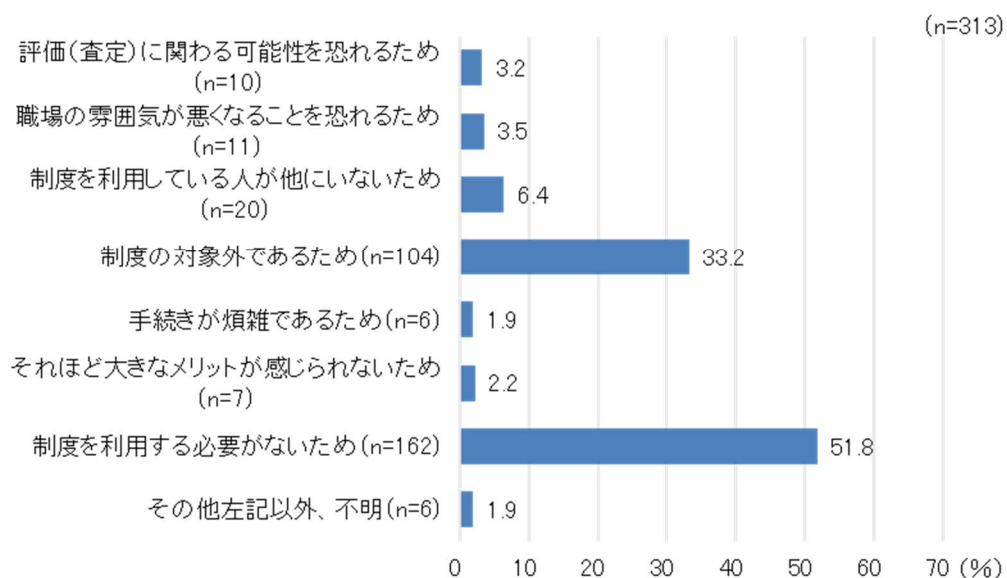
育児サービス利用等に対する援助措置制度を利用したことがない理由については「制度を利用する必要がないため」が多くなっていた。

A\_15\_9 制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。  
／育児サービス利用等に対する援助措置(MA)



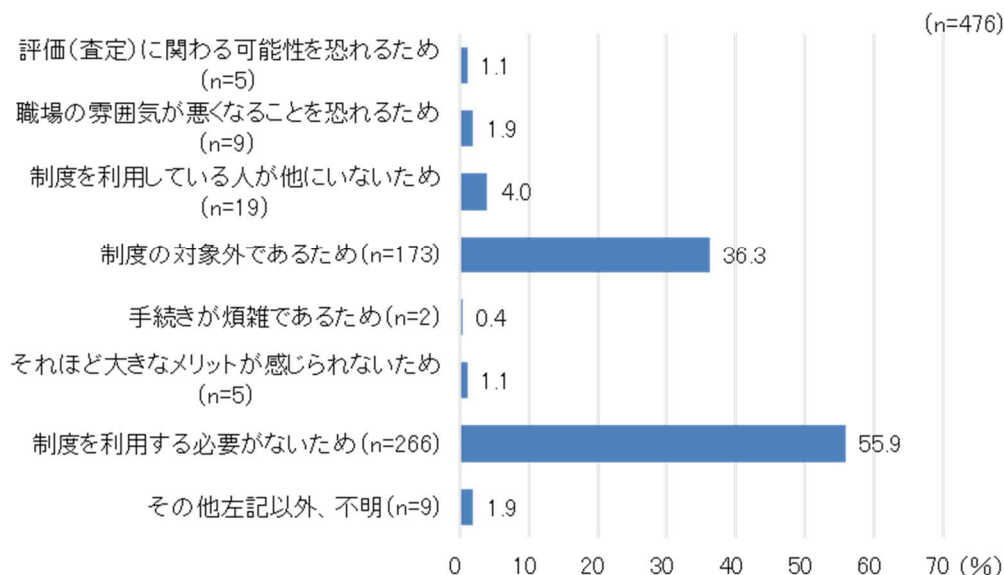
育児休暇取得の推進に関する制度を利用したことがない理由については「制度を利用する必要がないため」が多くなっていた。

A\_15\_10 制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。  
／育児休暇取得の推進に関する制度(MA)



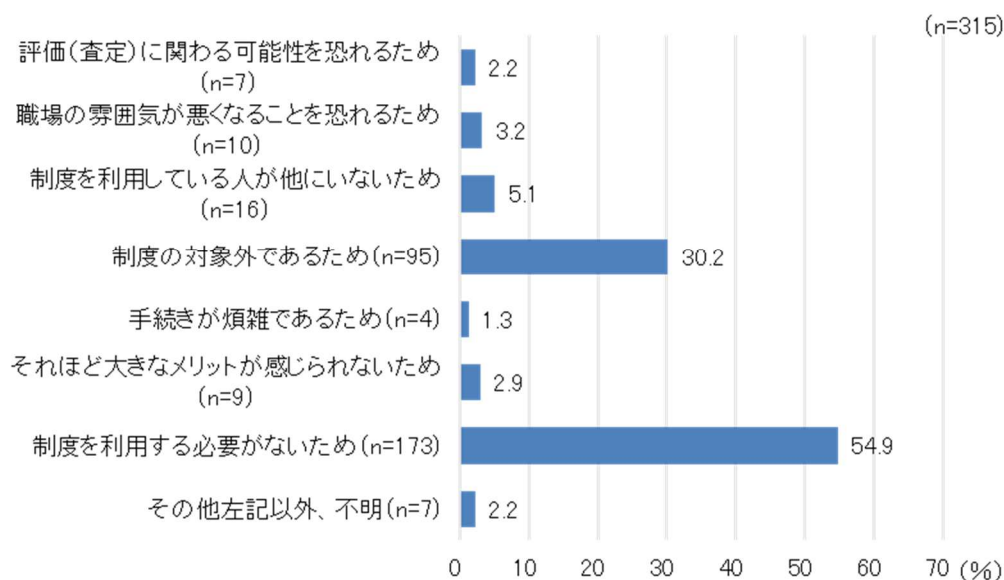
産前産後休業制度を利用したことがない理由については「制度の対象外であるため」が多くなっていた。

A\_15\_11 制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。  
／産前産後休業制度(産休) (MA)



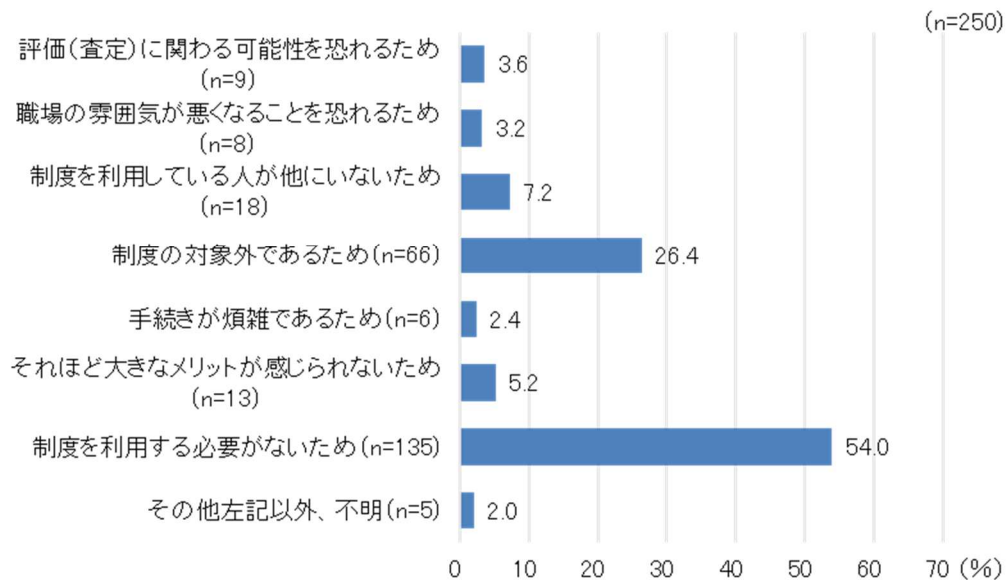
育児休暇復帰後の就業サポート制度を利用したことがない理由については「制度を利用する必要がないため」が多くなっていた。

A\_15\_12 制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。  
／育児休暇復帰後の就業サポート (MA)



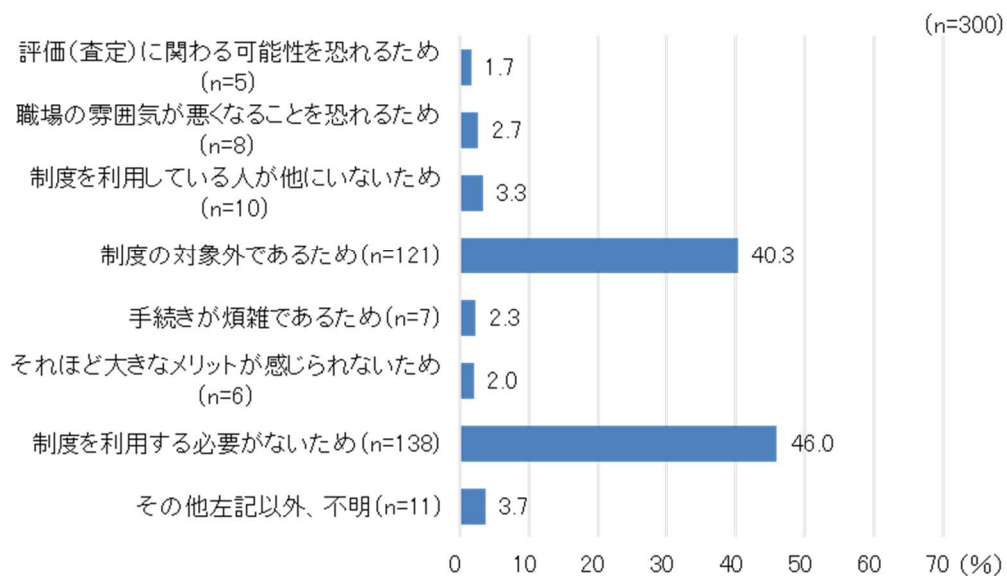
育児期の従業員の転記の配慮制度を利用したことがない理由については「制度を利用する必要がないため」が多くなっていた。

A\_15\_13 制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。  
／転勤の配慮(育児期の従業員の転勤に配慮のある制度) (MA)



家族手当（あるいは育児手当）制度を利用したことがない理由については「制度を利用する必要がないため」が多くなっていた。

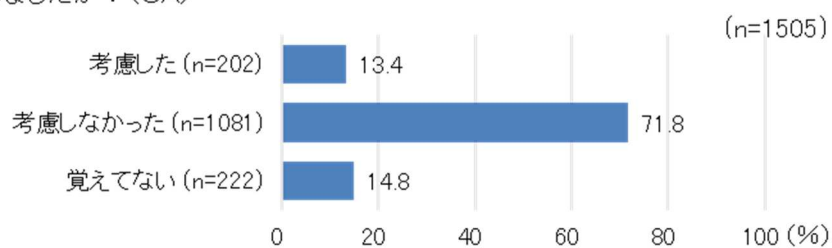
A\_15\_14 制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。  
／家族手当(あるいは育児手当)の支給(MA)



勤務先特有の制度はなしが多かった。

入社（入職）の際に勤務先の子育て支援に関する諸制度について考慮したかどうかについては「考慮しなかった」が多くなっていた。

A\_17 入社(入職)の際に、勤務先の子育て支援に関する諸制度について  
考慮しましたか？(SA)

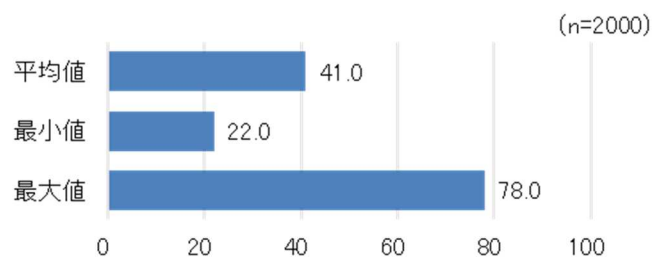


勤務先にあるとよいと考える制度としては、フレックスタイム制度や短時間勤務、在宅勤務、家族手当の回答が多かった。

## 2.6.2 配偶者

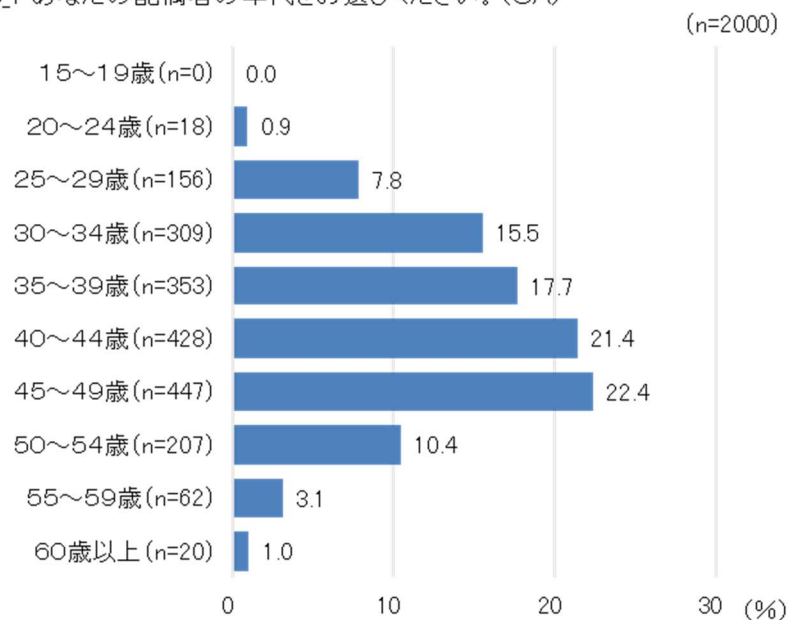
配偶者の年齢については平均 41.0 歳であった。

B\_0\_1 あなたの配偶者の年齢をお知らせください。／歳(NU)

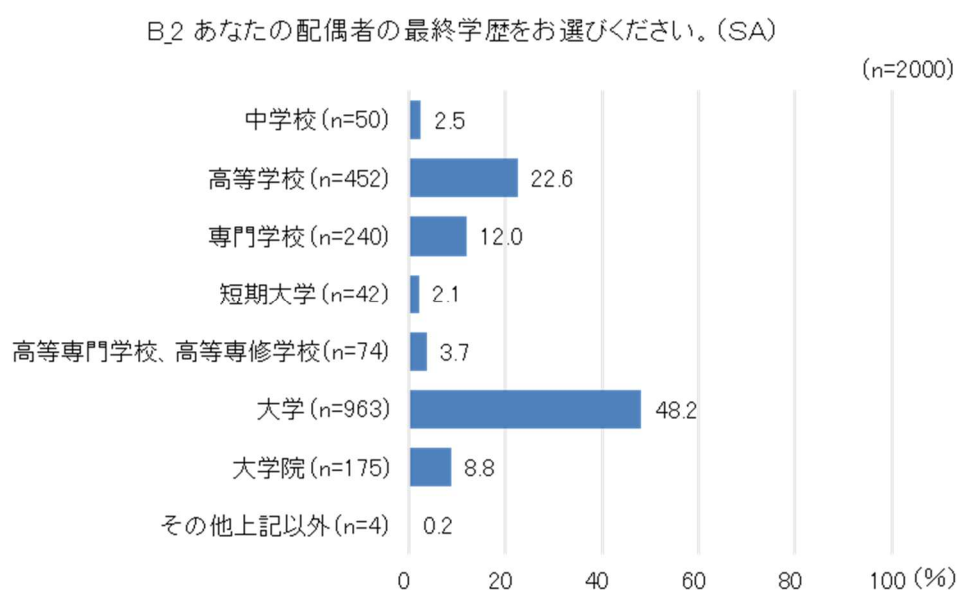


配偶者の年代については 45～49 歳が多くなっていた。

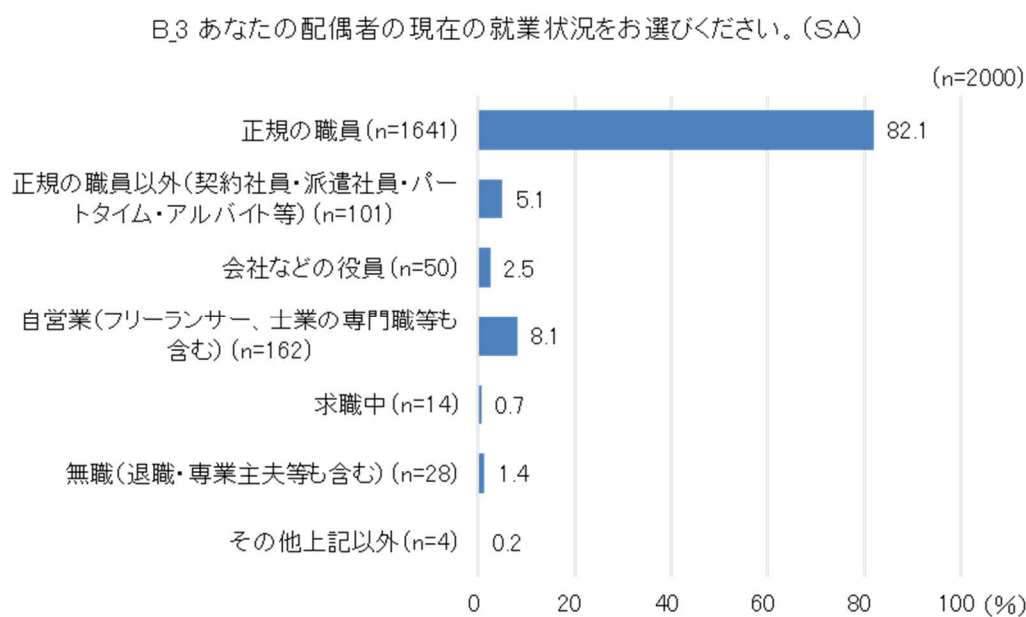
B\_1 あなたの配偶者の年代をお選びください。(SA)



配偶者の最終学歴については大学が多くなっていた。

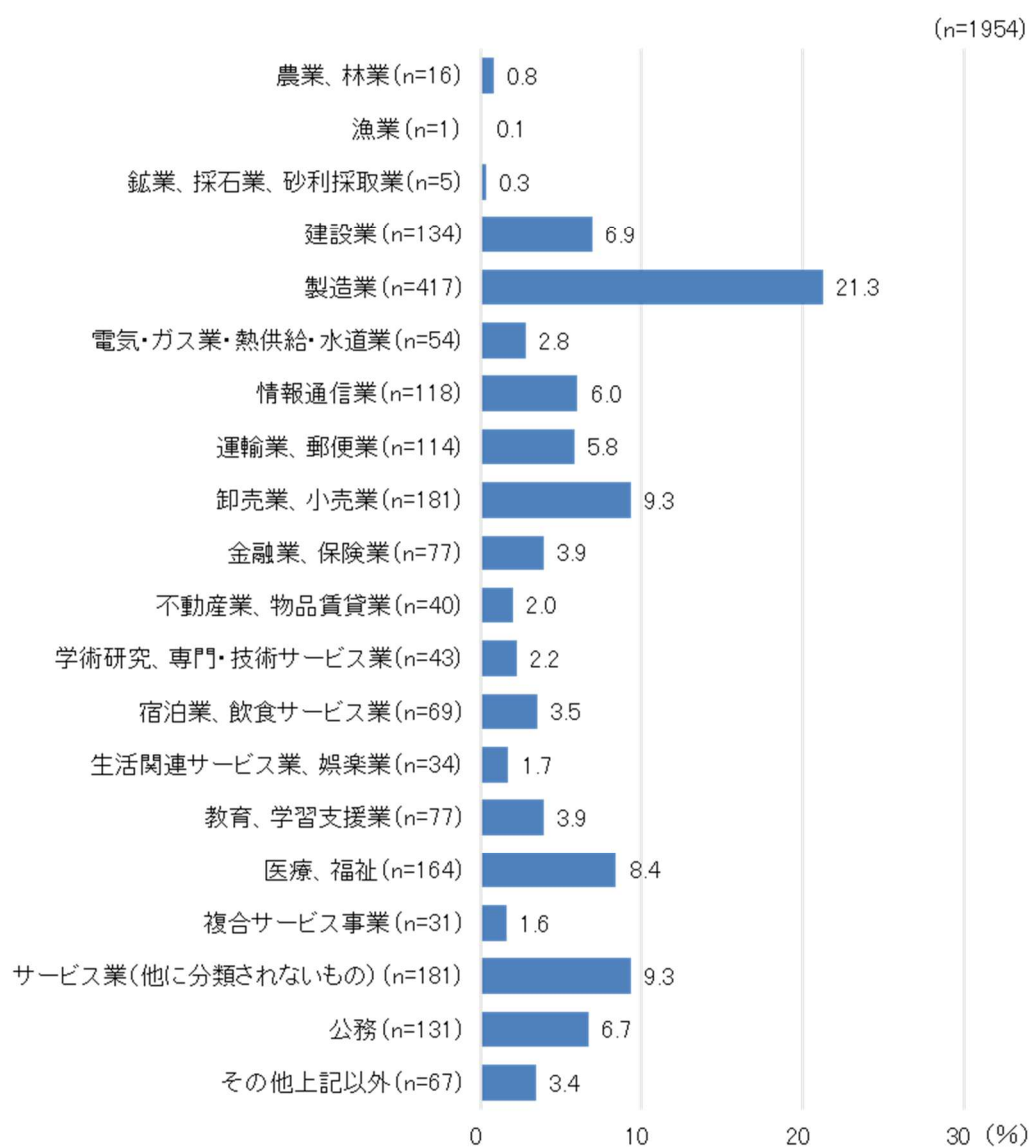


配偶者の現在の就業状況については正規の職員が多くなっていた。



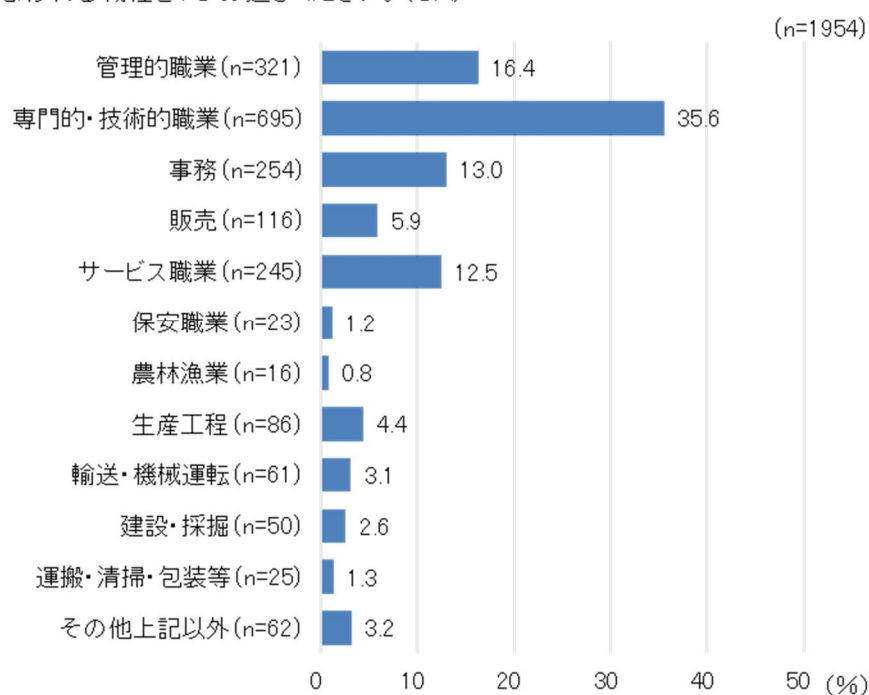
配偶者の業種については製造業が多くなっていた。

B.4 あなたの配偶者の、現在の主要な勤務先におけるメインと思われる業種を1つお選びください。(SA)



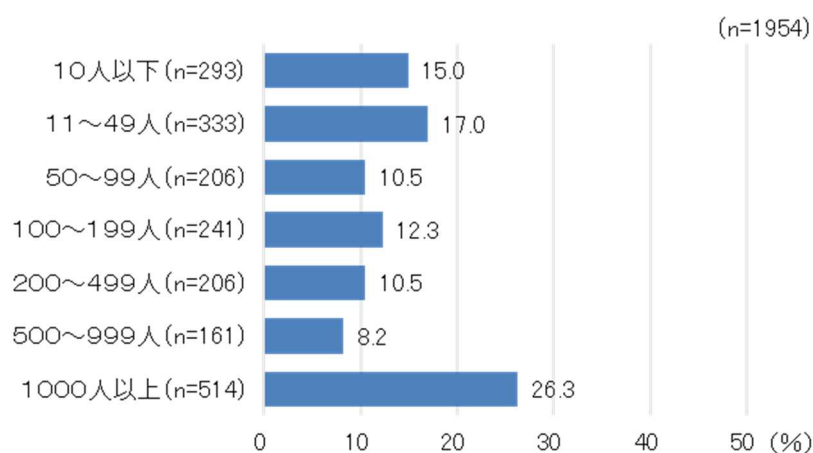
配偶者の職種については専門的・技術的職業が多くなっていた。

B\_5 あなたの配偶者の、現在の主要な勤務先における最も近いと思われる職種を1つお選びください。(SA)



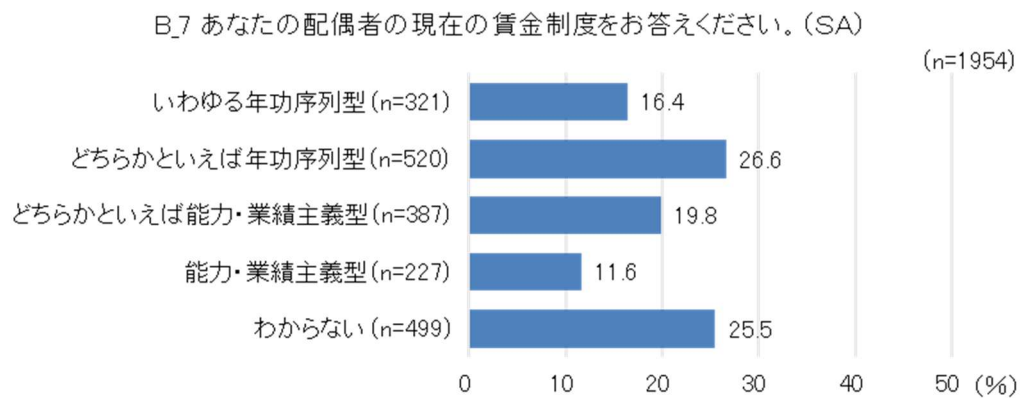
配偶者の勤務先の規模については1,000人以上が多くなっていた。

B\_6 あなたの配偶者の現在の主要な勤務先の規模をお答えください。(SA)

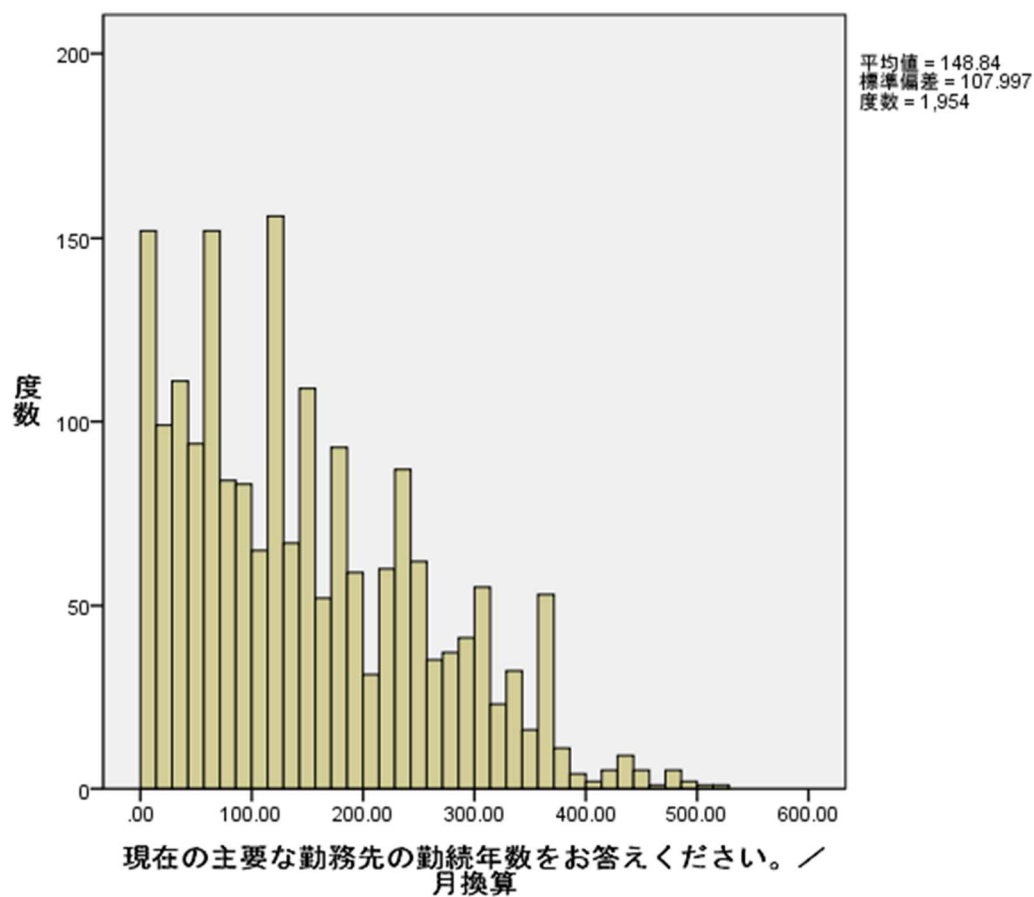




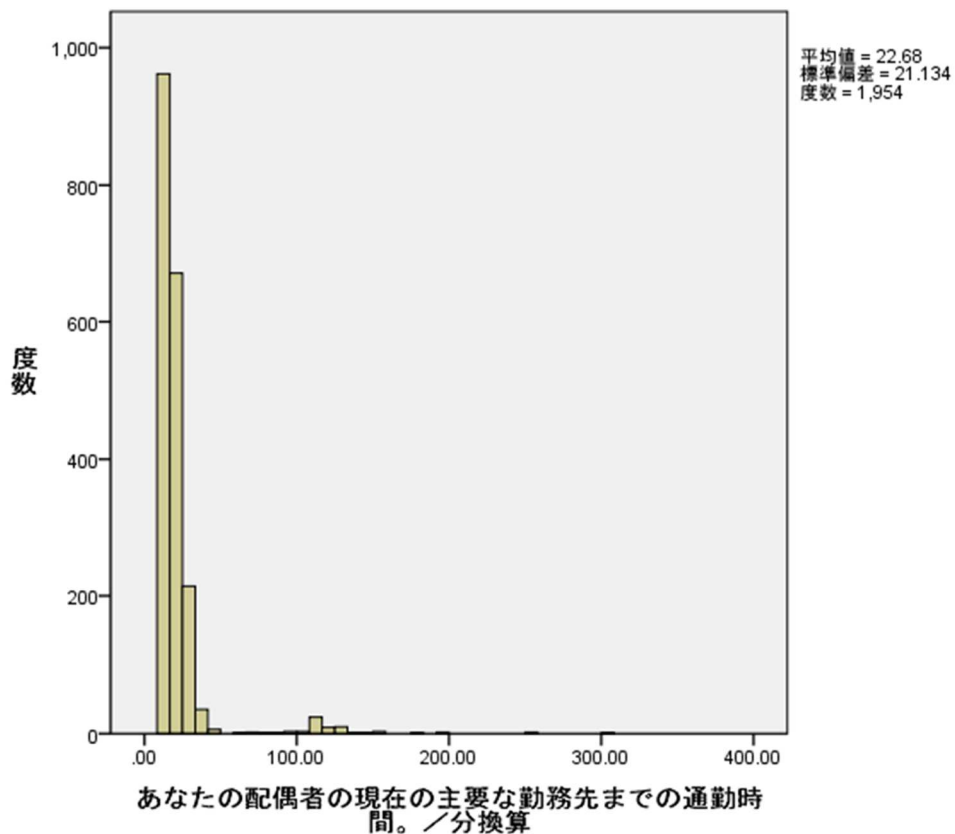
配偶者の賃金制度については「どちらかといえば年功序列型」が多くなっていた。



配偶者の現在の主要な勤務先の勤続年数は、平均値で約 12 年と 4 か月であった。

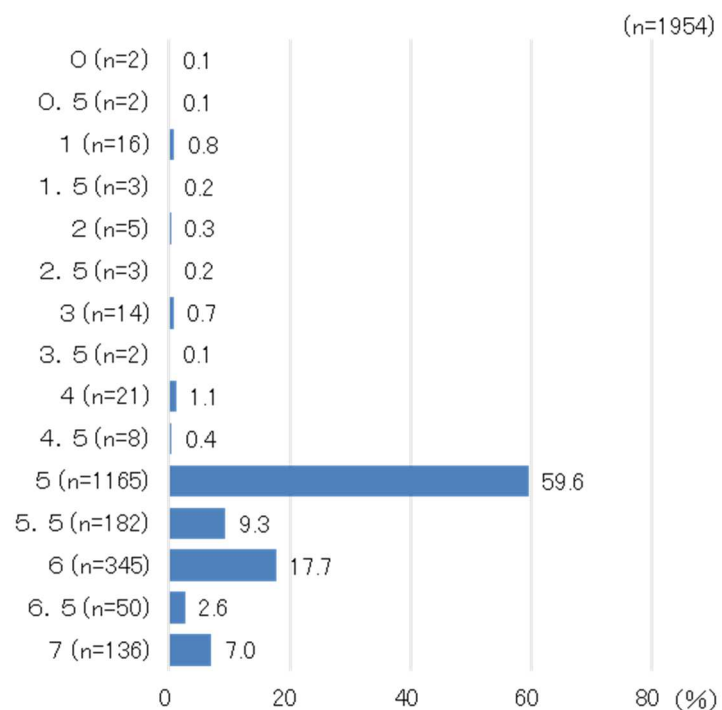


配偶者の現在の主要な勤務先の通勤時間は、平均値で約 23 分であった。



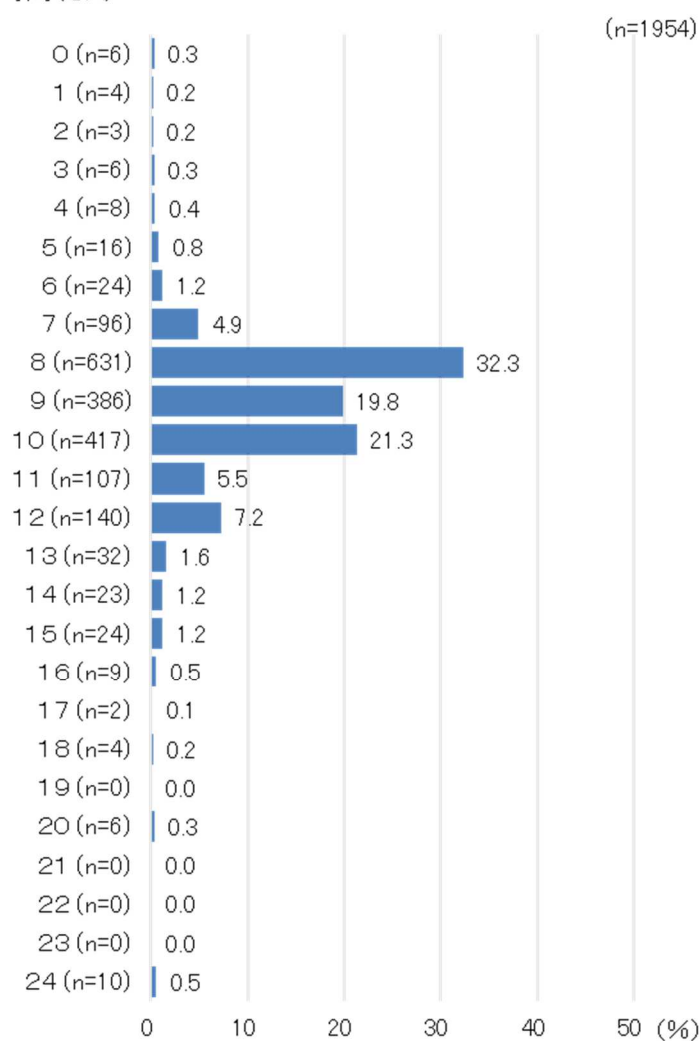
配偶者の 1 週間のうちの平均勤務日数については 5 日が多くなっていた。

B\_10 あなたの配偶者の 1 週間のうち平均の勤務日数をお答えください。(SA)



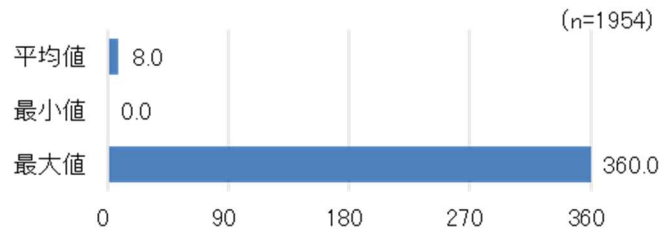
配偶者の本年度（2019 年度）の 1 日（就業日）の平均勤務時間については 8 時間が多くなっていた。

B\_12\_1 あなたの配偶者の本年度(2019年度)の1日(就業日)の平均勤務時間  
をお答えください。／時間(SA)



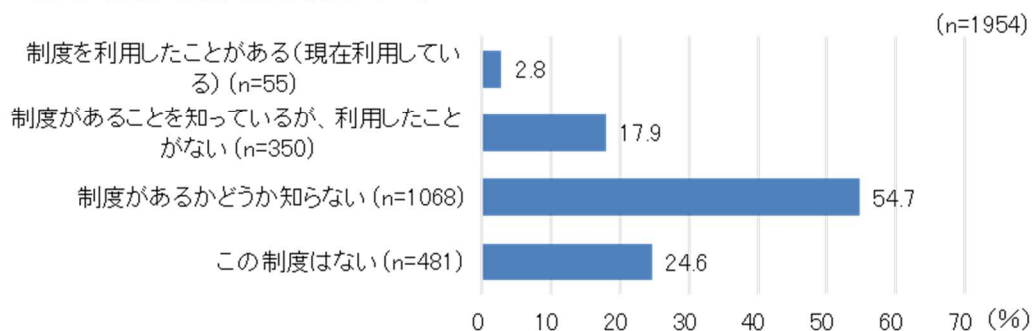
配偶者の有給休暇取得日数については平均 8 日であった。

B\_13\_1 あなたの配偶者は、有給休暇は年間平均で約何日取得していますか？  
／日 (NU)



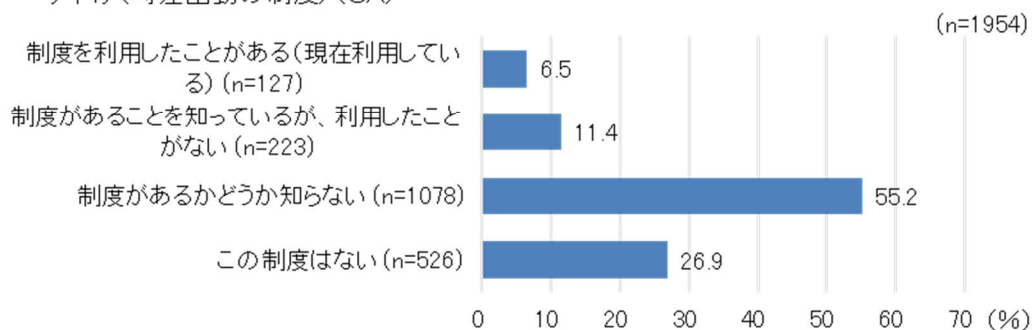
配偶者の勤務先の子育て支援制度／短時間勤務制度については「制度があるかどうか知らない」が多くなっていた。

B\_14\_1 あなたの配偶者の現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／短時間勤務制度(通常より勤務時間を短く設定できる制度) (SA)



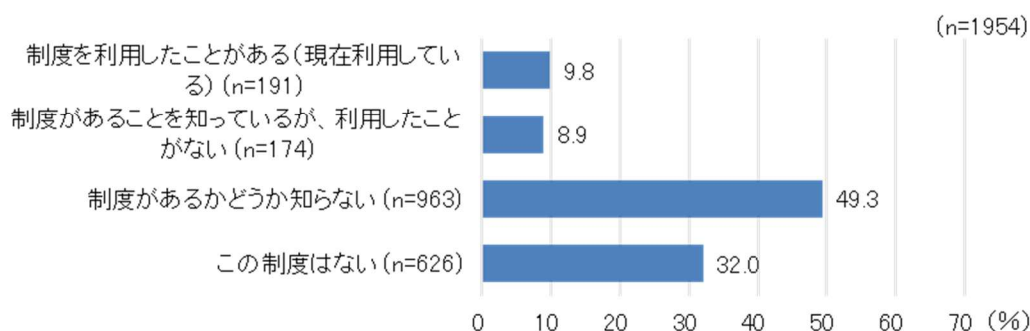
配偶者の勤務先の子育て支援制度／時差出勤制度については「制度があるかどうか知らない」が多くなっていた。

B\_14\_2 あなたの配偶者の現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／始業・終業時間の繰り上げ・繰り下げ(時差出勤の制度) (SA)



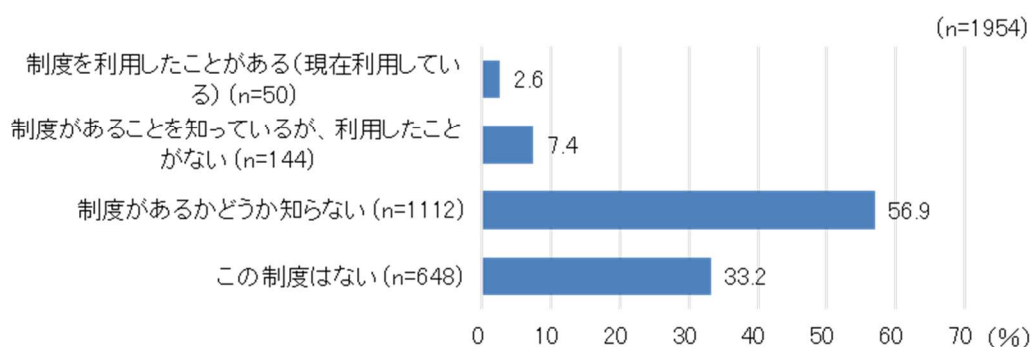
配偶者の勤務先の子育て支援制度／フレックスタイム制度については「制度があるかどうか知らない」が多くなっていた。

B\_14\_3 あなたの配偶者の現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／フレックスタイム制度(SA)



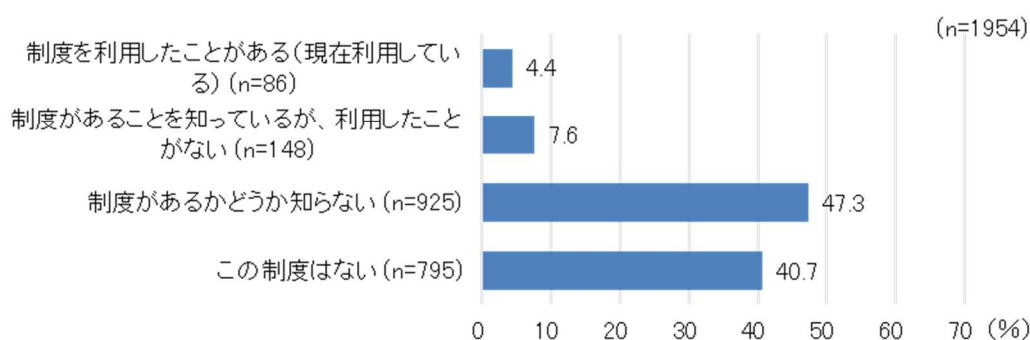
配偶者の勤務先の子育て支援制度／裁量労働制度については「制度があるかどうか知らない」が多くなっていた。

B\_14\_4 あなたの配偶者の現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／裁量労働制度(SA)



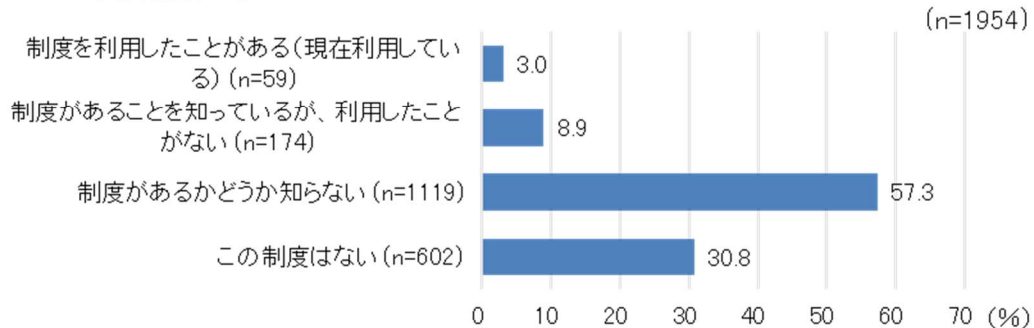
配偶者の勤務先の子育て支援制度／在宅勤務制度については「制度があるかどうか知らない」が多くなっていた。

B\_14\_5 あなたの配偶者の現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／在宅勤務制度(SA)



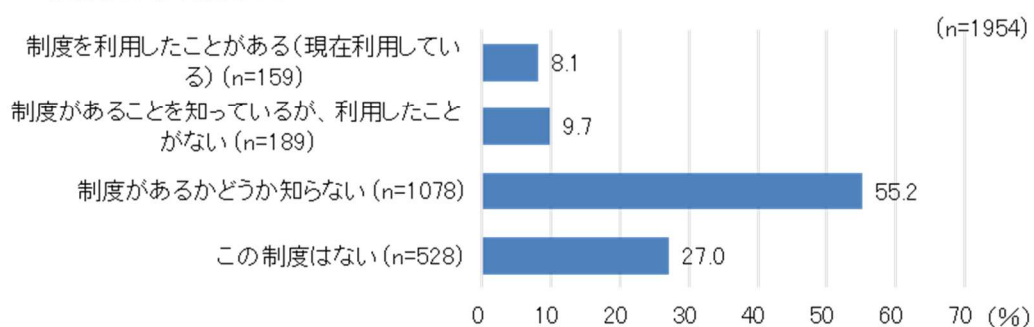
勤務先の子育て支援制度／深夜業務の制限を設ける制度については「制度があるかどうか知らない」が多くなっていた。

B\_14\_6 あなたの配偶者の現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／深夜業務の制限を設ける制度(SA)



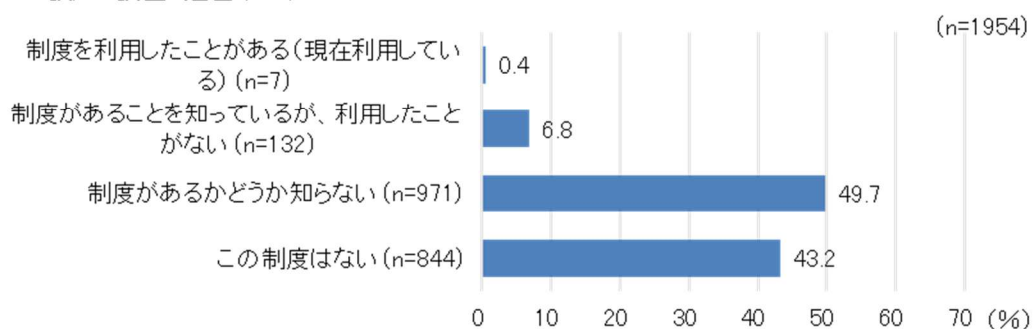
勤務先の子育て支援制度／時間外労働（残業時間）の制限を設ける制度については「制度があるかどうか知らない」が多くなっていた。

B\_14\_7 あなたの配偶者の現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／時間外労働（残業時間）の制限を設ける制度(SA)



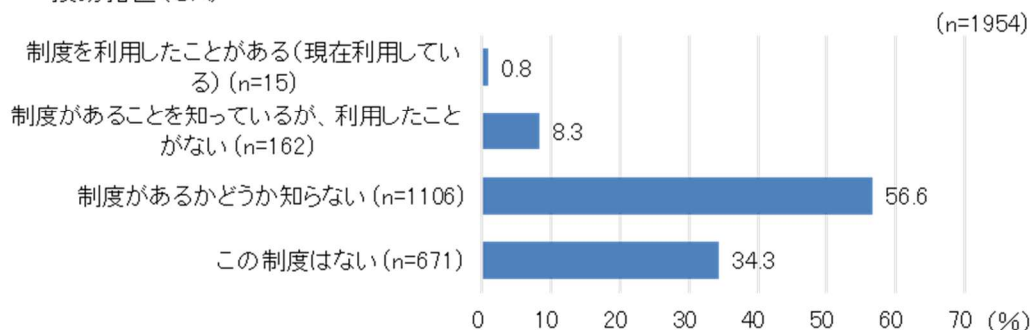
勤務先の子育て支援制度／事業所内の託児施設（保育施設）の設置・運営については「制度があるかどうか知らない」が多くなっていた。

B\_14\_8 あなたの配偶者の現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／事業所内の託児施設（保育施設）の設置・運営(SA)



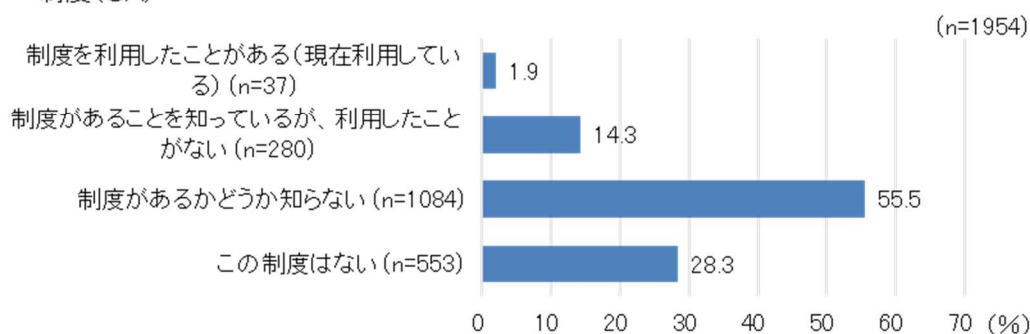
勤務先の子育て支援制度／育児サービス利用等に対する援助措置については「制度があるかどうか知らない」が多くなっていた。

B\_14\_9 あなたの配偶者の現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／育児サービス利用等に対する援助措置(SA)



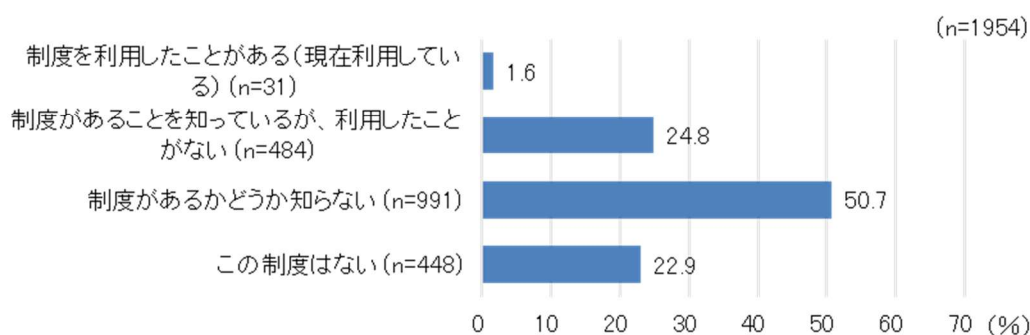
勤務先の子育て支援制度／育児休暇取得の推進に関する制度については「制度があるかどうか知らない」が多くなっていた。

B\_14\_10 あなたの配偶者の現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／育児休暇取得の推進に関する制度(SA)



勤務先の子育て支援制度／産前産後休業制度については「制度があるかどうか知らない」が多くなっていた。

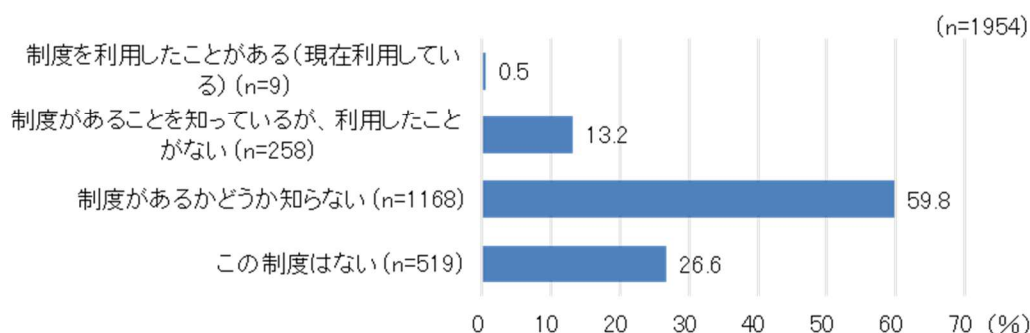
B\_14\_11 あなたの配偶者の現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／産前産後休業制度(産休)(SA)





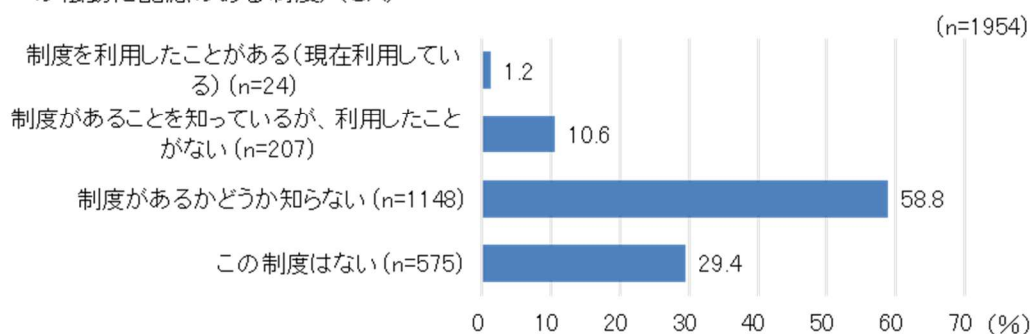
勤務先の子育て支援制度／育児休暇復帰後の就業サポートについては「制度があるかどうか知らない」が多くなっていた。

B\_14\_12 あなたの配偶者の現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／育児休暇復帰後の就業サポート(SA)



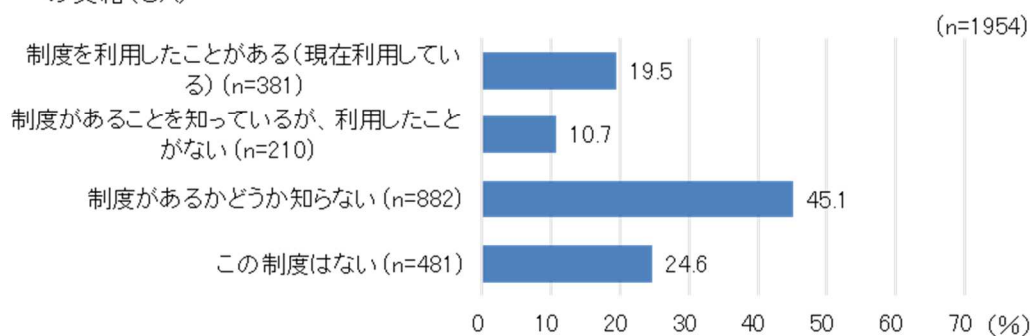
勤務先の子育て支援制度／育児期の従業員の転勤の配慮については「制度があるかどうか知らない」が多くなっていた。

B\_14\_13 あなたの配偶者の現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／転勤の配慮(育児期の従業員の転勤に配慮のある制度)(SA)



勤務先の子育て支援制度／家族手当(あるいは育児手当)の支給については「制度があるかどうか知らない」が多くなっていた。

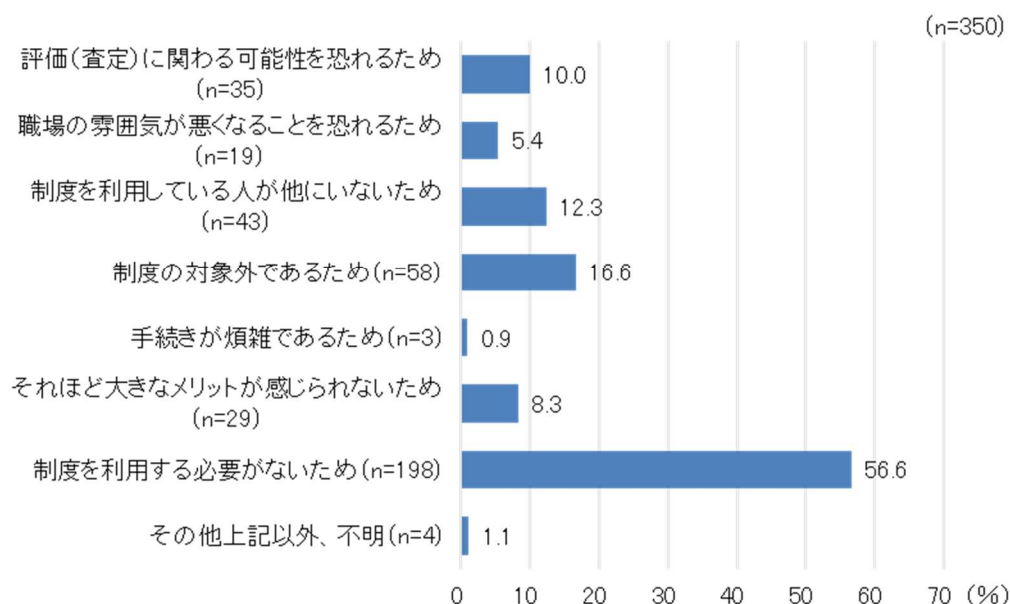
B\_14\_14 あなたの配偶者の現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／家族手当(あるいは育児手当)の支給(SA)





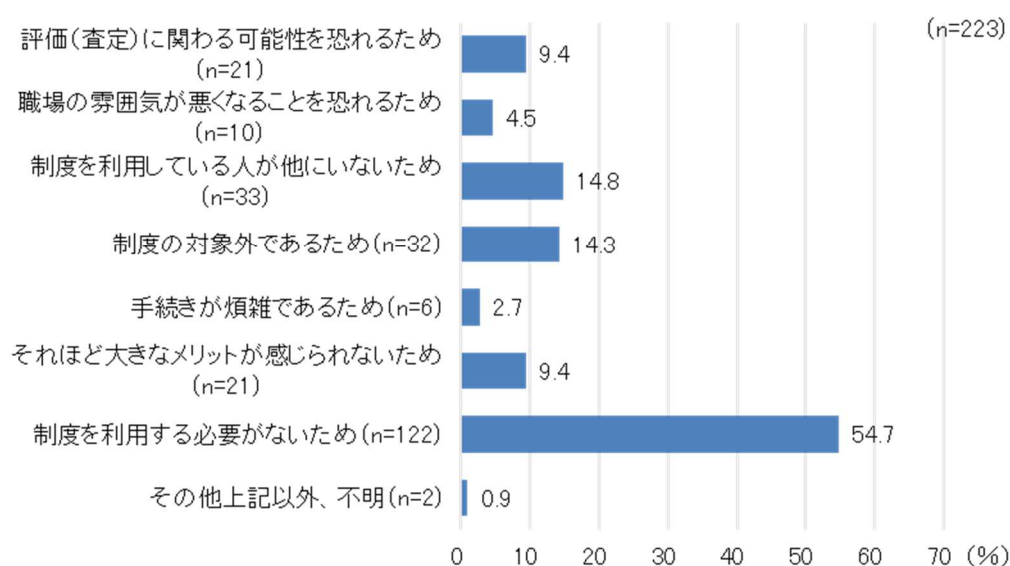
配偶者が短時間勤務制度を利用したことがない理由については「制度を利用する必要がないため」が多くなっていた。

B\_15\_1 あなたの配偶者が制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。  
／短時間勤務制度(通常より勤務時間を短く設定できる制度) (MA)



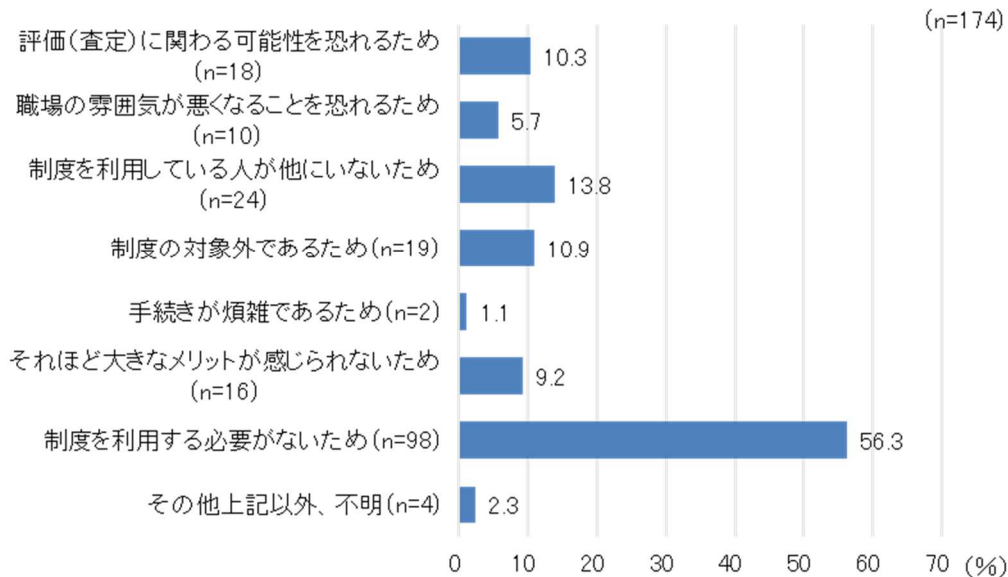
配偶者が時差出勤の制度を利用したことがない理由については「制度を利用する必要がないため」が多くなっていた。

B\_15\_2 あなたの配偶者が制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。  
／始業・終業時間の繰り上げ・繰り下げ(時差出勤の制度) (MA)



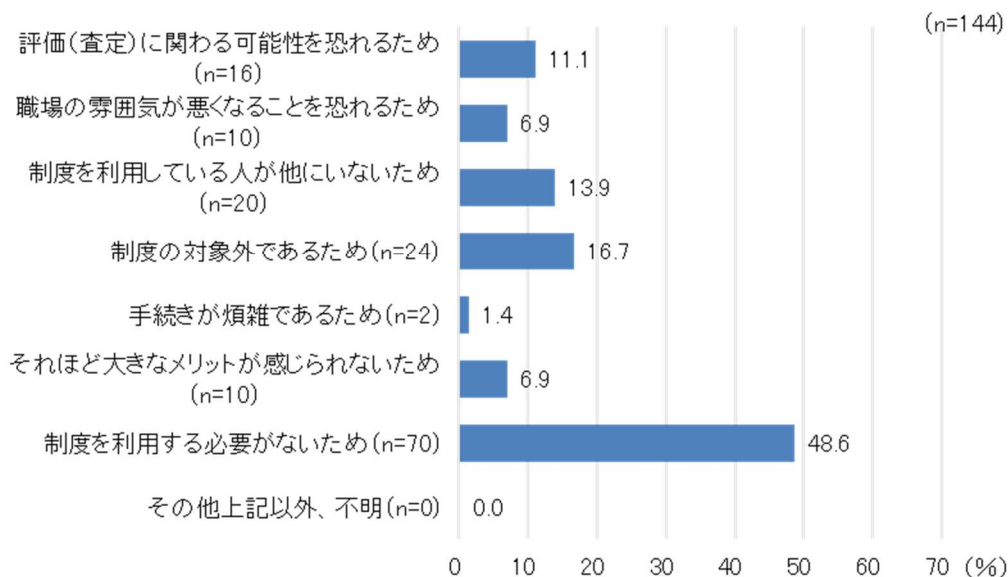
配偶者がフレックスタイム制度を利用したことがない理由については「制度を利用する必要がないため」が多くなっていた。

B\_15\_3 あなたの配偶者が制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。  
／フレックスタイム制度(MA)



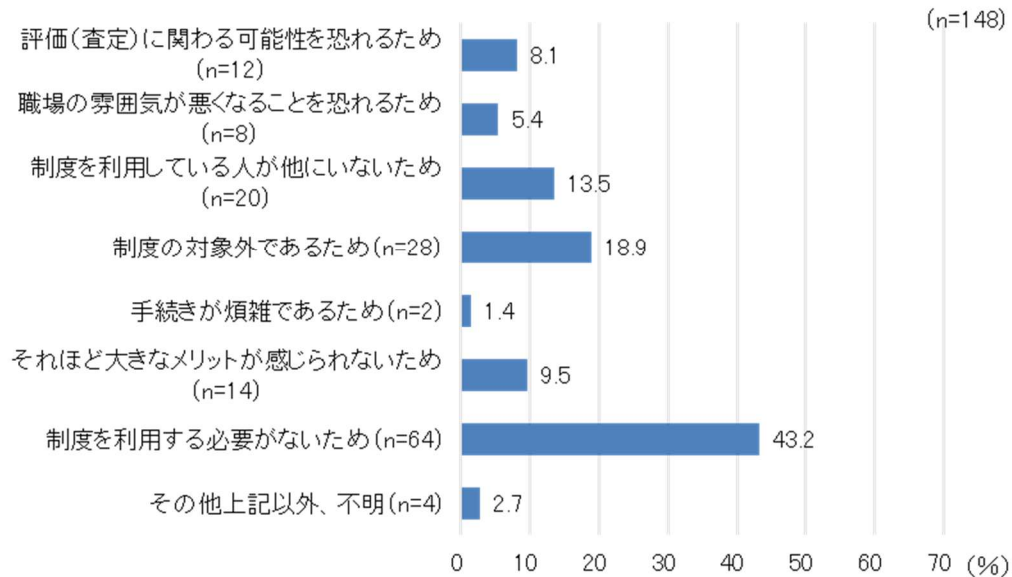
配偶者が裁量労働制度を利用したことがない理由については「制度を利用する必要がないため」が多くなっていた。

B\_15\_4 あなたの配偶者が制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。  
／裁量労働制度(MA)



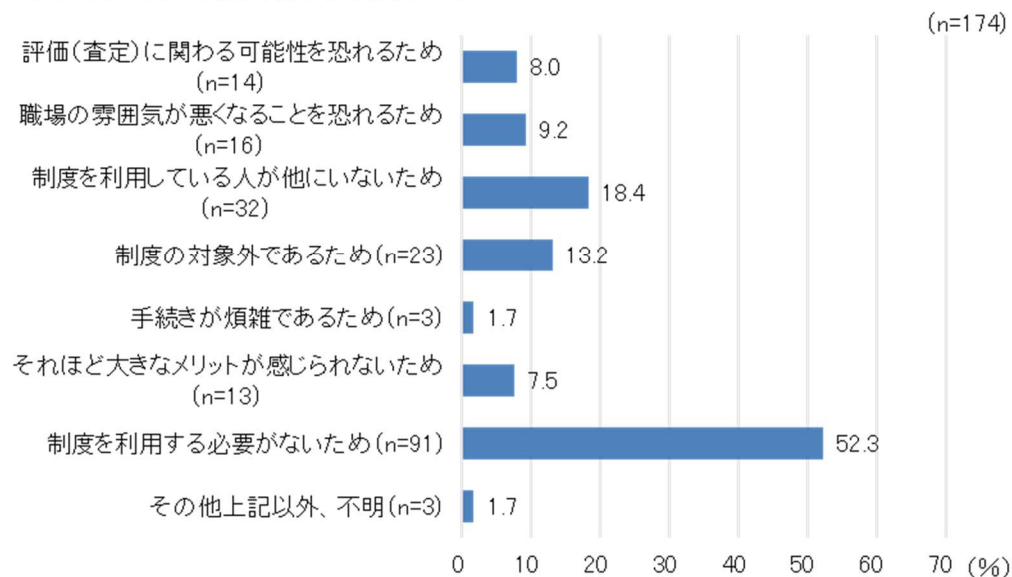
配偶者が在宅勤務制度を利用したことがない理由については「制度を利用する必要がないため」が多くなっていた。

B\_15\_5 あなたの配偶者が制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。  
／在宅勤務制度(MA)



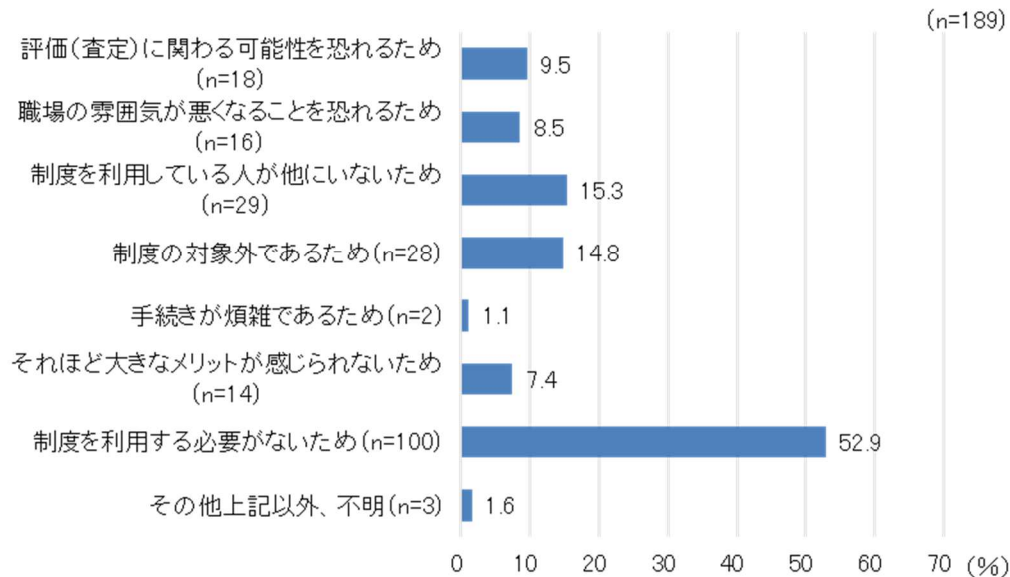
配偶者が深夜残業の制限を設ける制度を利用したことがない理由については「制度を利用する必要がないため」が多くなっていた。

B\_15\_6 あなたの配偶者が制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。  
／深夜業務の制限を設ける制度(MA)



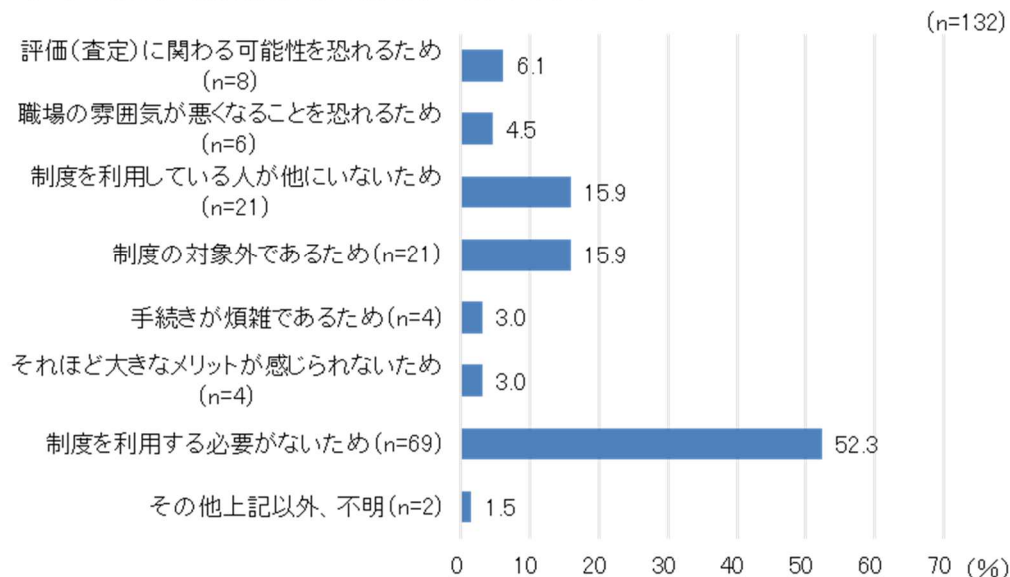
配偶者が時間外労働（残業時間）の制限を設ける制度を利用したことがない理由については「制度を利用する必要がないため」が多くなっていた。

B\_15\_7 あなたの配偶者が制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。  
／時間外労働（残業時間）の制限を設ける制度(MA)



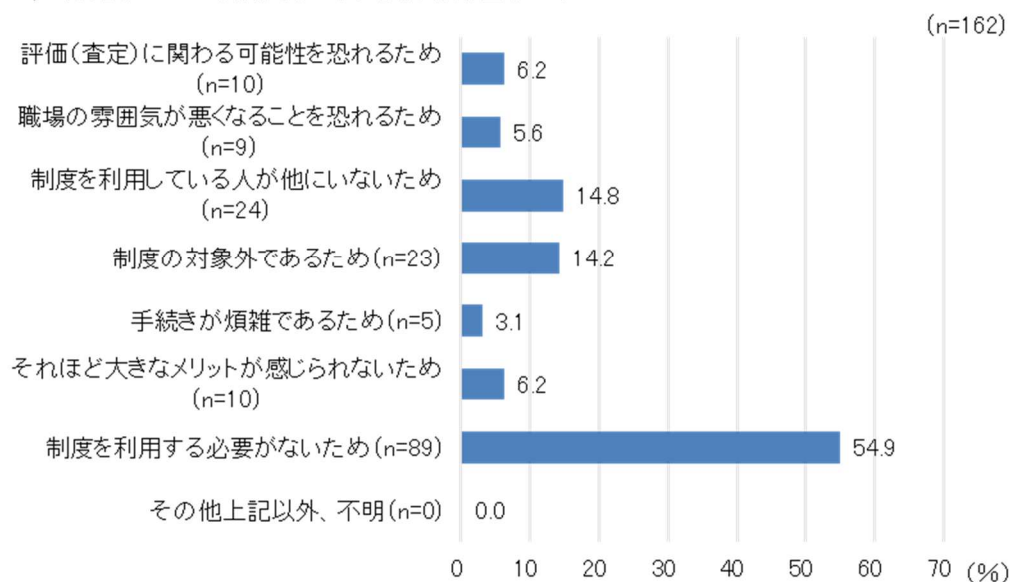
配偶者が事業所内の託児施設（保育施設）の設置・運営制度を利用したことがない理由については「制度を利用する必要がないため」が多くなっていた。

B\_15\_8 あなたの配偶者が制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。  
／事業所内の託児施設（保育施設）の設置・運営(MA)



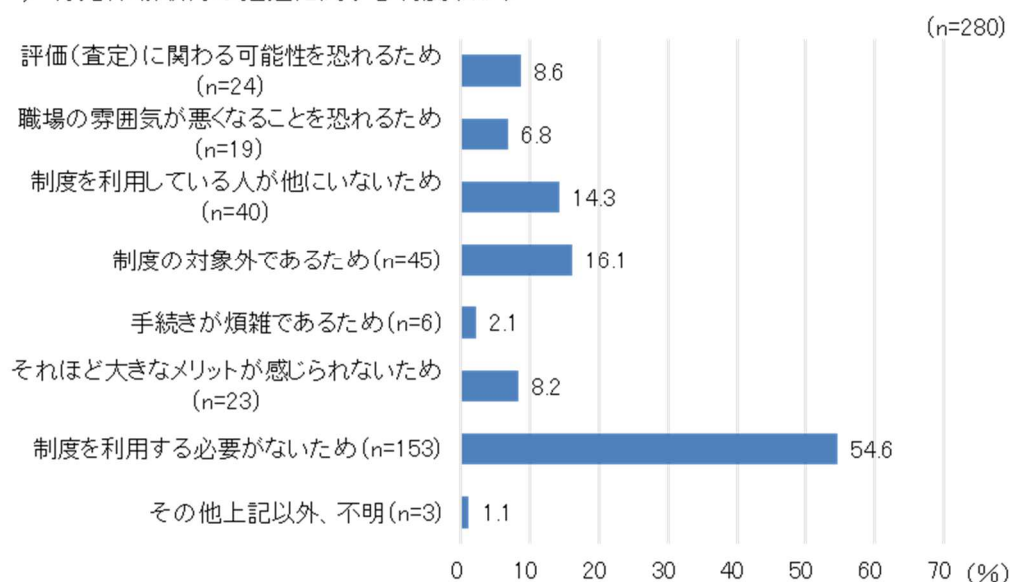
配偶者が育児サービス利用等に対する援助措置制度を利用したことがない理由については「制度を利用する必要がないため」が多くなっていた。

B\_15\_9 あなたの配偶者が制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。  
／育児サービス利用等に対する援助措置(MA)



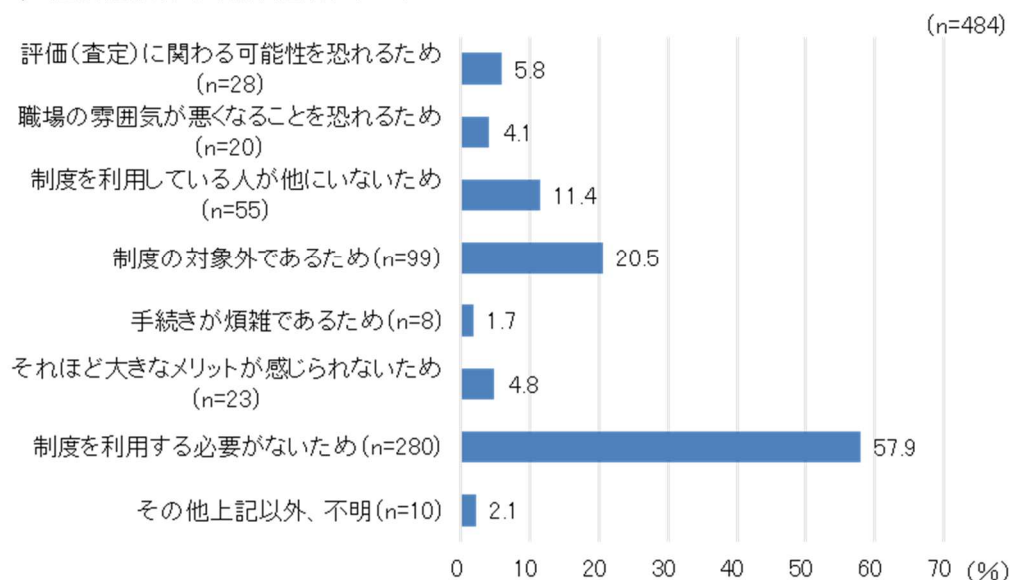
配偶者が育児休暇取得の推進に関する制度を利用したことがない理由については「制度を利用する必要がないため」が多くなっていた。

B\_15\_10 あなたの配偶者が制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。  
／育児休暇取得の推進に関する制度(MA)



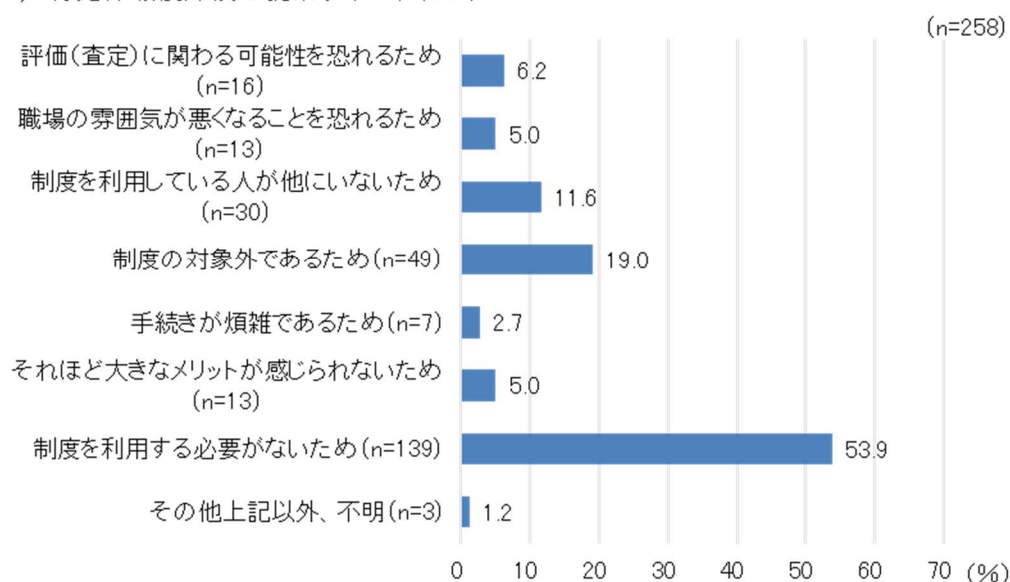
配偶者が産前産後休業制度を利用したことがない理由については「制度の対象外であるため」が多くなっていた。

B\_15\_11 あなたの配偶者が制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。  
／産前産後休業制度(産休) (MA)



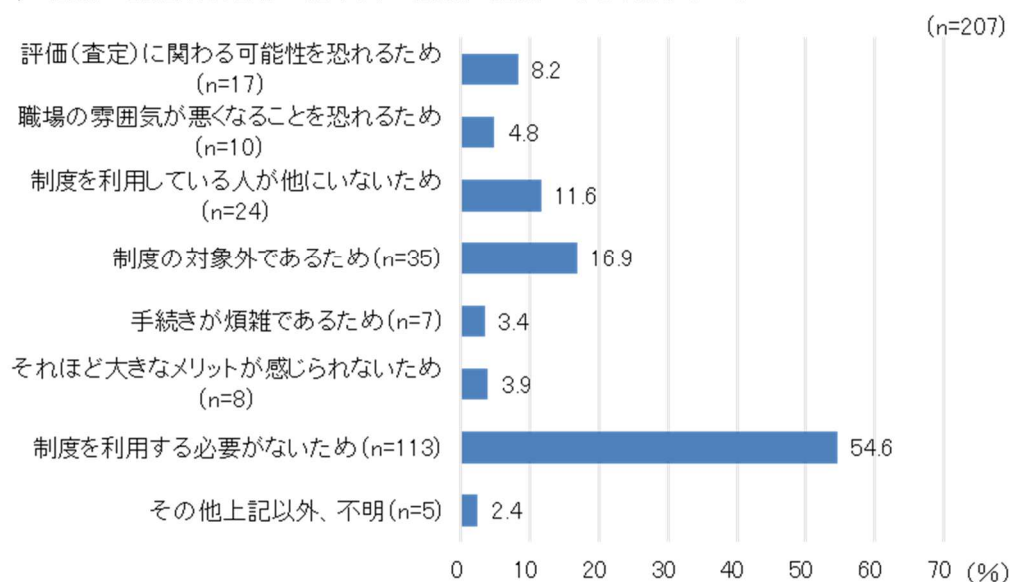
配偶者が育児休暇復帰後の就業サポート制度を利用したことがない理由については「制度を利用する必要があるため」が多くなっていた。

B\_15\_12 あなたの配偶者が制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。  
／育児休暇復帰後の就業サポート (MA)



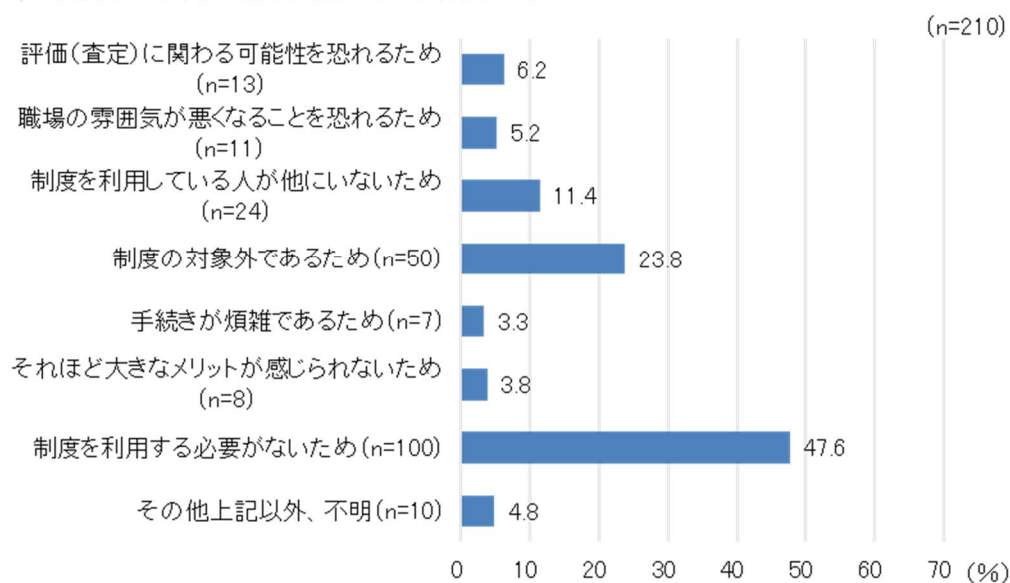
配偶者が育児期の従業員の転勤の配慮制度を利用したことがない理由については「制度を利用する必要がないため」が多くなっていた。

B\_15\_13 あなたの配偶者が制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。  
／転勤の配慮(育児期の従業員の転勤に配慮のある制度)(MA)



配偶者が家族手当（あるいは育児手当）制度を利用したことがない理由については「制度を利用する必要がないため」が多くなっていた。

B\_15\_14 あなたの配偶者が制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。  
／家族手当(あるいは育児手当)の支給(MA)

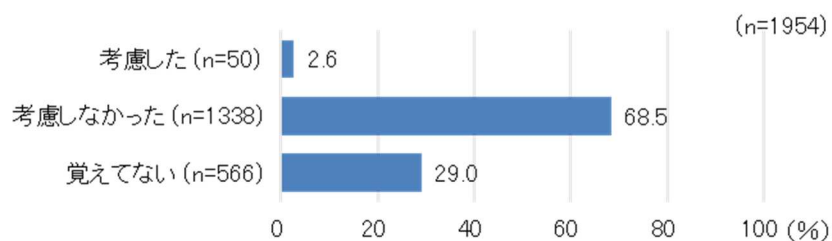


勤務先特有の制度はなしが多かった。



配偶者が入社（入職）の際に勤務先の子育て支援に関する諸制度について考慮したかどうかについては「考慮しなかった」が多くなっていた。

B\_17 あなたの配偶者は、入社（入職）の際に、勤務先の子育て支援に関する諸制度について考慮しましたか？（SA）

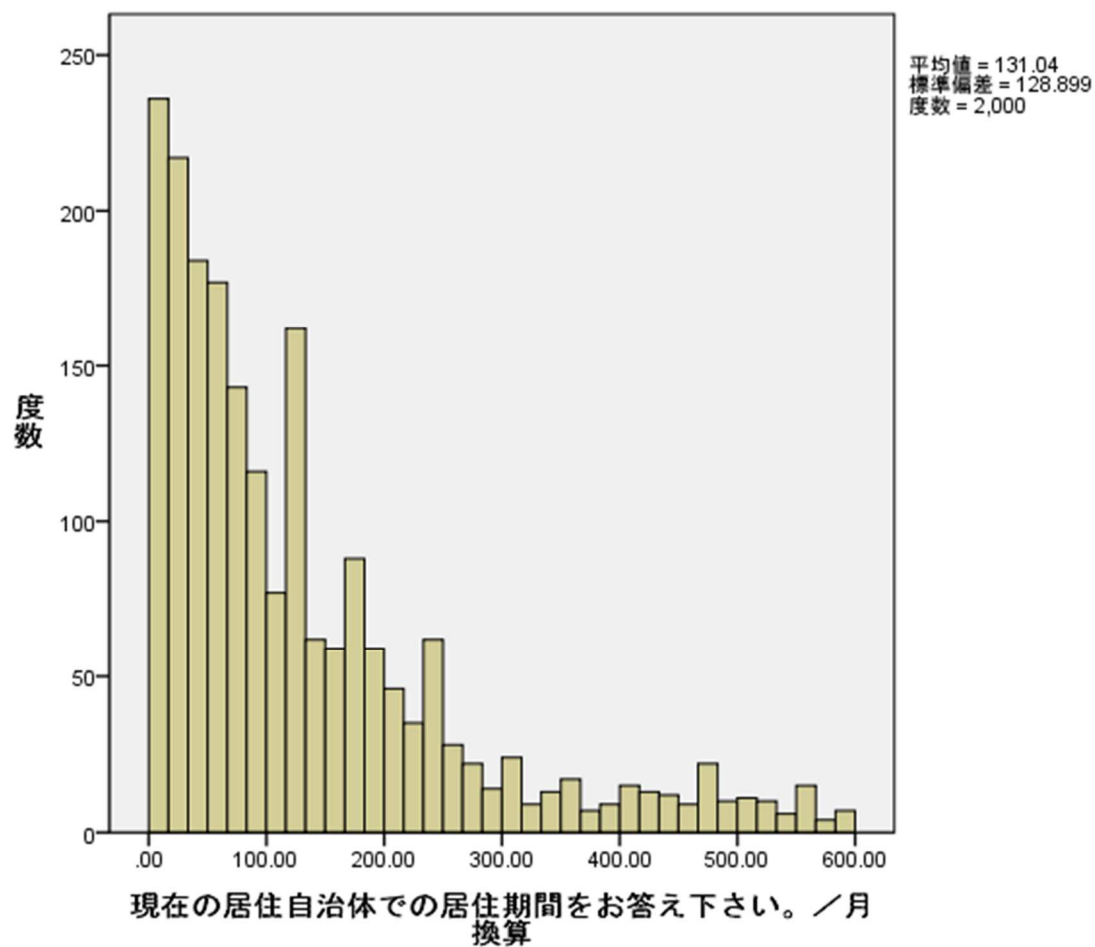


勤務先にあるとよいと考える制度としては、家族手当、転勤の配慮、在宅勤務、短時間勤務やフレックスタイム制度の回答が多かった。



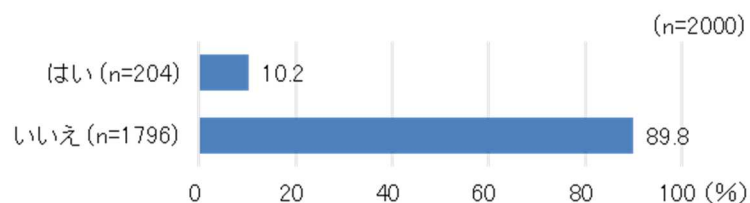
### 2.6.3 自治体および世帯

現在の居住自治体での居住年数は、平均値で約 10 年と 11 か月であった。



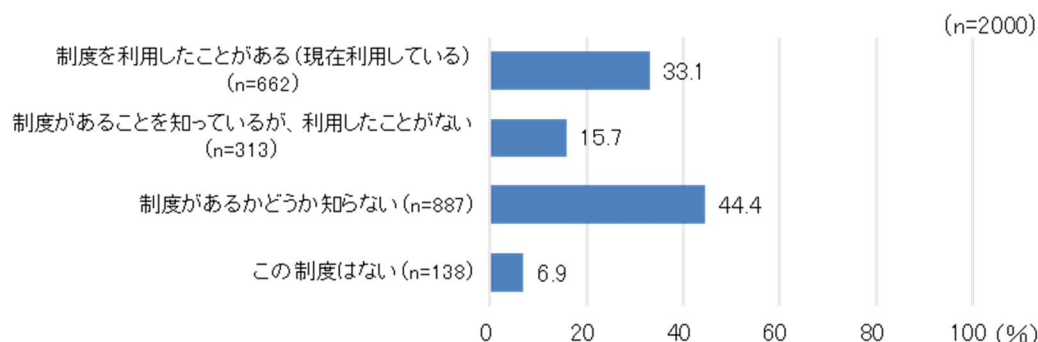
現在の居住自治体を決定するにあたって、子育て支援制度が魅力的であったかどうかを考慮したかについては「いいえ」が多くなっていた。

Q\_3 現在の居住自治体を決定するにあたって、子育て支援制度が魅力的であったかどうかを考慮しましたか？ (SA)



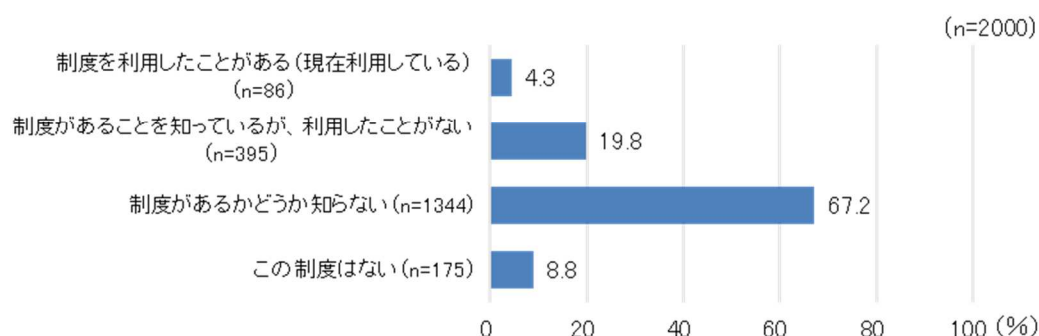
居住自治体の子育て支援制度／出産手当あるいは出産育児一時金の支給については「制度があるかどうか知らない」が多くなっていた。

Q\_4\_1\_1 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。【妊娠・出産期】／出産手当あるいは出産育児一時金の支給(SA)



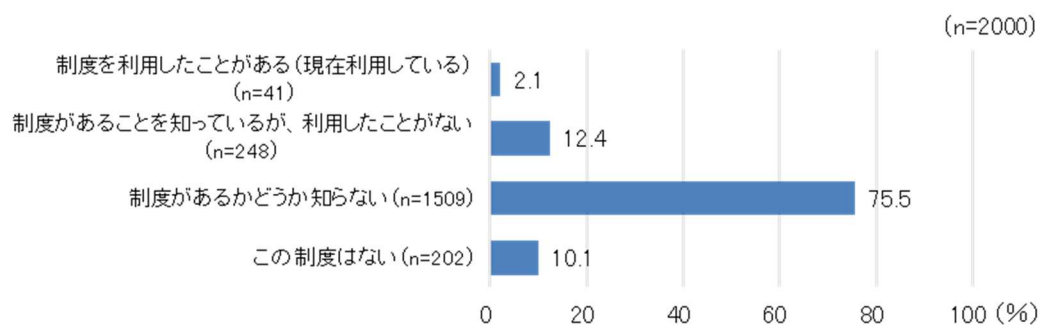
居住自治体の子育て支援制度／不妊治療に対する補助金の交付については「制度があるかどうか知らない」が多くなっていた。

Q\_4\_1\_2 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。【妊娠・出産期】／不妊治療に対する補助金の交付(SA)



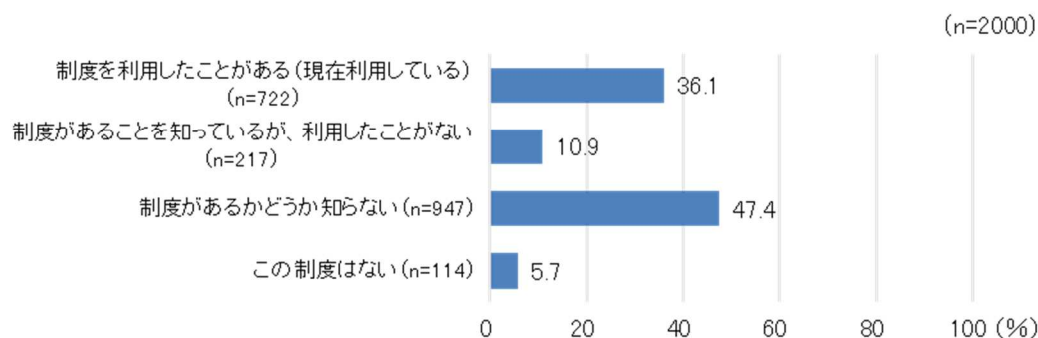
居住自治体の子育て支援制度／母体の負担軽減のためのサービス提供については「制度があるかどうか知らない」が多くなっていた。

Q\_4\_1\_3 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。【妊娠・出産期】／母体の負担軽減のためのサービス提供(SA)



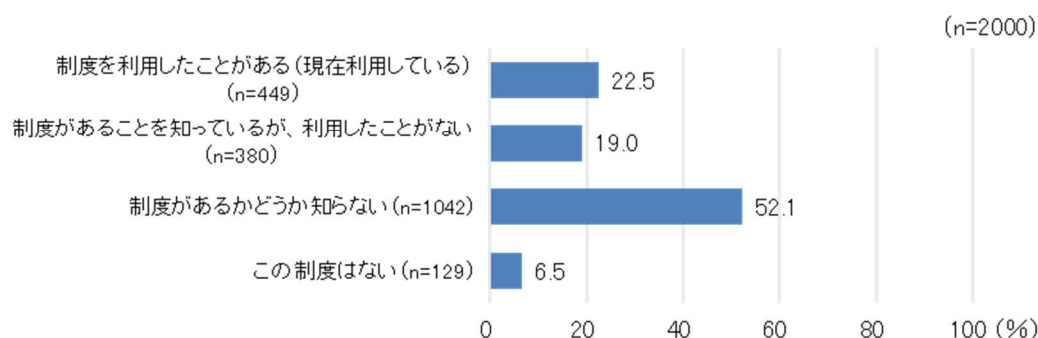
居住自治体の子育て支援制度／妊婦健康診査にかかる費用の助成については「制度があるかどうか知らない」が多くなっていた。

C\_4\_1\_4 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。【妊娠・出産期】／妊婦健康診査にかかる費用の助成(SA)



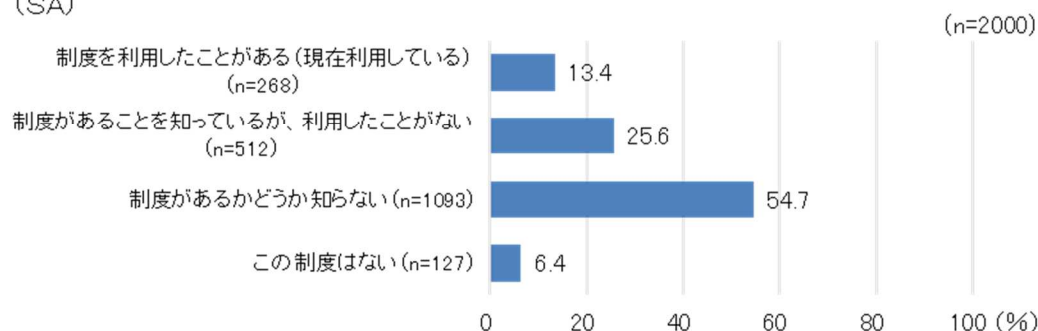
居住自治体の子育て支援制度／妊娠・出産・育児のための講座設置については「制度があるかどうか知らない」が多くなっていた。

C\_4\_1\_5 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。【妊娠・出産期】／妊娠・出産・育児のための講座設置(SA)



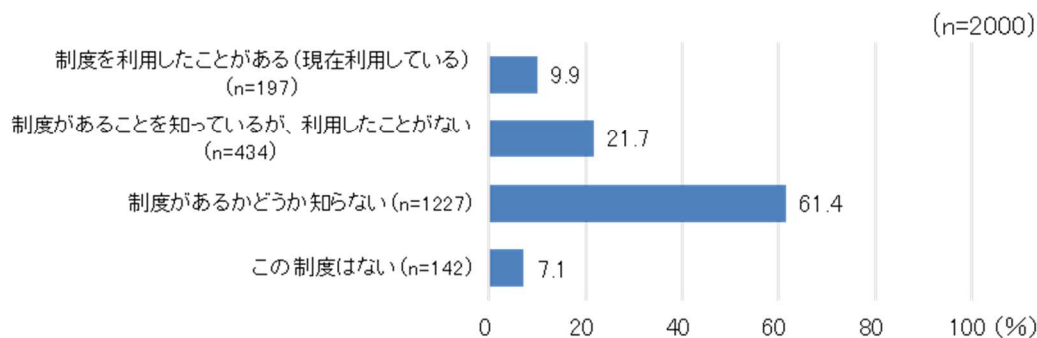
居住自治体の子育て支援制度／妊娠・出産・育児についての相談所(相談会)の設置については「制度があるかどうか知らない」が多くなっていた。

C\_4\_1\_6 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。【妊娠・出産期】／妊娠・出産・育児についての相談所(相談会)の設置(SA)



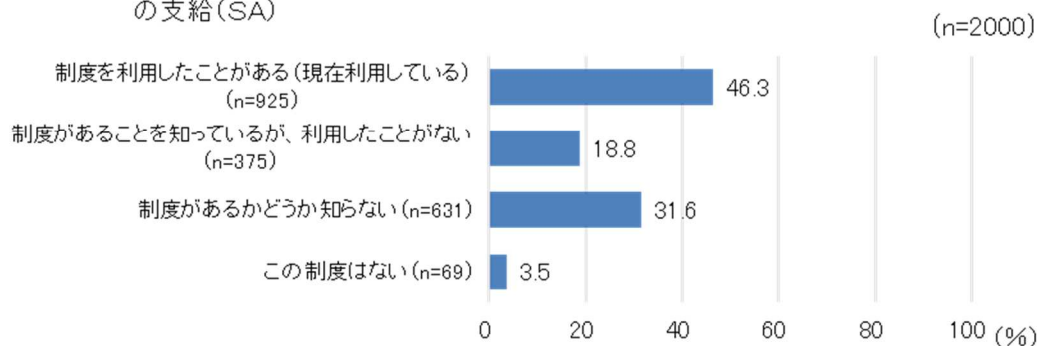
居住自治体の子育て支援制度／妊婦の孤立を防ぐための交流の場の提供については「制度があるかどうか知らない」が多くなっていた。

C\_4\_1\_7 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。【妊娠・出産期】／妊婦の孤立を防ぐための交流の場の提供(SA)



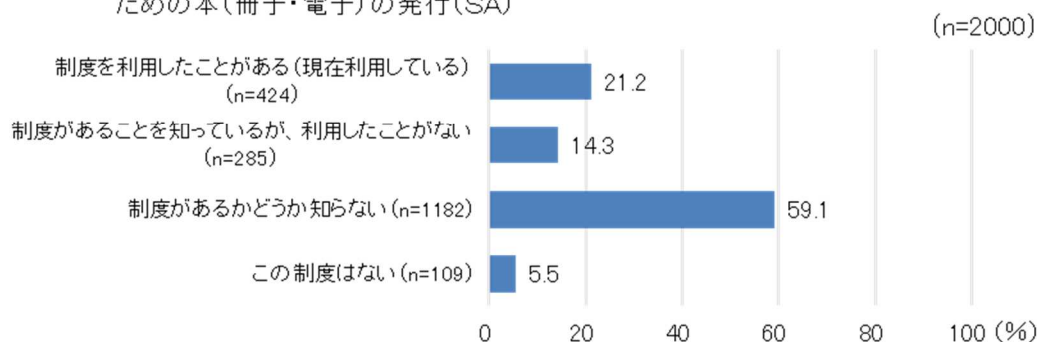
居住自治体の子育て支援制度【乳幼児期・学童期】／児童手当等の支給については「制度を利用したことがある (現在もしている)」が多くなっていた。

C\_4\_2\_1 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。【乳幼児期・学童期】／児童手当等の支給(SA)



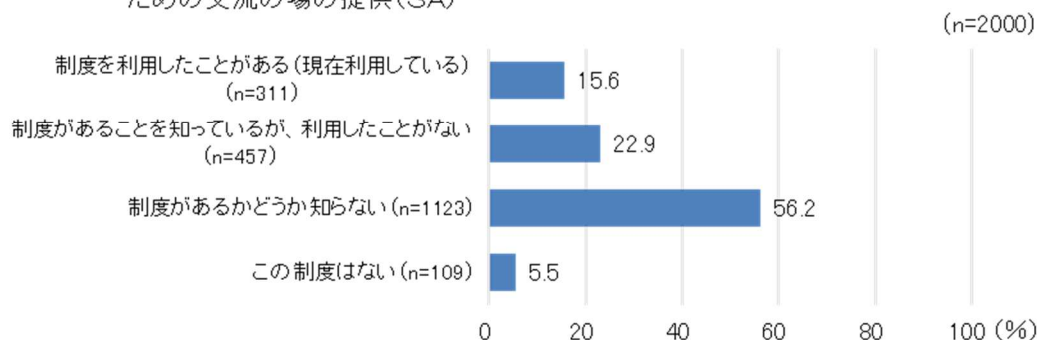
居住自治体の子育て支援制度【乳幼児期・学童期】／子育て支援のための本 (冊子・電子) の発行については「制度があるかどうか知らない」が多くなっていた。

C\_4\_2\_2 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。【乳幼児期・学童期】／子育て支援のための本 (冊子・電子) の発行(SA)



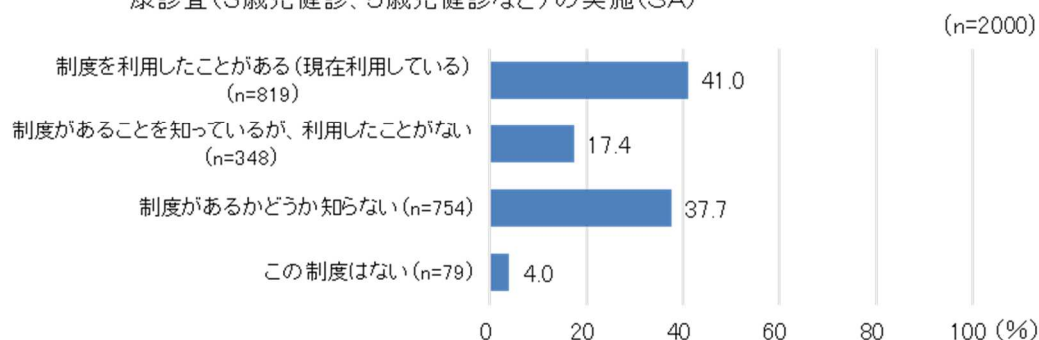
居住自治体の子育て支援制度【乳幼児期・学童期】／母親（父親）のための交流の場の提供については「制度があるかどうか知らない」が多くなっていた。

Q\_4\_2\_3 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？  
利用状況を合わせてお答えください。【乳幼児期・学童期】／母親（父親）  
のための交流の場の提供(SA)



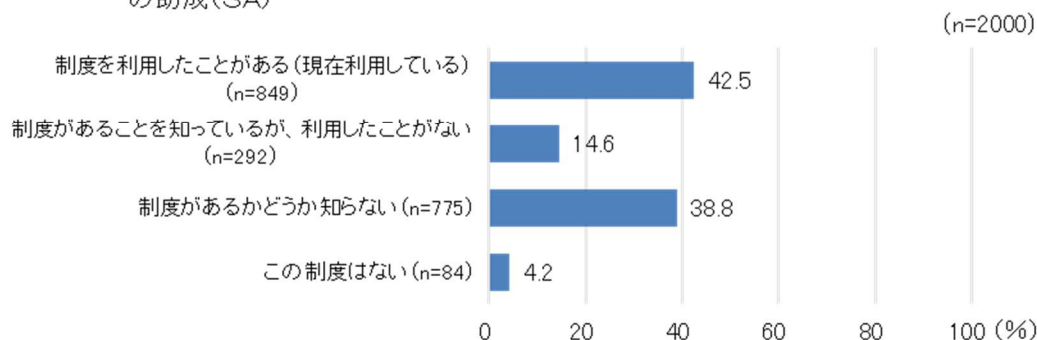
居住自治体の子育て支援制度／乳幼児期の健康診査（3歳児健診、5歳児健診など）の実施については「制度を利用したことがある（現在もしている）」が多くなっていた。

Q\_4\_2\_4 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？  
利用状況を合わせてお答えください。【乳幼児期・学童期】／乳幼児期の健  
康診査（3歳児健診、5歳児健診など）の実施(SA)



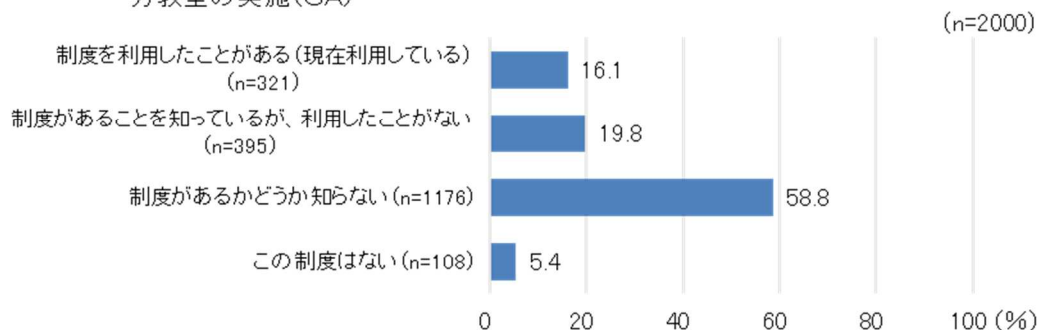
居住自治体の子育て支援制度【乳幼児期・学童期】／乳幼児医療費の助成については「制度を利用したことがある（現在もしている）」が多くなっていた。

Q\_4\_2\_5 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？  
利用状況を合わせてお答えください。【乳幼児期・学童期】／乳幼児医療費  
の助成(SA)



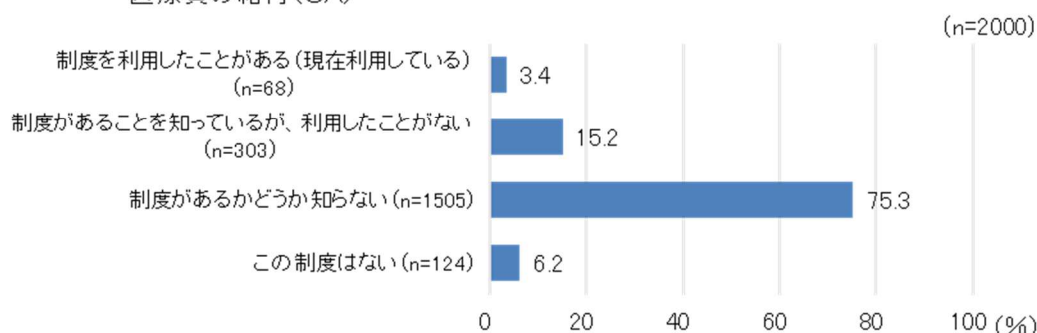
居住自治体の子育て支援制度【乳幼児期・学童期】／離乳食の進め方教室の実施については「制度があるかどうか知らない」が多くなっていた。

Q\_4.2\_6 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？  
利用状況を合わせてお答えください。【乳幼児期・学童期】／離乳食の進め  
方教室の実施(SA)



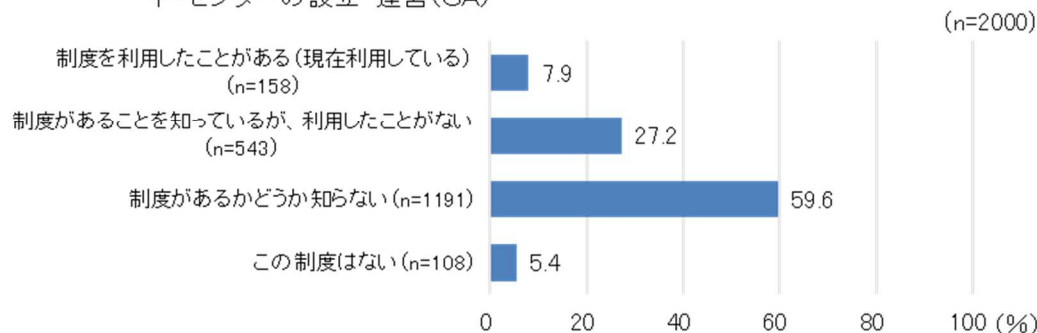
居住自治体の子育て支援制度【乳幼児期・学童期】／未熟児の養育医療費の給付については「制度があるかどうか知らない」が多くなっていた。

Q\_4.2\_7 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？  
利用状況を合わせてお答えください。【乳幼児期・学童期】／未熟児の養育  
医療費の給付(SA)



居住自治体の子育て支援制度【乳幼児期・学童期】／ファミリー・サポート・センターの設  
立・運営については「制度があるかどうか知らない」が多くなっていた。

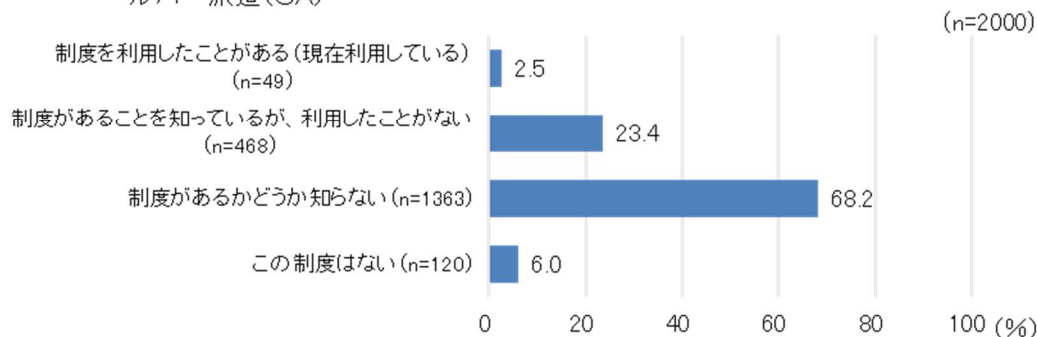
Q\_4.2\_8 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？  
利用状況を合わせてお答えください。【乳幼児期・学童期】／ファミリ  
ー・サポート・センターの設立・運営(SA)





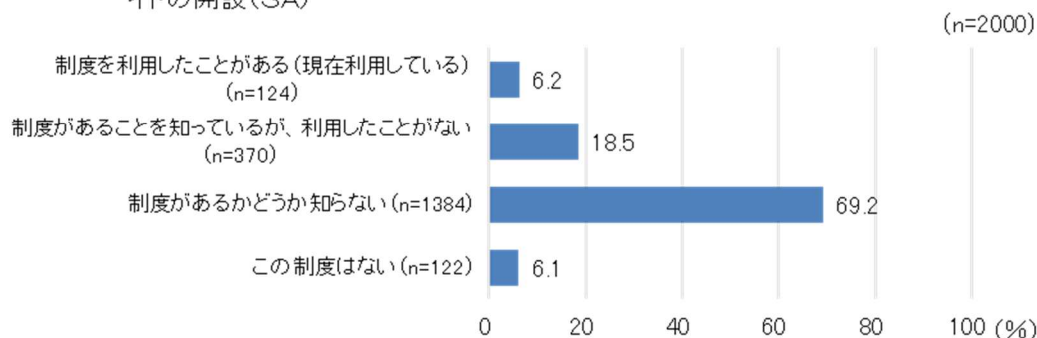
居住自治体の子育て支援制度【乳幼児期・学童期】／子育て支援ヘルパー派遣については「制度があるかどうか知らない」が多くなっていた。

Q\_4.2\_9 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？  
利用状況を合わせてお答えください。【乳幼児期・学童期】／子育て支援ヘルパー派遣(SA)



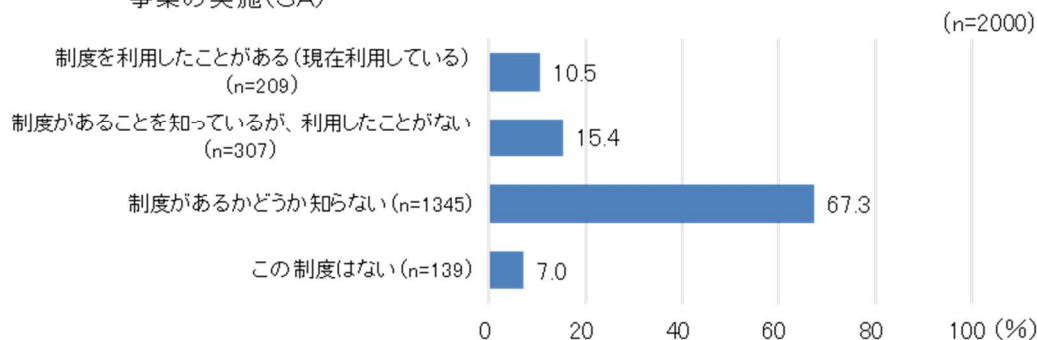
居住自治体の子育て支援制度【乳幼児期・学童期】／子育て支援サイトの開設については「制度があるかどうか知らない」が多くなっていた。

Q\_4.2\_10 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？  
利用状況を合わせてお答えください。【乳幼児期・学童期】／子育て支援サイトの開設(SA)



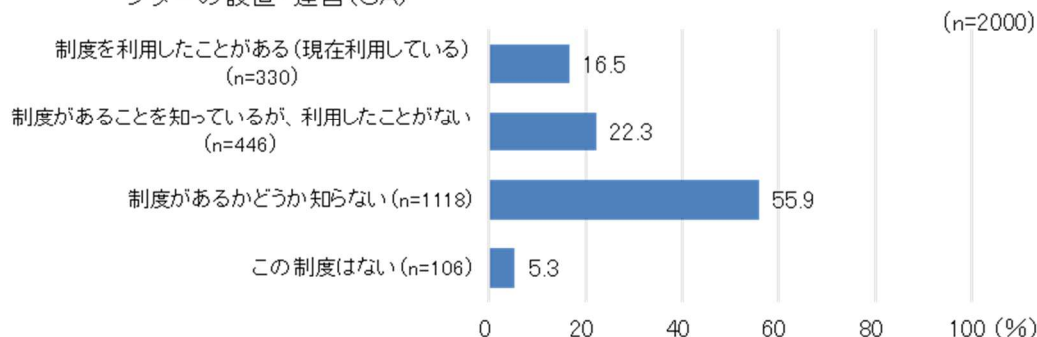
居住自治体の子育て支援制度【乳幼児期・学童期】／子育てクーポン事業の実施については「制度があるかどうか知らない」が多くなっていた。

Q\_4.2\_11 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？  
利用状況を合わせてお答えください。【乳幼児期・学童期】／子育てクーポン事業の実施(SA)



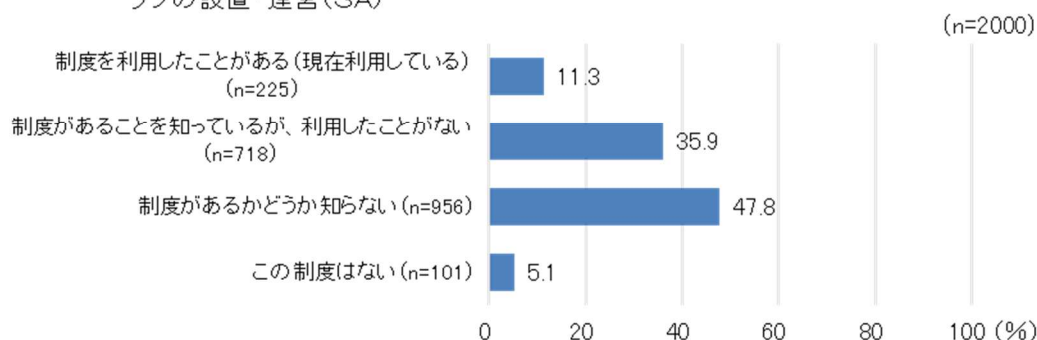
居住自治体の子育て支援制度【乳幼児期・学童期】／子育て支援センターの設置・運営については「制度があるかどうか知らない」が多くなっていた。

Q\_4\_2\_12 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？  
利用状況を合わせてお答えください。【乳幼児期・学童期】／子育て支援センターの設置・運営(SA)



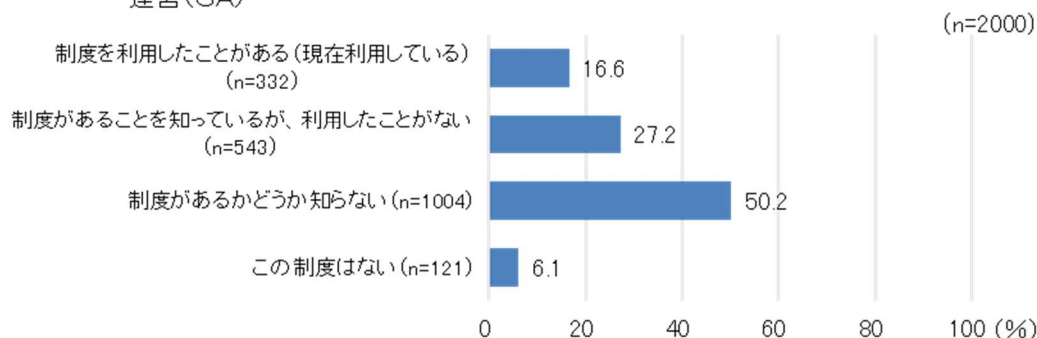
居住自治体の子育て支援制度【乳幼児期・学童期】／放課後児童クラブの設置・運営については「制度があるかどうか知らない」が多くなっていた。

Q\_4\_2\_13 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？  
利用状況を合わせてお答えください。【乳幼児期・学童期】／放課後児童クラブの設置・運営(SA)



居住自治体の子育て支援制度【乳幼児期・学童期】／児童館の設置・運営については「制度があるかどうか知らない」が多くなっていた。

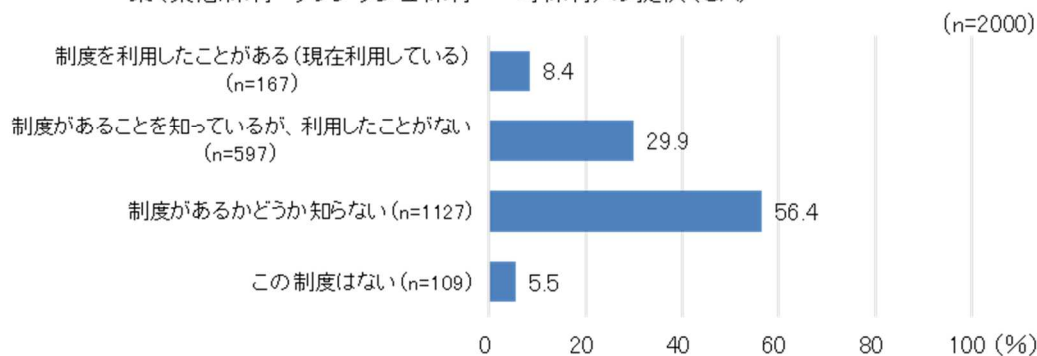
Q\_4\_2\_14 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？  
利用状況を合わせてお答えください。【乳幼児期・学童期】／児童館の設置・運営(SA)





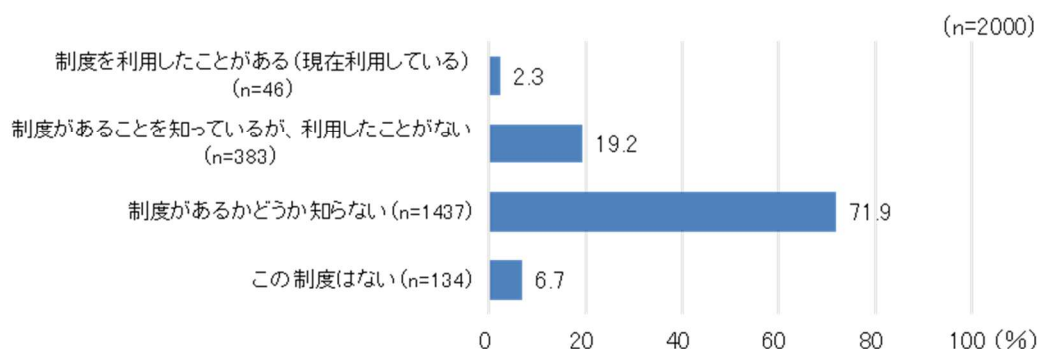
居住自治体の子育て支援制度【乳幼児期・学童期】／一時預かり事業（緊急保育・リフレッシュ保育・一時保育）の提供については「制度があるかどうか知らない」が多くなっていた。

Q\_4\_2\_15 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？  
利用状況を合わせてお答えください。【乳幼児期・学童期】／一時預かり事業（緊急保育・リフレッシュ保育・一時保育）の提供(SA)



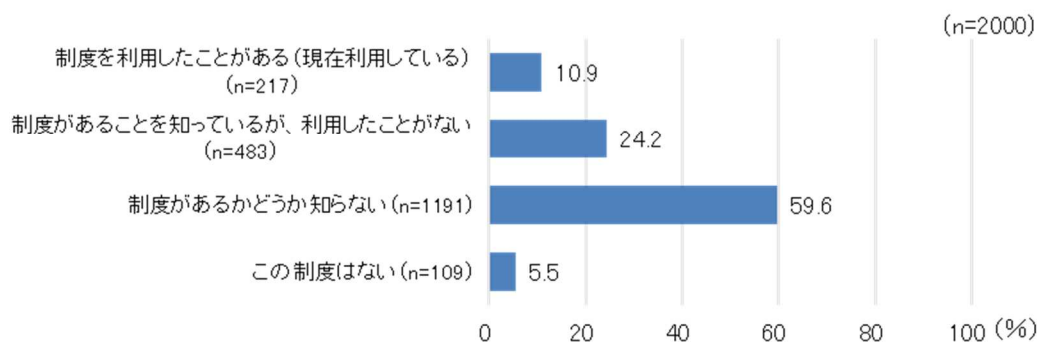
居住自治体の子育て支援制度【乳幼児期・学童期】／休日保育事業の実施については「制度があるかどうか知らない」が多くなっていた。

Q\_4\_2\_16 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。【乳幼児期・学童期】／休日保育事業の実施(SA)



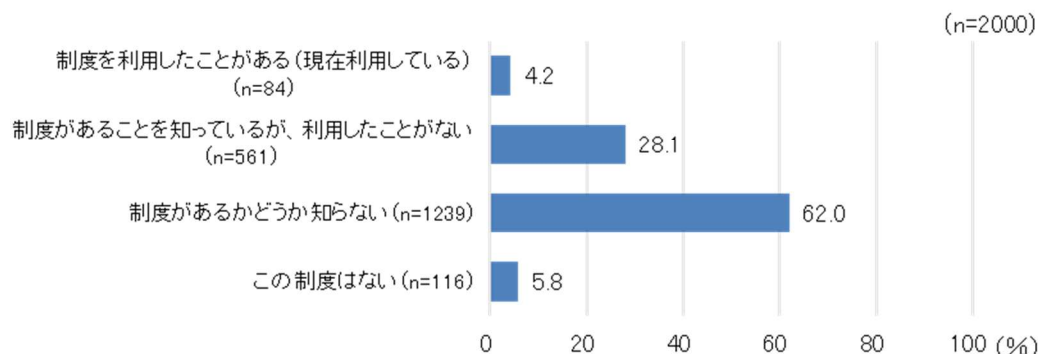
居住自治体の子育て支援制度【乳幼児期・学童期】／延長保育事業（早朝・夕方）については「制度があるかどうか知らない」が多くなっていた。

Q\_4\_2\_17 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。【乳幼児期・学童期】／延長保育事業（早朝・夕方）の実施(SA)



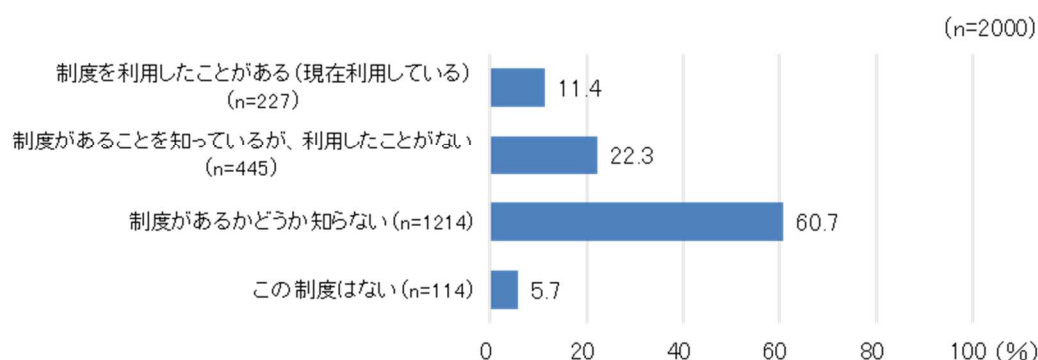
居住自治体の子育て支援制度【乳幼児期・学童期】／病児・病後児保育の実施については「制度があるかどうか知らない」が多くなっていた。

Q\_4\_2\_18 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。【乳幼児期・学童期】／病児・病後児保育の実施(SA)



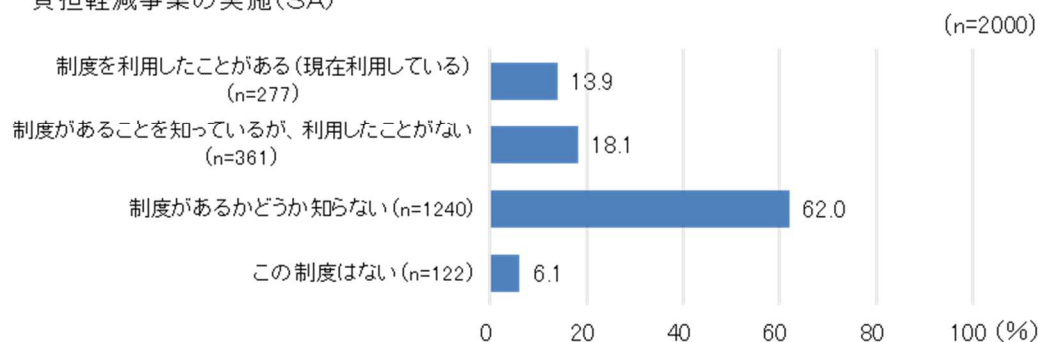
居住自治体の子育て支援制度【乳幼児期・学童期】／0歳～2歳児の低年齢児保育の実施については「制度があるかどうか知らない」が多くなっていた。

Q\_4\_2\_19 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。【乳幼児期・学童期】／0歳～2歳児の低年齢児保育の実施(SA)



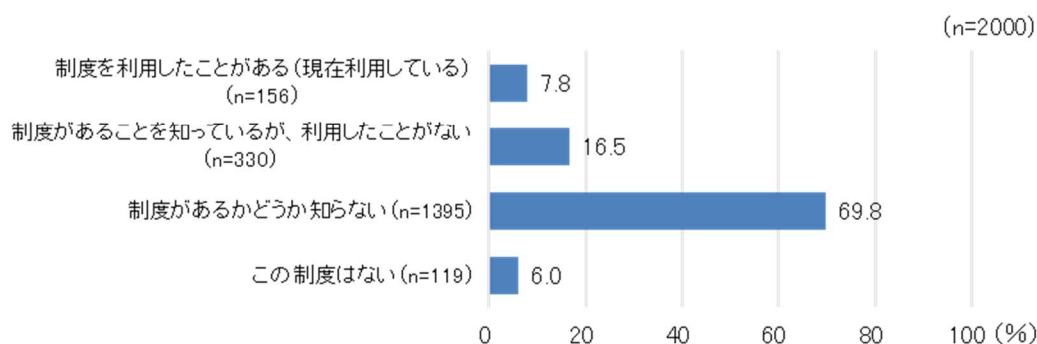
居住自治体の子育て支援制度【乳幼児期・学童期】／保育園保育料金（または幼稚園授業料等）負担軽減事業の実施については「制度があるかどうか知らない」が多くなっていた。

Q\_4\_2\_20 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。【乳幼児期・学童期】／保育園保育料金(または幼稚園授業料等)負担軽減事業の実施(SA)



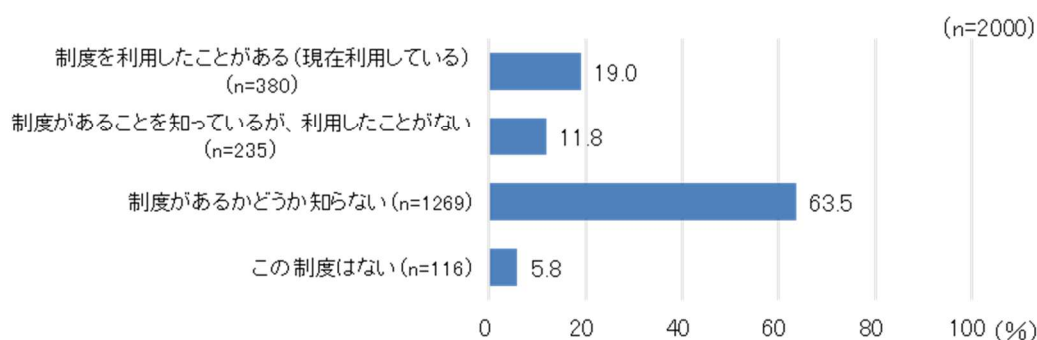
居住自治体の子育て支援制度【乳幼児期・学童期】／地域の子育て支援拠点の提供については「制度があるかどうか知らない」が多くなっていた。

Q\_4\_2\_21 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。【乳幼児期・学童期】／地域の子育て支援拠点の提供(SA)



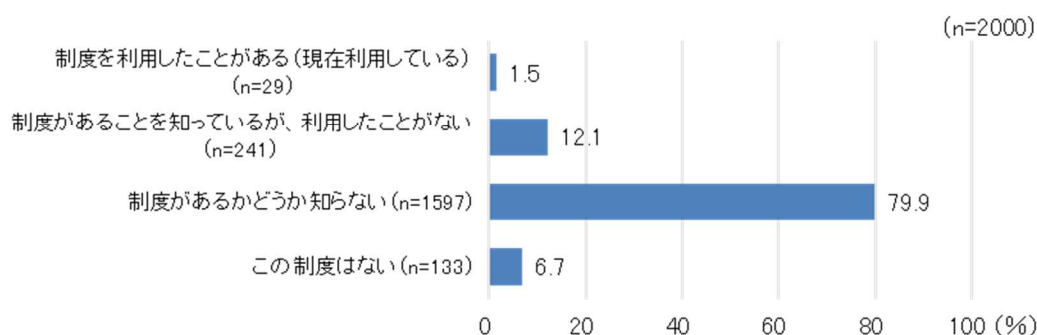
居住自治体の子育て支援制度【乳幼児期・学童期】／乳児家庭全戸訪問事業の実施については「制度があるかどうか知らない」が多くなっていた。

Q\_4\_2\_22 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。【乳幼児期・学童期】／乳児家庭全戸訪問事業の実施(SA)



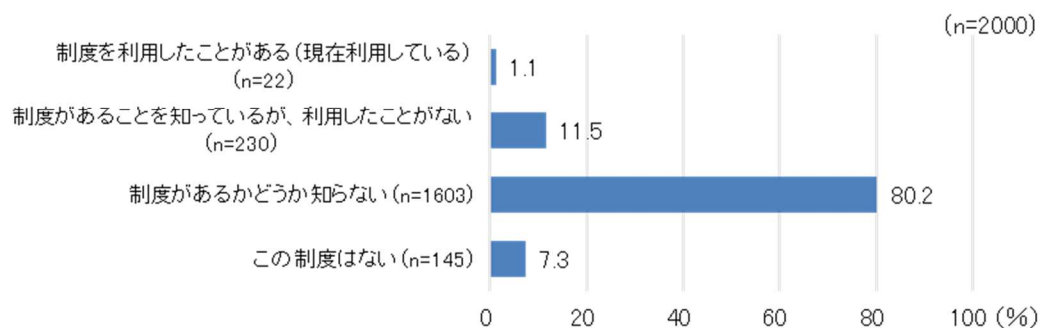
居住自治体の子育て支援制度【乳幼児期・学童期】／養育支援訪問事業の実施については「制度があるかどうか知らない」が多くなっていた。

Q\_4\_2\_23 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。【乳幼児期・学童期】／養育支援訪問事業の実施(SA)



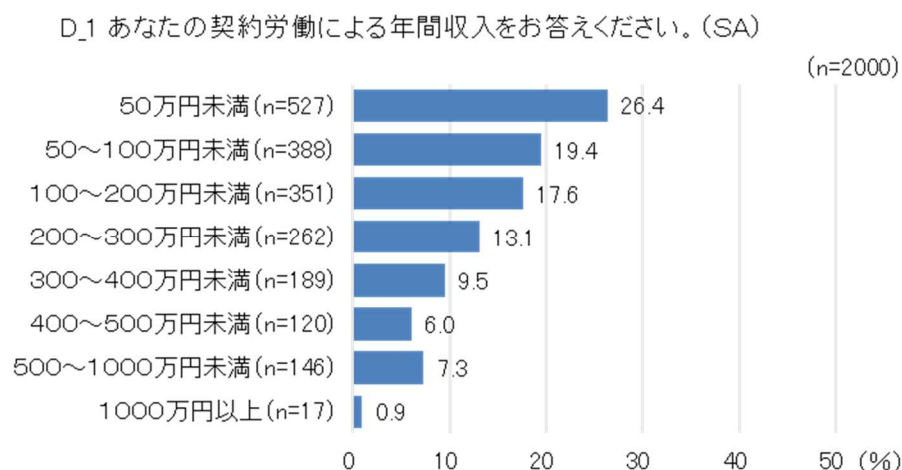
居住自治体の子育て支援制度【乳幼児期・学童期】／隣接自治体などと連携した広域的な保育体制の敷設については「制度があるかどうか知らない」が多くなっていた。

Q\_4\_2\_24 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。【乳幼児期・学童期】／隣接自治体などと連携した広域的な保育体制の敷設(SA)

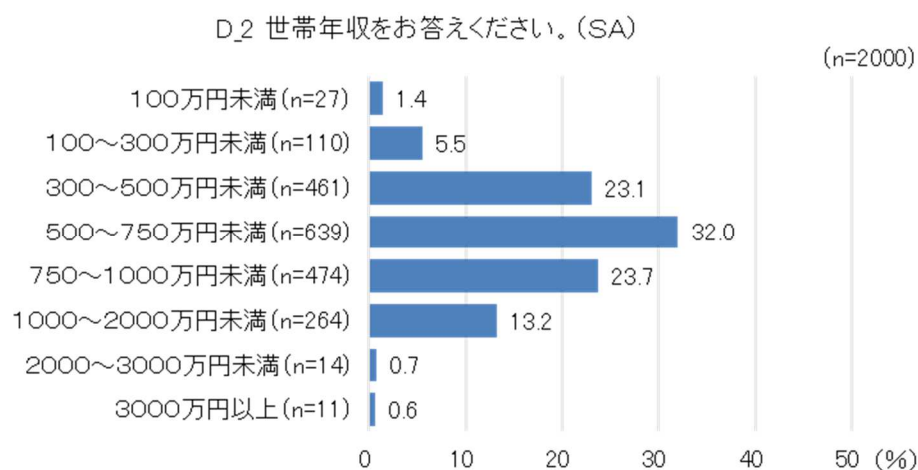


居住自治体にあるとよいと考える制度としては、児童手当や出産手当等の手当の支給が多かった。

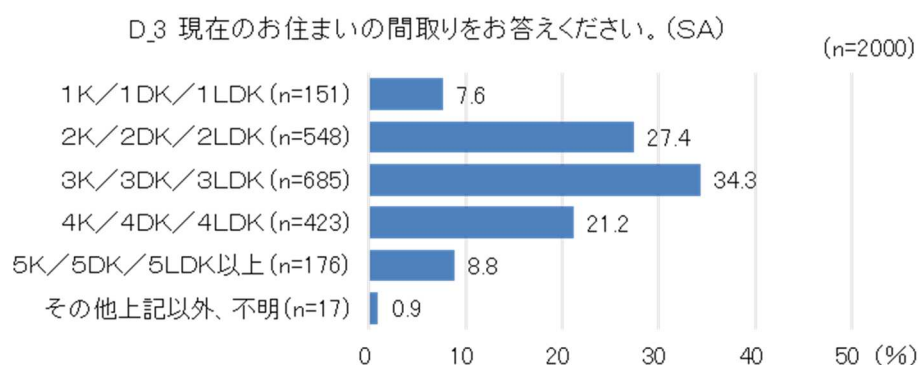
あなたの契約労働による年間収入については 50 万円未満が多くなっていた。



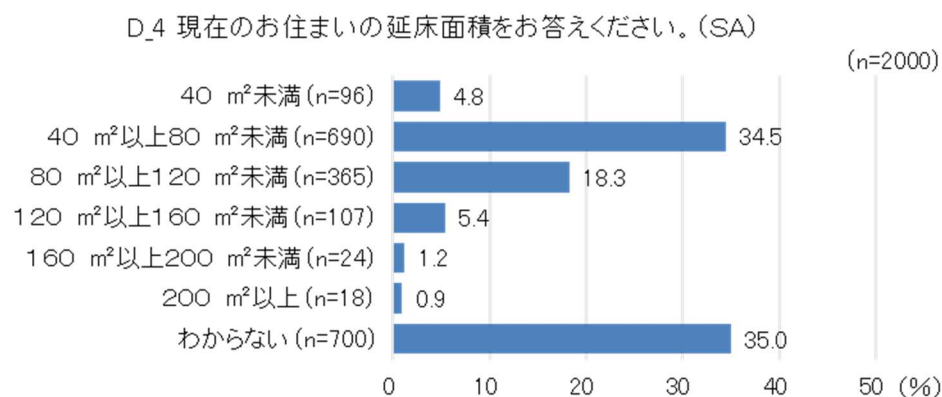
世帯年収については 500～750 万円未満が多くなっていた。



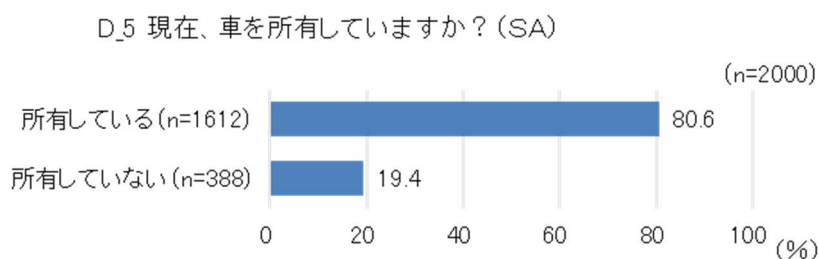
現在の住まいの間取りについては 3K／3DK／3LDK が多くなっていた。



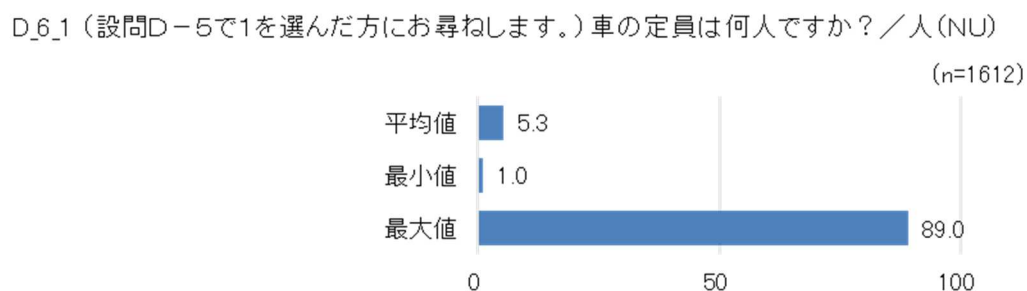
現在の住まいの延べ床面積については「わからない」に続いて「40 m<sup>2</sup>以上 80 m<sup>2</sup>未満」が多くなっていた。



車については「所有している」が多くなっていた。

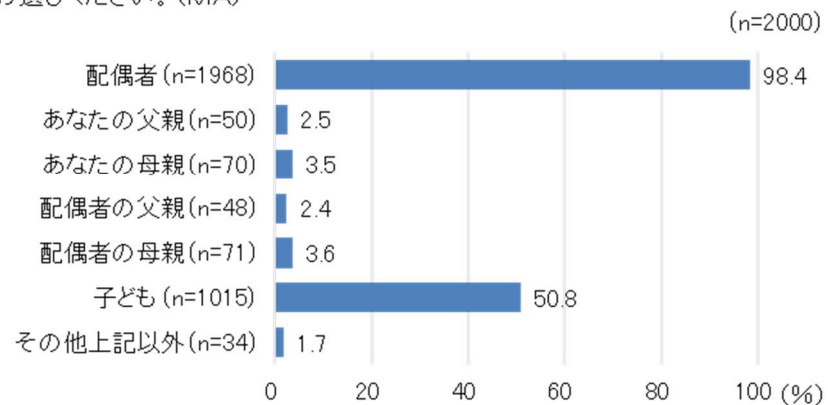


車を所有している方の、車の定員については平均 5.3 人であった。



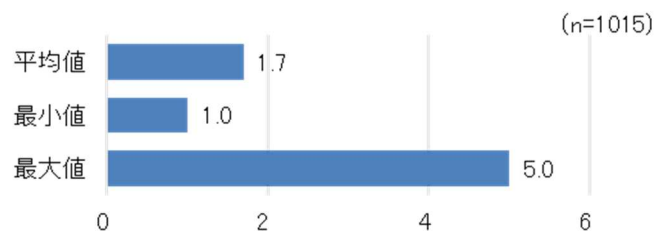
同居家族の構成員については「配偶者」に続いて「子ども」が多くなっていた。

D\_7\_1 家族構成について、お尋ねします。次の中から同居家族の構成員をすべてお選びください。(MA)

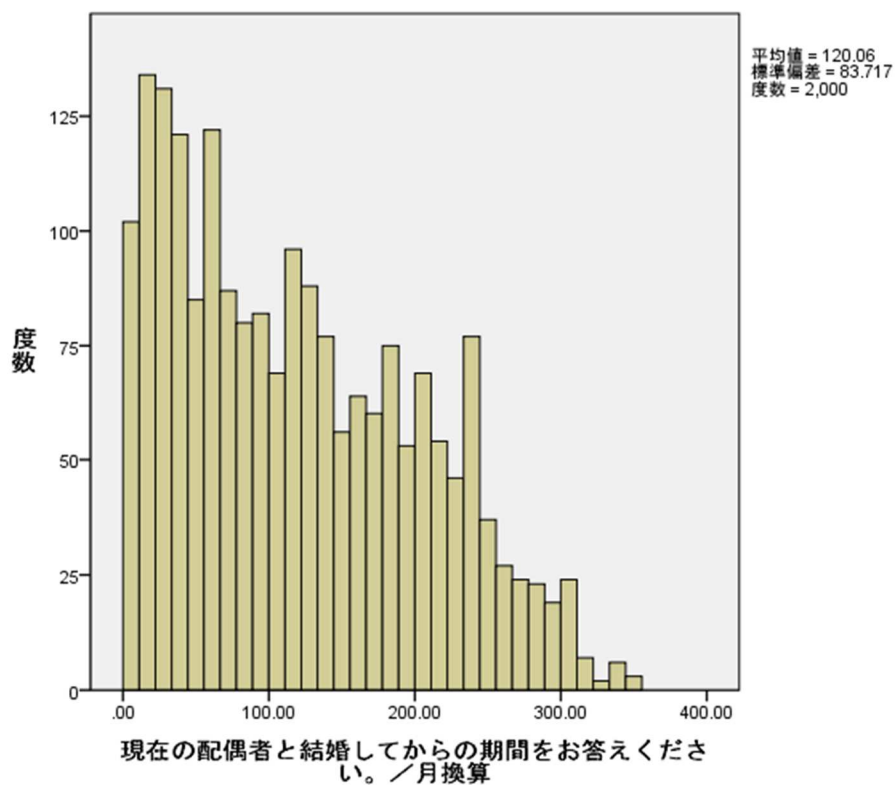


同居家族の構成員については平均 1.7 人であった。

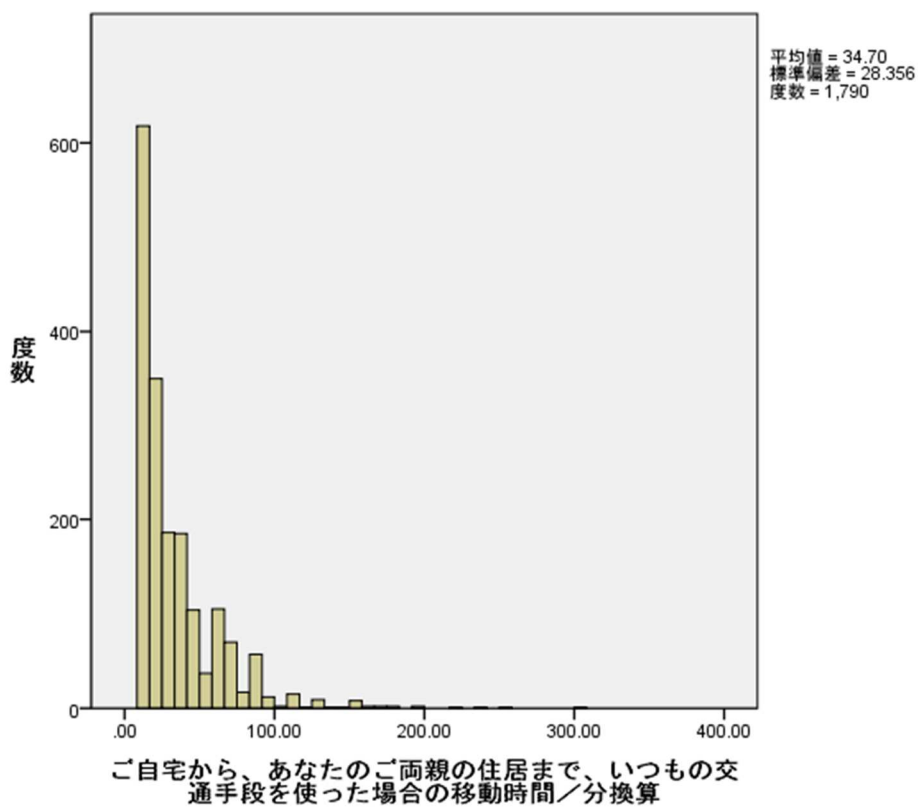
D\_7\_1\_SNT6\_1 家族構成について、お尋ねします。次の中から同居家族の構成員をすべてお選びください。／子ども(NU)



現在の配偶者と結婚してからの期間は、平均値で約 10 年であった。

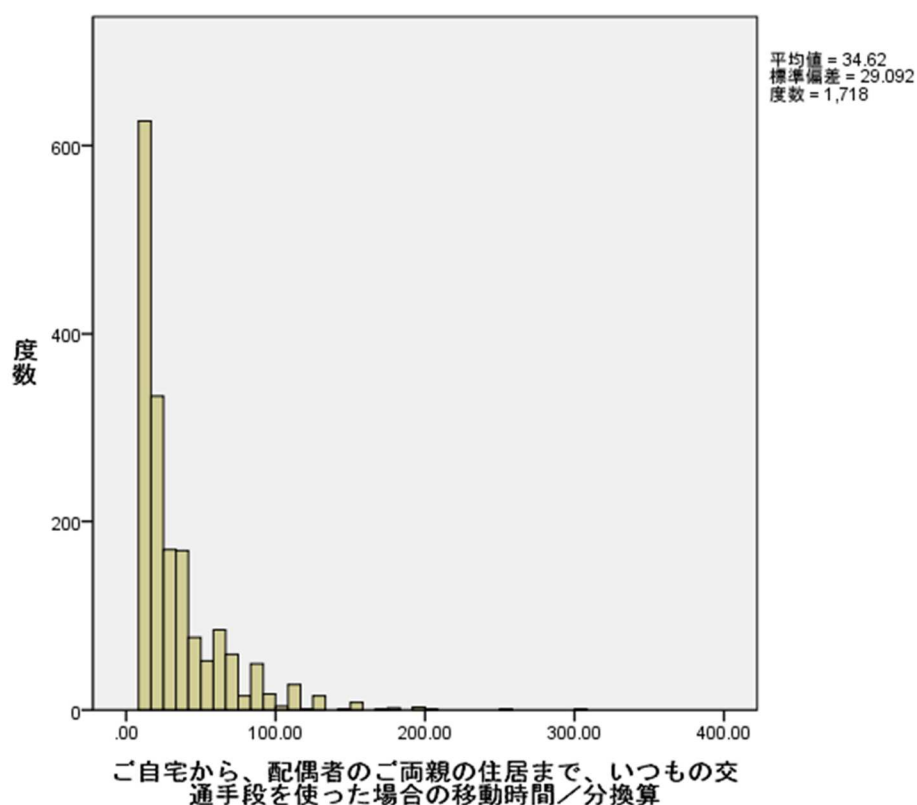


自宅から両親の住居までの移動時間は、平均値で約 35 分であった。

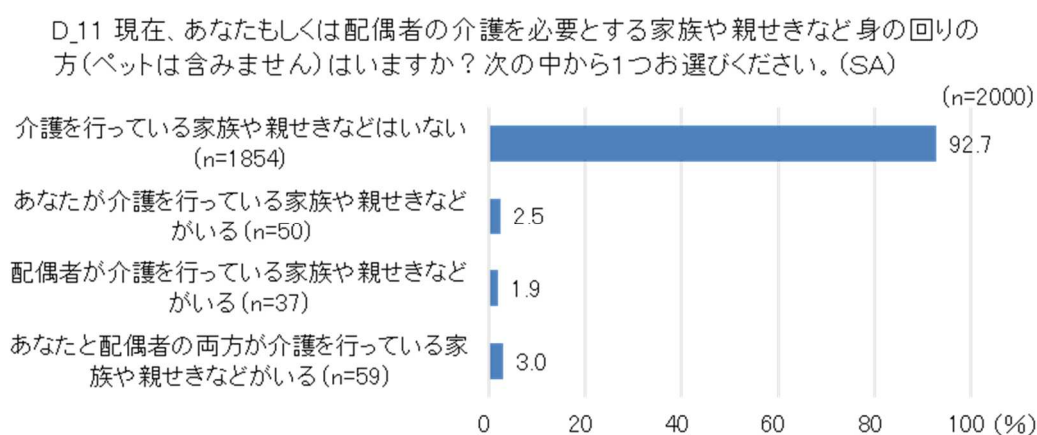




自宅から配偶者の両親の住居までの移動時間は、平均値で約 35 分であった。

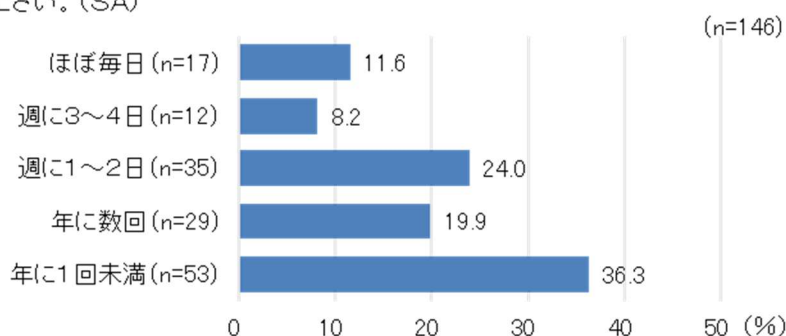


あなたもしくは配偶者の介護を必要とする家族や親せきなど身の回りの方がいるかについては「介護を行っている家族や親せきなどはいない」が多くなっていた。



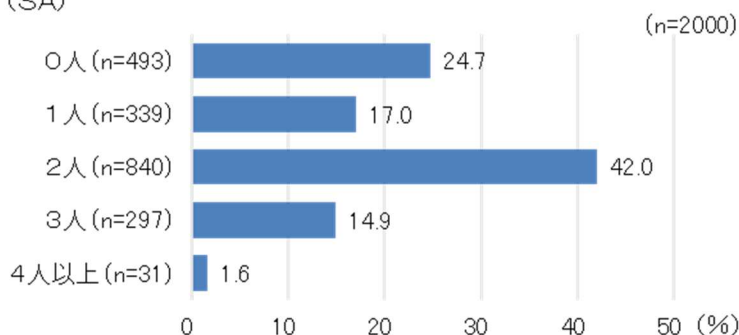
あなたと配偶者を合わせて介護をおこなっている時間については「年に1回未満」が多くなっていた。

D\_12 介護はどのくらいおこなっていますか？あなたと配偶者を合わせてお答えください。(SA)



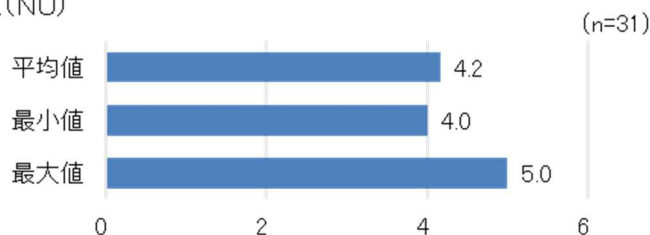
あなたが希望する子どもの数（現在の子どもの数を合わせて）については2人が多くなっていた。

D\_13 あなたが希望する子どもの数(現在の子どもの数を合わせて)をお答えください。(SA)



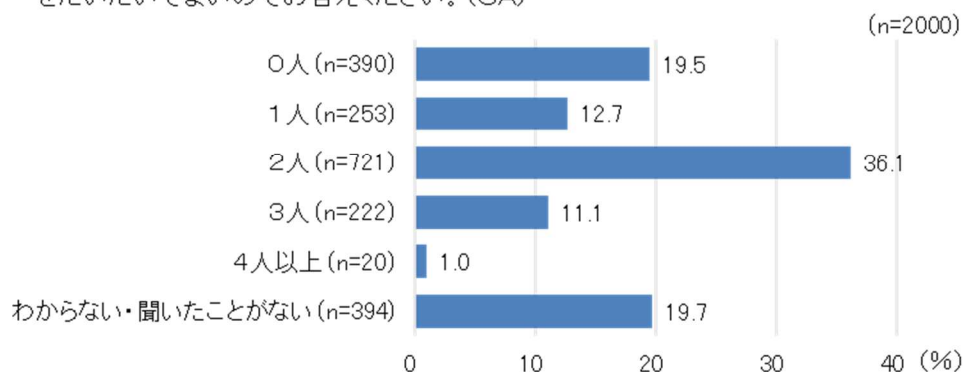
あなたが希望する子どもの数が4人以上と答えた方の平均値については4.2人であった。

D\_13\_SNT5\_1 あなたが希望する子どもの数(現在の子どもの数を合わせて)をお答えください。／4人以上(NU)



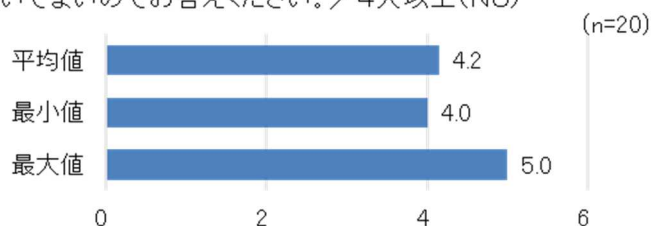
配偶者が希望する子どもの数（現在の子どもの数を合わせて）については2人が多くなっていた。

D\_14 あなたの配偶者が希望する子どもの数（現在の子どもの数を合わせて）をだいたいよいのでお答えください。（SA）



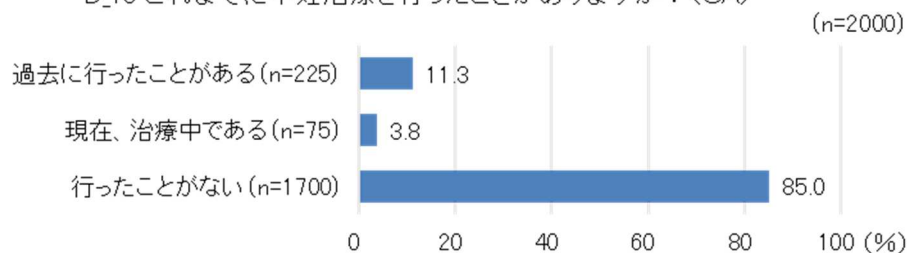
配偶者が希望する子どもの数が4人以上と答えた方の平均値については4.2人であった。

D\_14\_SNT5\_1 あなたの配偶者が希望する子どもの数（現在の子どもの数を合わせて）をだいたいよいのでお答えください。／4人以上 (NU)



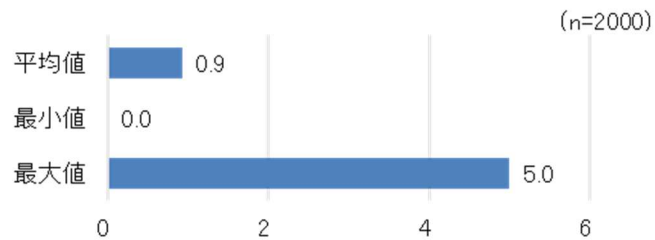
これまでに不妊治療を行ったことがあるかについては「行ったことがない」が多くなっていた。

D\_15 これまでに不妊治療を行ったことがありますか？（SA）



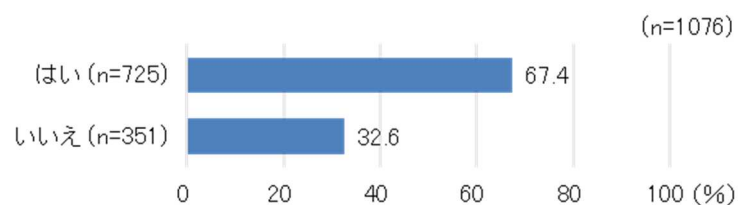
現在の配偶者との間に何人子どもがいるかについては平均 **0.9** 人であった。

D\_16\_1 あなたは現在の配偶者との間に何人子供がいますか？／人 (NU)



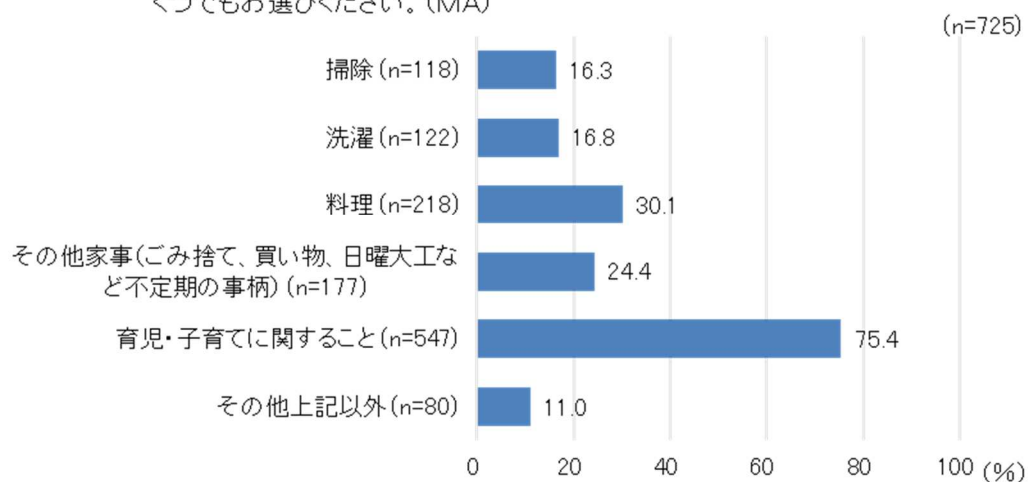
子育ての際に、本人あるいは配偶者の両親からのサポートが得られているかについては「はい」が多くなっていた。

D\_17 子育ての際に、本人あるいは配偶者のご両親からのサポートは得られていますか？ (SA)



本人あるいは配偶者の両親からの子育てサポートの内容については「育児・子育てに関すること」が多くなっていた。

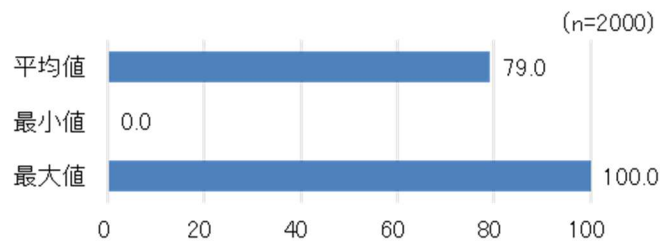
D\_18 本人あるいは配偶者のご両親からの子育てサポートの内容をいくつかでもお選びください。 (MA)



その他上記以外のサポートには、金銭の支援に関する回答が多かった。

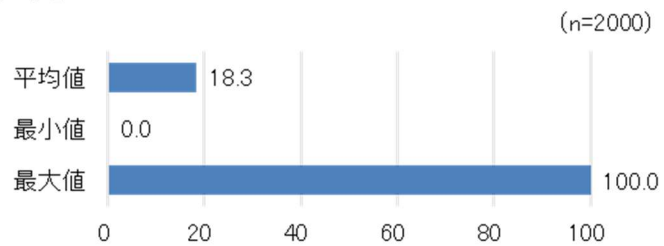
掃除／本人については平均 79.0 であった。

D\_19\_1\_1 掃除／本人 (NU)



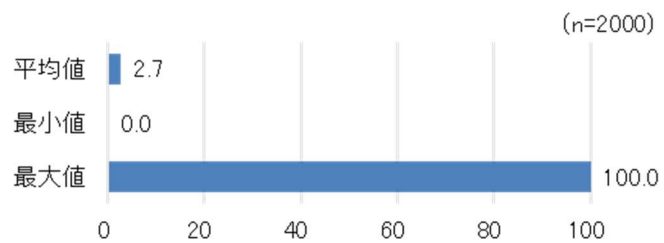
掃除／配偶者については平均 18.3 であった。

D\_19\_1\_2 掃除／配偶者 (NU)



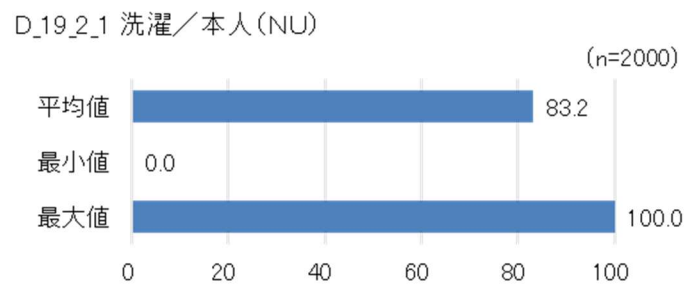
掃除／それ以外の者については平均 2.7 であった。

D\_19\_1\_3 掃除／それ以外の者 (NU)

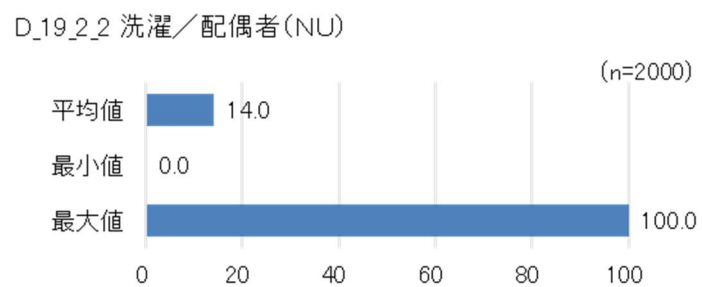


それ以外の者には、母親や子どもの回答が多かった。

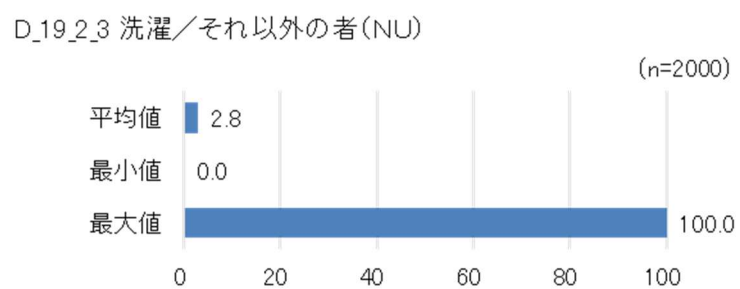
洗濯／本人については平均 83.2 であった。



洗濯／配偶者については平均 14.0 であった。



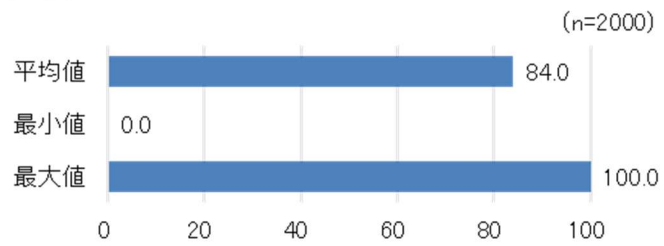
洗濯／それ以外の者については平均 2.8 であった。



それ以外の者には、母親や子どもの回答が多かった。

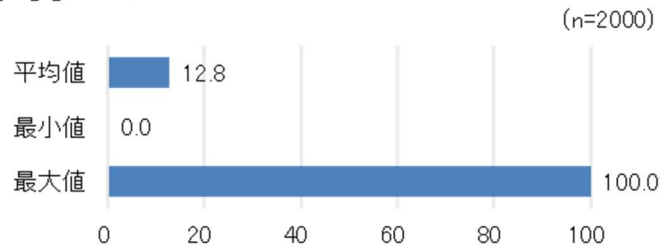
料理／本人については平均 84.0 であった。

D\_19\_3\_1 料理／本人 (NU)



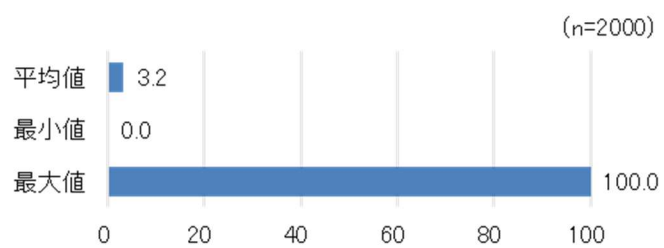
料理／配偶者については平均 12.8 であった。

D\_19\_3\_2 料理／配偶者 (NU)



料理／それ以外の者については平均 3.2 であった。

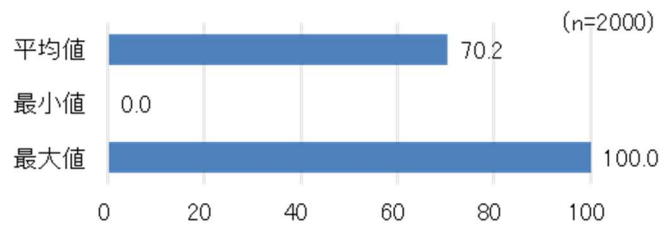
D\_19\_3\_3 料理／それ以外の者 (NU)



それ以外の者には、母親や子どもの回答が多かった。

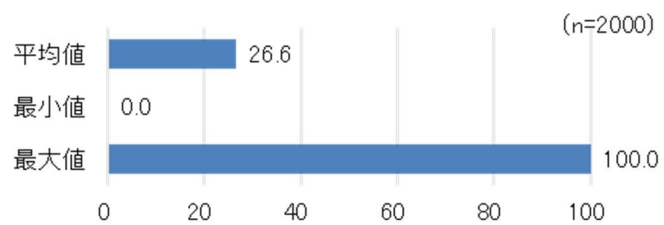
その他の家事／本人については平均 70.2 であった。

D\_19\_4\_1 その他家事(ごみ捨て、買い物、日曜大工など不定期の事柄)／本人 (NU)



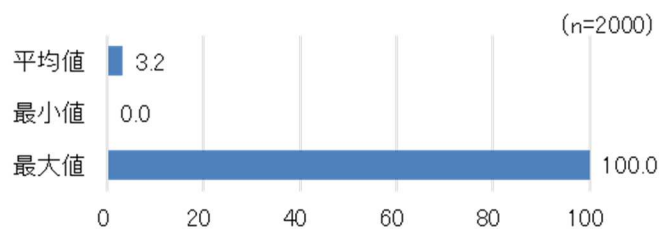
その他の家事／配偶者については平均 26.6 であった。

D\_19\_4\_2 その他家事(ごみ捨て、買い物、日曜大工など不定期の事柄)／配偶者 (NU)



その他の家事／それ以外の者については平均 3.2 であった。

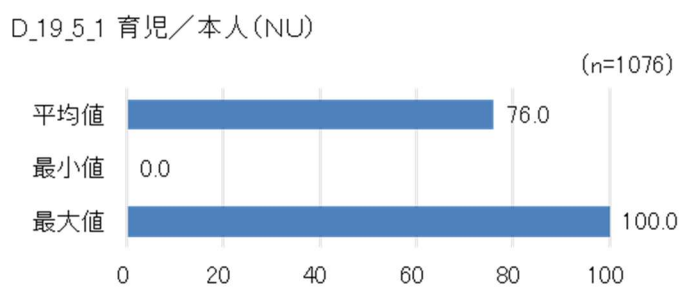
D\_19\_4\_3 その他家事(ごみ捨て、買い物、日曜大工など不定期の事柄)／それ以外の者 (NU)



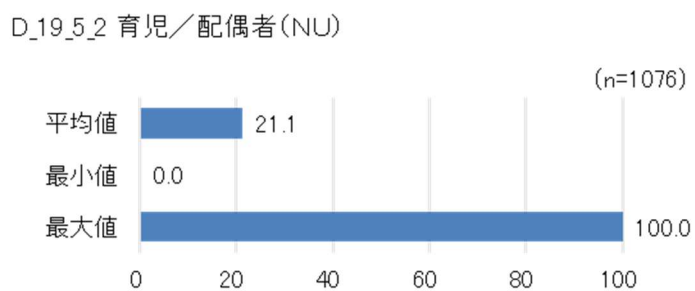
それ以外の者には、母親や父親、子どもの回答が多かった。



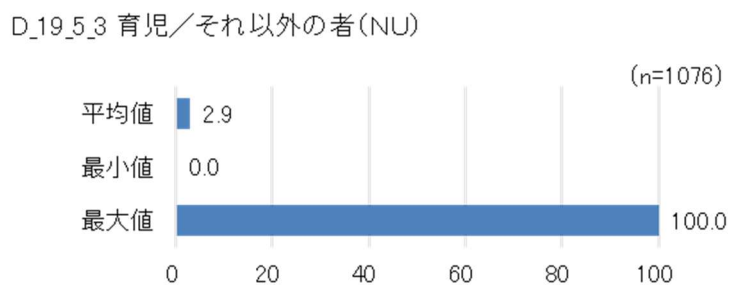
育児／本人については平均 76.0 であった。



育児／配偶者については平均 21.1 であった。



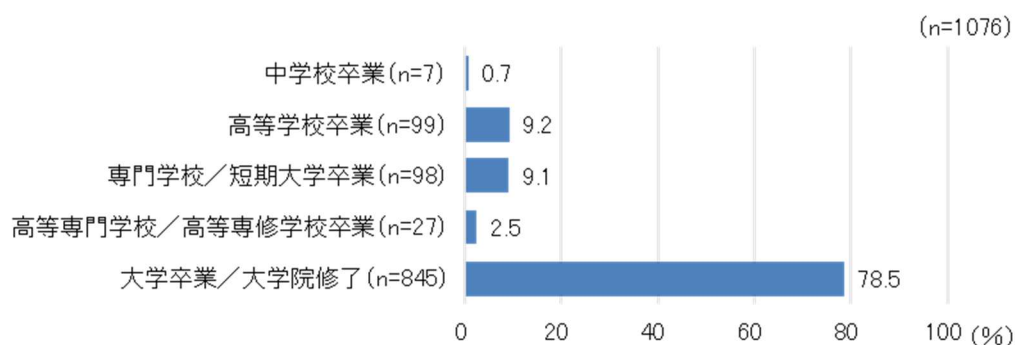
育児／それ以外の者については平均 2.9 であった。



それ以外の者には、母親や父親の回答が多かった。

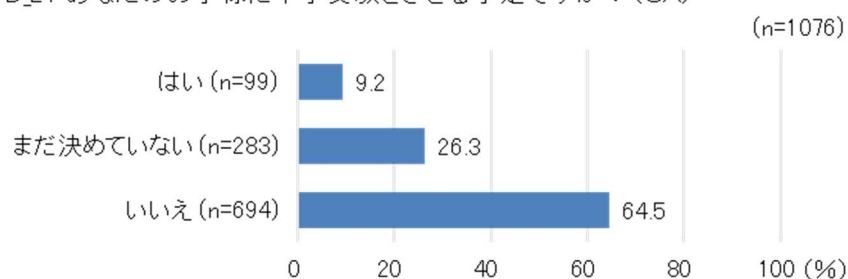
子どもの期待する最終学歴については「大学卒業／大学院修了」が多くなっていた。

D\_20 あなたのお子様に期待する最終学歴をお答えください。(SA)



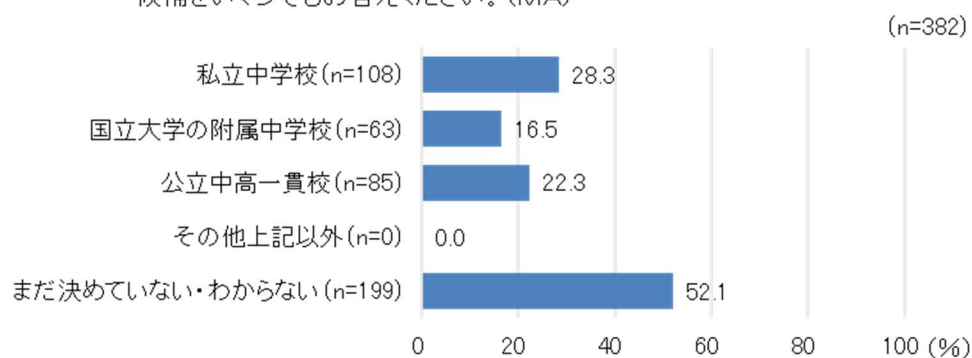
子どもに中学受験をさせる予定かどうかについては「いいえ」が多くなっていた。

D\_21 あなたのお子様に中学受験をさせる予定ですか？(SA)



受験を考えている中学校については「まだ決めていない・わからない」に続いて「私立中学校」が多くなっていた。

D\_22 受験を考えている学校は、どのような中学校ですか。  
候補をいくつでもお答えください。(MA)



---

## 第3章 国内の好事例の調査

---

### 3.1 概要

#### 3.1.1 出生率による市町村データの分析

出生率のデータから、出生率が向上している市区町村等を特定し、その市町村について取り組みを網羅的に把握し、インタビュー調査の対象の候補とした。

#### 3.1.2 インタビュー調査

インタビュー調査においては、経済的インセンティブよりはむしろ、新しいコンセプトや考え方に基づいて行われている地域に根ざした取り組みを対象に選定を行った。

より具体的には、主に地方自治体単位で行われており、国として展開させていくことが少子化対策として有効と思われる事例を対象とし、最終的には上記の市町村データの分析結果も踏まえ、インタビュー調査を実施しとりまとめた。

調査期間は、2019年9月から2020年3月の間、調査内容は、取り組みを行っている組織の概要、主な取り組みの概要、取り組みのきっかけとその後の発展、取り組みの効果や課題等の項目を中心とし、調査方法は半構造化面接の手法を用いて、最終的には以下を対象に実施した。

図表 3-1 インタビュー対象

| 組織名<br>(市区町村名)            |
|---------------------------|
| NPO法人新座子育てネットワーク（埼玉県新座市）  |
| 埼玉県                       |
| 静岡県                       |
| お仏壇のやまき（静岡県静岡市）           |
| 認定特定非営利活動法人こまちぷらす（横浜市戸塚区） |
| 杉並区                       |
| 港区                        |

## 3.2 出生率による市町村の分析の結果

自治体の少子化対策について、合計特殊出生率のデータから以下の流れで自治体を選定し、それぞれの取り組みの詳細を調査し、現地インタビュー調査の候補とした。

最終的に、この分析結果に基づき、東京都杉並区役所、東京都港区役所、神奈川県横浜市戸塚区の NPO をヒアリング調査した。

- (1) 厚生労働省「人口動態統計特殊報告」において①平成 10 年～平成 14 年、②平成 15 年～平成 19 年、③平成 20 年～平成 24 年の市区町村別合計特殊出生率データを取得した。
- (2) 平成 15 年前後において、自治体名の変更が多数みられることから、①平成 10 年～平成 14 年および②平成 15 年～平成 19 年データについては、市町村合併によるデータ補正を以下のように行った。

### 【市町村合併の補正の仕方】

- ▷ 自治体名は、③平成 20 年～平成 24 年の市区町村名に合わせた。
- ▷ 合併などにより変更になった市区町村については、次の計算方法による補正を行った。

|                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| $\text{合併後自治体の合計特殊出生率} = \Sigma (\text{合併前自治体の合計特殊出生率} \times \text{当時の自治体の 15} \\ \sim 49 \text{ 歳女性人口}) / \Sigma (\text{当時の自治体の 15} \sim 49 \text{ 歳女性人口})$ |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

- (3) ①平成 10 年～平成 14 年および②平成 15 年～平成 19 年データは補正データであることから両者の合計特殊出生率の推移を比較するのは困難と考え、①→③および②→③の出生率の上昇率を算出した。
- (4) 上昇率（①→③）および上昇率（②→③）のいずれも 115%以上となる自治体のうち、平成 27 年人口総数が 25,000 人以上（宮若市の規模以上）の自治体について、この期間で合計特殊出生率が一定以上上昇した自治体として、詳細の調査を行った。

### <参考>

合計特殊出生率とは、調査した年における 15 歳から 49 歳までの女性の各年齢の出生率を合計したもの。

$$\begin{aligned} \text{合計特殊出生率（人）} &= 15 \text{ 歳女子から生まれた 1 年間の出生数} / \text{当該年の 15 歳女子人口} \\ &+ 16 \text{ 歳女子から生まれた 1 年間の出生数} / \text{当該年の 16 歳女子人口} \\ &\dots + 49 \text{ 歳女子から生まれた 1 年間の出生数} / \text{当該年の 49 歳女子人口} \end{aligned}$$

その結果、上昇率（①→③）および上昇率（②→③）のいずれも 115%以上となった自治体および平成 27 年国勢調査による人口総数は以下の通りであった。（表①②、調査対象自治体は灰色）

図表 3-2 合計特殊出生率の上昇率（①→③、②→③）が 115%を超える自治体（市区町村）

| 都道府県名 | 市区町村名    | 平成 27 年人口総数<br>(人) | 出生率上昇率<br>(①→③,%) | 出生率上昇率<br>(②→③,%) |
|-------|----------|--------------------|-------------------|-------------------|
| 東京都   | 日の出町     | 17,446             | 150.000           | 141.176           |
| 北海道   | 古平町      | 3,188              | 143.878           | 122.609           |
| 宮崎県   | 綾町       | 7,345              | 141.085           | 120.530           |
| 東京都   | 港区       | 243,283            | 135.106           | 141.111           |
| 福岡県   | 遠賀町      | 18,877             | 129.730           | 115.200           |
| 福岡県   | 香春町      | 10,861             | 128.571           | 116.883           |
| 東京都   | 杉並区      | 563,997            | 125.974           | 124.359           |
| 熊本県   | 甲佐町      | 10,717             | 125.735           | 123.022           |
| 広島県   | 坂町       | 12,747             | 125.600           | 116.296           |
| 広島県   | 安芸区(広島市) | 79,353             | 124.476           | 119.463           |
| 北海道   | 小平町      | 3,336              | 124.107           | 123.009           |
| 千葉県   | 白井市      | 61,674             | 122.321           | 115.126           |
| 奈良県   | 斑鳩町      | 27,303             | 122.124           | 120.000           |
| 香川県   | まんのう町    | 18,377             | 121.775           | 118.116           |
| 愛知県   | 阿久比町     | 27,747             | 120.896           | 124.615           |
| 大阪府   | 千早赤阪村    | 5,378              | 120.619           | 117.000           |
| 北海道   | 新得町      | 6,288              | 119.084           | 123.810           |
| 福岡県   | 福津市      | 58,781             | 118.678           | 115.702           |
| 福岡県   | 宮若市      | 28,112             | 118.382           | 116.438           |
| 北海道   | 東川町      | 8,111              | 118.182           | 121.186           |
| 愛知県   | 日進市      | 87,977             | 118.182           | 119.858           |
| 東京都   | 渋谷区      | 224,533            | 117.568           | 116.000           |
| 東京都   | 小笠原村     | 3,022              | 117.557           | 120.313           |
| 福岡県   | 築上町      | 18,587             | 117.441           | 115.493           |
| 北海道   | 岩内町      | 13,042             | 116.912           | 116.058           |
| 福岡県   | 大木町      | 14,176             | 116.327           | 116.327           |
| 北海道   | 黒松内町     | 3,082              | 115.702           | 120.690           |
| 京都府   | 木津川市     | 72,840             | 115.007           | 115.789           |

図表 3-3 市区町村別合計特殊出生率の推移(1)

|    |            | ①H10-14 (補正後) | ②H15-19 (補正後) | ③H20-24 | 上昇率 (①→③) | 上昇率 (②→③) |
|----|------------|---------------|---------------|---------|-----------|-----------|
| 1  | 10367神流町   | 0.86          | 1.40          | 1.46    | 170.593   | 104.286   |
| 2  | 01518利尻町   | 0.84          | 1.37          | 1.38    | 164.286   | 100.730   |
| 3  | 19442小菅村   | 0.89          | 1.42          | 1.46    | 164.045   | 102.817   |
| 4  | 39364大川村   | 0.89          | 1.33          | 1.39    | 156.180   | 104.511   |
| 5  | 13305日の出町  | 0.96          | 1.02          | 1.44    | 150.000   | 141.176   |
| 6  | 01406古平町   | 0.98          | 1.15          | 1.41    | 143.878   | 122.609   |
| 7  | 45383綾町    | 1.29          | 1.51          | 1.82    | 141.085   | 120.530   |
| 8  | 47356渡名喜村  | 1.32          | 1.76          | 1.85    | 140.152   | 105.114   |
| 9  | 23427飛島村   | 1.06          | 1.46          | 1.48    | 139.623   | 101.370   |
| 10 | 30344高野町   | 1.07          | 1.29          | 1.46    | 136.449   | 113.178   |
| 11 | 13103港区    | 0.94          | 0.90          | 1.27    | 135.106   | 141.111   |
| 12 | 25441豊郷町   | 1.32          | 1.55          | 1.76    | 133.333   | 113.548   |
| 13 | 43364玉東町   | 1.18          | 1.38          | 1.56    | 132.203   | 113.043   |
| 14 | 14402清川村   | 0.97          | 1.15          | 1.27    | 130.928   | 110.435   |
| 15 | 35341上関町   | 1.21          | 1.46          | 1.57    | 129.752   | 107.534   |
| 16 | 40384遠賀町   | 1.11          | 1.25          | 1.44    | 129.730   | 115.200   |
| 17 | 40601香春町   | 1.40          | 1.54          | 1.80    | 128.571   | 116.883   |
| 18 | 13115杉並区   | 0.77          | 0.78          | 0.97    | 125.974   | 124.359   |
| 19 | 43444甲佐町   | 1.36          | 1.39          | 1.71    | 125.735   | 123.022   |
| 20 | 20429王滝村   | 1.17          | 1.51          | 1.47    | 125.641   | 97.351    |
| 21 | 34309坂町    | 1.25          | 1.35          | 1.57    | 125.600   | 116.296   |
| 22 | 23342豊山町   | 1.39          | 1.55          | 1.74    | 125.180   | 112.258   |
| 23 | 34107安芸区   | 1.43          | 1.49          | 1.78    | 124.476   | 119.463   |
| 24 | 01482小平町   | 1.12          | 1.13          | 1.39    | 124.107   | 123.009   |
| 25 | 12322酒々井町  | 0.96          | 1.13          | 1.19    | 123.958   | 105.310   |
| 26 | 10383南牧村   | 1.13          | 1.37          | 1.40    | 123.894   | 102.190   |
| 27 | 20414泰阜村   | 1.23          | 1.55          | 1.52    | 123.577   | 98.065    |
| 28 | 12232白井市   | 1.12          | 1.19          | 1.37    | 122.321   | 115.126   |
| 29 | 01463占冠村   | 0.99          | 1.09          | 1.21    | 122.222   | 111.009   |
| 30 | 29344斑鳩町   | 1.13          | 1.15          | 1.38    | 122.124   | 120.000   |
| 31 | 40503大刀洗町  | 1.27          | 1.42          | 1.55    | 122.047   | 109.155   |
| 32 | 26201福知山市  | 1.61          | 1.80          | 1.96    | 121.944   | 108.889   |
| 33 | 37406まんのう町 | 1.34          | 1.38          | 1.63    | 121.775   | 118.116   |
| 34 | 25425愛荘町   | 1.49          | 1.61          | 1.81    | 121.249   | 112.422   |
| 35 | 29401高取町   | 1.04          | 1.22          | 1.26    | 121.154   | 103.279   |
| 36 | 46491南大隅町  | 1.47          | 1.73          | 1.78    | 120.967   | 102.890   |
| 37 | 23441阿久比町  | 1.34          | 1.30          | 1.62    | 120.896   | 124.615   |
| 38 | 01409赤井川村  | 1.15          | 1.24          | 1.39    | 120.870   | 112.097   |
| 39 | 27383千早赤阪村 | 0.97          | 1.00          | 1.17    | 120.619   | 117.000   |
| 40 | 40204直方市   | 1.42          | 1.50          | 1.71    | 120.423   | 114.000   |
| 41 | 23501幸田町   | 1.47          | 1.59          | 1.77    | 120.408   | 111.321   |
| 42 | 35502阿武町   | 1.33          | 1.52          | 1.60    | 120.301   | 105.263   |
| 43 | 01425上砂川町  | 1.15          | 1.30          | 1.38    | 120.000   | 106.154   |
| 44 | 01601日高町   | 1.50          | 1.57          | 1.80    | 119.969   | 114.650   |
| 45 | 01405横丹町   | 1.27          | 1.35          | 1.52    | 119.685   | 112.593   |
| 46 | 21362関ヶ原町  | 1.19          | 1.31          | 1.42    | 119.328   | 108.397   |
| 47 | 01635新得町   | 1.31          | 1.26          | 1.56    | 119.084   | 123.810   |
| 48 | 20412赤木村   | 1.31          | 1.50          | 1.56    | 119.084   | 104.000   |
| 49 | 27122西成区   | 1.05          | 1.11          | 1.25    | 119.048   | 112.613   |
| 50 | 26303大山崎町  | 1.16          | 1.27          | 1.38    | 118.966   | 108.661   |

出典：厚生労働省：「人口動態統計特殊報告」

図表 3-4 市区町村別合計特殊出生率の推移(2)

|     |              | ①H10-14 (補正後) | ②H15-19 (補正後) | ③H20-24 | 上昇率 (①→③) | 上昇率 (②→③) |
|-----|--------------|---------------|---------------|---------|-----------|-----------|
| 51  | 29444黒滝村     | 1.12          | 1.21          | 1.33    | 118.750   | 109.917   |
| 52  | 40224福津市     | 1.18          | 1.21          | 1.40    | 118.678   | 115.702   |
| 53  | 40226宮若市     | 1.44          | 1.46          | 1.70    | 118.382   | 116.438   |
| 54  | 01458東川町     | 1.21          | 1.18          | 1.43    | 118.182   | 121.186   |
| 55  | 23230日進市     | 1.43          | 1.41          | 1.69    | 118.182   | 119.858   |
| 56  | 40383岡垣町     | 1.16          | 1.31          | 1.37    | 118.103   | 104.580   |
| 57  | 24471大紀町     | 1.25          | 1.41          | 1.48    | 118.028   | 104.965   |
| 58  | 13113渋谷区     | 0.74          | 0.75          | 0.87    | 117.568   | 116.000   |
| 59  | 13421小笠原村    | 1.31          | 1.28          | 1.54    | 117.557   | 120.313   |
| 60  | 40647築上町     | 1.40          | 1.42          | 1.64    | 117.441   | 115.493   |
| 61  | 34101中区      | 0.93          | 0.98          | 1.09    | 117.204   | 111.224   |
| 62  | 01402岩内町     | 1.36          | 1.37          | 1.59    | 116.912   | 116.058   |
| 63  | 20422上松町     | 1.36          | 1.52          | 1.59    | 116.912   | 104.605   |
| 64  | 13106台東区     | 0.95          | 1.05          | 1.11    | 116.842   | 105.714   |
| 65  | 14115栄区      | 1.13          | 1.21          | 1.32    | 116.814   | 109.091   |
| 66  | 47328中城村     | 1.43          | 1.55          | 1.67    | 116.783   | 107.742   |
| 67  | 30362広川町     | 1.26          | 1.32          | 1.47    | 116.667   | 111.364   |
| 68  | 14204鎌倉市     | 1.02          | 1.08          | 1.19    | 116.667   | 110.185   |
| 69  | 40522大木町     | 1.47          | 1.47          | 1.71    | 116.327   | 116.327   |
| 70  | 34214安芸高田市   | 1.43          | 1.56          | 1.66    | 116.307   | 106.410   |
| 71  | 14301葉山町     | 1.05          | 1.14          | 1.22    | 116.190   | 107.018   |
| 72  | 01487天塩町     | 1.30          | 1.52          | 1.51    | 116.154   | 99.342    |
| 73  | 38202今治市     | 1.40          | 1.41          | 1.62    | 116.058   | 114.894   |
| 74  | 27382河南町     | 1.00          | 1.05          | 1.16    | 116.000   | 110.476   |
| 75  | 23234北名古屋    | 1.42          | 1.55          | 1.65    | 115.829   | 106.452   |
| 76  | 33216浅口市     | 1.18          | 1.33          | 1.37    | 115.781   | 103.008   |
| 77  | 01393黒松内町    | 1.21          | 1.16          | 1.40    | 115.702   | 120.690   |
| 78  | 28208相生市     | 1.28          | 1.32          | 1.48    | 115.625   | 112.121   |
| 79  | 33423早島町     | 1.35          | 1.51          | 1.56    | 115.556   | 103.311   |
| 80  | 14341大磯町     | 1.03          | 1.11          | 1.19    | 115.534   | 107.207   |
| 81  | 36342神山村     | 1.23          | 1.33          | 1.42    | 115.447   | 106.767   |
| 82  | 14383真鶴町     | 1.04          | 1.14          | 1.20    | 115.385   | 105.263   |
| 83  | 44213由布市     | 1.38          | 1.41          | 1.59    | 115.317   | 112.766   |
| 84  | 14218綾瀬市     | 1.31          | 1.35          | 1.51    | 115.267   | 111.852   |
| 85  | 40609赤村      | 1.31          | 1.57          | 1.51    | 115.267   | 96.178    |
| 86  | 22205熱海市     | 1.06          | 1.14          | 1.22    | 115.094   | 107.018   |
| 87  | 43443益城町     | 1.46          | 1.49          | 1.68    | 115.068   | 112.752   |
| 88  | 35210光市      | 1.39          | 1.49          | 1.60    | 115.068   | 107.383   |
| 89  | 26214木津川市    | 1.34          | 1.33          | 1.54    | 115.007   | 115.789   |
| 90  | 08235つくばみらい市 | 1.30          | 1.26          | 1.49    | 114.633   | 118.254   |
| 91  | 13101千代田区    | 0.89          | 0.89          | 1.02    | 114.607   | 114.607   |
| 92  | 28301猪名川町    | 1.03          | 1.13          | 1.18    | 114.563   | 104.425   |
| 93  | 34212東広島市    | 1.43          | 1.47          | 1.64    | 114.547   | 111.565   |
| 94  | 21501坂祝町     | 1.39          | 1.44          | 1.59    | 114.388   | 110.417   |
| 95  | 01520幌延町     | 1.47          | 1.48          | 1.68    | 114.286   | 113.514   |
| 96  | 27220箕面市     | 1.12          | 1.12          | 1.28    | 114.286   | 114.286   |
| 97  | 20386中川村     | 1.41          | 1.58          | 1.61    | 114.184   | 101.899   |
| 98  | 31370湯梨浜町    | 1.53          | 1.61          | 1.74    | 114.018   | 108.075   |
| 99  | 30343九度山町    | 1.15          | 1.18          | 1.31    | 113.913   | 111.017   |
| 100 | 34202呉市      | 1.36          | 1.35          | 1.55    | 113.895   | 114.815   |
| 101 | 27204池田市     | 1.16          | 1.17          | 1.32    | 113.793   | 112.821   |

出典：厚生労働省：「人口動態統計特殊報告」

以上を踏まえ、調査対象の 11 自治体（市区町）の出生率向上の対策となりうる特色ある取り組みの内容を以下に列挙した。

## (1) 東京都 港区

### ・みなと子育て応援プラザ Pokke（ぽっけ）

Pokke（ぽっけ）では、「子育てひろば」「一時預かり」「トワイライトステイ（夜間保育）」「ショートステイ（宿泊保育）」の 4 つの事業を行っている。

### ・放課 GO→・放課 GO→クラブ

小学校の子どもたちが放課後等の時間、安心して安全に活動できる居場所「放課 GO→・放課 GO→クラブ」を学校内に作り、子どもたちは専門の指導員が見守る中で、学校の異なる友達と遊んだり、スポーツや自習をしたりしながら放課後の時間を過ごす。放課後 GO→は自主的にスポーツや遊び、宿題などを行うフリータイムが基本活動であり、審査や定員はない。児童の居場所づくりを目的としている。

### ・保育コンシェルジュ

保育を希望する保護者の相談に応じ、ご家庭の事情や希望に合った保育サービスの情報提供を行う専門の相談員である。就学前のお子様の預け先に関する各家庭の相談に乗るほか、認可保育園や認証保育所、認可外保育施設、保育サポートなど港区内のさまざまな保育サービスの情報を提供し、最適な預け先が見つけれられるよう支援している。

### ・派遣型一時保育事業（あい・ぽーと子育てサポート）

保護者の傷病、入院等により、一時的に保育が必要となる子どもの自宅に保育者を派遣して保育を行っている。

### ・港区子育てハンドブック

妊娠期から 18 歳未満の未成年者を対象に、子育て支援制度、情報等を紹介している。

### ・港区出産・子育て応援メール配信事業

妊娠期から子どもが 3 歳になるまでの家族（登録者）に対して、妊娠、出産、子育ての確かな知識と区の情報を配信し、安心して出産・子育てができるよう支援している。産前には、胎児の成長過程、出産の基礎知識、妊娠生活のアドバイスなど、産後には、育児アドバイス、予防接種、事故予防、産後の体調管理など。区の子ども・子育て支援情報、月齢に合わせた健診・予防接種情報、区のイベント情報なども配信している。

### ・コミュニティバス乗車券の発行

3 歳未満の子どもがいる、区で定めた所得基準内に該当する世帯の保護者に、コミュニティバス乗車券を無料で交付している。

## (2) 東京都 杉並区

### ・すぎなみ保育緊急事態宣言

「待機児童ゼロ」を達成するために、区の保有する土地および建物を転用し、認可保育所を中心に施設を整備している。認可保育所入所の内定に至らなかった人向けに、空きのある民間保育所を紹介するなど丁寧なマッチング事業を実施している。また、保育士の採用や離職防止に向けた保育事業者による取り組みを支援している。



- ・杉並区子育て優良事業者表彰

区内事業者の子育て支援の取り組みを促進するため、育児介護休業法等に定められた以上の制度を整備するなど、子育てに理解のある職場づくりに加え、子育て支援に関する地域貢献活動に積極的に取り組んでいる区内事業者を表彰している。

- ・子どもプレーパーク（杉並冒険遊び場のびっぴひろっぱ）

本事業は NPO 法人杉並冒険あそびの会「杉並冒険遊び場のびっぴひろっぱ」が杉並区の委託を受けて運営しており、プレーパーク（冒険遊び場）では、ロープ遊具・泥遊び・木工作・水遊び・たき火など、通常の公園ではできない遊びができる。

- ・杉並子育て応援券

一時保育、子育て相談、子育て講座などの有料の子育て支援サービスに利用できる券（チケット）を、就学前のお子さんがある家庭に発行し、サービスを利用しやすくすることで、地域の子育てを支援するものである。

### (3) 広島県 安芸区(広島市)

- ・ひろしま子育て応援アプリ「母子モ」

妊婦や子どもの健康記録、胎児や子どもの成長記録、予防接種のスケジュール管理、子ども向けイベントや子育て支援施設の紹介など、母親・父親の子育てを応援するスマートフォン向けアプリを配信している。データはクラウド上に自動的にバックアップされ、万が一母子健康手帳を紛失したり、スマートフォンが壊れたりしても、データは消えない。子育てイベントや地域行事の情報、病院、保育園、幼稚園、地域の子育て支援施設などを、地図やリストで簡単に見つけることができる。沐浴の仕方やおむつの替え方などを動画で紹介している。

- ・赤ちゃん安心おでかけ事業

小さなお子さんがある家族が外出中におむつ替えや授乳などのために気軽に立ち寄って利用できる施設を、「にこにこベビールーム」という名称で登録し、PR する。登録施設は、広島市のホームページや子育て家庭に配布する冊子等に掲載。登録施設であることを示すステッカーを交付。

- ・子育てオープンスペース「あおぞら安芸っ子」

子育て中の親子が気軽に集い・ふれあい・交流する場所を提供している。

- ・助産援助

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院することができない妊産婦を入院させて、助産の援助を行う制度がある。

- ・あんしん子育てサポートブック

子育てを支援する様々な制度や相談窓口などについて、サービスの利用者や専門家などのアドバイスとともに情報を掲載。

### (4) 千葉県 白井市

- ・複合型保育施設

本来なら幼稚園に通い幼児教育を受けさせたいのに、幼稚園の開所時間と保護者の就労時間が合わないことで幼稚園の利用が困難になる場合に定員に余裕のある保育施設を有効活用する。

幼稚園開所時間外である朝夕の時間帯は送迎ステーションで保育を行い、日中は幼稚園バスが所属幼稚園へと繋ぎ、幼稚園で幼児教育を受けることができる。2020 年 4 月から開始の予定である。

- ・ベビーサロン いっぱいぽ

生後 2 か月から 6 か月の赤ちゃん連れの親子の触れ合い遊び、交流の場である。

- ・プレ☆パパママスクール

妊娠中の両親学級として『プレ☆パパママスクール』を開催している。沐浴やマタニティヨガが体験できる。

- ・おめでとう訪問

母子保健推進員が生後 2 か月から 4 か月までの赤ちゃんとも母親がいる家庭を訪問し、市の母子保健サービスや赤ちゃん連れで出かけられる施設の紹介をする他、母子保健推進員が身近にいる先輩ママとして、育児の相談に応じたり、オムツのサンプルや育児に役立つリーフレットなどのプレゼントをしている。

## (5) 奈良県 斑鳩町

- ・マタニティ・子育てタクシー利用料金の助成

妊娠・出産時の母体の保護と精神的、経済的な負担の軽減を図るため、妊婦健康診査、出産および乳児健康診査においてタクシーを利用した場合、タクシー利用 1 回につき 680 円を上限とした助成を行っている。

- ・妊娠中・産後講座「パパママスクール」

これから母親、父親になる人が、「妊娠・出産・育児」について学び、安心して出産を迎えるための教室。テーマは、妊娠経過、妊娠中の食事や歯の健康、沐浴実習などがある。

- ・子育て情報誌「斑鳩町子育て応援ブック」を冊子や電子書籍で提供

これから子育てする方や、現在子育て中の方の情報誌として、斑鳩町の子育てに関する様々なサービスなどを紹介している。

- ・子育て応援アプリ「斑鳩っ子 育ナビ」の配信

「子育て日記帳」、町内の子育て関連施設（保育園、幼稚園、医療機関など）をマップ表示、斑鳩町保健センターのイベント情報

- ・子どもの預かり事業

子育てサポートクラブ「ゆりかご」による子どもの預かり事業をおこなう。「ゆりかご」は、斑鳩町の子育てサポーター養成講座の修了生で構成されたサークル。

場所は中央公民館託児ルームまたは利用者宅など。利用料金は 1 時間 600 円。

- ・トワイライトステイ（夜間一時保育）

保護者の方が入院や通院、出張や残業などの理由で、平日の夜間や休日に一時的に家庭で子どもを見られなくなった時に、児童養護施設、乳児院で子どもを預かる制度。

- ・病児保育室「いちごルーム」

仕事などの都合により、家庭での保育が困難な保護者に代わり、病气中や病气回復期にある子どもを一時的に預かる病児保育室を斑鳩町・平群町・三郷町・上牧町・王寺町の広域連携により開所している。

(6) 愛知県 阿久比町

・出産祝金の支給

三人目以降の子どもの出産時に、祝金 50,000 円を支給。

・子育てアプリ「ラポール」

(株) エムティーアイが企画・開発した母子手帳アプリ「母子モ」が阿久比町にて導入され、「子育てアプリ！ラポール」として提供を開始した。妊産婦と子どもの健康データの記録・管理や予防接種のスケジュール管理、出産・育児に関するアドバイスを提供している。また、妊娠期からの子育てに関する相談窓口「子育てスタート！ラポール」がある。

・子育て支援センター「あぐびっぴ」

子育てに関する悩み相談を実施し、子育て世帯の不安の軽減を図っている。また、子育て支援サークル「びっぴ」がある。

・児童発達支援事業所 てくてく

支援を必要とする 2 歳から就学前の子どもを対象に、特定の人とのやり取りや親子での楽しい遊びを通して、身の回りのこと、言葉、運動、コミュニケーション等、全体的な発達を促すことを目的として一人一人に合わせた養育を行う。家族が安心して子育てができ、育児の負担を軽減していくために必要な支援（両親の交流の場の提供、保護者向け療育研修会および勉強会の開催など）を行う。

(7) 福岡県 福津市

・子育て支援ウェブサイト「福津市こどもの国」

子育てサービス、子育てスポット、イベントカレンダーやマップを掲載。

・子育て支援センター「なかよし」

子育て相談・子育て情報の提供・子育てに関する講座を行う。また、「なかよしルーム」は親子が一緒に遊べる場である。育児講座中は託児があり、子ども 1 人当たり、1 回 300 円で利用できる。

・おもちゃ病院

子育て支援センター内で開催。一個 100 円で、おもちゃの修理を行う。

(8) 福岡県 宮若市

・宮若市新婚世帯家賃補助金制度

新婚世帯と子育て世帯の方に対して、家賃の一部（月額上限 25,000 円）を最長 36 カ月（3 年間）にわたって補助。

・宮若市多子世帯保育料減免事業

第 2 子、第 3 子以降の児童の利用者負担額（保育料）を軽減する事業である。幼児教育・保育の無償化後も継続される。(0 歳から 2 歳)

・ブックスタート事業

4 か月児の健診で絵本を配布している。

・育児支援プログラム IPP0

はじめて子育てをするお母さんと生後 2～4 か月の赤ちゃんのための育児支援プログラム。子育てが楽しくなる講座を週 1 回の 6 週連続で行う。お茶をいただきながら、ベビーマッサージやあやし歌などを通して赤ちゃんとの関わり方を楽しく学ぶ。

- ・子育てサロン「鞍手竜徳高校」

高校の一室で子育てサロンを開催。高校生と乳幼児親子の交流を行う。幅広い世代間交流、思春期に乳幼児とふれあう体験、地域の関係作りが行える。

- ・宮若市子育てガイドブック みやわか「すくすく」

子育てに関するサービスや各種制度、おでかけマップなど色々な子育て情報を紹介。

- ・子育て用品リユースセンター

子育て世代の経済的負担の軽減と、地域全体で子育てを支援していくことを目的として、不要になった子育て用品を市民の方が自由に持ち込み、また必要とする方が自由に持ち帰ることのできる場所。

## (9) 愛知県 日進市

- ・「子育てハンドブック お父さんダイスキ」

父親の子育てへの参加意識の高揚を図るため、妊娠・出産・育児において父親に望まれるサポートについての知識や赤ちゃんのお世話のコツ、困ったときの Q&A などを紹介する「子育てハンドブック お父さんダイスキ」のスマートフォン向けアプリケーション及び電子データを配信。

- ・日進市産後ケア事業

出産後、育児等の支援が必要な方を対象に、産後ケア事業を実施。

- ・にっしん子育てナビふぁまっぷ

子育て家庭に便利な情報やサービスの提供をサイトで発信している。

- ・ほっとサポートメールマガジン

0 か月から 3 歳までの子どもを持つ保護者を対象に、市内の子育て情報（イベント・講座等）を毎月 3 回、メールで配信。

## (10) 東京都 渋谷区

- ・渋谷区子育てネウボラ

妊娠から就学まで保健師に悩みを相談できる。

- ・かぞくのアトリエ（こども・親子支援センター）

子どもたちがアートとふれあい、豊かな感性と創造性を育む場所、また親同士が子育てを共有できる場所。ものづくり講座や様々な分野のアートクリエイターを講師とした講座が開かれる。

- ・育児支援ヘルパー派遣事業「にこにこママ」

妊婦及び出産後 2 年未満の女性がいる家庭等で、日常生活において家事や育児などに支障があるときに、育児支援ヘルパーを派遣。1 時間 1,000 円、一日 2 時間から 4 時間の範囲で利用可能。

- ・ハッピーマザー出産助成金

出産時の経済的負担の軽減を図り、安心して出産ができるよう、出産した人にハッピーマザー出産助成金を支給。一人の出産につき限度額 10 万円。

- ・ **リフレッシュ一時預かり保育『SKIP』**

保護者のリフレッシュを目的として、生後 3 か月から就学前の子どもを一時預かりする制度。

- ・ **妊婦面接**

区内在住の妊婦に保健師が面接事業を実施している。面接者には育児に必要な衣類（肌着・ベビー服等）、スタイ（よだれかけ）、体温計、ガーゼ、バスタオル、おもちゃ、爪切りなど育児パッケージが送付される。

#### (11) 京都府 木津川市

- ・ **マタニティ広場**

妊婦を対象に、講習会、友達作りの場である。

- ・ **木津川市子育て応援アプリ「きづがわいい」**

予防接種や健診の情報と通知、マップ機能がある。

- ・ **保育コンシェルジュ**

保育園などの空き状況や入園のこと、子育ての悩みや幼稚園、保育園に子どもが慣れないといった相談を受け付ける。

## 第4章 インタビュー調査の結果

### 4.1 NPO 法人新座子育てネットワーク（埼玉県新座市）

#### 事例のポイント

- 「なかまほいく」を通じて、「親同士のつながり」を確実につくることを目的としている。
- 「他の子どもを預かる」という難しい経験を、参加者が共有することで、「なかまほいく」終了後も親同士で預けあえる深い関係を継続することができるような仕組みとなっている。

#### 新座市の概要<sup>1</sup>

|                      |                      |                |                          |
|----------------------|----------------------|----------------|--------------------------|
| 総人口                  | 162,122<br>(2015 年度) | 出生数／総人口        | 0.74%<br>(出生数は 2017 年度)  |
| 人口集中地区人口／<br>総人口     | 93.89%<br>(2015 年度)  | 婚姻件数／総人口       | 0.44%<br>(婚姻件数は 2017 年度) |
| 第 3 次産業就業者数<br>／就業者数 | 68.75%<br>(2015 年度)  | 核家族世帯数／世<br>帯数 | 63.63%<br>(2015 年度)      |

#### 4.1.1 組織の概要

- 企業・行政と連携し、新座市の子育て支援につながる様々な活動をリードする NPO 法人。運営側の人数は約 32 名（2017 年 6 月時点）。
- 主な活動内容は、子育て支援センター運営、児童センター運営、子育ての広場運営、父親支援事業、なかまほいく事業等となっている。

#### 4.1.2 主な取り組みの概要

- 「なかまほいく事業」は乳幼児親子が参加し、参加者が主体的に活動する経験と「預け合い」を行う事業である。当事者（母親）の声を受けて埼玉県の事業として始まった活動だが、自治体の金銭的支援なしで、参加者負担により運営していく仕組み作りを行った。
- 週 1 回、10 回前後の連続開催で「預ける親」と「預かる親」の 2 グループに分かれ（週ごとに役割は交代）、別々の場所で活動する。場所は、具体的には、子育て支援センター、つどいの広場、公民館、児童館、集会場、市民会館等を利用している。「預ける親」はキャリアや趣味を活かし、参加者自らの企画（料理、手芸、カフェトーク等）による活動を実施する。「預かる親」は他の子どもを見る経験をする。
- 参加定員は 12 組前後、ひとりひとりの個性をみることができる人数である。

<sup>1</sup> 総務省統計局「統計でみる都道府県・市区町村のすがた」 <https://www.stat.go.jp/data/s-sugata/naiyou.html#toukei1>

図表 4-1 「なかまほいく」の活動の流れ



#### 4.1.3 取り組みのきっかけとその後の発展

- これまで「多額の費用負担はできないが、気軽に短時間預けたい」という親のニーズが満たされていなかった。「一時保育は受け入れ人数が少なく、事情がある人が優先される為、気軽に預けられない」「子育てサークルは役職や期間などの負担感がある。」といった親の声に対応する形で取り組みが開始された。
- 「なかまほいく」は10回の区切りがあり、一回500円と精神的・金銭的負担感が少ない。
- 現在、参加団体は113団体で全国に広がっている。

#### 4.1.4 取り組みの効果や課題

- 「なかまほいく」の効果として「親同士のつながり」を確実に作り、「参加者同士が協力し自ら活動内容を考え、実行する」「他の子どもを預かる」という難しい経験を、参加者が共有することで、活動終了後も預け合える深い関係になることができる、ことが挙げられる。
- その他の効果として、子育てに追われる母親の息抜きとなることに加え、子育てのために仕事を休み自信を無くしがちな母親が、主体的に取り組む経験をすることで「自分たちにもできる」と自信をつけられること、また他の子どもをみることで子育てスキル向上に繋がること、といった点が挙げられる。
- また、母親が、兄弟がいる良さを知ることができる点も挙げられ、二人子どもがいることで大変さが二倍になるわけではないことを経験できる。
- 第一子で参加し、第二子で再び参加するケースも少なくない。参加者の第二子の誕生している割合は高いと思われる。個人情報なので後追いはできないが出生率を上げる効果が期待できる。
- 課題は「場所の確保」。しかし、母親側はテーブルを囲めるならどのような場所でも可能である。

## 4.2 埼玉県

### 事例のポイント

- ・若い世代が結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めたライフプランを希望どおり描けるように支援するため、自身の人生設計を考える様々な機会を提供している。
- ・特に小規模な市町村単独では難しい取組も、県と連携を取ることで実施可能。

| 埼玉県の概要 <sup>2</sup> |                        |            |                        |
|---------------------|------------------------|------------|------------------------|
| 総人口                 | 7,266,534<br>(2015 年度) | 出生数／総人口    | 0.78%<br>※2015 年度の県公表値 |
| 人口集中地区人口／<br>総人口    | 80.20%<br>(2015 年度)    | 婚姻件数／総人口   | 0.49%<br>※2015 年度の県公表値 |
| 第3次産業就業者数<br>／就業者数  | 67.93%<br>(2015 年度)    | 核家族世帯数／世帯数 | 61.25%<br>(2015 年度)    |

### 4.2.1 組織の概要

- 担当部署は、埼玉県福祉部少子政策課企画・子育てムーブメント担当。
- 昨年度（2018 年度）から「家族留学」を取り入れた「若い世代のライフデザイン構築支援プログラム」を行っている。

### 4.2.2 主な取り組みの概要

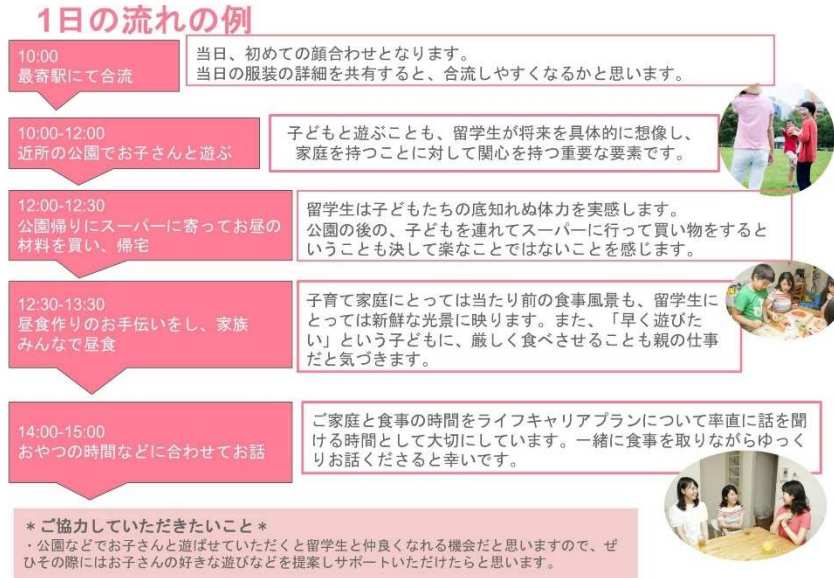
- 「若い世代のライフデザイン構築支援プログラム」は株式会社 manma 協力のもと実施している。
- 「家族留学」は株式会社 manma に商標登録されている、家庭版のインターンシップ。
- 自分の親以外ロールモデルが少ないという問題に対応し、どのように家族が回っているのかを考えることができる。
- 「家族留学」先とのマッチングは参加者の希望に合わせて行っている。自分の理想とする家族構成や、身近に馴染みのない家族構成について知る機会ができる。
- 原則として下の子が未就学児で子育ての忙しい時期を見てもらい、自分の生活への影響を実感してもらう。
- 子育てのお金の不安は、ライフプランニングのワークショップで将来かかるお金について考えることで解消する。
- 広報は株式会社 manma の持つネットワーク、「出会いサポートセンター」の協力企業への呼びかけや SNS を利用。

<sup>2</sup> 注釈（※）のあるもの以外は、総務省統計局「統計でみる都道府県・市区町村のすがた」より  
<https://www.stat.go.jp/data/s-sugata/naiyou.html#toukei1>



図表 4-2 「家族留学」の活動の流れ

## ◎当日の過ごし方について



©manma inc. 2018 confidential

manma

出典：埼玉県ホームページの「家族留学の受け入れ家庭向けの資料」より

### 4.2.3 取り組みのきっかけとその後の発展

- 県で行っている結婚支援である「出会いサポートセンター」の開始をきっかけに、「若い世代のライフデザイン構築支援プログラム」も実施。
- 埼玉県は人口は、自然減・社会増の状況にある。若いうちからライフイベントに適切な意識を持って欲しいのと、体験を通して結婚・子育てに意識を持って欲しいことからプログラムを実施。
- 参加者に与えている影響は、子育てのポジティブな部分を知れること。世間ではネガティブな情報が多いが、生の声や体験をしないと子育ての喜びはわからない。
- 家族の中に入ることによってリアルに実感ができる。結婚はしたいが結婚後の生活のイメージがわからないため参加する人が多い。
- 今年度（2019年度）からは市と連携、市内の大学や企業に呼びかけ、大学の授業との連携も実施。
- 産婦人科・保険・銀行など、ビジネスに直結することをアピールして、協力者を募る。

### 4.2.4 取り組みの効果や課題

- アンケートによると、結婚や子育てへの不安要素が軽減した参加者が多数。
- プログラムの中で家族留学が最も反響が大きかった。
- マッチングは参加者の希望に合わせて行っている。参加者は、自身の理想の家族構成や、馴染みのない家族構成などで希望を出している。

- 口コミで受け入れ家族には来てもらっている。外部から若い人が入ることで子育ての仕方を考えるきっかけになる。リアルな子育ての様子こそ見てもらいたい。
- 「子どもと公園に行く楽しさに気づいた」との参加者の声。
- 子育てのポジティブな経験をすることで埼玉県に住んで子育てする気持ちになる。
- 今後、官民連携、市との連携を強化し、取り組みを広げていきたい。

## 4.3 静岡県

### 事例のポイント

- ・平成 27 年度、少子化対策を効果的に実施することを目的に、県と市町が協力して、合計特殊出生率に影響を与える要因を把握・分析し、その結果を「見える化」した基礎分析書「ふじのくに少子化突破戦略の羅針盤」（以下「羅針盤」という。）を作成した。
- ・県が合計特殊出生率向上に寄与する背景を「見える化」することにより、市町が新規に少子化対策事業を立案する上での裏付けを明確することが可能となり、積極的な取組を行う市町を後押しすることにつながった。

### 静岡県の概要<sup>3</sup>

|                      |                        |                |                          |
|----------------------|------------------------|----------------|--------------------------|
| 総人口                  | 3,700,305<br>(2015 年度) | 出生数／総人口        | 0.71%<br>(出生数は 2017 年度)  |
| 人口集中地区人口／<br>総人口     | 59.89%<br>(2015 年度)    | 婚姻件数／総人口       | 0.45%<br>(婚姻件数は 2017 年度) |
| 第 3 次産業就業者数<br>／就業者数 | 60.95%<br>(2015 年度)    | 核家族世帯数／世<br>帯数 | 56.75%<br>(2015 年度)      |

#### 4.3.1 組織の概要

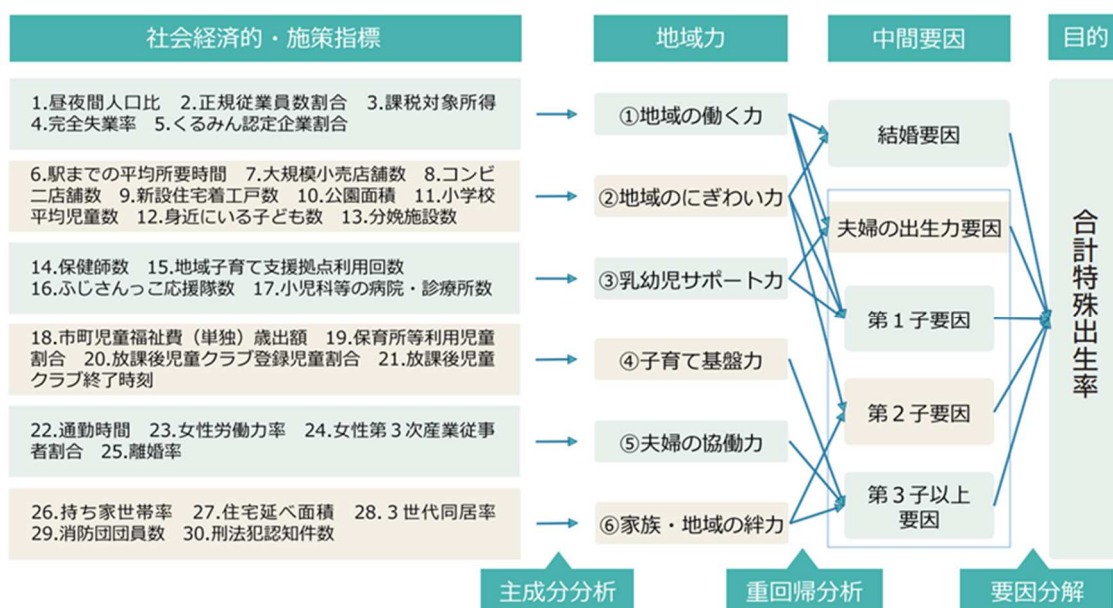
- 担当部署は、静岡県健康福祉部こども未来局こども未来課
- 「子育ては尊い仕事」の基本理念の下、未来を担う子どもたちと、その子どもを健やかに育てようとするすべての人を社会全体で支援するため、「ふじさんっこ応援プラン」を策定している。
- 主要な施策として、しずおか子育て優待カード推進事業、子育てに優しい職場環境づくり推進事業、イクボス養成プロジェクト推進事業等を実施している。

#### 4.3.2 主な取り組みの概要

- 羅針盤では、分析結果をレーダーチャート等を用いて見える化したページを市町別に作成し、市町の特徴的な施策を掲載するとともに、市長・町長からメッセージを寄稿いただいた。
- 調査手法としては、まず有識者や市町、大学生、子育て支援団体と連携し、出生率に影響を与えていると想定される要因の検討を行った。次に検討された要因のうち、市町別に把握可能なデータ（30 の社会経済的・施策指標）を選定した。そして、主成分分析を用いて 30 の社会経済的・施策指標を「6 の地域力」に縮約した。最後に、地域力と中間要因（結婚要因・第一子要因等）との関係性を検証するために重回帰分析を行い、合計特殊出生率に影響を与える要因を探った。

<sup>3</sup> 総務省統計局「統計でみる都道府県・市区町村のすがた」 <https://www.stat.go.jp/data/s-sugata/naiyou.html#toukei1>

図表 4-3 羅針盤の分析内容



出典：静岡県

#### 4.3.3 取り組みのきっかけとその後の発展

- 県内でも出生率が高い地域では、働く力（正規従業員数割合等）やにぎわい力（新設住宅着工戸数等）が強い地域特性があり、「結婚している人」や「第1子を出産した人」の割合の高さが、出生率を押し上げていることが明確になった。また、第3子以上を出産した人の割合は、子育て基盤力（児童福祉費歳出額等）の強さが影響していることが裏付けられた。
- この地域が更に出生率を向上させるためには、夫婦の協働力（女性労働力率等）や家族・地域の絆力（持ち家世帯率等）を高める取組が効果的であることが分かった。
- 令和2年度は、出生率に影響を及ぼす社会経済的施策指標の前回（H27）との比較や、出生率と人口の社会増減の関係性の分析を行う予定である。

#### 4.3.4 取り組みの効果や課題

- 羅針盤の分析結果を踏まえ、平成29年度からの3年間、「ふじのくに少子化突破戦略応援事業」を実施し、地域の実情に応じた効果的な少子化対策事業に取り組む市町に助成した。
- 同事業で選定された優良事例（保育所等における働きやすい職場環境の整備、長期間の休暇中の保育支援等）に加え、自治体等が実施する効果的かつ先駆的な取り組みを行う市町に対し助成を行う、「ふじのくに少子化突破展開事業」を令和2年度から実施する予定。

## 4.4 株式会社お仏壇のやまき（静岡県静岡市）

### 事例のポイント

- ・ 有給休暇の取得率 90%以上・月次残業 10 時間以内を就業規則に明記している。
- ・ 残業時間の削減の為に徹底的に無駄な作業を省くことになり、業務効率化に繋がった。
- ・ その為、労働時間は減少しても業績を上げることができた。

| 静岡市の概要 <sup>4</sup>  |                       |                |                           |
|----------------------|-----------------------|----------------|---------------------------|
| 総人口                  | 704, 989<br>(2015 年度) | 出生数／総人口        | 0. 69%<br>(出生数は 2017 年度)  |
| 人口集中地区人口／<br>総人口     | 88. 16%<br>(2015 年度)  | 婚姻件数／総人口       | 0. 44%<br>(婚姻件数は 2017 年度) |
| 第 3 次産業就業者数<br>／就業者数 | 67. 94%<br>(2015 年度)  | 核家族世帯数／世<br>帯数 | 56. 66%<br>(2015 年度)      |

### 4.4.1 組織の概要

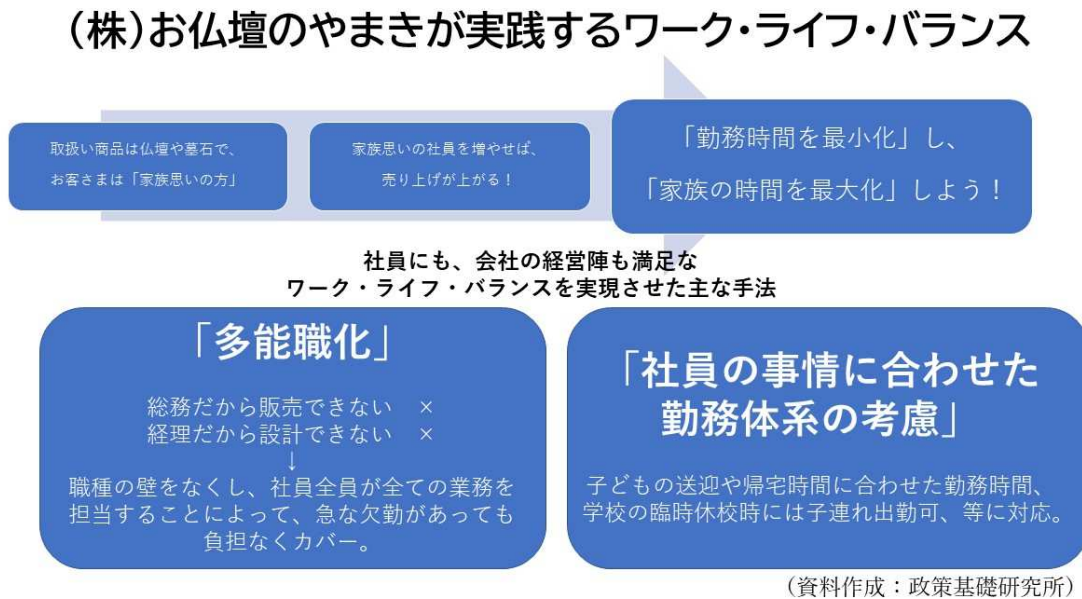
- 仏壇仏具の製造・販売、仏壇リフォーム（修理・再生）、墓石・墓園の販売
- 会社名 株式会社 お仏壇のやまき
- 従業員数 単体 37 名、グループ全体 427 名
- 静岡県内 6 店舗
- 2011 年 静岡市ワーク・ライフ・バランス大賞受賞
- 2011 年 静岡県仏壇販売シェア第 1 位獲得（18 年連続）

### 4.4.2 主な取り組みの概要

- 有給休暇の取得率 90%以上、月次残業 10 時間以内を就業規則に明記している。また、社員全員がすべての職種の仕事を行える（多能職化）によって休みやすい環境を作った。
- 女性の力を活かして事業経営をしてきた経験から、女性だけの会議「ホスピタリティ会議」を行う。社長の承認なしに会議で決まった事項を実施することで女性に権限を与えている。
- 子育て世代には幼稚園の送り迎えができる時間帯のみの勤務とするなど短時間勤務形態を採用している。その他にもクォーター勤務制などの様々な勤務体系をつくっている。
- 感染症による小中高臨時休校への対応のため子連れ出社を許可、休暇日を拡大する対応を取った。

<sup>4</sup> 総務省統計局「統計でみる都道府県・市区町村のすがた」 <https://www.stat.go.jp/data/s-sugata/naiyou.html#toukei1>

図表 4-4 ワーク・ライフ・バランスの考え方



#### 4.4.3 取り組みのきっかけとその後の発展

- 販売を始めるに当たり大学に入り、ゼミで「ワーク・ライフ・バランス」の研究を行った。その際、業種、企業規模ごとに推進の方法が異なることを発見する。さらに、成功企業に共通しているのは、経営者が「リーダーシップ」を持ってトップから変えていくことだと気づいた。
- 自社の制度に 2003 年頃からワーク・ライフ・バランスを取り入れた。その際、残業をしない女性社員の販売成績が、残業をしている社員に比べてよいことに着目。成績のよい社員は家族との時間を大切にしていることが分かった。販売商品である仏壇は、「家族想いのお客さま」が購入するものであり、家族を大切にする社員を増やせば顧客満足度も高まり経営の視点からも利益があると考えた。
- 当初、ワーク・ライフ・バランスの推進を「CSR（企業の社会的責任＝非営利性を追求して行う）」という考えはなかった。つまり中小企業が施策を継続させる為には成果を出さなければならないことを強く感じていたからだ。当時は長時間労働が常態化しており、定時退社推進を掲げると社員からの反発も大きかった。
- 現在、従業員は全員正社員で、短時間勤務も可能。子育て世代には幼稚園などの送り迎えができる時間帯のみの勤務などの様々な勤務体系をつくり、社員それぞれの事情にあった働き方を推進している。実情に合わない制度はその都度、改善するようにしている。

#### 4.4.4 取り組みの効果や課題

- 残業時間の削減の為に、徹底的に無駄な作業を省くことになり、業務効率化に繋がった。その為、労働時間は減っても、業績を上げることができた。

- 多能職化により社員が休んだ時に他の社員でカバーできる体制を整った。また販売専門だった社員が経理を担当したり、総務の社員が販売を担当するなど、他職種の視点が入ることのできない業務の無駄に気づきがあり、効率化が計れた。



## 4.5 認定特定非営利活動法人こまちぷらす（横浜市戸塚区）

### 事例のポイント

- ・「子育てが“まちの力”で豊かになる社会」をめざして、子育て中の母親たちにカフェという形で居場所を提供し、日々の困りごと相談や情報提供等を行う。
- ・飲食と雑貨の販売、イベントを通して、子育て中の人たちに「対話と出番」づくり、サービスを受けるだけではなく、様々な人たちと共に「まちの担い手」となるサイクルをつくっていくことを目標にしている。
- ・「居場所づくりコーディネーター」を育成し、カフェから「まちの担い手」を増やしていく活動を他地域にも展開している。
- ・カフェに出向くことができない人向けに、運送会社とともにまちの人達からの出産祝い無料で届けている。

| 戸塚区の概要 <sup>5</sup>  |                      |                |                          |
|----------------------|----------------------|----------------|--------------------------|
| 総人口                  | 275,283<br>(2015 年度) | 出生数／総人口        | 0.75%<br>(出生数は 2017 年度)  |
| 人口集中地区人口／<br>総人口     | 94.52%<br>(2015 年度)  | 婚姻件数／総人口       | 0.46%<br>(婚姻件数は 2017 年度) |
| 第 3 次産業就業者数<br>／就業者数 | 72.48%<br>(2015 年度)  | 核家族世帯数／世<br>帯数 | 65.56%<br>(2015 年度)      |

### 4.5.1 組織の概要

- 認定特定非営利活動法人 こまちぷらす 理事長：森祐美子（横浜市戸塚区戸塚町 145-6 奈良ビル 2F）
- 子連れで気軽に立ち寄れる「こまちカフェ」の運営を軸に「情報提供」「まちづくり」「講演」「地域コミュニティ活性化のためのコーディネート」等の事業を展開。
- スタッフ（時給制のパートタイム・業務委託）42 人の他、こまちパートナー（ボランティア）として約 170 人が登録（2020 年 3 月現在）。
- 事業の収益はカフェが中心。ランチを 1 日 2 回の予約制にすること、イベントスペースの貸出や手づくり雑貨販売の棚レンタル料金等で収益を確保。その他、助成金や寄附で運営している。

### 4.5.2 主な取り組みの概要

- 「こまちカフェ」を運営。自然の風合いが感じられる木材で作られたおもちゃがあり、子ど

<sup>5</sup> 総務省統計局「統計でみる都道府県・市区町村のすがた」 <https://www.stat.go.jp/data/s-sugata/naiyou.html#toukei1>



もを見守ってくれるボランティアがいるので、ゆっくりとヘルシー食材を用いたランチやカフェが楽しめる。全国各地から集まる手作り雑貨の販売し、イベントスペースでは毎日ワークショップや講座等のイベントが開催されている。

- 戸塚区役所内の子育て応援ルーム「とことこ」の情報発信スペースを運営。拠点運営法人より受託・実施をしている。情報コンシェルジュが産後うつ等に悩む子育て中の母親や育休中の父親をはじめ、外国人から高齢者まで、年間1万人以上の来所があり、月間100件以上の相談を無料で受け付けている。子どもの健康についての悩み等の相談をはじめ、遊び場等の情報提供をしている。
- 「戸塚宿ほのぼの商和会」事務局を務め、子育てに必要なインフラを考え提案している。子育て中の人も高齢者も障がい者も「出番と誇り」を持てるようにというビジョンを掲げ、特色のある祭りやイベント等の企画も行っている。
- 戸塚区在住で赤ちゃんが生まれた人に出産祝いを贈る「ウェルカムベビープロジェクト」事業をヤマト運輸他協賛企業や区内のボランティアと共同で実施。企業の協賛品の他、区内に住む小学生から高齢者までが手縫いの「背守り」と手書きのメッセージも同梱。箱詰め作業も区内の住民が実施するなど多くの人が関わることで、子育てを応援する風土づくりをしている。
- 近隣の産院と提携し、プレママ、プレパパ講座を企画し、開催している。

#### 4.5.3 取り組みのきっかけとその後の発展

図表 4-5 「こまちプラス」の活動内容

### こまちぷらすの事業

1. 最初の一步を後押し  
 <適切な情報を届ける～地域こそだてカレンダー、とつかの子育て応援ルーム「とことこ」情報スペース運営>
2. 対話の場と出番をつくる  
 <飲食の提供・居場所づくり、レンタルスペースの貸し出し・haco+>
3. まちの中で我が事として、子育てに関わる人口を増やす  
 <つながり事業～ウェルカムベビープロジェクト、つながりデザインプロジェクト、戸塚宿ほのぼの商和会事務局>
4. 広く伝える  
 <提言・啓発～孤立しない社会をつくるためのまちづくり、提言、発言、啓発、コラム発信、企業への働きかけを実施>



中央が森祐美子理事長、居場所づくりコーディネーターの大塚明子さん（右）と多田香葉さん（左）






「こまちカフェ」の店内。（左から）見守り付きのカフェスペース、手作り雑貨等を販売するスペース「haco+」、カフェのキッチンスタッフ、ヘルシーなカフェランチ  
 （資料作成：政策基礎研究所）

- 自動車メーカーに勤務していた代表は13年前、初めての出産のあと、「すごく幸せなのに社会から取り残されたような」何とも言えない孤独感を味わっていた。言葉にもならない感情が自分の中で埋もれていく感覚で鬱々とした日々を送っていたところ、区内につくられる子

育て支援拠点施設に対する意見者の募集に応募し、参加。「乳飲み子を抱えて、大して何もできない私にも出番がもらえたことが嬉しかった」と感じ、「出番がある。役割があるってすごく大事」と感じたのが事業の根幹となっている。

- 復職し、子どもを保育園に預けて働きながらも、「この状況を子どもたちの世代に引き継ぎたくない」という思いが抑えきれなくなっていた。
- 東日本大震災を経験し、「いつかやるんじゃないくて、やりたいて思ったときにやるのが大事」と思い、2012年1月に退職。翌2月にママ友4人で「こまちカフェ」を立ち上げた。
- 資金もカフェでのバイト経験もなしで、どうやって運営するのかさえ分からなかったが、最初から「カフェをつくろう」と思っていた。4年間、受講していた講座の中で子育て中の人たちのニーズをたくさん聞く機会があり、様々な活動を通してネットワークの蓄積もあったことから「(カフェは)絶対に必要。行ける!」という確信を持つてのスタートだった。
- 2013年にはNPO法人化。「こまちカフェ」運営で培った居場所づくりのノウハウを他地域に広めるため、コーディネーターを育成。代表は日々、講演や研究活動を行っている。
- 現在、時給制のパートタイムのスタッフは45人の他、こまちパートナー（ボランティア）として約170人が登録。こまちパートナーは「これをお願いします」と言って手伝いをお願いするボランティアとは異なり、中には“しんどさ”を抱えてカフェに通っていた人が、居場所を見つけ、自己肯定感を持って活動に繋げていった人たち。
- 事業の収益はカフェが中心。ランチを2回の予約制にしている。その他、助成金や寄附で運営している。

#### 4.5.4 取り組みの効果や課題

- 2018年はカフェに1万人弱、イベントに2000人、雑貨購入に1万4000人が来店。多様性部門（障害のあるお子さん、ダブルケア＜育児・介護＞をしている人、不登校のお子さんを抱える親のための集まり）には延べ240人が集まる。カフェ利用者は戸塚区内からだけでなく、全国各地、イスラエル等海外からもやってくるという。
- 子育てを助けてもらう等サービスを使うだけではなく、母親を含めた様々な人達が街の担い手となるというサイクルを作っていく。そういった居場所を日本中、世界中に広めていきたい。
- カフェにおけるコーディネーションから地域の担い手になるまで伴走するというモデル開発で得たノウハウを他地域でも講演活動等を通して展開している。
- 様々な分野を超えた事業をやっていききたいという希望と予算が切られたら事業が続けられなくなるのを避けるため、カフェの運営は行政からの補助金は一切なしで運営している。「困った」を抱えたカフェの利用者から、「やってみたい」が育ち、地域の担い手になるための活動を他地域に広めていくためにはコーディネーターの育成が必要となる。コーディネーターの育成には2年を要し、一人当たり200万円が掛かる。育成後は自助努力で事業性を持って収益を得ながら、活動を広めていくことになるが、まずは人材育成の初期費用は課題で、行政の力が必要だと感じる。
- 居場所をつくるだけではなく、家から出られない人にどうやってリーチしていくかが課題。
- 無料で出産祝いを贈る「ウェルカムベビープロジェクト」を全国にも広げていきたい。現状、

協賛と寄付のみで配送料や経費を支払っている為、毎年100万円ほどの赤字が出ているが、工夫をかさねながら続けていきたいと思っている。2018年からは鶴見区でも実施している。花王株式会社と東京キリンビバレッジサービスとおむつ自販機の開発をし、現在全国に30機以上広がっている。そのような子育てに幅広い分野が関わりイノベーションを生み出すことで持続可能なプロジェクトになるよう目指している。

- 産院との提携でプレパパ、プレママ教室を実施することで、産前の人たちにもリーチ。産後の居場所に繋がるので、孤立させない子育ての取り組みができていると思う。

## 4.6 杉並区

### 事例のポイント

- ・平成 28 年 4 月に「杉並保育緊急事態宣言」を行った。区が保有する土地および建物を転用するなど、保育施設を急ピッチで整備。子育て支援の大きな柱となる「待機児童ゼロ」を 30 年に実現。
- ・平成 30 年、31 年と 2 年連続「待機児童ゼロ」を達成保育の質を確保しながら、現在も施設整備等に取り組んでいる。

### 杉並区の概要<sup>6</sup>

|                      |                       |                |                           |
|----------------------|-----------------------|----------------|---------------------------|
| 総人口                  | 563, 997<br>(2015 年度) | 出生数／総人口        | 0. 80%<br>(出生数は 2017 年度)  |
| 人口集中地区人口／<br>総人口     | 100%<br>(2015 年度)     | 婚姻件数／総人口       | 0. 73%<br>(婚姻件数は 2017 年度) |
| 第 3 次産業就業者数<br>／就業者数 | 76. 39%<br>(2015 年度)  | 核家族世帯数／世<br>帯数 | 40. 13%<br>(2015 年度)      |

#### 4.6.1 組織の概要

- 杉並区の全庁的な組織として「待機児童解消緊急対策本部」を立ち上げ、杉並区一丸となって「待機児童ゼロ」の実現に向けて取り組むとともに、平成 28 年 4 月「すぎなみ保育緊急事態宣言」を行った。
- 平成 29 年 5 月、危機的状況は回避できたことから、「すぎなみ保育緊急事態宣言」を解除したが、引き続き、組織横断的に取り組む必要があるため「待機児童解消対策本部」に移行し取り組みを継続した。

#### 4.6.2 主な取り組みの概要

- 「待機児童ゼロ」を達成すべく、区の保有する土地および建物を転用するなど、認可保育所を中心に施設を整備。
- 認可保育所入所の内定に至らなかった人向けに、空きのある認可外保育施設を紹介するなど丁寧なマッチング事業を実施。
- 施設整備を推進するとともに、保育士の採用や離職防止に向けた保育事業者による取り組みを支援するなど、保育の質の確保にも取り組む。

<sup>6</sup> 総務省統計局「統計でみる都道府県・市区町村のすがた」  
sugata/naiyou.html#toukei1

<https://www.stat.go.jp/data/s->

図表 4-6 杉並区の認可保育所

認可保育所の箇所数・定員数・整備率（各年4月1日現在）



注：認可保育所整備率＝認可保育所定員数÷就学前人口（出典：杉並区ホームページより）

#### 4.6.3 取り組みのきっかけとその後の発展

- 平成 22 年度以降、認可保育所を中心とした保育施設整備に取り組んできたものの、待機児童の解消には至らなかった。
- 就学前児童人口の増加と女性の社会進出が高まったことなどから、平成 28 年 4 月当初の保育所申込者は、過去最高の 4 0 0 0 人、待機児童は前年の 4 2 人に対し 1 0 0 人近い増加の 1 3 6 人に膨れ上がった。
- 待機児童解消に向け、平成 28 年 4 月に「すぎなみ保育緊急事態宣言」をし、当初の整備計画等に加えて 1 0 0 0 人を超える規模の保育所整備を計画。
- これまでは民間の保育事業者が土地や建物を確保して整備を進める手法が主だったが、限られた土地しかなく、地価も高いので平成 28 年 4 月に向けては整備数が計画数を下回った。  
⇒区の所有する土地・建物を活用して、これまでにない規模で保育施設を整備。
- 平成 28 年度当初予算の訂正および補正予算第一号により「緊急対策第一弾」として、区が保有する公園、空き地、自転車集積所など 4 カ所を認可保育所と定期利用保育所に転用。3 2 0 人の子どもが利用できる施設整備を計画したものの、翌年には 5 6 0 人を超える待機児童が発生することが判明。
- 同年度補正予算第 2 号により「緊急対策第二弾」として、公園（一部）、区民センター中庭、中学校隣用地、職員寮など 11 の区所有地及び区施設を転用し、追加整備を実施。7 9 5 人が収容できる施設を整備した。加えて民間事業者を公募し 3 4 6 人が収容できる認可保育所、小規模保育事業等を確保した。⇒翌年 4 月の待機児童を 2 9 人にまで減少させ、30 年には「待機児童ゼロ」を実現。現在まで 2 年連続「待機児童ゼロ」を継続中（※令和 2 年は見込み）。
- 杉並区総合計画・実行計画（平成 31～令和 3 年度）に基づき、「待機児童ゼロ」は継続はもちろんのこと、令和 4 年までに「希望するすべての子どもが認可保育所に入所できる環境」

を整えていく。

#### 4.6.4 取り組みの効果や課題

- 「緊急事態宣言」は平成 29 年 5 月 22 日に解除したものの、引き続き組織横断的に取り組み、平成 30 年に「待機児童ゼロ」を実現し、2 年連続継続中。
- 区用地や区施設の転用については、計画の段階では反対意見も出ていたが、丁寧に説明をしてきたことで、計画を止めることなく整備し続けることができた。
- 「待機児童ゼロ」達成には、「使えるところは聖域なし」というスタンスで通常、なかなか手を出しづらい学校や公園などの整備を進めてきたことが大きい。
- 区長を本部長とする「待機児童解消緊急対策本部」では、組織すべての部の部長を入れて、横断的に一丸となって取り組んだ。縦割りではなく、横断的にやってきた、というところでもかなりスピード感をもってできたのが大きかったかと思う。
- 認可保育所の内定率の推移は平成 22 年 32.2%、平成 29 年 65.5%、平成 30 年 74.0%、平成 31 年 77.1%（各年 4 月 1 日現在）。
- 区を細かく 14 地区に分け、保育所の偏在をなくす工夫をしてきた。引き続き、地区ごとの需要を見ながら施設整備を進めていく。
- 杉並区総合計画・実行計画（平成 31～令和 3 年度）に基づき、「待機児童ゼロ」継続はもちろんのこと、令和 4 年までに「希望するすべての子どもが認可保育所に入所できる環境」を整えていく。

## 4.7 港区

### 事例のポイント

- ・区内2か所で子育てコーディネーターが児童や保護者、妊娠中の人たちからの気軽な相談を予約なしで受け付けている。相談内容によっては行政や専門機関に繋ぐ橋渡し役を担う。
- ・「とにかく話を聞いてほしい」などの傾聴や「引っ越してきたばかりで港区のことがよくわからない」「時間がなくて子育て情報が集められない」など情報収集の手伝いも行う。

| 港区の概要 <sup>7</sup> |                      |                |                          |
|--------------------|----------------------|----------------|--------------------------|
| 総人口                | 243,283<br>(2015 年度) | 出生数／総人口        | 1.21%<br>(出生数は 2017 年度)  |
| 人口集中地区人口／<br>総人口   | 100%<br>(2015 年度)    | 婚姻件数／総人口       | 0.94%<br>(婚姻件数は 2017 年度) |
| 第3次産業就業者数<br>／就業者数 | 68.32%<br>(2015 年度)  | 核家族世帯数／世<br>帯数 | 43.07%<br>(2015 年度)      |

### 4.7.1 組織の概要

- 担当部署は港区子ども家庭支援センター子育て支援係（令和2年4月1日からは子育てサービス係へ変更）。
- 妊娠中から子育て中の人たちの不安や悩みを電話、訪問、面談で相談できる施設。気軽な相談は子育てコーディネーターが対応する。

### 4.7.2 主な取り組みの概要

- 現在、子ども家庭支援センター（要登録、利用料無料、三田1-4-10）と子育てひろば「あい・ぽーと」（要登録、500円／年、南青山2-25-1）の2か所に相談室を設置。常時、子育てコーディネーターを配置し、予約なしで気軽に、保護者と児童（18歳まで）および妊娠している人たちの相談や情報提供を行う。相談内容によっては保健・医療福祉等の専門機関や区内の様々な子育て関連の行事を紹介するなどの橋渡し役を担っている。
- 毎年、区民から「港区子育て支援員研修」受講者を募集し、専門知識を有する子育てコーディネーターを育成。受講は無料（テキスト代、実習器具代は自己負担）。
- 相談は個別の相談室や親子で遊ぶことができる親子ふれあい広場で実施。相談室には畳のスペース等もあり、子どもを遊ばせながらコーディネーターとゆっくり話ができる。

<sup>7</sup> 総務省統計局「統計でみる都道府県・市区町村のすがた」 <https://www.stat.go.jp/data/s-sugata/naiyou.html#toukei1>



図表 4-7 「子育てコーディネーター」の活動



出典：港区ホームページ <https://www.city.minato.tokyo.jp/kosodatesien/coordinator.html>

#### 4.7.3 取り組みのきっかけとその後の発展

- 港区政策創造研究所が平成 25 年 6 月に未就学児、小学生、中学生の親と小・中学生本人を対象に「子どもと子育て家庭生活意識に関する調査報告」事業を実施。港区が実施した子ども関連の事業（児童館・中高生プラザや子ども家庭支援センター等）について「知らない」と答えた人が 2～3 割いて、様々な事業行っているにも関わらず、認知度が十分に浸透していないことが判明した。港区は若い世代を中心に地方から転入してくる人が多く、子どものいる家庭では「祖父母に頼れない」「居住年数が短く、家族以外に話し相手がいない」等の悩みを抱えていることも露呈。そこで、いつでも気軽に相談できて、情報提供もしてくれる子育てコーディネーターを区民から育成し、平成 27 年度より新たなサービスを提供することに至った。
- 子育てコーディネーターは現在、40～70 代くらいの男女約 20 人が活躍中。なかでも 70 代の女性登録者が多く、コーディネーターに会うために出かけてくる親子もいるという。
- 相談内容の上位は「育児・しつけ」「保健・健康」「施設・サービスに関する」となっている。
- 子育てコーディネーター事業は港区広報（月 3 回発行）やホームページなどで PR している。また、利用者からの口コミでも広がっている。

#### 4.7.4 取り組みの効果や課題

- 子育てコーディネーターの相談件数は 2 か所合わせて年間延べ約 5200 件になり、子育て中や妊娠中の人たちに認知が進んだと考えられるが、まだ不十分。さらに活動を広めていきたい。
- 子ども家庭支援センターは、令和 3 年 4 月に開設予定の港区子ども家庭総合支援センターに移転し、「子ども・子育て支援サービスの提供」と「子どもと家庭の総合相談所」の 2 つの機能を持つようになる。



- 現在の子ども家庭支援センターは保健所での子どもが集まる事業があるときは、子育てコーディネーターによる相談事業を行えるようにする予定。

## 第5章 海外の好事例の調査

### 5.1 概要

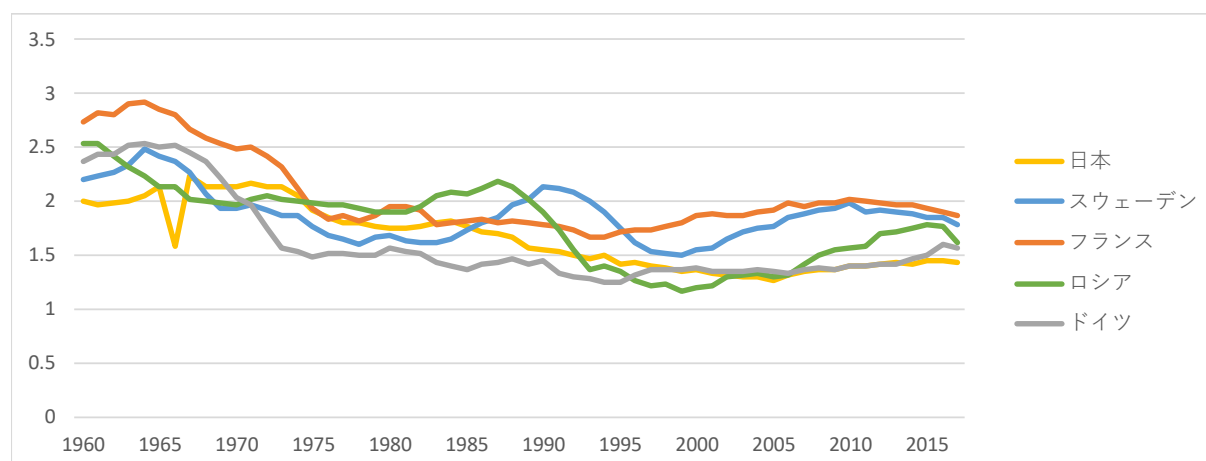
海外事例調査においては、国内にて先行研究が少ないロシアの制度について、ロシア語の文献も含めて調査し、それとフランス、スウェーデン等と比較し、ロシアの制度の特徴を考察した。

#### 5.1.1 各国の制度比較

ロシアは、母親資本制度に力を入れていることから、可処分所得の向上につながる出産、育休に係る制度を中心に、各国ごとに整理した。

なお、取り上げた国（比較のための日本と、参考資料でのみ取り上げているドイツを含む）の合計特殊出生率は以下のような推移となっており、概ね近年は回復基調にある中で、国によっては直近に低下傾向が見られるような状況となっている。

図表 5-1 各国の合計特殊出生率の推移



出典：OECD Social and Welfare Statistics: Family Indicators Fertility rates より作成

#### 5.1.2 ロシアの母親資本制度

ロシアについての少子化関連対策については、先行研究がそれほど多くないことから、より重点的に文献調査を実施した。具体的には、ロシア語の文献を収集し、母親資本（詳細後述）の制度の効果に肯定的な文献と、否定的な文献に分けた上でレビューを行い、論点の明確化を試みた。

## 5.2 各国の制度比較

### 5.2.1 スウェーデンの出産、育休に係る制度

#### (1) 「出産時給付等の制度」について

スウェーデンではこうした制度の存在は確認されていない。一方で非課税の児童手当が16歳までの子どもに対して支給されている。これは第一子に対して1,250 クローネが支給され、2子以降も同額が受け取れるというものである。

#### (2) 「出産休暇等の制度」について

- 母親休暇(mammaledidhet)：出産時の休業に関しては両親休業法に定められており、母親は産前産後の各7週間の14週間にわたって両親給付を受けつつ休業することができる。上記期間においては一日の上限を超えない範囲<sup>8</sup>で所得のおよそ80%が補償されている。ただしこの休業日数は後述の育児休暇期間を超えることができない。
- 10日休暇(10 dagar)：もう一人の出産をしない方の親は新生児が退院した後60日以内の10日間において「10日休暇(10 dagar)」を取得することができ、所得の約80%が補償されている<sup>9</sup>。

#### (3) 「育児休暇制度等」について

- 育児休暇制度(foraldraledighet)：出産をした両親は18か月にわたり休暇を取ることができ、このうち480日は育児給付を受けることができる。480日のうち390日は所得の80%が<sup>10</sup>、また残りの90日は180クローネが補償される。原則としてこの480日のうち半分の期間である240日が両親に均等に配分され、それぞれ90日を越えての育児休業期間譲渡は不可とされている。

### 5.2.2 フランスの出産、育休に係る制度

#### (1) 「出産時給付等の制度」について

フランスでは乳幼児受け入れ手当((prestation d'accueil du jeune enfant: PAJE)の枠組みの中で出産手当、扶養手当、育児休業手当が展開されている<sup>11</sup>。

- 出産手当(prime à la naissance: PN)：出産手当では所得要件付で第1回法定妊婦健診を受診した妊婦対象に出産費用補填が行われており、子一人当たり941.67ユーロが支給される<sup>12</sup>。
- 基礎手当(allocation de base: AB)：乳幼児扶養のための基礎手当(allocation de base: AB)が所得要件別に満3歳まで支給され、年収45,575ユーロ以下のひとり親・共働き世帯

<sup>8</sup> 2017年時点では952クローネ。労働政策研究・研修機構(2017)。

<sup>9</sup> おそらくこちらも両親休暇期間から差し引かれると思われるが詳細は確認できず。

<sup>10</sup> 先と同様に2017年時点では952クローネ。労働政策研究・研修機構(2017)。

<sup>11</sup> 国会国立図書館(2017)「フランスの家族政策—人口の減少と家族の尊重・両立支援・選択の自由—」

<sup>12</sup> 2019年時点。

は月額 92.31 ユーロ受け取ることができる。

## (2) 「育児休暇制度」について

- 育児分担当 (prestation partagée d'éducation de l'enfant: PreParE) : 子 1 人の場合、1 歳になるまでの間、親それぞれ 6 か月間まで (ひとり親の場合は 1 歳まで) また子が 2 人以降は末子が 3 歳になるまでの間、親それぞれ 24 か月間まで (ひとり親の場合は 3 歳まで) 給与補償付で育児休暇を取得することができる。支給額は休業形態によってことなり、完全休業で 390.92 ユーロ、部分休業 (50%以下勤務) で 252.71 ユーロ、(50~80%勤務) 145.78 ユーロが月額で支給される<sup>13</sup>。

## 5.2.3 ロシアの出産、育休に係る制度

### (1) 「出産時給付等の制度」について

- 出産一時支援金 : 出産した女性は一時金として 8,000 ルーブルが支給される。なお、夫が兵役中の妻と、夫が兵役経験者の妻には出産一時金として 14,000 ルーブルが支払われる。
- 月極子供手当 : 第一子を出産した場合 1,500 ルーブル、第二子またはそれ以上を出産した場合そのつど 3,000 ルーブルの育児手当が毎月支給される。ただしそれらの合計が 6,000 ルーブルを超えてはならないとされている。月極子供支援は出産前後休暇中を除き、1 歳半まで継続される。夫が兵役中の妻と、夫が兵役経験者の妻は出産ごとに 6,000 ルーブルの育児手当が毎月支給され、その場合月極支援は 3 歳まで継続される。
- 母親資本 : 第 1 子以降の子供ごとに<sup>14</sup>、その母親に対して住宅、養育費、女性の年金形成、障害児の社会適応のための物品、サービスの購入等の使用目的を限定した母親資本と呼ばれるファンドの利用が認められる。利用可能ファンド額は 2020 年時点において第 1 子で 466,617 ルーブル、第 2 子で 616,617 ルーブルとなっている<sup>15</sup> (以下で詳述する)。

### (2) 「出産休暇等の制度」について

- 出産支援金 : 会社の解散等の理由で失職した妊娠女性は、その失職が認められた日から 12 カ月の間 300 ルーブルが支給される (連邦法第 81 号第 2 部第 8 条)。

### (3) 「育児休暇制度」について

- 妊娠と出産に対する支援 : 新生児が 1 歳 6 か月になるまでの間育児休業手当の支払いを受けることができる。育児休業に入る直前の 1 年の平均月収 (給与と賞与の合計) の 40% が育児休業に入った月から育児休業手当として毎月支払われる。ただし、育児休業手当と上記の月極子供手当の合計は、給与の 100% を超えてはならないと規定されている。

<sup>13</sup>労働政策研究・研修機構 (2017) より。2017 年時点。

<sup>14</sup>第 1 子以降ごとに支給されるのは 2020 年 2 月 2 日以降から。

<sup>15</sup>ロシア連保年金ファンド ([http://www.pfrf.ru/grazdanam/family\\_capital/chto\\_nuzh\\_znat/](http://www.pfrf.ru/grazdanam/family_capital/chto_nuzh_znat/))

図表 5-2 手当や所得補償を伴う、出産・育休に係る制度の比較（スウェーデン、フランス、ロシア）

|           | スウェーデン                                                                                                                                                                                                                     | フランス                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | ロシア                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 出産時給付等の制度 | <p>（代替される制度）<br/>非課税の児童手当が16歳までの子供に対して支給されている。<br/>子一人あたり：月額1,250クローネ（約1万4千円）</p>                                                                                                                                          | <p>乳幼児受け入れ手当（（prestation d'accueil du jeune enfant: PAJE）の枠組みの中で出産手当、扶養手当、育児休業手当が展開されている。<br/>出産手当（prime à la naissance: PN）：出産手当では所得要件付で第1回法定妊婦健診を受診した妊婦対象に出産費用補填が行われている。<br/>子一人あたり：941.67ユーロ（約11万4千円）<br/>基礎手当（allocation de base: AB）：乳幼児扶養のための基礎手当が所得要件別に満3歳まで支給されている。<br/>年収45,575ユーロ以下のひとり親・共働き世帯：月額92.31ユーロ（約1万1千円）</p> | <p>出産一時支援金：<br/>出産した女性：8,000ルーブル（約1万3千円）<br/>夫が兵役中/夫が兵役経験者の場合：14,000ルーブル（約2万3千円）<br/>月極子供手当：<br/>第一子を出産：月額500ルーブル（約8百円）<br/>第二子以降を出産：月額3,000ルーブル（約5千円）<br/>（いずれも1歳半まで継続）<br/>※夫が兵役中/夫が兵役経験者の場合はいずれも月額6,000ルーブル（約1万円）（3歳まで継続）<br/>※合計6,000ルーブルを超えない範囲での支給<br/>母親資本：住宅、養育費、女性の年金形成、障害児の社会適応のための物品、サービスの購入等で使用可。<br/>2020年時点で利用可能なファンド額は下記の通り。<br/>第一子：466,617ルーブル（約76万5千円）<br/>第二子以降：616,617ルーブル（約100万1千円）</p> |
| 出産給付等の制度  | <p>母親休暇(mammaledidhet)：母親は産前産後の各7週間の14週間にわたって両親給付を受けつつ休業することができる。<br/>一日の上限までの範囲で所得のおよそ80%が補償<br/>※育児休暇期間を超えることはできない<br/>10日休暇（10 dagar）：もう一人の出産をしない方の親は新生児が退院した後60日以内の10日間において「10日休暇（10 dagar）」を取得できる。<br/>所得の約80%が補償</p> | <p>（関連する制度）<br/>妊娠前後4か月は休暇に有給が保障されている。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <p>出産支援金：会社の解散等の理由で失職した妊娠女性に支給される。<br/>失職が認められた日から12カ月の間：300ルーブル（約5百円）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 育児休暇制度    | <p>育児休暇制（foraldradighet）：出産をした両親は18ヶ月にわたり休暇を取ることができ、このうち480日は育児給付を受けることができる。<br/>390日間：所得の80%補償<br/>残りの90日間：180クローネ（約2千円）を補償<br/>※原則としてこの480日のうち半分の期間である240日が両親に均等に配分されるが、それぞれ90日を越えての育児休業期間譲渡は不可とされている。</p>               | <p>育児分担当手（prestation partagée d'éducation de l'enfant: PreParE）：子1人の場合、1歳になるまでの間、親それぞれ6か月間まで（ひとり親：1歳まで）また子が2人以降は末子が3歳になるまでの間、親それぞれ24か月間まで（ひとり親：3歳まで）給与補償付で育児休暇を取得することができる。<br/>完全休業：月額390.92ユーロ（約4万7千円）<br/>部分休業（50%以下勤務）：月額252.71ユーロ（約3万円）<br/>部分休業（50～80%勤務）：月額145.78ユーロ（約1万8千円）</p>                                          | <p>妊娠と出産に対する支援：新生児が1歳6ヶ月になるまでの間育児休業手当の支払いを受けることができる。<br/>月額として育児休業に入る直前の1年の平均月収（給与と賞与の合計）の40%<br/>※育児休業手当と上記の月極子供手当の合計は、給与の100%を超えない範囲での支給</p>                                                                                                                                                                                                                                                               |

※レートは2020年の3月2日時点（1クローネ11.35円、1ユーロ120.56円、1ルーブル1.64円）を基準に、日本円で千円単位（千円未満になる場合は百円単位）まで換算

## 5.3 ロシアの母親資本制度

### 5.3.1 母親資本制度の概要

#### ・支給対象

- 1) 2007 年-2019 年 12 月 31 まで 第二子以降に生まれた子どもごとに、その母親に（ロシア連邦法 N256-3f 第 3 条 1 項の 1) および 2) )
- 2) 2020 年 1 月 1 日から 第一子以降の子どもごとに、その母親に（ロシア連邦法 N256-3f 第 3 条 1 項の 1) および 2) )

#### ・支給および使用方法

- 1) 紙媒体もしくは電子媒体の「母親資本証明書（以下単に証明書）」が発行される。（ロシア連邦法 N256-3f 第 5 条 1 項）。
- 2) ロシア連邦年金ファンドが証明書による支払いを清算する（ロシア連邦法 N256-3f 第 9 条 1 項）

#### ・使用目的（ロシア連邦法 N256-3f 第 7 条 3 項）

- 1) 住宅環境の向上 2) 子ども（幼児）の教育を与えるため
- 3) 女性の年金形成（2014 年 7 月 21 日より施行のロシア連邦法 N216-f3、2020 年 3 月 1 日より施行のロシア連邦法 N35-f3 により導入）
- 4) 障がいを持つ子どもたちが社会に適応し、復帰するために必要と予想される物品とサービス（2015 年 11 月 28 日より施行のロシア連邦法 N348-f3 により導入）

#### ・例外的に現金化で受け取る方法

例) 自宅をリフォームする際、業者を使わず行った場合、その費用を証明書受領者の口座に振り込む事が出来る（ロシア連邦法 N256-3f 第 10 条 1 項の 2) )

図表 5-3 母親資本の予算の推移（2007 年-2020 年）

| 西暦   | 額<br>(ルーブル) | 2010 | 343,378 | 2014      | 429,408        |
|------|-------------|------|---------|-----------|----------------|
| 2007 | 250,000     | 2011 | 365,698 | 2015-2019 | 453,026        |
| 2008 | 276,250     | 2012 | 387,640 | 2020      | 第一子<br>466,617 |
| 2009 | 312,162     | 2013 | 408,960 |           | 第二子<br>616,617 |

出典：ロシア連邦年金ファンドの資料から作成

[http://www.pfrf.ru/grazdanam/family\\_capital/chto\\_nuzh\\_znat/](http://www.pfrf.ru/grazdanam/family_capital/chto_nuzh_znat/)

### 5.3.1 文献調査

文献調査においては、ロシア語の文献も対象に含め、母親資本の制度の効果に肯定的な文献と、否定的な文献に分けた上でレビューを行い、論点の明確化を試みた（各論文の日本語要約は末尾に資料として示した）。

全体的に、効果に肯定的な文献と、効果を支持しない文献の両者が存在した。効果に肯定的な

文献の代表としては、

- (1) G・ベッカー（シカゴ大学教授）、R・ポスナー「ロシアの人口統計時限爆弾との取り組み」『アンコモンセンス：経済学的考察、結婚からテロリズムまで』シカゴ大学出版会、2009年、43-46頁。（英語）
- (2) F.スラニームチク（ロシア国立研究大学経済高等学院研究員）A.V.ユールコ（ロシア国立研究大学経済高等学院研究員）「ロシアにおける母親資本の影響の評価」『人口動態学の展望』2巻3号、2015年、30-68頁。
- (3) M.V.ヤキネンコ（南部連邦大学準教授）、D.Yu. ヴァストルーヒナ（南部連邦大学学部5年生）「国家の社会政策の手段としての母親資本」『経済研究』1号、2015年。（2020年3月15日閲覧  
<https://cyberleninka.ru/article/n/materinskiy-kapital-kak-instrument-sotsialno-orientirovannoy-politiki-gosudarstva/viewer>）
- (4) N.D. コプィリンスキー（クバン国立農業大学学生）「母親資本：その廃止を待つべきなのか？」『サイエンス・タイム』1巻13号、2015年、214-215頁。
- (5) A.E.ティピーンカ（クルクス国立医療大学学生）、O.M. バルチョーコヴァ（クルクス国立医療大学学生）「母親資本プログラム実施の効果の分析」『若き研究者たち』14号、2016年、615-617頁。

などが主に挙げられる。それらは共通して、母親資本の導入はロシアの出生率の上昇に対して有効な政策であると論じている。

(1) はロシアの出生率について言及し、母親資本によってその値が2006年の1.28から1.55まで上昇するとしている。

(2) は、母親資本は育児休暇や児童手当と同時に支給されるため、出生率に対する母親資本単体の評価は困難であるとの問題提起を行っている。そこで、数式モデルを組み立て、その挙動が、ロシア連邦統計局庁のデータと一致することを確認、自分たちのモデルの妥当性を確認した。そののち、ロシア連邦国家統計局のデータを題材とし、まずはロシア人女性が結婚しても、それまでの職を辞めて労働市場から脱落する恐れはないとのシミュレーション結果を算出した。そののち、ロシア女性の年齢と出生率の関係を示す数値モデルを作成した。その結果、母親資本のみが支給される場合でも、三つの支援がない状態から出生率が0.15ほど増加することを明らかにしている。

(3) は、ロシア連邦国家統計局のデータを用いて2000年から2014年にかけての母親資本と出生率の関係を調査している。その結果、母親資本が実施された2007年からロシアの出生率が上昇に転じ、2009年にはロシアの人口数は安定化した。また、2007年の母親資本の交付が開始されて以来、母親資本の支給額は毎年増加しているが、新生児の誕生数もそれにもなって毎年増大している。このことは、母親資本が二番目の子どもを産む際の両親の負担を軽くし、人口増加に対して明らかに有効であることを示している。

(4) は、母親資本の存続を巡って、ロシア経済開発貿易庁とロシア財務省は廃止すべきとの立場をとり、ロシア労働社会保障省は存続すべきとの立場をとっているという、ロシア連邦の省

庁間でも様々な意見があることを紹介している。論文筆者は、ロシア連邦統計庁が2013年に行ったアンケート結果で、回答者の約6%が母親資本の給付を計算に入れて二人目の子どもを出産することに決めた、という事実に着目している。この約6%という数字は、ロシアの人口を考えると新生児180万人にあたり、これだけでも母親資本は存続させる理由があると主張している。今の時点で母親資本に何らかの制限を加えてしまうことは、疑いなく将来の発展を阻害してしまうだろう、また、国家から一家族に与える支援は、家族にとってだけでなく、国家にとっても重要であろうとの見解を述べている。

(5) は論文筆者の大学のクルクス大学の地元クルクス州の統計データを題材に、母親資本と出生率の相関係数を求め、それが0.868となることを導き出している。つまり、母親資本と出生率は密接な相関関係を持ち、母親資本を増資すればするほど、出生率が上昇しているということを示している。

母親資本の効果を支持しない、あるいはその効果をよりよくするために現行での欠点を指摘する文献の代表としては主として以下のものが挙げられる。これらは基本的に、母親資本がロシアの出生率上昇に有効な手段であることは認めているが、さまざまな面で改善すべき点が存在すると論じている。

- (11) K.G.アバジーエヴァ (モスクワ国立技術マネジメント大学準教授)「働く母親：男女賃金の分解」『サマラ国立経済大学報知』10巻60号、2009年、5-10頁。
- (12) E.V.ゴーリツォバ (イルクーツク国立大学社会学部学部長)、Ya.A.レーシェンコ (東シベリア人類エコロジー研究センターアングルス支部主任研究員)「出生率と結婚の決定要因としての社会政策の要因」『社会学研究』2号、2010年、125-130頁。
- (13) A.N.コーハン (極東連邦大学学生)、O.V.ボノマリョーフ (極東連邦大学学生)「母親資本の資金を法的に規制して使用する問題について」『現代社会の合法性と法の秩序』13号、2013年、296-298頁。
- (14) N.A.コロブコーヴァ (ペンザ国立建築大学学生)、D.A.アリーモヴァ (ペンザ国立建築大学学生)「社会方策としての母親資本：その利用の構成と展望の問題」『現代の学問的研究と刷新』3号第4部、2015年、  
(<http://web.snauka.ru/issues/2015/03/50685> 2020年3月12日閲覧)
- (15) T.G.スヴェートリヴァヤ (北部国立医学大学教授)、L.I.メーシニコワ (北部国立医学大学教授講座主任教授)「二人またはそれ以上の子どもを持つ母親の社会的期待に応える経済的要因としての母親資金」『経済法の諸問題』8巻1号、2017年、85-95頁
- (16) E.N.モイセーエヴァ (ロシア協同大学サランスク協同研究所準教授)「モルダヴィア共和国における子どものいる家庭への社会支援する追加的な方策としての地方の母親(家族)資本」『ロシアの諸問題と国際法』8巻、2019年、95-103頁。
- (17) A.S.ザハーロフ (大学2年生)、S.A.ヴァンゴローツカヤ (ベルゴロド国立研究大学準教授)「ロシアの出生率上昇における母親資本の影響」『学生の科学上の問題』5巻33号、2019年、76-79頁。



### 5.3.2 （資料）母親資本に肯定的な立場をとる文献

#### (1) ロシアの人口統計時限爆弾との取り組み

G・ベッカー（シカゴ大学教授）、R・ポスナー「ロシアの人口統計時限爆弾との取り組み」『アンコモンセンス：経済学的考察、結婚からテロリズムまで』シカゴ大学出版会、2009 年、43-46 頁。

二番目の子どもを持とうとする多くのロシア人女性を増加させるという意味において、私はプーチンの母親資産が成功すると信ずる。プーチンのこのプランは、多額であるだけでなく、月額的一定料金支払いでなく、一括給与という点が目玉であるので、非常に効果的であると信じる。また、住居、車、その他の耐久消費財のような大きな支出のための現金が不足している若者層には、この現金支給はさらに効果的である。大きな現金支給の価値は、とくに高等教育を受けていない女性と低所得家庭に対して価値がある。ロシアの出生率は現在のレベルより、10-20%ほど上昇するだろう。あるいは特殊出生率が 1.28 から 1.55 となるであろう（注、実際に母親資本導入後 4 年後でロシアの特殊出生率は 1.58 となった）。少子化の原因となった、高等教育を受けた女性や高い離婚率に対して、この政策は高い効果を持たないかもしれないが、それでも特殊出生率が 1.55 となれば、ロシアの人口減少に大幅な歯止めがかかるだろう。ロシアのこの実験が成功裏に終われば、急激な人口減少に見舞われている他の国々は、女性に出産を促す政策とともに、ロシアに続くだろう。

#### (2) ロシアにおける母親資本の影響の評価

F・スラニームチク（ロシア国立研究大学経済高等学院研究員）、A・ユールコ（ロシア国立研究大学経済高等学院研究員）「ロシアにおける母親資本の影響の評価」『人口動態学の展望』第 2 巻 3 号、2015 年、30-68 頁。

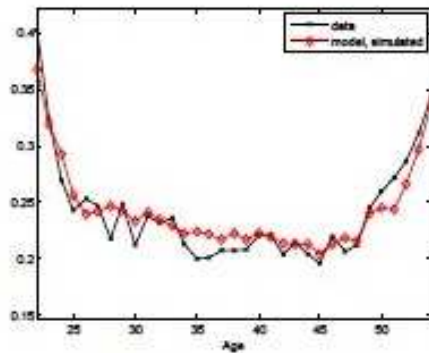
母親資本の評価は困難である。まず、育児休暇や児童手当と同時に支給されるため、出生率に対する母親資本単体の評価は困難であること。また、母親資本を受けた世代が出産を始める年齢に達するのは数十年後であるからである。そこで、ロシア女性の年齢と出生率の関係を示す数理モデルを作成した。2000 年から 2011 年のデータはロシア長期モニターリサーチ

(<https://www.hse.ru/rlms/>) から使用した。

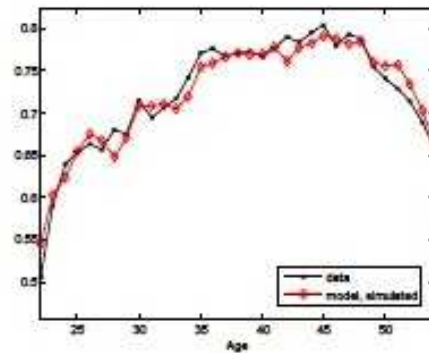
まず、このモデルの妥当性を評価するため、実際の統計データと突き合わせ、数理モデルが現実のデータと極めて近い挙動をとることを確認した。

図表 5-4 相互排他的な選択のモデルフィッティング

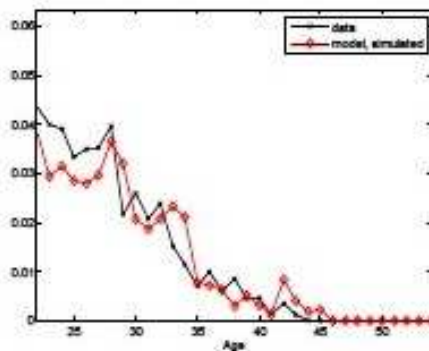
黒線は実際のデータ、赤線はシミュレーション



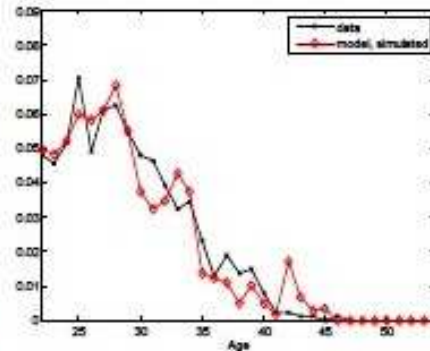
無職ー子どもなし



職ありー子どもなし



無職ー子どもあり

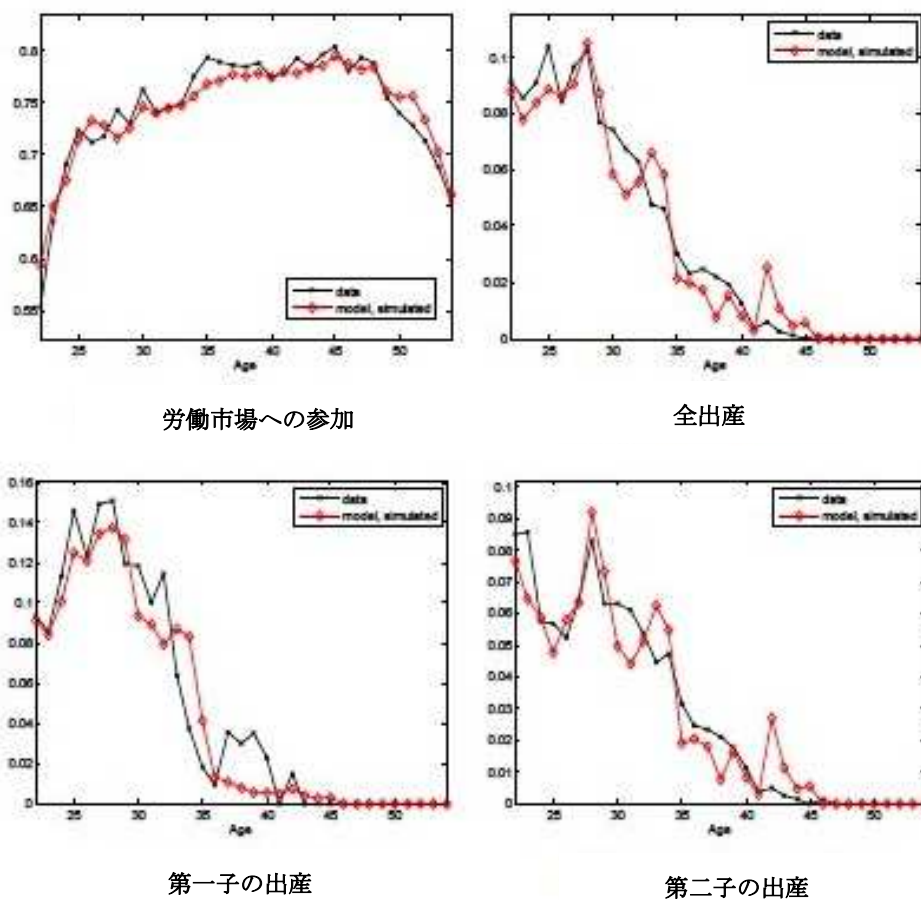


職ありー子どもあり

出典：F・スラニームチク（ロシア国立研究大学経済高等学院研究員）、A・ユールコ（ロシア国立研究大学経済高等学院研究員）「ロシアにおける母親資本の影響の評価」『人口動態学の展望』第2巻3号、2015年、55頁より政策基礎研究所にて必要な部分を転載・補筆。

図表 5-5 就職状態と出産確率に関するモデルフィッティング

黒線は実際のデータ、赤線はシミュレーション



出典：F・スラニームチク（ロシア国立研究大学経済高等学院研究員）、A・ユールコ（ロシア国立研究大学経済高等学院研究員）「ロシアにおける母親資本の影響の評価」『人口動態学の展望』第2巻3号、2015年、57頁より政策基礎研究所にて必要な部分を転載・補筆。

女性が結婚して子どもを産み育てるため労働市場から切り離されてしまった場合、社会全体の生産性がどうなるのか、という点を考えるため、統計データを用いて考察した。

図表 5-6 家庭状況と子どもの数に関連する就職率と出産

| 子どもの数 | 単身者/期間合計特殊出生率 |      |        | 既婚者/コーホート合計特殊出生率 |       |        |
|-------|---------------|------|--------|------------------|-------|--------|
|       | 就職率<br>(%)    | 出生率  | 被観察者数  | 就職率<br>(%)       | 出生率   | 被観察者数  |
| 0人    | 70.0          | 2.40 | 3,704  | 72.7             | 17.57 | 2,857  |
| 1人    | 80.5          | 1.16 | 4,209  | 76.1             | 4.95  | 9,147  |
| 2人    | 80.1          | 0.36 | 2,204  | 75.7             | 1.20  | 8,196  |
| 3人    | 66.6          | 0.99 | 404    | 58.4             | 1.31  | 1,675  |
| 4人以上  | 48.6          | 1.83 | 109    | 36.7             | 3.97  | 428    |
| 全体    | 75.9          | 1.43 | 10,630 | 73.4             | 4.90  | 22,304 |

出典：F・スラニームチク（ロシア国立研究大学経済高等学院研究員）、A・ユールコ（ロシア国立研究大学経済高等学院研究員）「ロシアにおける母親資本の影響の評価」『人口動態学の展望』第2巻3号、2015年、52頁より政策基礎研究所にて必要な部分を転載・補筆。論文筆者はこの表をロシア長期モニターリサーチ (<https://www.hse.ru/rlms/>) から作成

ロシア人女性は伝統的に、労働市場と密接に結びついてきた歴史がある。未婚者でも既婚者でも、就職率は高い。さらに言えば、子どものいない女性よりも子どものいる女性の方が雇用されやすい。ゆえに、ロシア人女性は結婚しても働き続ける傾向が強いことが判明した。

そして、シミュレーションで使うモデルとして、22歳の女性が、何の子育て支援も存在しない場合、母親資本単体のみ支給された場合、母親資本と育児休暇や児童手当が支給された場合、この三つの場合において、生涯出生率がどのように変化するかについてのシミュレーションを行った。

図表 5-7 長期シミュレーション

|              | いかなる支援もない場合            | 差                  |                   |
|--------------|------------------------|--------------------|-------------------|
|              |                        | 三つすべての支援が行われた場合    | 母親資本のみ支給された場合     |
| 子どもの数の平均値    | 1.18 (1.16,1.20)       | 0.25 (0.22,0.27)   | 0.15 (0.13,0.17)  |
| 平均勤続歴        | 21.79<br>(21.30,22.38) | -0.02 (-0.17,0.13) | 0.00 (-0.15,0.14) |
| 子どもの数の分布 (%) |                        |                    |                   |
| 子どもなし        | 22.4 (21.4,23.4)       | -4.90 (-6.2,-3.7)  | -2.20 (-3.0,-1.5) |
| 子ども一人        | 44.2 (43.8,44.8)       | -8.90 (-11.3,-6.4) | -7.30 (-8.9,-5.6) |
| 子ども二人        | 33.4 (32.3,34.3)       | 13.80 (11.2,16.0)  | 9.50 (7.9,11.1)   |

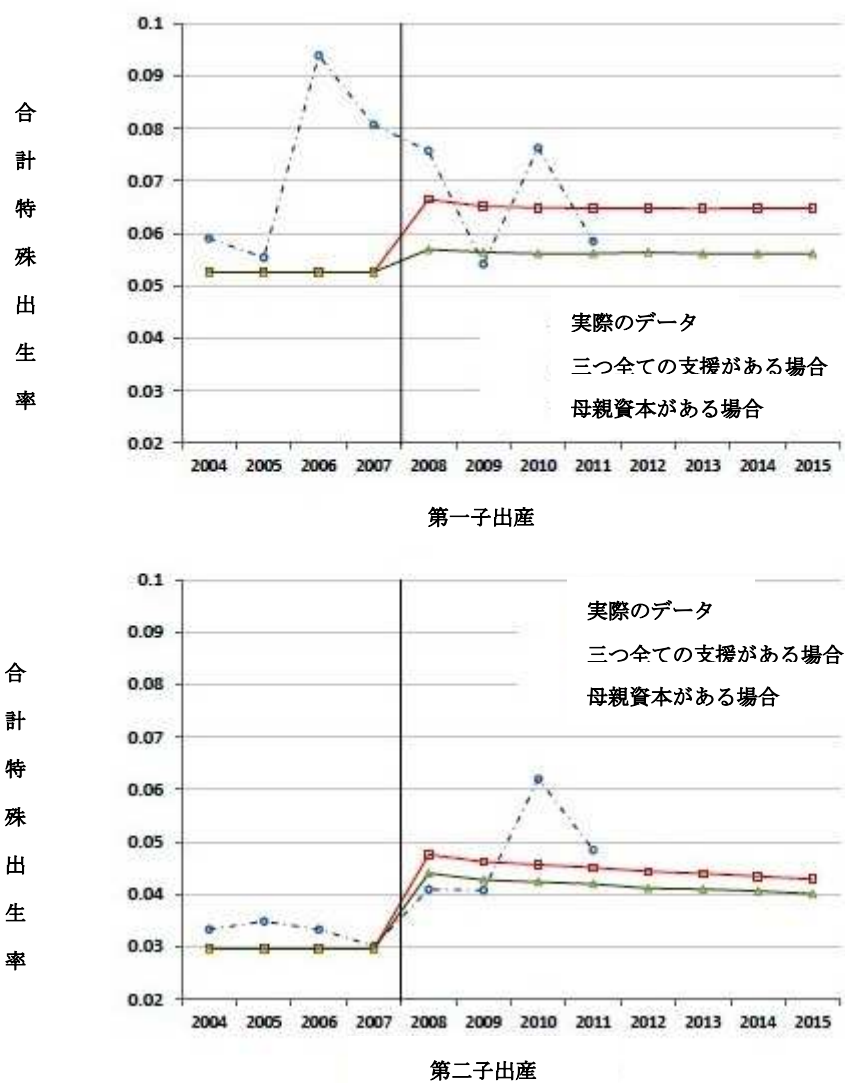
注：予想サンプルとして同じ性格を持つ 22 歳女性の平均モデルの長期予想（100 サンプル）。括弧内の信頼区間の信頼水準は 95%

出典：F・スラニームチク（ロシア国立研究大学経済高等学院研究員）、A・ユールコ（ロシア国立研究大学経済高等学院研究員）「ロシアにおける母親資本の影響の評価」『人口動態学の展望』第 2 巻 3 号、2015 年、58 頁より政策基礎研究所にて必要な部分を転載・補筆。

その結果、何の支援もない場合の出生率は 1.18 となり、母親資本のみが支給される場合は出生率が 0.15、母親資本とその他の子育て支援が支給される場合は出生率が 0.25 ほど増加することが明らかとなった。また、二人以上の子どもを持つ家庭の数も 12%増加することが分かった。

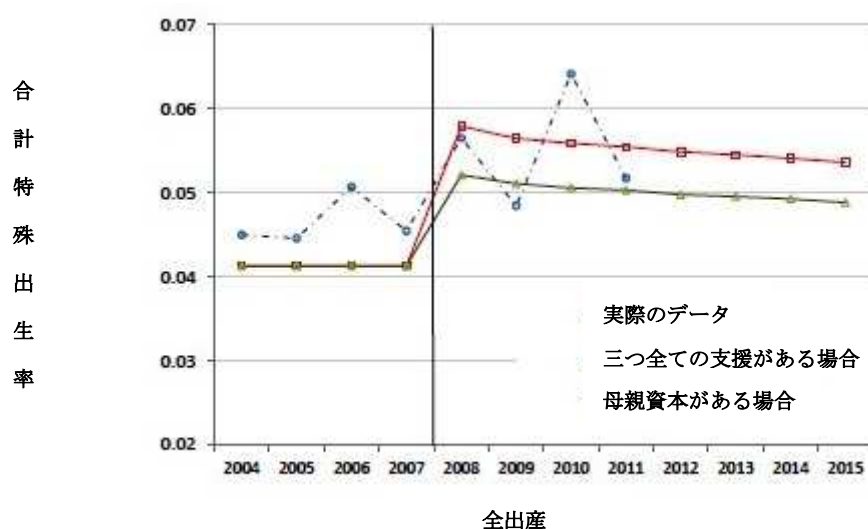
また、モデルとして選択した 22 歳の女性が、何らの子育て支援も存在しない場合、母親資本単体のみ支給された場合、母親資本と育児休暇や児童手当が支給された場合、この三つの場合において、特殊出生率がどのような暦年変化を起こすのか、短期的なシミュレーションを行った。その結果が以下である。

図表 5-8 暦年単位でみた母親資本の影響



出典：F・スラニームチク（ロシア国立研究大学経済高等学院研究員）、A・ユールコ（ロシア国立研究大学経済高等学院研究員）「ロシアにおける母親資本の影響の評価」『人口動態学の展望』第2巻3号、2015年、60頁より政策基礎研究所にて必要な部分を転載・補筆。

図表 5-9 暦年単位でみた母親資本の影響（全出産）



出典：F・スラニームチク（ロシア国立研究大学経済高等学院研究員）、A・ユールコ（ロシア国立研究大学経済高等学院研究員）「ロシアにおける母親資本の影響の評価」『人口動態学の展望』第2巻3号、2015年、60頁より政策基礎研究所にて必要な部分を転載・補筆。

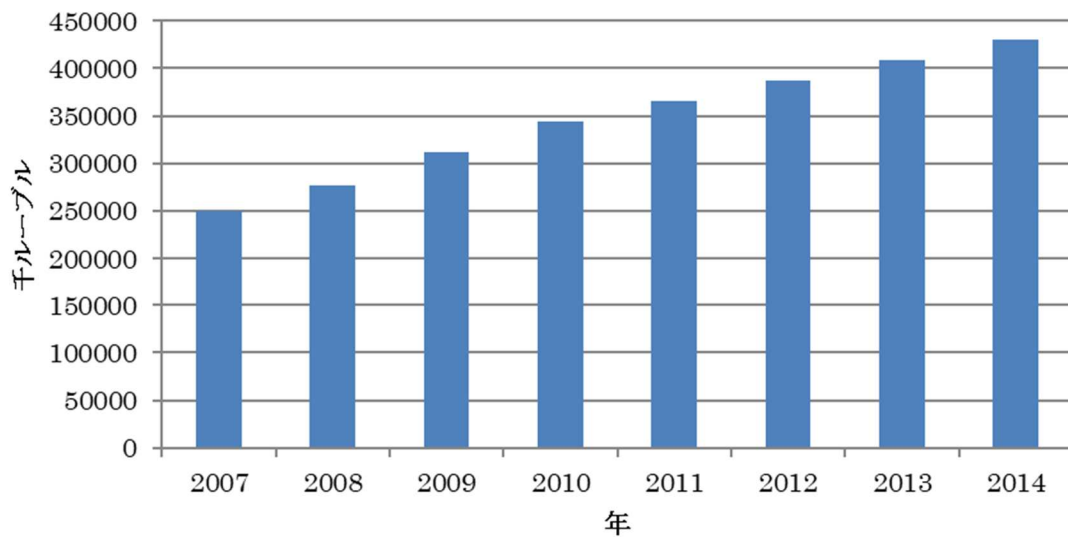
上記のグラフが示すように、何番目の子どもの出産時においても、母親資本導入時には特殊出生率が2%ポイント近く増大し、その後も5.3%の水準を保ち続けるであろうことが分かる。これは主として母親資本導入の影響と見てよい。

### (3) 国家の社会政策の手段としての母親資本

M.V. ヤキネンコ（南部連邦大学準教授）、D.Yu. ヴァストルーヒナ（南部連邦大学学部5年生）「国家の社会政策の手段としての母親資本」『経済研究』1号。

ロシア連邦国家統計庁（<https://www.gks.ru/>）のデータを用いて2000年から2014年にかけての母親資本と出生率の関係を調査した。ロシアでは1992年から出生率の減少が始まり、2002年には、女性一人当たりの出生率が1.3人を記録した。その後も出生率の減少には歯止めがかからず、この状況を打破するため、2007年から母親資本の交付が始まった。この母親資本の支給額は毎年増加している。

図表 5-10 2007 年から 2014 年にかけての母親資本の額

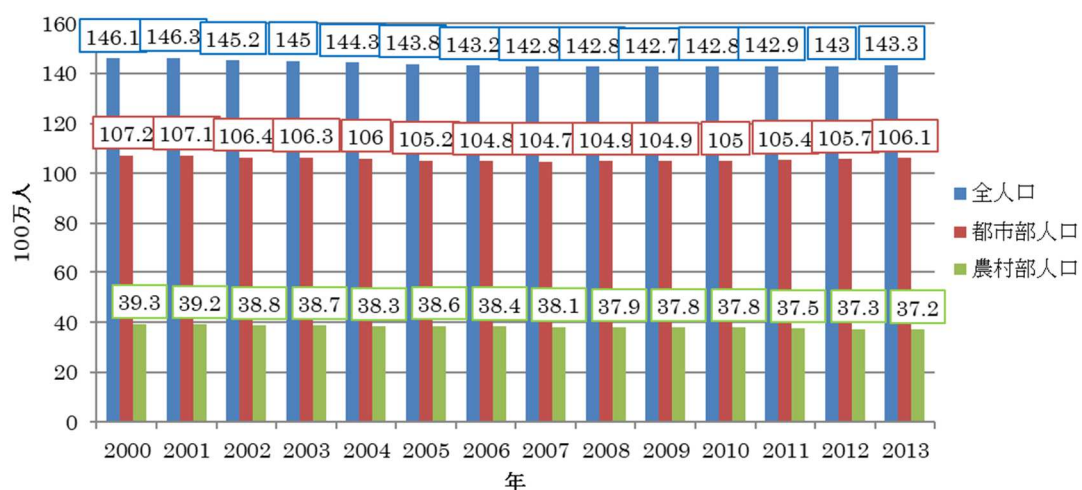


出典：M.V.ヤキネンコ（南部連邦大学準教授）、D.Yu. ヴァストルーヒナ（南部連邦大学学部 5 年生）「国家の社会政策の手段としての母親資本」『経済研究』1 号、2015 年。（2020 年 3 月 15 日閲覧）

<https://cyberleninka.ru/article/n/materinskiy-kapital-kak-instrument-sotsialno-orientirovannoy-politiki-gosudarstva/viewer> より政策基礎研究所にて必要な部分を転載・補筆。論文筆者はこの表をロシア連邦国家統計庁のデータ（<https://www.gks.ru/>）から作成。

その結果、2007 年からロシアの出生率が上昇に転じ、2009 年にはロシアの人口数は安定化した。

図表 5-11 2000 年から 2013 年にかけての出産率の公式統計

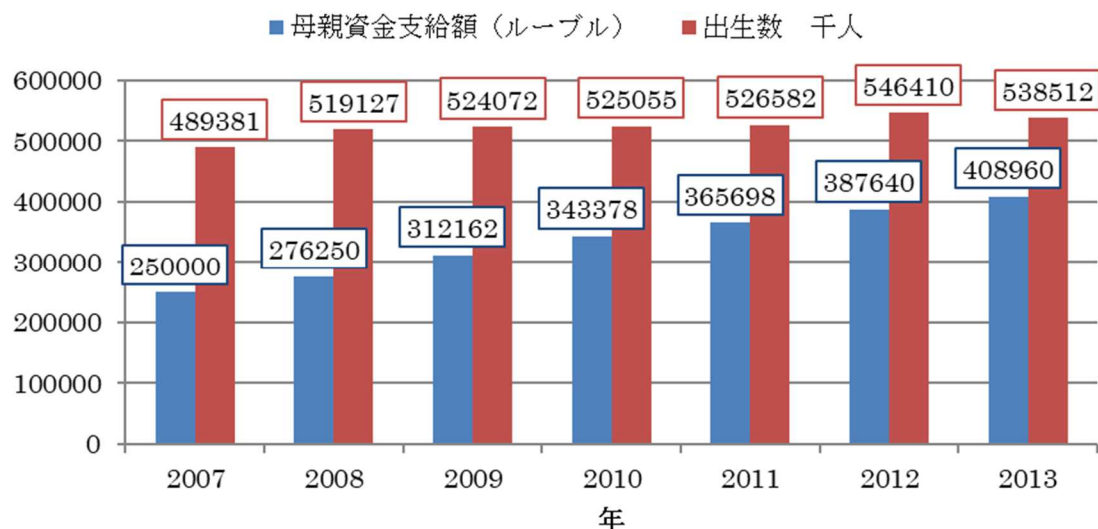


出典：M.V.ヤキネンコ（南部連邦大学準教授）、D.Yu. ヴァストルーヒナ（南部連邦大学学部 5 年生）「国家の社会政策の手段としての母親資本」『経済研究』1 号、2015 年。<https://cyberleninka.ru/article/n/materinskiy-kapital-kak-instrument-sotsialno-orientirovannoy-politiki-gosudarstva/viewer>（2020 年 3 月 15 日閲覧）より政策基礎研究所にて必要な部分を転載・補筆。論文筆者はこの表をロシア連邦国家統計庁のデータ（<https://www.gks.ru/>）から作成



以下の図が示すように、新生児の誕生数もそれとともに毎年増大している。

図表 5-12 2007 年から 2013 年にかけての人口出征と母親資本の支給額との関係



出典：M.V.ヤキネンコ（南部連邦大学準教授）、D.Yu. ヴァストルーヒナ（南部連邦大学学部 5 年生）「国家の社会政策の手段としての母親資本」『経済研究』1 号、2015 年。<https://cyberleninka.ru/article/n/materinskiy-kapital-kak-instrument-sotsialno-orientirovannoy-politiki-gosudarstva/viewer>（2020 年 3 月 15 日閲覧）より政策基礎研究所にて必要な部分を転載・補筆。論文筆者はこの表をロシア連邦国家統計庁のデータ（<https://www.gks.ru/>）から作成。

このことは、母親資本が二番目の子どもを産む際の両親の負担を軽くし、人口増加に対して明らかに有効であることを示している。

#### (4) 母親資本：その廃止を待つべきなのか？

N.D. コプィリンスキー（クバン国立農業大学学生）「母親資本：その廃止を待つべきなのか？」『サイエンス・タイム』1 巻 13 号、2015 年、214-215 頁。

この論文の作者は、母親資本の存続を巡って、ロシア経済開発貿易庁とロシア財務省は廃止すべきとの立場をとり、ロシア労働社会保障省は存続すべきとの立場をとっているという、ロシア連邦の省庁間でも様々な意見があることを紹介している。

ロシア経済開発貿易庁は、母親資本が出した結果は人口増加でなく、その実援助を受けた家族が予定より出産を早めただけにすぎないと主張している。それに加えて、ロシア経済開発貿易庁は、母親資本の支給を中止すれば、年に 3 億ルーブルの支出を削減できるとの提案を行っている。そして、ロシア連邦首相メドヴェージェフに、『母親資本の停止について』という書簡を送った。

ロシア財務省は、このような社会支援策は高額である割に、得られる結果は皆無であると主張

している。

ロシア労働社会保障省は、子どもに対する予算を節約するのは最後の手段であり、統計がその効果を証明しているとの声明を出している。

論文筆者は、ロシア労働社会保障省のいう統計、すなわちロシア連邦統計庁が 2013 年に行ったアンケート結果において、回答者の約 6%が母親資本の給付を計算に入れて二人目の子どもを出産することに決めた、という事実に着目している。この約 6%という数字は、ロシアの人口を考えると新生児 180 万人にあたり、これだけでも母親資本は存続させる理由があると主張している。今の時点で母親資本に何らかの制限を加えてしまうことは、疑いなく将来の発展を阻害してしまうだろう、また、国家から一家族に与える支援は、家族にとっただけでなく、国家にとっても重要であろうとの見解を述べている。

## (5) 母親資本プログラム実施の影響の分析

A.E. ティピーンカ（クルクス国立医療大学学生）、O.M. バルチョーコヴァ（クルクス国立医療大学学生）「母親資本プログラム実施の効果の分析」『若き研究者たち』No.14、2016 年、615－617 頁。

2007 年に母親資本が施行されたが、それ以降普通出生率のレベルは間断なく上昇し、その結果 2006 年から 2015 年の間で、当該指標は 5.1 となった。当然この現象には、母親資本の大きな影響が考えられる。ロシア連邦全体での母親資本と出生率の相関係数は 0.972 であった。論文の筆者たちは、自身の所属するクルクス大学の地元クルクス州のデータから、母親資本と出生率の相関係数を求めた。すると、初期では母親資産の出生率に対する効果は比較的に大きく、中期ではその効果は比較的に小さい、などのばらつきは見られるものの、両者の相関係数は 0.868 となった。つまり、両者は線形の緊密な関係を持ち、母親資本を増資すればするほど、出生率が上昇するということが証明された。また、ロシア連邦全体のみならず、クルクス州の出生率にまで母親資本が良好な影響を与えているという現象は、母親資本が、モスクワを中心とするロシア中央だけでなく、地方にまで波及していることを証明することとなっている。

### 5.3.3 （資料）母親資本に否定的な立場をとる文献

#### （１１）働く母親：男女賃金の分解

K.G.アバジーエヴァ（モスクワ国立技術マネジメント大学準教授）「働く母親：男女賃金の分解」『サマラ国立経済大学報知』10 巻 60 号、2009 年、5-10 頁。

筆者は A.ブラインダーと R.オアハサの提案した男女の賃金差の数理モデルを構築し、GGP (Generation & Gender program) <https://www.ggp-i.org/belarus/> のデータを利用し、考察を進めている。（注 文献に記載されている [www.socpol.ru](http://www.socpol.ru) は現在リンク切れ）

経験式を使って女性の賃金は以下のように記述することができる。

$$\ln(y_i) = b_0 + b_j x_i$$

ここで  $y$  は女性の賃金、 $i$  は女性に付けた標本番号、 $x_i$  は女性の年齢や個人資産（ここでは教育水準）など、 $b_0$  は  $x$  が 0 の時の係数、 $b_j$  は  $x_i$  が単位量当たり変化した時の変化量である。

さらに、 $i$  を  $m$ （男性）または  $f$ （女性）とし、 $y_i$  の平均を  $\bar{Y}^i$ 、 $x_i$  の平均を  $\bar{X}^i$  とすると、上の式は係数  $\beta$  を用いて以下のように表すことができる。

$$\bar{Y}^i = \beta^i \bar{X}^i, i=m,f,$$

以下にその結果を図に示す。

図表 5-13 給料の額に影響を与える要因の回帰モデル<sup>16</sup>

| 変数                     | $\beta$ 係数 |          |
|------------------------|------------|----------|
|                        | 男性         | 女性       |
| 子どもはいない                | -          | -        |
| 子どもが 1 人               | 0.113      | -0.170*  |
| 子どもが 2 人               | 0.079      | -0.235** |
| 子どもが 3 人以上             | 0.102      | -0.130   |
| 一番年下の子どもが 3 歳まで        | 0.008      | -0.243** |
| 一番年下の子どもが 3 歳から 7 歳まで  | -0.189     | -0.202** |
| 一番年下の子どもが 7 歳から 14 歳まで | -0.039     | -0.166** |
| $R^2$                  | 0.107      | 0.102    |

\* 評価は 0.10 の値まで有意

\*\* 評価は 0.01 の値まで有意

<sup>16</sup> K.G.アバジーエヴァ（モスクワ国立技術マネジメント大学準教授）「働く母親：男女賃金の分解」『サマラ国立経済大学報知』10 巻 60 号、2009 年、8 頁より必要な部分を転載・補筆。論文筆者はこの表を全ロシア世論センターの 2017 年アンケート結果から作成

つまり、働く男性に子どもがいる場合はほとんどの場合賃金に対してプラスであり、働く女性に子どもがいる場合はほとんどの場合賃金に対してマイナスであるという結果が得られた。具体的には、女性は独身時代と比較して、第一子をもうけた場合は17%、第二子をもうけた場合は23%その賃金が減少する。この結果は、以下のように解釈することができる。働く男性に子どもがいる場合は、会社から一家の大黒柱とみなされ、昇進などの措置が取られて給与水準が上昇する。一方、働く女性が子どもを持つ場合、会社からその事がリスク要因として敬遠され、結果として受け取る賃金が減少してしまう。

筆者は、母親資本は大いに活用すべきであり、出産率の上昇も喜ばしいが、何人の女性が何人の子どものを持った場合、社会全体の生産性が最も大きくなるのか、という点も厳しく考えていく必要があるとしている。

#### (12) 「出生率と結婚の決定要因としての社会政策の要因」

E.V.ゴリツォバ（イルクーツク国立大学社会学部学部長）、Ya.A.レーシェンコ（東シベリア人類エコロジー研究センターアンガルス支部主任研究員）「出生率と結婚の決定要因としての社会政策の要因」『社会学研究』2号、2010年、125-130頁。

筆者は本論文で、イルクーツク市で過去五年間に結婚した男女5,672人のうち、123組の男女にアンケートを行い、彼らが結婚に踏み切った理由を調査している。その際に、このアンケート調査結果に影響を与える可能性のある母親資本に言及している。筆者はまず、母親資本に関するアンケートが主として二番目の子どもがほしい、もしくは二番目の子どもがいる母親に限られているという、調査上の不備を指摘している。そして、（注 論文が出版された2010年、つまり2007年の母親資本施行3年目の段階では）筆者は、母親資本の効果について、57%の回答者がある程度でしかない、14%の回答者は効果がないと答えているというアンケート結果が得られたとの文献を引用している。また、筆者自身も母親資本の主たる使用対象である住居環境の整備であるが、都心部と農村部の不動産価格の大きな差から、母親資本は必ずしも公平な制度でないと述べている。

#### (13) 母親資本の資金を法的に規制して使用する問題について

A.N.コーハン（極東連邦大学学生）、O.V.ポノマリョーフ（極東連邦大学学生）「母親資本の資金を法的に規制して使用する問題について」『現代社会の合法性と法の秩序』13号、2013年、296-298頁。

少子化対策として制定された母親資本の制度であるが、2007年に250,000ルーブルだった支給額は、2013年には408,960ルーブルとなっており、その値が63.6%も増大しており、その額が年々着実に増加されていることがわかる。このことは、政府が、生活が困難な家族を支援することに多大な関心を持っており、将来にわたって母親の生活保障を続けようとしている意思が読み取れる。しかし現在、母親資本の不正換金がしばしば問題となっている。母親資本は基本的に

は現金で受け取ることはできないが、子どもの為の住宅環境を整えたい場合、例外的に金銭を受け取ってよい場合があり、不正換金者はそのような法律の弱いと部分を悪用するのである。

#### (14) 社会方策としての母親資本：その利用の構成と展望の問題

N.A.コロブコーヴァ（ペンザ国立建築大学学生）、D.A.アリーモヴァ（ペンザ国立建築大学学生）「社会方策としての母親資本：その利用の構成と展望の問題」『現代の学問的研究と刷新』3号第4部、2015年、(<http://web.snauka.ru/issues/2015/03/50685> 2020年3月12日閲覧)

母親資本は「証明書」という形でロシア連邦年金ファンドから受け取ることができる。その母親資本証明書はプリペイドカードのような形で決済され、基本的には現金として支給されるわけではない。しかも母親資本使用用途は、子どもの住環境の整備、子どもの教育資金、母親の年金の準備金、の三つに限定されてしまっている（注 2015年現在）。このような母親資金の使い勝手の悪さから、母親資本はしばしば不正な手段で現金化されてしまうという問題が発生している（ただし、そのようにして入手した現金用途が子どもに対する医療費なのか、親の遊興費などに充てられるのかについては言及がない）。

この問題が現在ロシアでいかに大きな問題となっているかを示す例として筆者は以下の三つの事実を挙げている。まず一つの事実として、グーグルで「母親資本」を検索すると、「現金化して受け取る」という言葉が検索候補として上がっており、相当数が母親資本の現金化を検討し、実行に移そうとしていることがわかる。二つ目の事実として、この論文が書かれた時点で、ロシア連邦年金ファンドは、312人を母親資金の不正受給で摘発しており、残念ながらこれは氷山の一角と考えられている。第三の事実として、実際に知られている母親資金不正換金の四つの具体例を挙げている。その一番目に言及された例として、母親資本で新規購入した家を25%の手数料でブローカーに現金化させて、従来の家に住み続けるというものがある。

母親資本はロシアの出生率を増加させる上で最も素晴らしい方策の一つであるので、運用の全面的な変更とまでは言わないが、母親資本の改正が喫緊の問題となっていると述べている。

#### (15) 二人またはそれ以上の子どもを持つ母親の社会的期待に応える経済的要因としての母親資金

T.G.スヴェートリヴァヤ（北部国立医学大学教授）、L.I.メーシニコワ（北部国立医学大学教授 講座主任教授）「二人またはそれ以上の子どもを持つ母親の社会的期待に応える経済的要因としての母親資金」『経済法の諸問題』8巻1号、2017年、85-95頁

著者は2016年の4月から5月にかけてアルハンゲリスクで、18-49歳までの二人目かそれ以上の子どもを持つ308人の女性に対して、母親資本に関する34の質問からなるアンケート調査を行った。

まず、母親資本の有効性についてのアンケートであるが、以下のような結果となった。

図表 5-14 政府の側からの母親の援助は家族にとって必要であるか  
(%、括弧内は信頼水準 95%での信頼区間)

| 家庭における子どもの数 | 家庭における国家による母親支援の必要性 |                  |                  | 総計    |
|-------------|---------------------|------------------|------------------|-------|
|             | ある                  | ない               | 答えたくない           |       |
| 1           | 54.9 (49.3-60.3)    | 20.1 (16.0-24.9) | 25.0 (20.5-30.1) | 100.0 |
| 2           | 84.1 (79.6-87.8)    | 3.9 (2.2-6.7)    | 12.0 (8.8-16.1)  | 100.0 |
| 3           | 95.5 (92.5-97.3)    | 0.6 (0.2-2.3)    | 3.9 (2.2-6.7)    | 100.0 |

出典：T.G.スヴェートリヴァヤ（北部国立医学大学教授）、L.I.メーシニコワ（北部国立医学大学教授講座主任教授）「二人またはそれ以上の子どもを持つ母親の社会的期待に応える経済的要因としての母親資金」『経済法の諸問題』8巻1号、2017年、85-95頁における、著者の研究結果に基づき作成

つまり、アンケート結果から、母親資本は国民から、ロシアの人口増加には必要とされる政策であると考えられていると言える。また、ほとんどの女性（59.4%、信頼水準 95%、信頼区間 53.9-64.8）<sup>17</sup>はロシアの出産率を上昇させると考えている。

ところがそれと同時に、多くの人々（56.5%、95%、信頼区間 50.9-61.9）が、母親資本は主として社会的に恵まれない家庭の出生率を上昇させると考えており、その恐れがあると考えている人々も 26.9%（95%、信頼区間 22.3-32.2）に上っている。

さらに、453,000 ルーブルの母親資本は多くの女性（40.5%、95%、信頼区間 35.3-46.2）にとって小さくはないが、大きい額ではないと考えている。加えて、37.0%（95%、信頼区間 31.8-42.5）の女性にとっては、まったく大した額ではないと捉えられている。また、立法府が母親資本を増強しようとしている姿勢についても、多くの女性（61.4%、95%、信頼区間 55.8-66.6%）は不十分だと考えている。

以上の結果、母親資本は子どもの養育に必要な長期的環境を劇的に改善するためには不十分であるだけでなく、母親資本を受け取って子どもの出産を行うのは主として貧困層であると考えられていることが明らかとなった。筆者は、母親資本の結果貧困家庭に子どもが誕生しても、その子どもが厳しい生活水準におかれることを危惧している。

#### （16）モルダヴィア共和国における子どものいる家庭への社会支援する追加的な方策としての地方の母親（家族）資本

E.N.モイセーエヴァ（ロシア協同大学サランスク協同研究所準教授）「モルダヴィア共和国における子どものいる家庭への社会支援する追加的な方策としての地方の母親（家族）資本」『ロシアの諸問題と国際法』8巻、2019年、95-103頁。

<sup>17</sup> これ以降、（59.4%、信頼水準 95%、信頼区間 53.9-64.8）を、（59.4%、95%、信頼区間 53.9-64.8）と書く。

母親資本は、二人目もしくはそれ以上の子どもの出産を奨励しようとするロシア連邦政府の実施した政策の中で最も優れたもののひとつである。

しかし、母親資本は出産後の子どもが患った高額医療費の支出に使えないという欠点もある。また、障がいをもつ子どもたちを育てる家庭にとって、母親資本では不十分であるのは明らかである。もっとも現在ではロシア政府は障がいを持つ子どもたちを育てる家庭に対し、必要とされる特別な器具やケアサービスに対して、母親資金の支給額を補填しており、またこれらの 47 品目に対する母親資本の支出が許可されている。

子どもの生活環境改善の為に住宅環境の改善に母親資本を使用することが許可されているという点は、この政策の最大の長所である。実際に申請者の 92%（論文執筆時点）が母親資本を新居購入・リフォームに利用する。

しかし、これには欠点もある。まず、モスクワを中心とする都心部での住宅費は農村部のそれと比較して高額であり、母親資本の支給額は、都市部の住民が住居の購入するにあたり、おそらく十分な額とはいえない。また、母親資本は詐欺の手段として利用されている。母親資本の架空請求には多種多様なものがあるが、例を挙げると、中でも最も多いやり方は、架空の子どもを使った架空の住居購入で母親資本を不正受給するというものである。これに対して母親資本の法案の整備が必要である。

#### （17）ロシアの出生率上昇における母親資本の影響

A.S.ザハーロフ（大学2年生）、S.A.ヴァンゴローツカヤ（ベルゴロド国立研究大学準教授）  
「ロシアの出生率上昇における母親資本の影響」『学生の科学上の問題』5巻33号、2019年、76-79頁。

この論文は、全ロシア世論センターが2017年に行ったアンケート結果を資料とし、分析を行っている。全回答者のうちの49%が、大統領のイニシアチブで始まった政策である母親資本は正しいが、出生率を上昇させるには不十分であると回答している。

また、全回答者の6%が、生活環境が理想的なものとなっても、子どもが欲しくないと答えており、さらに回答者の21%は、子どもはいないし、今後もその予定はないと答えている。大統領の政策が実現されても、このような回答者たちが将来子どもをもうけるということは起こらないであろう。

さらに、子どもがおらず、今後2-3年で子どもを産む予定のない家族に対して、「ロシアの出生率を上昇させるために母親が家族を支えるための生活資金が必要だ」という質問をしたところ、必要であると答えたのは回答者の51%である。つまり、母親資本の制度があったとしても、残りの49%の回答者は出産に至らないであろうと予想される。実際に49%のうちの27%の回答者は、ロシアの出生率を上昇させるために必要なのは、むしろ成人の生活環境と教育の向上であると答えている（図2参照）。

図表 5-15 母親の生活保障と出生率の関連についての考え<sup>18</sup>

| 単位 (%)                                                     | 全回答者 | 子どもが<br>いて、さら<br>に欲しい | 子どもが<br>いるが、こ<br>れ以上は<br>欲しくな<br>い | 子どもは<br>いないが、<br>近々2、3<br>年のうち<br>に作る予<br>定である | 子どもが<br>おらず、<br>近々2、3<br>年のうち<br>に作らな<br>い予定で<br>ある |
|------------------------------------------------------------|------|-----------------------|------------------------------------|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| ロシアの出生率を上昇させるためには、家族内での母親の生活保障を本質的に改善すべきである                | 63   | 70                    | 65                                 | 67                                             | 51                                                  |
| 母親の生活保障の増大は、おそらくロシアの出生率を上昇させないだろう。人々の生活と教育の水準をかえることが不可欠である | 27   | 23                    | 27                                 | 28                                             | 23                                                  |
| 出生率が本質的に改善することに必要性があるとは思わない。                               | 5    | 5                     | 4                                  | 3                                              | 19                                                  |
| 回答したくない                                                    | 5    | 2                     | 4                                  | 2                                              | 7                                                   |

(匿名回答、回答は一つのみ、数値は%)

母親資本はロシアの出生率にたしかに肯定的な影響を与えている。しかし母親資本は、出産を予定しているが、経済的な問題からそれを躊躇している女性たちの間で利用されている場合が多いのであり、そもそも出産予定のない女性たちに出産を決意させることができるかどうかはわからない。ロシアの出生率を上昇させたいのならば、さまざまな方向から問題をとらえる必要がある。

<sup>18</sup> A.S.ザハーロフ（大学2年生）、S.A.ヴァンゴローツカヤ（ベルゴロド国立研究大学準教授）「ロシアの出生率上昇における母親資本の影響」『学生の科学上の問題』5巻33号、2019年の、78頁より政策基礎研究所にて転載・補筆。論文筆者はこの表を全ロシア世論センターの2017年アンケート結果から作成



## 5.4 （参考資料）各国の制度の変遷

### 5.4.1 スウェーデン

- (1) 子どもを保育園に預けず家庭育児をする場合に支給される家庭育児手当がある。自治体がこの制度の導入を任意に決定し、財政的には国の自治体への支援で賄う。
- (2) 出産の1年前に失業、無収入、低所得であった親に育児支援としての最低手当が390日間支給される。
- (3) 子どもの保育園送迎などを含む掃除、買い物、庭手入れ、その他の手伝いを第三者の業者・他人に依頼した費用の半分（上限あり）が所得税から控除となる。

（スウェーデンの上記の状況の参考文献）

谷沢英夫（2012）：スウェーデンの少子化対策 家族政策の展開と男女共同参画社会への挑戦，日本評論社

<上記より以前（1999年頃まで）の施策等のうち金銭的支援>

図表 5-16 スウェーデンの出産・育児に関する金銭的支援の主な制度の経緯（1999年頃まで）

| 年       | 制度          | 制度内容                                                                                                                   |
|---------|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1937年   | 出産給付制度      | 所得の80%を償還する所得比例給付制度が設けられた。当初は母親のみにしか支給されなかったが、1974年に出より包括的な父親も対象とする両親保険制度に置き換えられることになる。                                |
| 1937年   | 養育費立替払制度    | 離婚した親が養育費を支払えない場合、子どもを養育する親は養育費を、国に立て替えてもらえることとなった。                                                                    |
| 1948年以前 | 児童扶養控除      | 子どもの居る家庭への経済的援助として、税制において児童扶養控除（所得控除）がそれまで実施されていたが、この制度は高所得層に有利であり、低所得層にほとんど便益をもたらさない点が批判され、児童手当制度の実施と同時に、廃止された。       |
| 1948年   | 児童手当制度      | 児童手当額は基礎額（社会保険の給付の計算の基礎となる額）とは関係なく、国の政策によって決められる。児童手当は、1人につき定額となっている。所得要件はなく、一律に第1子から支給される。児童手当は非課税である。1999年現在も行われている。 |
| 1948年   | 住宅手当        | 子どものいる低所得世帯に対する部分的家賃補助制度が導入された。住宅手当は子どもを養育している低所得世帯を援助することを目的とする制度である。                                                 |
| 1954年   | 母親出産休暇・給付制度 | 1954年以降出産または育児のため休業する母親には、出産休暇に関して定額給付を受ける権利が与えられていた。                                                                  |
| 1971年   | 課税方式の変更     | 夫婦を単位とする課税方式から個人単位（稼得者単位）の課税方式への変更であった。個人単位課税方式は1968年に任意ベースで導入され、1971年に法制化された。                                         |
| 1974年   | 両親保険        | 1974年にそれまでの出産休暇（母親のみ対象）をより包括的な両親保険に置き換え、子どもの責任を“両親”で                                                                   |

| 年        | 制度             | 制度内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          |                | 分担することについて新しい考え方が示された。 <u>1974 年には定額給付よりはむしろ所得喪失を保障する制度に変更された。</u> 男性も子どもの養育を選ぶ場合は、同じく所得の 90% が保証される。                                                                                                                                                                                                      |
| 1974 年   | 育児休暇および看護休暇    | 1974 年には子どもが 4 歳に達する前に 6 か月の育児休暇と子どもが病気の場合年間 10 日間の看護休暇（子どもが 10 歳になるまで利用可能）を同時に取得できる法律が成立した。出産前に雇用についていなかったものに対しても、支給額は相対的に低い、定額の給付が定められた。（1975 年、1978 年、1980 年、1989 年にそれぞれ休暇期間の延長がなされた。）                                                                                                                  |
| 1979 年   | 労働時間短縮権利       | 職業生活と家庭生活の両立を容易にするために、8 歳以下の子どもをもつ両親は、1 日の労働時間を 8 時間から 6 時間に短縮する権利が与えられている。                                                                                                                                                                                                                                |
| 1982 年   | 自宅養育に対する年金受給資格 | 1982 年には、自宅で子どもを養育するものに対して <u>年金の受給資格期間を付与することが決められた。</u>                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 1982 年   | 多数家族手当         | 第 3 子以降の児童に対する「多数家族手当」が導入されている。第 3 子以降の児童手当には多子加算が行われる。                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 1995 年当時 | 住宅手当           | 家賃額が高いほど、また子どもの数が多いほど住宅手当の支給額は高くなり、世帯の所得が多いほど手当額は低くなる。                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 1999 年   | 年金権付与期間の変更     | 1999 年以前は、子どもの養育期間は報酬比例年金に反映されない。<br>99 年からの新制度では、子どもの養育（子が 4 歳になるまで）と軍隊の服務は就労と同一とみなされ、年金権が保護される。この期間は国庫負担によって保障され、その間の収入を仮定し、それに見合った保険料を支払ったものとみなされる。                                                                                                                                                     |
| 1999 年現在 | 公共児童保育         | 生後 18 か月から 6, 7 歳までの幼児を対象とする公共児童保育と 6, 7 歳から 12 歳の学童のための学童余暇センターがあり、両親が働いている間、子どもたちに十分行き届いた保育サービスが提供される。                                                                                                                                                                                                   |
| 1999 年現在 | 育児休暇           | 親には 3 つのタイプの育児休暇を取得する権利が与えられている。<br>1. 子どもが 1 歳 3 か月になるまで、フルタイムの育児休暇を取得する。ただし、育児休暇開始前に 6 か月間就業していること、もしくはそれ以前の 2 年間に 12 か月間就業していることを条件とする<br>2. 子どもが 8 歳になるまで、労働時間を 4 分の 1 短縮する。ただし、それ以前に 6 か月間フルタイムで就業していることを条件とする。<br>3. 育児休暇を取得するたびに育児休暇給付が支給される<br>有給休暇は、終日、半日、4 分の 1 日の各ベースで利用することができ、給付もそれに従って設定される。 |
| 1999 年現在 | 両親保険           | かつての出産保険から発展したものであり、乳幼児の養育のための所得喪失に対する保険である。すべての点において、これは両親に同じ給付を支給するものである。                                                                                                                                                                                                                                |

| 年       | 制度      | 制度内容                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         |         | 原則として、スウェーデンに居住するすべての親は、両親保険の適用を受けることができる。両親保険によって支払われる給付を「両親給付」とよぶ。<br>・出産に関連する両親給付：1人に対し最高450日間支給、最初の360日間は所得の80%に相当する額、最後の90日間は1日60クローナ<br>・臨時両親給付：主に子どもが病気になり看病のために親が仕事を休まざるを得ない場合に支払われる<br>・ほかのタイプの臨時両親給付として父親のみに支給されるものがあり、これは出産時に育児休暇として最高10日間取得できる |
| 1999年現在 | 養育費立替払い | 子どもたちと生活を共にしていない（離婚後の）親は、両親間の同意もしくは裁判所の命令により定められた養育費を支払わなければならない。                                                                                                                                                                                          |
| 1999年現在 | 同時受給    | 失業者で子どものいる者は、失業保険給付や労働市場現金補助に加えて社会扶助を受給できる。社会扶助受給者の住宅手当の受給は一般的である。                                                                                                                                                                                         |

出典：丸尾直美、塩野谷祐一（編）（1999）：先進諸国の社会保障⑤ スウェーデン，東京大学出版会 より、子どもが家族に居ることより恩恵のある制度を抽出して記載

<上記より以前（1999年頃まで）の施策等のうち活動に対する支援>

図表 5-17 スウェーデンの子育て支援の主な制度の経緯（1999年頃まで）

| 年     | 制度                    | 制度内容                                                                                                                                        |
|-------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1944年 | 保育施設への補助金拠出の開始        | 1944年以降、国が保育施設に補助金を出して公的な運営を始めた。                                                                                                            |
| 1963年 | 保育所の入所条件の変更           | 1963年に出産休暇中の所得保障である「出産手当」が180日間＝約6か月受給できることになった時点で、保育所の入所条件は生後6か月となった。                                                                      |
| 1974年 | 出産休暇・手当→両親休暇・手当への制度変更 | 1974年、子どもへの最善の育児保障と雇用の場における男女平等を実現するため、父親も、産前・出産・育児・介護など、子育ての全ての過程を母親とともに関わるできるよう制度改正がなされた。                                                 |
| 1975年 | 5ヵ年計画協定               | 1970年代のスウェーデンでは、保育所不足への対策として、保育施設の充実が最も重要な家族福祉政策プログラムとして優先的に行われていた。1975年の政府とコミューン連合会との間の保育施設拡充に関する5ヵ年計画協定（1976－80年）により、いっそう強化された。           |
| 1975年 | 就学前学校の運営に関する法律の施行     | 各コミューンが「就学前学校」を設置し、コミューン在住の子どもが6歳になった秋から就学前までの1年間、就学前学校で過ごせるように準備しなくてはならなくなった。子どもたちは、6歳の秋から今まで通っていた保育所もしくは幼稚園のいずれかを就学前学校として、無料で利用できることになった。 |
| 1991年 | 小学0年生制度               | 1996年ごろの保育ニーズに対応することが困難であると予想されたことを背景に、6歳児就学への準備段階として「親子が希望すれば」という条件付きで、1991年秋から段階的に就学前学校から小学校への移行を実施している。「0年生」を小学校内に設置した。                  |

| 年        | 制度                        | 制度内容                                                               |
|----------|---------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 1991 年当時 | 雇用平等法                     | 同法は、子どもの居る親への配慮義務を規定し、子どもの保育時間と親とのふれあいの時間とを考慮している。                 |
| 1998 年   | 社会サービス法から学校法への保育サービス規定の移行 | 1998 年社会サービス法のなかでコミューンに義務付けられている就学前学校と学童保育の保育サービスに関する規定は、学校法に移行した。 |
| 1999 年現在 | 学校法に定められた保育施設・事業          | 全日制就学前学校、パートタイム制就学前学校、就学前学校、夜間保育所、ファミリー保育所、オープン型保育所などがある。          |

出典：丸尾直美、塩野谷祐一（編）（1999）：先進諸国の社会保障⑤ スウェーデン，東京大学出版会 より、出産・子育てに関係のある制度を抽出して記載

## 5.4.2 フランス

フランスの少子化対策にかかる制度として、以下の内容が示されている。フランスについては早い段階から、国が少子化対策の実施を宣言し実施してきた。

### <金銭面の支援（家族給付等）>

#### (1) 出産

- ① 妊娠出産にかかるすべての費用に保険が適用され、出産費は無料。(●)
- ② 所得に応じて出産準備金が国から出産の2か月前に支給される。(●)
- ③ 出産後にペリネケアとよばれる骨盤底筋のリハビリを、助産師や理学療法士のもと、無料で受けられる。(●)
- ④ 妊娠前後4か月間は休暇に有給が保障され、育児休暇中も手当を受け取ることができる。また、第1子は6カ月、第2子以降3カ月になるまで「乳幼児迎入れ手当」としての賃金の補助もある。(●)

#### (2) 未就学児

- ① 6歳未満の子どもを1人以上預けながら働いている親には、迎入れ手当のなかの保育費用補助として手当が支給される。(●)

#### (3) 20歳未満

- ① 児童手当は20歳未満の子どもが2人以上いる家庭に給付され、子が多くなるほど、また子の年齢が上がるほど支給額は大きくなる（2015年までは所得制限が無かったが、現在は3段階の年所得に応じて差が付けられている）。(●)

### <仕事と育児の両立支援>

- (1) 保育施設が不足気味であることに対応するため、ファミリー保育や認定保育ママ（4人まで預かり可能で、病児対応・深夜保育も可能）を増やしている。(●)
- (2) 育児休業制度は、終日休みと短時間勤務のいずれかを選択でき、第3子については休業期間を1年短縮するかわりに賃金補助を5割増しにする制度も（2005年に導入）ある。(●)
- (3) 成人に達した男女は、安定した持続的共同生活を営むためにパックス（PACS）と呼ばれ

る民事連帯契約を交わすことができるため、そのことによる婚外子の割合の増加が見られる。(●)

- (4) 育休明けに職場復帰したときは、休暇前と同等の給与やポジションが約束されている。(●)

<上記以外の支援等>

- (1) 1994年に分娩用麻酔が全額国の医療保険の負担となり、無痛分娩が経済的状況に関係なく全ての女性に行えるようになった。(▲)
- (2) 3人以上の子どもを育てていたか、または育てている父親および母親は、各々基礎制度の年金の10%割増を受ける。もし、子どもが死産だとしても、要件を満たせば割増を受けられる。養子の場合にも割増がなされる。被保険者が、直接の親子関係にない場合も、引き取り扶養する子どもを16歳以前に少なくとも9年間育てていれば、割増がなされる。(■)

<制度以外の状況>

- (1) 子どもを保育園に通わせるにあたり、持ち物や行事の準備等に必要となる親の手間が、日本と比べてかなり少ない傾向にあると言われている。(△)

(フランスの状況の参考文献\_末尾の記号は内容の対応)

荻田香苗、北田真理(2018): 諸外国における少子化対策 ―スウェーデン・フランス等の制度と好事例から学ぶ、日本衛生学雑誌, 73, 322-329 (●)

神尾真知子(2011): フランスの高齢女性と年金 ―なぜフランスの高齢女性は貧困なのか―、海外社会保障研究, Summer 2011 No. 175, 54-69 (■)

高崎順子(2016): フランスはどう少子化を克服したか、新潮新書 (▲: △は当該書籍の内容より解釈)

<制度詳細: Centre de loisir 学校休み中の保育>

フランスでは義務教育が3歳から行われることが法制化された。幼稚園や学校の休み中(フランスは約六週間おきに二週間の休みが子どもにあり、夏休みは八週間と長い)は自治体による学童クラブが提供されている。例えばパリ市では公立の幼稚園では休み中毎日朝八時二十分から午後六時半まで、小学校・中学校では中毎日朝八時二十分から午後六時までである。また、学校がある期間も水曜日は午後義務教育がないため、水曜日の午後、公立の幼稚園は午後六時半まで、小学校・中学校は午後六時まで学童クラブがある。金額は一日当たり子ども一人に対し世帯収入に応じて10段階あり最低一日0.57ユーロ程度から最大32.09ユーロ程度までの負担となっている。

<制度詳細: Credit d'impôt 税金のクレジット>

フランスでベビーシッター、家庭教師を個人が家事従業者として雇うと支出に対して最大50パーセント、最大7,500ユーロの支援(支出でいうと最大15,000ユーロ)を国から受けられる。厳密には12,000ユーロまでの支出が対象で、子ども一人につき1,500ユーロ増額されるが、15,000

ユーロの上限が設定されている。これに加えて満六歳までの子ども一人に対して学童クラブ費用が一人当たり 1,150 ユーロである（支出で 2,300 ユーロ）。こちら子ども一人あたり支出で 2,300 ユーロである。但し、家事労働者と学童クラブ、両方の費用を合わせて、税金クレジットに絶対的な上限が 20,000 ユーロで設定されている。

例えば六歳以下の子どもが二人いる人の計算だと、学童クラブ費で 3,000 ユーロ、ベビーシッター代が年間 15,000 ユーロかかる場合、国から  $1,150 \text{ ユーロ} \times 2 \text{ 人} + 7,500 \text{ ユーロ} = 9,800 \text{ ユーロ}$  が税金から戻ってくるか、税金を払う収入の家庭ではなければ、この金額が税務署からそのまま翌年度振り込まれる。

＜上記より以前（1999 年頃まで）の施策等のうち金銭的支援＞

図表 5-18 フランスの家族に関する金銭的支援の主な制度の経緯（1999 年頃まで）

| 年      | 制度                   | 制度内容                                                                                                                                                                                                |
|--------|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1922 年 | 企業に家族手当の企業内制度を要求する法律 | 公契約を締結する業者には家族手当の企業内制度を要求する法律。                                                                                                                                                                      |
| 1932 年 | 家族手当制度               | 企業家たちの任意的保証補償金庫制がそのまま活用されて、家族手当の集団的支払いの法定制度が実現。企業主は、法律の規定に基づいて補償金庫に支払い賃金の 2.7% に相当する「負担金」に払い込まなければならない。<br>1932 年法は、すべての商工業における使用者に「付加賃金」の支払いを義務付け、かつその支払いを確保するために認可された補償金庫への加入を義務付ける、という内容のものであった。 |
| 1934 年 | 家族手当制度の適用範囲の拡大       | 1932 年法の後、1934 年には公務員にも家族手当制度が拡張された（6 月 30 日法）。                                                                                                                                                     |
| 1935 年 | 家族手当制度の適用範囲の拡大       | 1935 年のデクレ・ロワは農業労働者にこの制度を拡張した。                                                                                                                                                                      |
| 1938 年 | 「平均賃金」の制定            | 1938 年 11 月 14 日。各県単位の「平均賃金」が定められ、給付はこの平均賃金に基づいて一定の率で支給されることとされた。第 1 子については 5%、第 2 子については 10%、第 3 子以降については 15% が最低率である。                                                                             |
| 1938 年 | 主婦手当                 | 結婚した女性が家庭に留まって子育てに専念するときに、この手当が本来の家族手当に付加して支払われることになった。<br>給付額は、県平均賃金の 5% で、将来 10% にまで引き上げられることとされた。                                                                                                |
| 1939 年 | 家族法典の制定              | 1939 年 7 月 29 日の「フランスの出生率および家族に関するデクレ・ロワ」。家族給付の対象が「第 2 子から」に変更されると同時に、全有業者に適用対象が拡大した。                                                                                                               |

| 年        | 制度               | 制度内容                                                                                                                                                  |
|----------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1941 年   | 家族手当の支払い対象の拡大    | 疾病のため労務が中断された期間、ならびに出産前後の休暇期間中も引き続き家族手当が支給される旨が定められた。                                                                                                 |
| 1946 年   | N 分 N 乗方式        | 子どもの人数が多いほど課税所得が軽減される政策。1999 年当時は、家族係数（大人 1 人につき 1、1 人目と 2 人目の子ども 1 人につき 0.5、3 人目以降の子ども 1 人につき 1）により異なる税率が適用されていた。                                    |
| 1948 年   | 住宅手当の新設          | 家族手当の一種としての「住宅手当（AL）」が社会保障法典中に創設されていた。                                                                                                                |
| 1967 年   | 家族手当金庫の独立        | 全国社会保障金庫の下にあった家族手当金庫が、全国家族手当金庫として独立した。                                                                                                                |
| 1977 年   | 応能住宅費援助：APL      | 創設住宅費の負担がその所得と家族構成に比して過大となっている世帯に対し、適正な負担額を超える額を直接援助しようとする施策、応能住宅費援助：APL が定められた。                                                                      |
| 1978 年   | 家族手当制度の適用条件の一般化  | 1978 年 3 月 18 日の法律で、同年 1 月 1 日に遡って、「なんらかの職業活動を行っている者のみ給付対象となる」という受給要件が削除され、家族給付部門の適用の一般化が実現された。                                                       |
| 1985 年   | 家族給付・関連給付        | 1985 年 12 月 11 日の法令により編纂された「社会保障法典」に、「家族給付・関連給付」が置かれ、狭義の家族手当を中心に、様々な手当制度が配置された。注）詳細は「家族補足手当」「幼児手当」「養育手当」「保育手当」「住宅手当」の項に記す。                            |
| 1991 年   | 家族給付制度の財源システムの変更 | 家族給付制度の主要な財源となる使用者負担の保険料率 7.0%を 1.6%ポイント引き下げて 5.4%とし、その削減分を新設された「一般福祉税」の収入で補填する。                                                                      |
| 1993 年   | 家族給付額の算定間隔の縮小    | ほとんどの手当の場合、政令で定める「算定基礎月額」が用いられ、その一定割合で決定されることになっている。その基礎月額は年 2 回、1 月 1 日と 7 月 1 日に改定されていたが、1993 年からは年 1 回、1 月 1 日に改定されることになっている。                      |
| 1999 年現在 | 家族補足手当（関連給付のひとつ） | もともと 1977 年 7 月 12 日の法律、「単一賃金手当」や「主婦手当」に変わって新設。1984 年 12 月 31 日に一度廃止され、1985 年 1 月 1 日から従前の内容を大幅に改めて再出発した。3 歳以上の子が 3 人以上いるとき支払われる。                     |
| 1999 年現在 | 幼児手当（関連給付のひとつ）   | 1985 年 1 月 1 日以後の妊娠で生まれた子について、妊娠 4 か月目の初日から出産後 3 か月目の最後の日まで、所得制限なしで手当が支払われる。第 2 に、出産後 4 か月目からその子どもが 3 歳に達するまで所得制限付きで支払われる。後者の部分は同一家族について 1 回しか支払われない。 |
| 1999 現在  | 養育手当             | 3 人以上の子どもを有する者で、出産または 3 歳未満の子の養子縁組に際して、その職業活動を中断しあるいは職業活動の時間を短縮して子どもを養育するものに支払われる。手当は末子が 3 歳になるまで支払われる。                                               |

| 年        | 制度     | 制度内容                                                                                                                           |
|----------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1999 年現在 | 保育手当   | 夫婦の双方または単身者が職業活動を行うに際して、自宅で3歳未満の子どもの保育を行うものを雇用する世帯または単身者のために支払われる手当である。                                                        |
| 1999 年現在 | 移動援助協定 | 経済的な理由で解雇された労働者や職業転換協定の適用者が地理的に遠方の企業において新しい雇用に従事する場合、全国雇用基金から財政的支援を行う。一般地域の場合、1人あたり20,000フランと16歳未満の扶養する子ども1人につき3,000フランが支給される。 |

出典：藤井良治、塩野谷祐一（編）（1999）：先進諸国の社会保障⑥ フランス，東京大学出版会 より、子どもが家族に居ることより恩恵のある制度を抽出して記載

<上記より以前（1999年頃まで）の施策等のうち活動に対する支援>

図表 5-19 フランスの子育て支援の主な制度の経緯（1999年頃まで）

| 年        | 制度              | 制度内容                                                                                                                         |
|----------|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1791 年   | 捨て子対策費の公的扶助     | 捨て子の扶養のために施設が払った費用を3か月分のみ国庫が償還するデクレが出された。                                                                                    |
| 1793 年   | 「母の家」の開設        | 各地区に「母の家」を開き、未婚の母の出産や授乳を助け、養育を奨励した。                                                                                          |
| 1889 年   | 1889 年法         | 捨て子対策が中心であった児童福祉の対象を拡大し、虐待された児童や心理的に遺棄された児童を保護する等、児童の司法的保護が行われるようになった。                                                       |
| 1945 年   | 母性・小児保護サービス     | 母性・小児保護サービスを1945年11月2日オルドナンスによって定めた。                                                                                         |
| 1953 年   | 母性・小児保護サービスの法典化 | 上記の母性・小児保護サービスが「公衆衛生法」に法典化された。                                                                                               |
| 1975 年   | 保育所制度の整備        | 母親が働いている間3歳未満の乳幼児を日中受け入れ、子どもの心身の発達に必要な世話がなされる。                                                                               |
| 1977 年   | 保育ママ制度設置        | 乳母の制度が発展したものである。1977年5月17日法によって認可制度が設けられた。                                                                                   |
| 1992 年   | 保育ママの地位の強化      | 1992年7月12日法の改正によってその職業的な地位が強化された。                                                                                            |
| 1999 年現在 | 1999 年現在の母の家    | 新生児と未来の母親を受け入れる施設としての母の家は、妊娠7か月から9か月の妊婦を手続きなしで受け入れ、出産までの良好な生活条件を提供し、子どもを育てることができる解決を探る。母の家対処後の施設として母子寮がある。こちらは収入に応じた自己負担がある。 |

出典：藤井良治、塩野谷祐一（編）（1999）：先進諸国の社会保障⑥ フランス，東京大学出版会 より、出産・子育てに関係のある制度を抽出して記載。

### 5.4.3 ロシア

ロシアの場合、「母親資本」の導入による合計特殊出生率のV字回復は各所で述べられている。一方で、「母親資本」以外の施策は、目立った議論の少ない傾向にある。



# <金銭面の支援>

- (1) 現在の制度下で、無料で保育を受けられる権利（保育権）をすべての乳幼児（当面は3歳以上児）に保障している。
- (2) 育児休暇の有給期間は2007年から1年半（元々は1年間）に延長された。対象は第1子と第2子で、休暇中は平均給与の4割（上限6,000ルーブル）が保障され、その間も勤務年数に換算され、年金支払期間とみなされるようになった。2014年からは第3子にも拡大された。
- (3) 2007年から始まり、2016年まで続く予定（2015年時点）の「母親（家族）資本」とよばれる手当がある。受け取れるのは第2子以降が3歳になった1回だけだが、その金額25万ルーブル（118万円）は当時の平均年収の2倍近くという大きさで、その後も物価上昇分を反映するとされた。※2015年時点の情報

# <仕事と育児の両立支援>

- (1) 旧ソ連で育児休暇（当初は1年間で、その後期間が延長される）が母親に保障されたのは1968年であり、1989年には母親以外の家族構成員が育児休暇を取ることもできるようになった。

（ロシアの上記の状況の参考文献）

村知稔三（2015）：ロシアにおける子育て支援政策の現状と課題，海外社会保障研究，Summer 2015 No. 191，42-52

図表 5-20 ロシアの出産・育児に関連する主な制度の経緯

| 年                    | 制度                                  | 制度内容                                                                                                                         |
|----------------------|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1968年                | 育児休暇保障                              | 1年間の育児休暇を母親に保障[7]                                                                                                            |
| 1981年                | 子どもを持つ家庭への国家援助強化策について（ソ連共産党中央委員会決定） | 就業中だけでなく就学中の場合にも育児休暇を取得でき、1年間は一部有給、その後の半年間は無給[7]                                                                             |
| ペレストロイカ期（1980年代後半ころ） | 育児休暇保障の拡充                           | 生後3年間の育児休暇を保障[7]                                                                                                             |
| 1989年                | 育児休暇保障の拡充                           | 母親以外の家族構成員が育児休暇を取れるようになる。                                                                                                    |
| 2006年                | 大統領年次教書                             | 少子化対策が最重要の政策課題であると位置づけられる[5]                                                                                                 |
| 2006年                | 母親資本法                               | 二人以上の子を持つ親に対して、住居・教育・年金のいずれかのみに対する補助として、総額25万ルーブル(110万円程度、当時)を支給[1]<br>上記は2007年から支給開始。母親基金とも呼ばれる。<br>文献[5, 7, 8]にさらに詳しい説明あり。 |

| 年      | 制度                                                                                                | 制度内容                                                                                                                                                       |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2006 年 | 出産・育児手当増額法<br>(1995 年制定の「子どもを持つ市民に対する国家手当に関する連邦法」を改正したもの)<br><br>子どもを持つ市民に対する国家手当の指定及び支払いに関する政府決定 | 2007 年から育児休暇の有給期間が 1 年半に延長。<br>対象は第 1 子と第 2 子で、休暇中は平均給与の 4 割 (上限 6,000 ルーブル) が保障され、その間も勤務年数に換算され、年金支払期間とみなされるようになった。[7]<br>文献[5, 6]にさらに詳しい説明あり。            |
| 2012 年 | 教育法 (1992 年制定) 大幅改正<br><br>保育施設標準規定 (1995 年制定) 大幅改正                                               | 生後 2 か月から 7 歳未満の乳幼児を長時間、保育する施設を幼稚園という名称で一元化し、そこでの保育を普通教育の一環として位置づける。無料で保育を受けられる権利 (保育権) をすべての乳幼児に保障する。[7]<br>(上記の内の一部は 1992 年、1995 年、2006 年から既に実施されていたかも?) |
| 2013 年 | 保育の基礎普通教育プログラムにもとづく教育活動の組織・実施に関する規則 (文科省令)                                                        | 施設保育と家庭養育の両形態を乳幼児とその親に認めている。[7]<br>家庭養育を選んだ親には乳幼児の養育方法に関する助言、心理学・教育学上の知見、診断・相談に役立つ支援を保育施設と普通教育機関 (適切な相談センター) において無料で受けることができると規定。[7]                       |
| 2014 年 | 労働法 (文献[9])                                                                                       | 前述の有給育児休暇対象を第 3 子にも拡大[7]                                                                                                                                   |

- [1] 岩崎一郎・雲和広 (2018) 「ロシア地域出生率の動態と決定要因—動学的パネルデータ分析—」『RRC Working Paper Series』No. 78.
- [2] 雲和広 (2010) 「ロシアにおける出生規定要因—マイクロデータによる接近—」『経済研究』第 61 巻第 1 号, pp. 1-17.
- [3] 久保庭眞彰・田畑伸一郎 (2002) 「ロシアにおける 1990 年代の人口・年金危機—移行経済の世代間利害調整に関する予備的考察—」『経済研究』第 53 巻第 3 号, pp. 247-267.
- [4] 田畑朋子 (2010) 「ロシアの出生率の改善要因」『ロシア・東欧研究』No. 39, pp. 93-101.
- [5] 田畑朋子 (2010) 「ロシアの人口問題—少子化対策として導入された「母親資本」の影響—」『昭和女子大学助成文化研究所紀要』第 37 号, pp. 1-14.
- [6] 溝口修平 (2007) 「ロシアの少子化対策をめぐる立法動向」『外国の立法』第 233 号, 170-174 頁.
- [7] 村知稔三 (2015) 「ロシアにおける子育て支援政策の現状と課題」  
海外社会保障研究 2015 年夏 P. 42-52
- [8] 杉田健 (2016) 「ロシアの少子化対策「母親資本」制度とその効果」
- [9] 日本貿易振興機構 (2016) 「欧州・ロシア雇用制度一覧」

## 5.4.4 ドイツ

### <金銭面の支援>

- (1) 2007（平成 19）年には、手取り所得の約 7 割を保証する最大 12 か月の「両親手当（Elterngeld）」や、両親が共に育児に参加する場合に 2 か月追加で両親手当の受給を受けられる制度が導入された。
- (2) 2015（平成 27）年には「両親手当プラス（Elterngeld Plus）」が導入され、両親共に週 25～30 時間勤務とする場合、通常の受給期間に加え最低でも 4 か月の受給を可能とする「パートナーシップ・ボーナス」が付与された。

（ドイツの上記の状況の参考文献）

内閣府（2019）：ドイツにおける少子化対策，令和元年版 少子化社会対策白書，pp. 9-11

### <上記より以前（1999 年頃まで）の施策等>

図表 5-21 ドイツの出産・育児に関連する主な制度の経緯

| 年        | 制度           | 制度内容                                                                                                                                                                                                                               |
|----------|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1877 年   | 営業規則         | 出産後 3 週間は女性の労働者を就労させることを禁止していた。                                                                                                                                                                                                    |
| 1952 年   | 母性保護法        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・（1. 就労禁止）出産前 6 週間から出産後 8 週間までの期間を一般的な就労禁止期間と定める。</li> <li>・（2. 経済的な収入途絶からの保護）一定の規則に基づいて、疾病金庫あるいは連邦がそれぞれ母性手当を支給する。</li> <li>・（3. 解雇禁止）解雇禁止については妊娠期間中および出産後 4 か月まで適用され雇用の場が確保される。</li> </ul> |
| 1955 年   | 児童手当法        | 被用者、自営業者、家族従業者を対象として、18 歳未満の第 3 子以降の児童について 1 人につき月額 25 マルクを支給するものであった。                                                                                                                                                             |
| 1961 年改正 | 児童手当金庫法      | 連邦の税財源により所得制限付き（年間所得 7,200 マルク以下）で支給対象が第 2 子まで拡大された。                                                                                                                                                                               |
| 1964 年改正 | 連邦児童手当法      | 「時代にふさわしい児童手当立法の方向に向けての本来のブレイクスルー」とよばれる。第 2 子と第 3 子以降とで組織や財源がばらばらになっていたものが第 2 子からすべて連邦の一般財源により、連邦雇用庁の児童手当金庫を通じて支給するよう統一され、さらに給付額も第 3 子以降は 1 人につき月額 40 マルクだったものが第 3 子は 50 マルク、第 4 子は 60 マルク、第 5 子以降は 1 人につき 70 マルクと大幅に引き上げられた。      |
| 1975 年   | 所得税改革法       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高所得者になるほど恩恵が大きくなる税の児童扶養控除を全廃した。</li> <li>・連邦の一般財源により、児童手当を第 1 子から月額 50 マルク支給した。</li> <li>・第 2 子についてこれまで設けられていた所得制限を撤廃した。</li> </ul>                                                        |
| 1979 年   | 母性休業法（母性休業・母 | 母性保護法の就労禁止期間に引き続いて 4 か月間、つまり出産から 6 か月までの間、就労していた母親は母性休                                                                                                                                                                             |

| 年      | 制度                       | 制度内容                                                                                                                                                            |
|--------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | 性休業手当)                   | 業を雇用主に請求することが出来ることとすると共に、この期間中の所得保障として連邦予算による母性休業手当を支給することとした。                                                                                                  |
| 1983 年 | 二元方式の復活<br>(税の児童扶養控除の復活) | 税の児童扶養控除の復活。児童 1 人につき 432 マルク。1986 年からは 2,484 マルク、1990 年からは 3,024 マルクと、これが廃止された 1974 年の水準をはるかに上回る水準に引き上げられていった。                                                 |
| 1983 年 | 予算随伴法 (児童手当の所得制限の復活)     | (SPD 政権時代とは異なり)、第 2 子以降について児童手当の所得制限が導入された。                                                                                                                     |
| 1984 年 | 予算関連法                    | (従来の子給の児童加算を新規裁定年金から児童手当に切り替え年金財政の負担軽減を図った一方で) 満 65 歳の通常退職年齢で受給する老齢年金の受給資格要件である保険期間が従来の 15 年間に 5 年間に短縮された。                                                      |
| 1986 年 | 連邦育児手当法<br>(育児手当・育児休業)   | 連邦育児手当法の施行と共に、母性休業制度は廃止された。<br>・受給権者：1986 年 1 月 1 日以降に生まれた子どもを自ら世話し、教育している父親または母親。<br>・対象児童：生後 10 か月間。その後 36 か月まで延長。<br>・給付額：一貫して月額 600 マルク。1994 年以降所得制限が導入された。 |
| 1986 年 | 遺族年金・養育期間法               | 育児期間の保険期間への加算 (実母、義母、養母のいかんを問わず、生後 1 年間子どもを養育した者はすべて、1 年間の保険期間を有する者とし、その期間は被保険者の平均賃金の 75%を得て保険料を納付していたものとみなして評価することとした)。                                        |
| 1986 年 | 育児期間法<br>「年金における育児期間の算入」 | 1986 年 1 月 1 日以降の育児期間について子ども 1 人につき 1 年間、そのときの全被保険者の平均賃金の 75%で就労していたものとみなして年金の受給にまたは年金額の引き上げに結びつけるものだった。92 年および 97 年に改正がなされた (1999 年までの情報)。                     |
| 1986 年 | 育児手当・育児休業の創設             | ・第 1 に、育児のために就労できない親 (父または母) に対して月額 600 マルクの育児手当を支給して経済的支援を行い、第 2 に、それまで就労していた親に対しては労働法上の解雇制限により、育児終了後の職場復帰を保障した。                                               |
| 1986 年 | 児童手当加算                   | 税の児童扶養控除をまったくあるいは一部しか利用できない者に対しては、月額 46 マルクまでの児童手当加算が支払われることになった。                                                                                               |
| 1992 年 | 遺族年金・養育期間法改正             | 1985 年成立の遺族年金・養育期間法について、その保険期間としての認定が子ども 1 人につき 1 年から 3 年に延長された。さらに考慮期間の概念が導入され、子どもが満 10 歳になるまで養育した者に対する児童考慮期間が一定要件のもとに保険期間に算入されることになった。                        |
| 1996 年 | 施策の一元化                   | 児童手当と税の児童扶養控除を一元化した。児童手当の受給か、児童扶養控除を受けるかを選択することになった。                                                                                                            |
| 1996 年 | 住宅に関する児童加給               | 以前は建築児童手当とよばれた。自分の住居を建築あるいは購入した子どもをもつ家族に、通常の児童手当に加                                                                                                              |

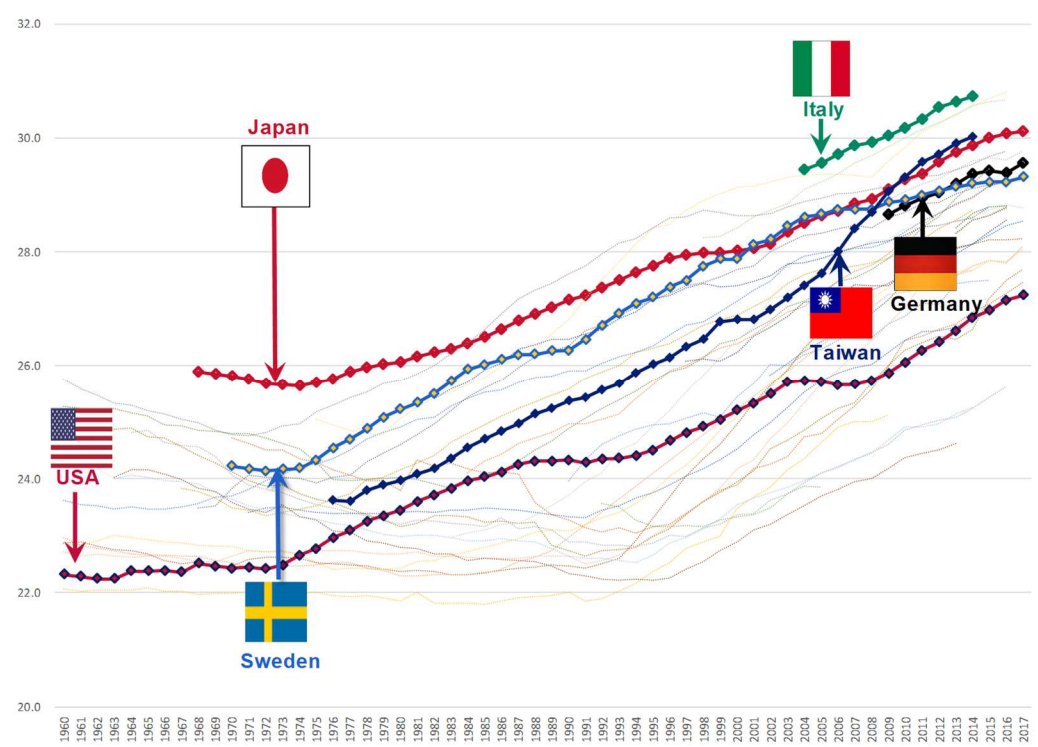
| 年        | 制度   | 制度内容                                                                                                       |
|----------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          |      | えて最長 8 年間の期限で支払われる。                                                                                        |
| 1999 年当時 | 出産援助 | 現物給付としての出産援助と、現金給付としての出産手当金および出産時一時金がある。出産援助は、医師の治療及び介助、助産婦（原文ママ）の介助、薬剤・治療用品等の支給、病院・産院への収容、家政婦の介助および介護がある。 |

出典：古瀬徹、塩野谷祐一（編）（1999）：先進諸国の社会保障④ ドイツ，東京大学出版会 より、子どもが家族に居ることより恩恵のある制度を抽出して記載

## 5.5 （参考資料）各国の出生に関する状況

主要国の第 1 子出産年齢は、軒並み上昇傾向にあり、元々の高いところ、低いところ問わず、下降に転じている状況はほとんど見られなかった。

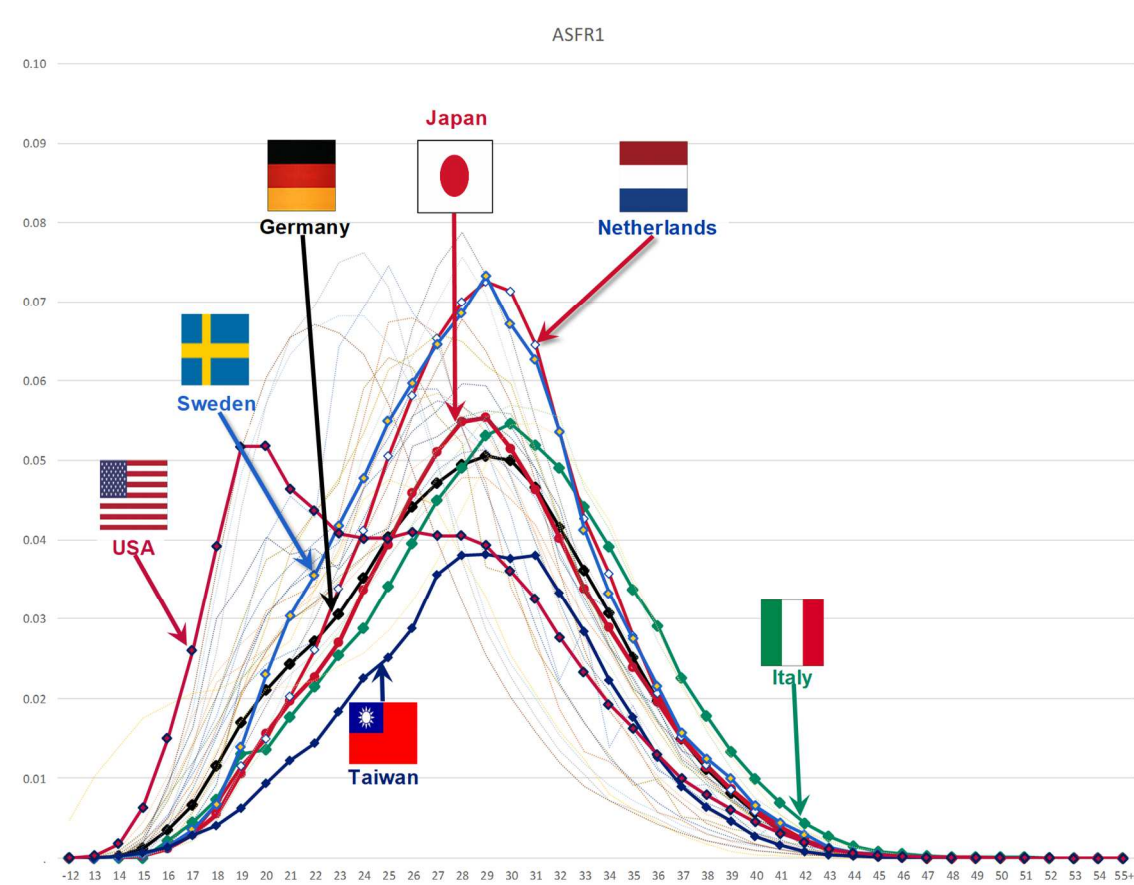
図表 5-22 主要国の第 1 子出産年齢



（資料：Human Fertility Database）

第1子の年齢別出生率は、30歳前後にピークを持ち左右対称の分布をしている国が多い中、アメリカのように比較的若い年齢に急激にピークが来た後に、なだらかに下降していく状況の国も存在した。

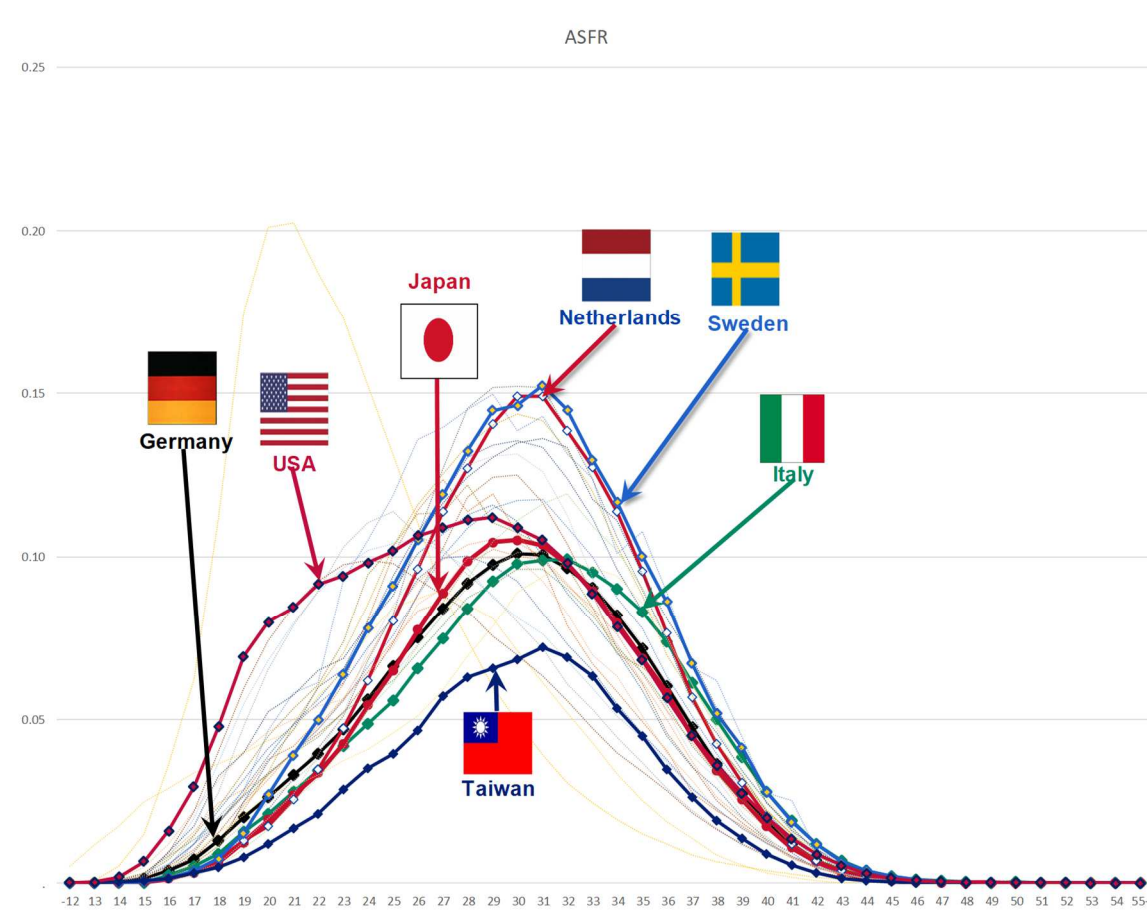
図表 5-23 年齢別出生率（第1子）2010年



(資料 : Human Fertility Database)

全子の年齢別出生率は、第1子の年齢別出生率に比べると各国のピークの年齢は比較的近い状況にあった。

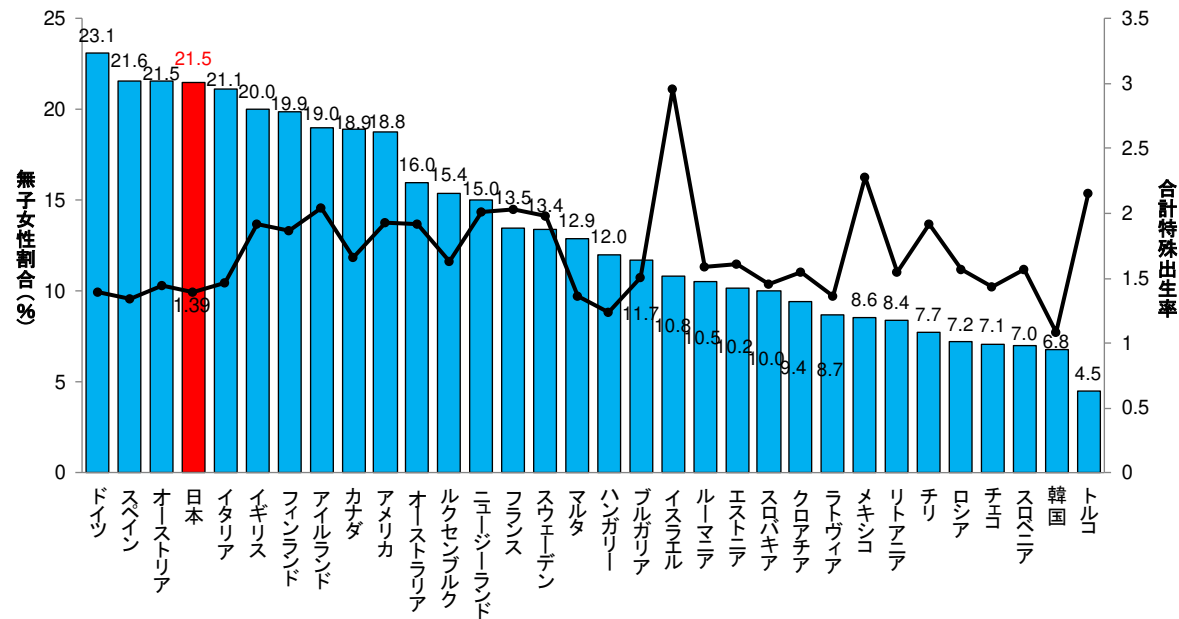
図表 5-24 年齢別出生率（全子）2010 年



(資料 : Human Fertility Database)

女子の無子割合は、欧州や日本で高い傾向にあった。

図表 5-25 女子の無子割合の国際比較：1960 年代後半出生コホート

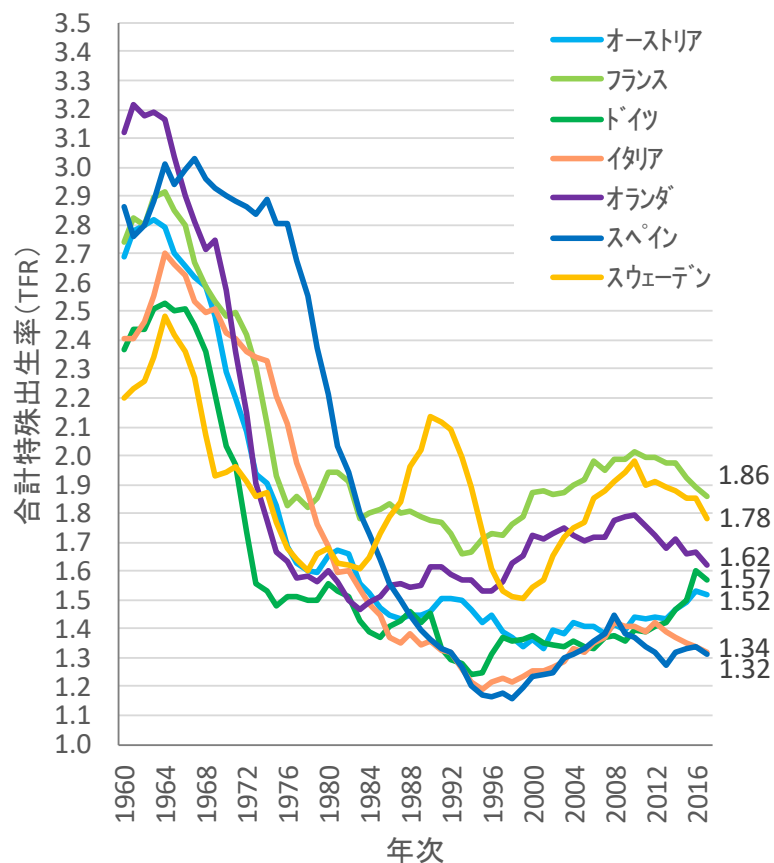


出典：守泉理恵（2019）「日本における無子に関する研究」  
『人口問題研究』75：1、pp.26-54



ヨーロッパ先進国の合計特殊出生率の推移は、いずれも下降傾向にある中で、フランス、スウェーデンではその下降傾向が比較的抑え気味の状況となっていた。

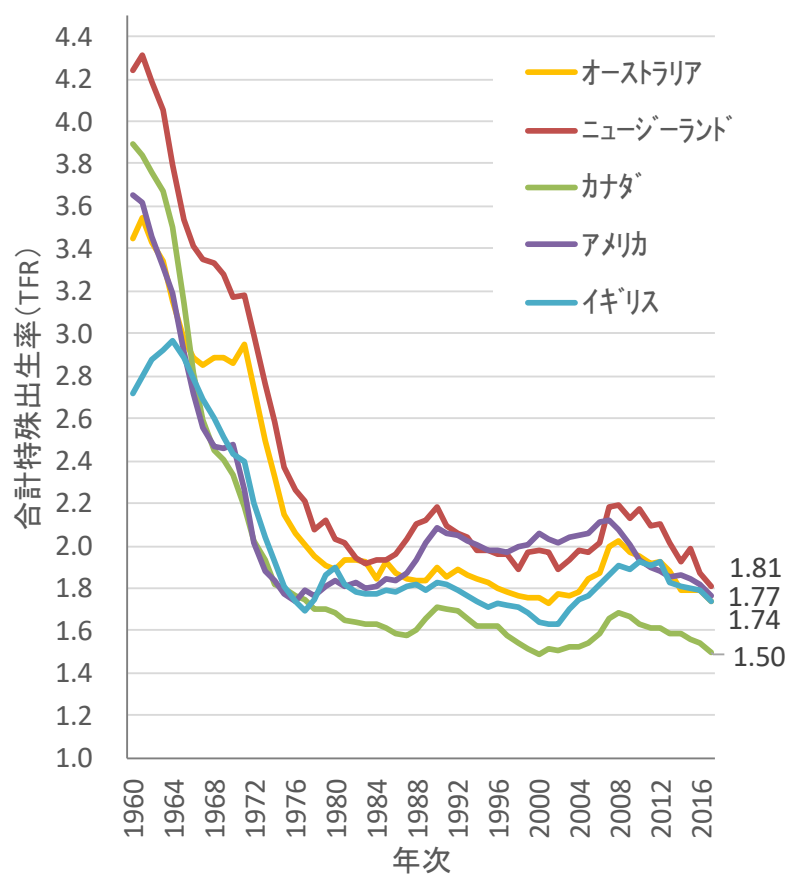
図表 5-26 ヨーロッパ先進諸国の合計特殊出生率



(資料 : OECD Family Database)

英語圏の合計特殊出生率の推移は、いずれの国も値の変動の傾向が似ている状況にあった。

図表 5-27 英語圏先進諸国の合計特殊出生率



(資料 : OECD Family Database)

---

## 第6章 政策の提言

---

### 6.1 各有識者による政策提言

各有識者からはインタビューの中で、示唆に富む政策に関する提案を頂いた。各有識者の意見を、一つにまとめて記載することは困難だが（詳細はインタビュー記録を参考）、全体として、性別や年齢を問わず一層多様化していきっている仕事や家庭に対する考え方・ニーズに合った施策を企業や行政が行っていくことの重要性が強調されていたと思われる。また、2名の有識者からは政策提言としての文章を提供いただいたことから、本章の資料に掲載した。

### 6.2 調査結果から導かれた政策提言

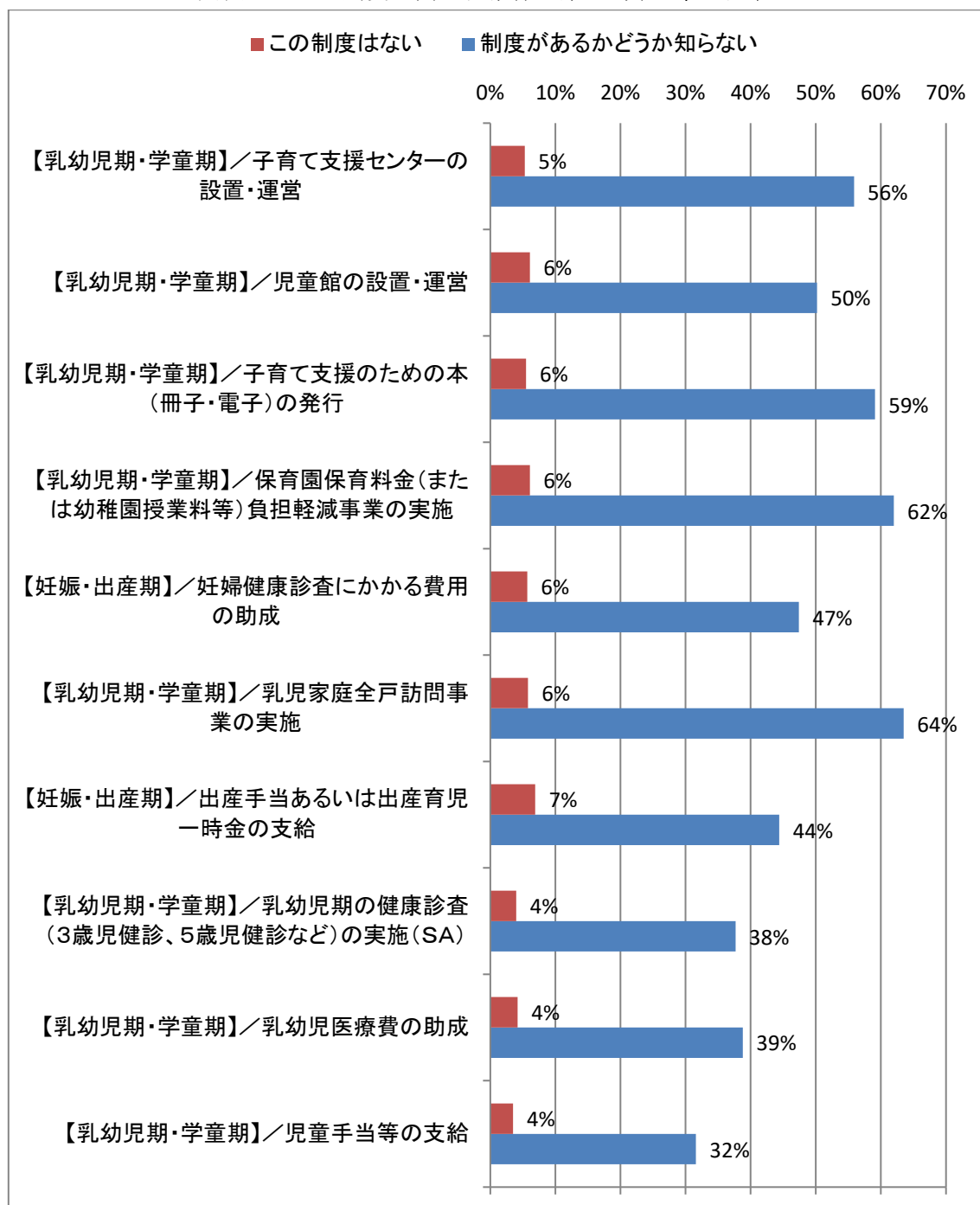
アンケート調査を用いたロジスティック回帰分析からは、自治体の多くの施策が希望子ども数に統計的に有意に関連しており、自治体の施策の重要性が示されたと言える。

さらに、一方、実際の子ども数と、自治体に加え、本人や配偶者の勤務先も含めた制度の重要度を比較するために、個別ではなく、同時あるいは組み合わせを考慮して関連を分析したところ、決定木分析、ランダムフォレスト分析、**iterative Random Forests** のいずれの手法においても、一貫して、児童手当等の現金を給付する制度の重要性が高いことを示す結果となった。

経済学の理論を土台に推論すると、現金給付等による施策の有効性は支持されにくく、逆に副作用等が強調されがちではあるが、実際にそれをデータ等により実証した研究は多くないと考えられる。一方、本事業におけるアンケートデータの分析結果や、ロシアにおける母親資本の実証研究などは現金給付に近い施策（≒可処分所得を上昇させるもの）の重要性が示されたと言える。中長期的には、改めて日本国内においても、その有効性について実証的に研究を蓄積し、研究者や社会全体で議論していく必要があると考えられる。

また、短期的には、自治体施策の周知が有効と考えられる。実際の子ども数に影響を及ぼす重要な自治体の施策について、住民は高い割合でその政策を実施しているかどうか自体を知らないことが本調査のアンケートで分かったことから、重要な諸政策を実施していることを住民に周知することで効果が出る可能性があり、その余地も大きいと考えられる<sup>19</sup>（下頁図表）。

図表 6-1 重要度の高い自治体施策に対する住民の認知



<sup>19</sup> 各政策の重要性は、ランダムフォレスト分析により得られた順位に基づいて判断し上位10位について、「制度があるかどうか知らない」「この制度はない」と回答した人の割合を示した。

## 6.3 （資料）有識者からの個別の政策提言・考察

### 6.3.1 中央大学経済学部准教授 松浦 司「少子化問題に対する提言」<sup>20</sup>

#### 1. 少子化の現状と予測

日本の合計出生率は 2018 年で 1.42 であり、長期的に人口が一定になる水準である 2.07 を大きく下回っている。少子化は人口減少や高齢化の主要な決定要因であり、少子化が続くことは日本社会の持続可能性の観点から問題である。一方、既に日本は若い女性が少ない人口構造（＝負の人口モメンタム）となっているため、出生率が仮に 2.07 を回復したとしても、人口減少や高齢化が避けられない。つまり、少子化対策を行うことは大事であるが、少子化対策を行うことと同時に、人口減少を前提とした社会経済制度の構築も併せて考慮すべきである。

#### 2. 少子化対策の経済学的な妥当性

少子化問題は先ほど述べたように、生活経済の持続可能性にも大きく影響する。また、子どもがいることの便益はその家族だけではなく、社会全体にも存在する。経済学の枠組みを用いて説明すると、子どもの私的便益に加えて社会的便益がある。このため、政府が少子化対策を行うことは理論的にも正当化される。

ただし、政府が出生率上昇を目的とした政策を打ち出すことは、「子どもを産む or 産まない」という個人的な選択に対する干渉と受け取られる懸念がある。このため、重要なのは子どもを増やすことではなく、子どもを欲しいと思っても持てない環境を改善することで、理想子ども数や希望子ども数と現実の子ども数を一致させる政策が重要となる。

#### 3. 少子化対策の具体的な方策

「第 15 回出生動向基本調査」（2015 年）では、理想子ども数と現実子ども数が一致しない理由として、最も多い回答が子育て費や教育費の問題を挙げている。また、仕事との両立性や家の狭さなども制約として挙げている。教育・養育費の問題に対しては、「子ども手当」のような子育て世代に対する一律給付の方法も考えられるが、以下の問題も存在する。第 1 に、子どもを産むことで仕事を辞めざるを得ない場合、多少の給付があったとしても仕事を辞めることで本来得られたであろう所得に比べるとはるかに少ない。第 2 に、一律的な「子ども手当」が長期的な出生率の回復に影響するかに関しては実証的にも議論がある。一方、一律的な所得保障ではなく、特に恵まれない家庭に対する教育支援などは、子育て費用の低下による出生率上昇だけでなく、教育を通じた格差の再生産を防ぐという効果もある。

---

<sup>20</sup> 松浦司(2020)『現代人口経済学』日本評論社、東京。

以上のことから、具体的方策として最優先されるべきことは、第1に、就業継続支援による結婚や妊娠による仕事の中断を防ぐこと（このなかには待機児童の解消なども含まれる）、第2に特に恵まれない家庭に対する給付型奨学金等の充実による教育支援による教育費負担の軽減を図ることが大事である。また、これらの政策によって出生率の回復がなされた場合でも人口減は避けられないため、それを前提とした制度設計も肝要となる。

### 6.3.2 流通経済大学経済学部経済学科 准教授 参鍋 篤司「トッドの4類型と少子化政策」

人類は、18世紀の半ばにいたるまで、多産多死型社会であった。しかしそれ以後、先進国を中心に、少産少死型社会へと移行した。最初に、乳児死亡率が低下する現象（少死）が観察され、その後に出産率が低下する現象（少産）が起きるのだが、その両現象の間にはかなりのタイムラグがある。そのラグの間に、人口爆発が起きる。現在、多くの先進諸国では、そうしたラグの時期は終わり、少産化の時代に入っていると言えよう。

では、「この少産化の時期に入るきっかけとなる要因とは何か」ということになるのだが、非常に多くの研究は、その最大のトリガーを経済成長に求めている（加藤(2000)<sup>21</sup>）。端的に言って、親の時間の機会費用が高まり、また、人的資本の生み出す収益率が高くなり教育にかかる直接的費用が高まることで、所得水準の上昇による子ども数へのプラスの効果を越え、育児に伴う費用が高くなるマイナス効果が上回るからである。

一方で、フランスの家族社会学者エマニュエル・トッド氏は、経済的水準よりも、識字率、特に女性の識字率のトリガーとしての影響力がきわめて強いことを見出した。隣り合う国や地域であっても、出生率にはばらつきが観察されるのだが、こうしたばらつきと、（女性）識字率のばらつきが相当に相関性の高いことを発見したのである。女性識字率の高さは、出産する子どもの数を自らの意思で調節し、自己及び自己の家族の QOL 向上へつなげる意識を強く喚起するからである。

では、（女性の）識字率に影響を及ぼす要因とは何か。トッド氏は、そうしたバラツキの背景にあるものが、家族システムの違いである、と考えた。トッド氏の一連の著作は、家族システムの違いが、その社会におけるイデオロギーの基盤を決定することを説き、それがまた、社会システムを規定すると説く。社会システムの在り様は、当然女性識字率に影響を及ぼすことになる。トッド氏がメディアで預言者として扱われることが多いのは、こうしたシンプルな原則に基づいて考えることにより、大胆な予測が可能となることがあることによる。その国の本来的な家族システムと整合しない社会システムや政治制度は早晩瓦解する、というタイプの予言がなされることが多い。代表的なものはソ連邦の崩壊や、イギリスの EU 離脱などである。そうした詳細については本稿の目的と逸脱するために詳細は省略する。

さて、トッド氏の著作『世界の多様性』<sup>22</sup>では、家族形態についていくつかの分類（8種類や15種類）の仕方のあることが紹介されているが、ここでは先進国に該当する4分類に着目する。第一に、**絶対核家族【イングランド・アメリカ型】**である。この型においては、子どもは早く自立

<sup>21</sup> 加藤久和.(2000). 出生、結婚および労働市場の計量分析. 人口問題研究, 56(1), 38-60.

<sup>22</sup> エマニュエル・トッド(2009) 荻野文隆訳, 『世界の多様性: 家族構造と近代性』, 東京, 藤原書店, 556 p. Revue japonaise de didactique du français, 4(2), 207-209.

して独立することが求められる。したがって親は教育にあまり熱心ではなく、特に男性の識字率は高くない。一方、女性の識字率は高い傾向がある。親の財産は、誰か一人（特に、男性）に相続される傾向がある。

第二に、**平等主義核家族**〔フランス・スペイン型〕である。こちらは第一と同じく、子どもは独立し核家族を形成することが主な傾向であるが（したがって教育不熱心な傾向は同様である）、相続が平等で、兄弟間で相続が平等に行われるところが特徴だ。一方、男性兄弟の地位が平等であると、それは女性姉妹の地位の低さを担保として成立するものであるから、女性識字率は低くなる傾向がある。父親の権威はそれほど強くなく、兄弟間が平等であることにより、フランス革命をはじめとする共和制や、個人主義的かつ社会主義的なイデオロギーが根付きやすい土壌を育んだ。

第三に、**直系家族**〔ドイツ・日本型〕である。スウェーデンやノルウェーもここに含まれる。結婚した子どもの一人（多くは長男）が親と同居する。兄弟間是不平等であり、長男以外は外に出て家庭を形成しなければならず、相続とは関係ない立場におかれることが多い。長男の嫁が重要な意味を持つので、女性の地位は低くなく、女性の識字率は高く出る傾向にあり、子どもの教育に熱心な傾向を示す類型である。

第四に、**外婚制共同体家族**〔ロシア・中国型〕である。男子は長男次男関係なく、結婚後も親と同居する。そのため大家族となりやすく、父親は強い権威を持つ。父親の死後は兄弟で平等に財産を分割し、それぞれが一家を構えることになる。こうした家族形態と、ロシア・中国の共産主義的な政治体制（マルクス・レーニン主義）とは相互に補完的な制度であったと言えよう。

この類型においては、長男の嫁、という特権的ポジションがなく、家庭内における地位は低いので、女性の地位は低くなる。また兄弟が平等であることは女性姉妹を排除することで成り立つので余計女性の地位は低くなり、女性の識字率は低くなり、一般的に教育熱心ではないと分類される。

これらの家族類型に従うと、日本における少子化問題の厄介さは、この直系家族類型に属するところからきているという考えも成り立つだろう。即ち、直系家族を継ぐ人間が一人いればよいので、そもそも多くの子どもの数を必要としていないからである。また、核家族を基本類型とはしないので、子どもの独立を早期に促す傾向が薄く教育熱心であり、それが故に教育費は私的負担が原則となり、多額の教育費がかかることも少子化を加速すると考えられる。

また、結婚相手がなかなか見つからずに、晩婚化する傾向にも、直系家族類型の問題があると考えられる。直系家族では、結婚相手は基本的にイエ同士の関係により決まるものだった。典型的にはお見合いである。お見合いをして、それほど前向きではないと思いながらも（小津安二郎の映画によくみられるように）、見合い相手と結婚していくことが多かったと言えよう。したがって、核家族類型の社会におけるように、自由な恋愛により結婚相手を見つける、ということが伝



統としてはないので、恋愛により相手を見つけることが突如として求められると、それを不得手と思う人が多く社会に現われることは自然なことであろう。

一方で、平等主義核家族類型に属するフランス、外婚制共同体家族類型のロシアは、伝統的に家庭内における女性の地位がそれほど高くないが故に、女性識字率は長らく、先進国においては相対的に低い状態にあった。また、これらの類型においては、伝統的に子どもの教育に不熱心となる傾向を産む。基本的に不熱心であるので、教育にかかる費用は非常に安価であるか、無料である。そうでなければ、教育を受けさせるインセンティブが弱いということと、子ども間での平等性がある家族類型なので、社会主義的な発想＝教育を受ける機会の平等化、が受け入れられやすい、ということもあるだろう。したがって、教育費用の負担は基本的に非常に低いと言えよう。また、兄弟間での平等性の高さは、土地面積の広さに担保されていると考えられる(日本のように土地面積が限られている場合、長子が土地を相続する、という直系家族類型でなければ、分け与えられる土地が細分化しすぎてしまう)。子どもが多く生まれても、広い土地をもとに独立が可能である。これらの諸条件は、子どもの数が多くなる条件をもともと満たしている社会であると言えよう。

さて改めて、ロシアやフランスにおいて、現金を給付する政策が大きな効果を上げているのはなぜだろうか。上述のように、伝統的に多子が生じてもそれを受け入れられる土壌の違があると考えられる。即ち、どのような政策も効きやすい社会的体質を持っていると考えられる。日本のような直系家族類型では、前述したように、もともと多子を受け入れる土壌に乏しい可能性が指摘できる。

より具体的に、重要と考えられるポイントは、教育等の費用に関してである。ロシアやフランスでは高等教育にかかる費用が安く、あるいは無料である。これは上述したように、一般的に家族類型システムから、教育不熱心であることから来ると考えられる。一方で、日本では一般的に教育の熱心さがあり、教育には多額の費用がかかる。

ここで、子ども一人あたりに投じる教育費用と、子どもの数がトレードオフとなっていると考えれば、所得水準が向上した時、日本では子ども一人あたりに注がれる教育費が上昇するので、容易には子どもの数を増やすことができない。一方で、伝統的に教育にそれほど熱心ではない家族類型システムでは、所得上昇の効果は、子どもの数を増やす効果となって表れやすいだろう。ここが重要なポイントであると考えられる。

#### **補論：日本の西南地域における家族類型について**

鎌倉時代頃から、直系家族類型が日本に定着したと言われる。特に、関東、東北においてその傾向が強い。やや遅れて、畿内でもそうした傾向が生じた。故に、江戸時代に入ると、これらの地域において、人口の減少が始まっていくのである。また、関東エリアにおける長男以外の子どもは、江戸等の都市部に流入し、商家へ奉公に出たり、職人になったりした。こうしたこと

が、江戸の都市化に寄与した一要因と考えられる（速水(1997)<sup>23</sup>）。

一方で、日本の西南部では異なる形態（核家族を基本とする形態）が根強く残っていたため、人口の増加が観察された。具体的には、三重、和歌山、四国太平洋部（高知）、鹿児島、沖縄等がこうした地域にあたる（以後、この地域を西南エリアと呼ぶ）。これらの地域では、子どもたちは実家の近くに家を構えるが、一家族ごとの土地は狭くなり、貧困化が同時に進んでいくという側面があった。また核家族類型のシステムでは、子どもの早期自立を求めるので、教育にはそれほど熱心ではない。したがって、日本においても、西南エリアとそれ以外の日本のエリアを比較すれば、子どもへかける教育費に違いのあることが予想される。実際、今回、政策基礎研究所が実施したアンケート調査からは、西南エリアの親は子どもに期待する最終学歴の水準<sup>24</sup>がその他のエリアに比べて低く、子どもの数も多かった。

西南エリアでは、この選択肢の平均値が 4.3、その他エリアでは 4.5 であり、平均値は片側検定 10%であるが有意に異なる。また、子どもの数は西南エリアが 1.08 人、それ以外では 0.93 人である（もともと、この数値に有意な違いはない）。

したがって、先ほどのロシアやフランスにおける議論を踏まえれば、日本で子どもに対する現金給付の政策をすすめれば、特に西南エリアでより効果が強く出る、という予想ができるだろう。

---

<sup>23</sup> 速水融. (1997). 歴史人口学の世界 (Vol. 65). 岩波書店.

<sup>24</sup> 最終学歴の水準に関する設問では、子どもに期待する最終学歴水準を、以下の選択肢から回答者が選択した。「1 中学校卒業 2 高等学校卒業 3 専門学校／短期大学卒業 4 高等専門学校／高等専修学校卒業 5 大学卒業／大学院修了」

## 6.4 （参考資料）有識者ヒアリング記録

| ヒアリング記録                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                               |     |                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|-----|-----------------|
| ヒアリング対象                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 独立行政法人労働政策研究・研修機構主任研究員 池田 心豪氏 |     |                 |
| 日 時                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 令和2年2月19日<br>11:00～12:00      | 場 所 | 労働政策研究・研修機構内会議室 |
| 主要ヒアリング事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 少子化総合対策に関する総合研究事業の着目点について     |     |                 |
| 主な使用説明資料                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 有識者ヒアリングお伺い事項                 |     |                 |
| ヒアリング内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                               |     |                 |
| 1. 職場について                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                               |     |                 |
| <ul style="list-style-type: none"><li>男女にかかわらず、非正規雇用の場合は結婚する確率が低い。新卒・既卒を問わず、若年期の正社員採用を増やし、雇用と収入の安定を図ることが重要である。</li><li>職場における仕事と育児の両立支援制度は重要であるが、大企業では従業員や管理職に制度を伝えて利用しやすくすることが重要。一方、中小零細企業では社員自身が法定制度の知識を身につけて会社や上司と個別交渉できるようにすることも有効。</li><li>男性の育休を義務化するのは無理がある。妻の就業の有無を問わない産後うつや育児ノイローゼは、就業支援を目的とする育児・介護休業法の対象外。妻の復職に合わせて夫が育休を取る場合、その時期や期間のニーズは多様。一律義務化ではなく、個別の事情に合わせて運用できることが望ましい。</li><li>育休を取りやすくするためには、社内で風通しの良いコミュニケーションの仕組みを作ることが重要。育児に限らず、社員に特別な事情が生じたとき、「いろいろなことがあって当たり前」といって許容できる大らかさを上司が持てると良い。</li><li>男性が多様化していることに、企業は敏感になる必要がある。両立支援に関する社員のニーズをつかむためには、ワークショップのような形で、社員から会社に発言する機会があると良い。セミナーを開いても会社から社員に一方的にメッセージを伝えるだけでは、社員が本音を話せる雰囲気づくりは難しい。</li><li>ドイツは日本と同じく少子化が問題になっていたが、男性の育休取得促進に取り組み、取得率が上昇したことが出生率上昇に結びついているといわれている。だが、日本においても男性育休取得促進が少子化対策になると即座にはいえない。もともと仕事がない休日の夫の家事・育児参加時間が長いと2人目以降の追加出生率が上がるというデータはある。しかし、それは勤務日に夫が休みを取れば出生率が上がるということとは違う。</li></ul> |                               |     |                 |
| 2. 賃金について                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                               |     |                 |
| <ul style="list-style-type: none"><li>今日の経済社会で若者が結婚して家族形成しやすくなるためには、男性が稼いで一家を支えるという発想から脱し、女性の経済力を高めること(女性の経済的自立)が重要。体力に勝る男性に有利な仕事は減っており、男性一人で家計を支えることは難しくなっているが、男性に主な稼ぎ手役割を求める意識は根強い。そのことが出生の妨げになっている面がある。</li><li>政策的に男性稼ぎ手モデルを脱却した海外の例として、同一労働同一賃金発祥のオランダは、「1.5 稼ぎモデル」を掲げ、女性が多数を締めるパートの賃金を上げる代わりに男性が多数を占めるフルタイムの賃上げを見送ることで、男性稼ぎ手社会から夫婦共稼ぎ社会に移行したという歴史がある。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                               |     |                 |

### 3. 海外の施策について

- 米国とスウェーデンはいずれも出生率が高いが、政策の方向性は大きく異なる。米国の法定の育休制度は期間が短く所得保障もない。保育も民間のサービスを満額自己負担で利用している。一方、スウェーデンは社会保障が充実しており、育休中の所得保障も保育も手厚い。両国をみると、こういう施策があるから出生率が高いと直接的には言えないかもしれない。
- フランスも出生率の高い国として有名だが、家族政策に力を入れ、婚外子や養子など、多様な家族の子育てを支援している。育休については部分休業があり、この点でも多様な家庭のニーズに対応した施策となっている。

### 4. その他

- 日本は標準的な家庭生活のモデルが夫婦と子 2 人になっていることが多く、4 人も 5 人も子どもがいる家庭はなかなか参考になる情報がない。たとえば、育休を考えてみると、4 人も 5 人の子どもが生まれるたびに何か月もの育休を一律に取ることは、企業の人事労務管理にとっても本人のキャリアにとって現実的な選択とはいえないだろう。保育所の定員も 1 つの家庭に 4 人も 5 人も子どもが生まれて保育所に入ることを想定しているだろうか。子ども 2 人か多くても 3 人という想定で制度設計されているように思う。
- 少子化の克服を目的とする「少子化対策」と、子どもの数は問わず 1 人でも 2 人でも安心して育てられるようにする「子育て支援」は区別すべきでは。現状は「少子化対策」といいながら内実は子育て支援。政策の効果として 1 人っ子から 2 人に、2 人が 3 人に増えることはあっても、その先 4 人、5 人…と増えるわけではないだろう。少子化を克服するほど出生数が増えることは期待しにくいと思う。

|         |    |
|---------|----|
| 受 領 資 料 | なし |
|---------|----|

## ヒアリング記録

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                |     |                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|-----|--------------------------|
| ヒアリング対象                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 中京大学 現代社会学部 松田 茂樹 教授           |     |                          |
| 日 時                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 令和 2 年 1 月 31 日<br>14:00～15:00 | 場 所 | 厚生労働省 子ども家庭局 総務課内<br>会議室 |
| 主要ヒアリング事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 少子化総合対策に関する総合研究事業の着目点について      |     |                          |
| 主な使用説明資料                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | ヒアリング議事、ヒアリング回答資料              |     |                          |
| ヒアリング内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                |     |                          |
| 1. 企業の仕事と子育ての両立支援                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                |     |                          |
| <ul style="list-style-type: none"><li>企業の仕事と子育ての両立支援は、育児期の女性の就業率上昇には寄与したが、出生率を上昇させる有意な効果は見られなかった。</li><li>末子 0～6 歳の妻は、過去調査時点と比べて正規雇用者と非正規雇用者の就業割合がそれぞれ 10 ポイントほど上昇した。※2018 年時点のデータによるもの。ヒアリング時点で未公表(2020 年度公表予定)。</li><li>無職(専業主婦)の妻に比べて、就業する女性の方が出生率(出生ハザード率)は有意に低い。特に、非正規雇用者全体と正規雇用者のうち収入が大きい女性の出生率は低い。</li></ul>                                                  |                                |     |                          |
| 2. 都市と地方、それぞれで有効な少子化対策の施策                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                |     |                          |
| <ul style="list-style-type: none"><li>狭義の少子化対策(結婚、妊娠、出産、子育てに関する支援)については、一つだけ何か施策を行うのではなく、幅広い人々をカバーするためにいろいろな施策を行う方が有意に出生率を回復させうる。</li><li>広義の少子化対策(地域経済の活性化、定住策、住宅、企業誘致)についていえば、企業誘致は出生率回復、若年層の流出防止に寄与している。誘致した企業の数、雇用数が出生率向上に有意に効く。</li><li>保育所の量的拡大は女性の就業率上昇にはつながるが、出生率回復にはつながっていない。</li></ul>                                                                     |                                |     |                          |
| 3. 国内外で特に注目に値する少子化対策の具体的な施策                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                |     |                          |
| <ul style="list-style-type: none"><li>カナダでは、出産前に一定期間就労していたが、出産前に勤務していた企業へ復帰できない非正規雇用者などに対して一定の給付を行う「親給付」の制度がある。</li><li>スウェーデンやノルウェーでは、0 歳児保育をなくして育休で代替している。その理由は、0 歳児保育はコストがかかることや出産直後は家庭で面倒を見るべきという考え方がためとみられる。</li><li>親が就労していない未就学児も保育所が利用できる(フランスで実際になされていると指摘されている)。</li><li>ロシアでは、第二子を生んだ場合に、1 回だけもらえる年収の 0.5～2 倍相当の税財源の補助金制度がある。※もらえるのは 3 歳になった時点。</li></ul> |                                |     |                          |
| 4. 著作(少子化論:なぜまだ結婚、出産しやすい国にならないのか(勁草書房))で記載されている政策提言の展開と現時点でまだ提言に向けての活動が必要な事柄について                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                |     |                          |
| <ul style="list-style-type: none"><li>多子世帯を目に見えて経済的支援等をする。2 人目から 3 人目の経済的負担差が大きい。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                |     |                          |
| 5. その他ヒアリング内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                |     |                          |
| <ul style="list-style-type: none"><li>家の広さについては、出生率との明確な関連は見出されていない。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                |     |                          |

- 学費については、幼児教育の無償化に与える影響を研究している。
- 結婚支援は出生率向上の影響力が大きいと思う。限りある財で、①結婚支援、②多子支援の両方を行うことが重要と考える。
- 自治体が行っている各施策の利用率はわからないが、幅広いメニューを用意することは出生率向上の効果があると考えられる。
- 同一労働同一賃金は出生率向上の対策になりうるが、残業規制は、男性有配偶者の収入を減らすために、妻の出生意欲が有意に下がるというヴィネット調査の結果がある。(残業している人の方が、出生確率が高い。)

受 領 資 料

ヒアリング回答資料

## ヒアリング記録

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                 |     |                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-----|----------------------------|
| ヒアリング対象                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 慶応義塾大学 経済学部 津谷典子 教授                                             |     |                            |
| 日 時                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 令和元年 10 月 17 日<br>13:00～14:00                                   | 場 所 | 慶応義塾大学三田キャンパス研究棟<br>1F 談話室 |
| 主要ヒアリング事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 少子化対策の着目点について                                                   |     |                            |
| 使用説明資料                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 調査概要、ヒアリング議事、施策関連調査情報                                           |     |                            |
| ヒアリング内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                 |     |                            |
| <p>1. 調査の概要について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>調査の前提として、「希望出生率」と「TFR(合計特殊出生率)」を混同させる可能性のある内容になっているが、算出過程が異なり別物であるため、報告書などではこれらを同列に扱うような表記をしないようにお願いしたい。</li></ul> <p>2. 調査内で着目している施策の内容について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>出生率はマクロ指標で集団の話であるので、出生率を上げるための対策を行うのは誤り。</li><li>出生率を上げることを目標とはせずに、個々の well-being、welfare を維持・向上させた方がよい。そのためには、ニーズのある層にターゲットを絞って施策を打つのが重要。</li><li>施策を国別に羅列するのではなく、施策の大筋(policy evolution)を見ることが重要。</li><li>子育て関連の施策は、継続的に、ブレ無くやっていくことが重要。そのことにより国民に安心感を与える。</li><li>ロシアでは避妊・中絶に関する行動が望ましいものではない状況にあると言えるため、そういった国の状況を参考にすべきではない。更に、経済的支援に関する施策は、かつての日本の民主党の子ども手当(当初の内容の施行には財源の目途が立たず、支給金額が二転三転)のようなその場しのぎの要素があり、望ましい形のものでは無いと考える。</li><li>英国は労働政策、雇用政策であるため、今回の事業では参考にはしなくてよいと思う。</li><li>フランスやドイツ、北欧が参考になる。北欧は、スウェーデン、フィンランド、ノルウェー、デンマークでは少し施策が異なるため、要注意。</li></ul> <p>3. 最近の調査や著作にて、特に出生率向上に資する可能性のある施策の種類</p> <ul style="list-style-type: none"><li>子どもを持つこと(増やすこと)をためらわせる原因は、一番には学費。次いでしつけの気苦労。</li><li>出生率向上に資する施策としては、「お金」、「休暇」、「保育サービス」に大別できる。「お金」は助成金と税金の兼ね合いで単純な比較は困難なため、海外の施策としては「休暇」と「保育サービス」に関して比較をしたらよいのではないかと。</li><li>保育の担い手は市区町村となる。大都市圏では、需要が大きく、供給が小さいのが問題。公立の認可保育所を拡大したらよいのではないかと。</li></ul> |                                                                 |     |                            |
| 受 領 資 料                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 津谷典子(2003) 北欧諸国の出生率変化と家族政策, 国立社会保障・人口問題研究所『人口問題研究』, 第 59 巻第 1 号 |     |                            |

## ヒアリング記録

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                |     |                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|-----|--------------------------|
| ヒアリング対象                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 中央大学 経済学部 松浦司 准教授              |     |                          |
| 日 時                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 令和 2 年 1 月 21 日<br>16:30～19:00 | 場 所 | ハイアット リージェンシー 東京<br>ラウンジ |
| 主要ヒアリング事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | アンケート案の精査、少子化対策の着目点について        |     |                          |
| 使用説明資料                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 調査概要、アンケート案                    |     |                          |
| ヒアリング内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                |     |                          |
| <div>1. 前提条件として留意しておきたいこと</div> <div><div><div>・ 社人研のデータでは、結婚後 15～19 年の子どもの数が出生数の評価対象となっている。</div><div>・ 子どもを持つ効用。消費、労働、年金。労働と年金の要素は、先進国ほど弱まっていく。</div><div>・ 労働コストは、時給×時間×人で生じるもの。日本では人は調整しづらいもので、配置転換や非正規従業員の活用により対応。残業代を抑えるなどで、時間が最も調整し易い要素。</div></div></div> <div>2. アンケートで想定される、子どもを持つ意向に関わる要因に関して</div> <div><div><div>・ 家事時間、協力している内容。</div><div>・ 親との同居、近居。車で〇分。同じ市町村・都道府県内か。</div><div>・ 自分の兄弟の数。</div></div></div> <div>3. アンケートの現時点版における見解(本人と配偶者について)</div> <div><div>(本人、配偶者と共通の設問に関する見解)</div><div><div><div>・ 勤務制度で回答させる項目数は多いかも(最終的にはそこではなく、別の所を減らす検討)。</div><div>・ 業種、職種のどちらかは削っても良い。</div><div>・ 勤続年数、通勤時間、勤務日数は全てあった方が良い。</div><div>・ 組合の加入の有無を見ると良いかもしれない(相談にて B-13 の項目の 1 つとするのが良いのではないかとの見解)。</div><div>・ 給与体系にて、どのようなものが望ましいと考えるか。</div></div><div>職務給:役割が限定されているので、自分の仕事が終わったら、早く帰りやすい。一方で、対応する仕事なくなると、所属を継続できなくなるリスクがある。</div><div>職能給:年功序列が重んじられることが多く、定性評価が中心のため、長時間労働になりやすい。一方で、業務内容が変わっても人を残していくやり方が第一のため、所属を継続できなくなるリスクは小さい。</div><div><div><div>・ 本人と配偶者両方に対して、仮に正社員となる場合いずれが望ましいかが聞けると興味深い。</div><div>・ 勤務制度で、制度があるけれども使わない(2 番目の選択肢)理由について、選択肢を分解する。自身は対象外、使いづらい、昇進に影響することが心配など。ただし、本人はとにかく配偶者について聞くのは難しい可能性。</div></div></div></div><div>4. アンケートの現時点版における見解(自治体とその他属性について)</div></div> |                                |     |                          |



- ・ 子育て制度はまとめられるものはまとめた方が良い。ハード面(箱物の状況)は拾えるか。
- ・ 教育費用は、かかる費用の差が大きくなりがちな要素である中学受験に絞って話にするのが代替案として良いかもしれない。今いる子が受験しているか、これからの子に受験させたいかどうか。
- ・ 自分の子が自分を将来養うことを考えているか否かも、子どもを持ちたいかどうかに関わる要素になり得る。
- ・ 女性の方が、理想子ども数は少ない傾向。家庭生活の満足度は、女性は子どもが多いと下がり、男性は有意でないか上がる。
- ・ 男尊女卑の地域的傾向が影響している可能性も考えられる。

#### 5. 著作(現代人口経済学(日本評論社))からの調査へのヒント

- ・ 1972 年～2002 年までは、夫婦の持つ子どもの数は変わらず、結婚している人の割合が減っている。2002 年以降は、そこから夫婦の持つ子どもの数も減ってきている。
- ・ 子育て時に一時的に得られるお金よりも、機会費用の減ることが深刻。

|         |            |
|---------|------------|
| 受 領 資 料 | 松浦准教授の実績資料 |
|---------|------------|

---

## 第7章 巻末資料

---

①アンケート ローデータ記述統計及び設問

②本人と配偶者の年代を調整したロジスティック回帰分析の結果

GROUP グループ（S A）

|    |                    | 回答数  | %     |
|----|--------------------|------|-------|
|    | 全体                 | 2000 | 100.0 |
| 1  | 大卒／有職者／北海道・東北      | 85   | 4.3   |
| 2  | 大卒／有職者／南関東         | 261  | 13.1  |
| 3  | 大卒／有職者／北関東・甲信・北陸   | 104  | 5.2   |
| 4  | 大卒／有職者／東海          | 103  | 5.2   |
| 5  | 大卒／有職者／近畿          | 149  | 7.5   |
| 6  | 大卒／有職者／中国・四国       | 79   | 4.0   |
| 7  | 大卒／有職者／九州・沖縄       | 93   | 4.7   |
| 8  | 大卒／専業主婦／北海道・東北     | 24   | 1.2   |
| 9  | 大卒／専業主婦／南関東        | 92   | 4.6   |
| 10 | 大卒／専業主婦／北関東・甲信・北陸  | 27   | 1.4   |
| 11 | 大卒／専業主婦／東海         | 35   | 1.8   |
| 12 | 大卒／専業主婦／近畿         | 56   | 2.8   |
| 13 | 大卒／専業主婦／中国・四国      | 23   | 1.2   |
| 14 | 大卒／専業主婦／九州・沖縄      | 27   | 1.4   |
| 15 | 非大卒／有職者／北海道・東北     | 91   | 4.6   |
| 16 | 非大卒／有職者／南関東        | 149  | 7.5   |
| 17 | 非大卒／有職者／北関東・甲信・北陸  | 88   | 4.4   |
| 18 | 非大卒／有職者／東海         | 77   | 3.9   |
| 19 | 非大卒／有職者／近畿         | 89   | 4.5   |
| 20 | 非大卒／有職者／中国・四国      | 61   | 3.1   |
| 21 | 非大卒／有職者／九州・沖縄      | 85   | 4.3   |
| 22 | 非大卒／専業主婦／北海道・東北    | 26   | 1.3   |
| 23 | 非大卒／専業主婦／南関東       | 53   | 2.7   |
| 24 | 非大卒／専業主婦／北関東・甲信・北陸 | 23   | 1.2   |
| 25 | 非大卒／専業主婦／東海        | 26   | 1.3   |
| 26 | 非大卒／専業主婦／近畿        | 33   | 1.7   |
| 27 | 非大卒／専業主婦／中国・四国     | 17   | 0.9   |
| 28 | 非大卒／専業主婦／九州・沖縄     | 24   | 1.2   |

SC1 あなたの性別をお答えください。（S A）

|   |    | 回答数  | %     |
|---|----|------|-------|
|   | 全体 | 2000 | 100.0 |
| 1 | 男  | 0    | 0.0   |
| 2 | 女  | 2000 | 100.0 |

SC2\_1 あなたの年齢をお答えください。／歳（N U）

|     | 回答数  | %     |
|-----|------|-------|
| 全体  | 2000 | 100.0 |
| 平均値 |      | 38.66 |
| 最小値 |      | 20.00 |
| 最大値 |      | 49.00 |

SC3 あなたは現在配偶者がいますか。（S A）

|       | 回答数  | %     |
|-------|------|-------|
| 全体    | 2000 | 100.0 |
| 1 いる  | 2000 | 100.0 |
| 2 いない | 0    | 0.0   |

SC4 あなたと現在の配偶者との間の子ども（実子）以外の子どもと同居していますか。（S A）

|   |       | 回答数  | %     |
|---|-------|------|-------|
|   | 全体    | 2000 | 100.0 |
| 1 | している  | 0    | 0.0   |
| 2 | していない | 2000 | 100.0 |

SC5 あなたは4年制大学を卒業しましたか？（S A）

|         | 回答数  | %     |
|---------|------|-------|
| 全体      | 2000 | 100.0 |
| 1 した    | 1158 | 57.9  |
| 2 しなかった | 842  | 42.1  |

SC6 あなたは専業主婦ですか？（S A）

|       | 回答数  | %     |
|-------|------|-------|
| 全体    | 2000 | 100.0 |
| 1 はい  | 486  | 24.3  |
| 2 いいえ | 1514 | 75.7  |

C\_1 お住まいの地域をお知らせください。（ＳＡ）

|    |      | 回答数  | %     |
|----|------|------|-------|
| 全体 |      | 2000 | 100.0 |
| 1  | 北海道  | 102  | 5.1   |
| 2  | 青森県  | 19   | 1.0   |
| 3  | 岩手県  | 12   | 0.6   |
| 4  | 宮城県  | 49   | 2.5   |
| 5  | 秋田県  | 14   | 0.7   |
| 6  | 山形県  | 7    | 0.4   |
| 7  | 福島県  | 23   | 1.2   |
| 8  | 茨城県  | 42   | 2.1   |
| 9  | 栃木県  | 34   | 1.7   |
| 10 | 群馬県  | 29   | 1.5   |
| 11 | 埼玉県  | 102  | 5.1   |
| 12 | 千葉県  | 78   | 3.9   |
| 13 | 東京都  | 218  | 10.9  |
| 14 | 神奈川県 | 157  | 7.9   |
| 15 | 新潟県  | 31   | 1.6   |
| 16 | 富山県  | 18   | 0.9   |
| 17 | 石川県  | 22   | 1.1   |
| 18 | 福井県  | 9    | 0.5   |
| 19 | 山梨県  | 14   | 0.7   |
| 20 | 長野県  | 43   | 2.2   |
| 21 | 岐阜県  | 27   | 1.4   |
| 22 | 静岡県  | 47   | 2.4   |
| 23 | 愛知県  | 145  | 7.3   |
| 24 | 三重県  | 22   | 1.1   |
| 25 | 滋賀県  | 19   | 1.0   |
| 26 | 京都府  | 37   | 1.9   |
| 27 | 大阪府  | 159  | 8.0   |
| 28 | 兵庫県  | 85   | 4.3   |
| 29 | 奈良県  | 16   | 0.8   |
| 30 | 和歌山県 | 11   | 0.6   |
| 31 | 鳥取県  | 8    | 0.4   |
| 32 | 島根県  | 11   | 0.6   |
| 33 | 岡山県  | 30   | 1.5   |
| 34 | 広島県  | 65   | 3.3   |
| 35 | 山口県  | 23   | 1.2   |
| 36 | 徳島県  | 9    | 0.5   |
| 37 | 香川県  | 12   | 0.6   |
| 38 | 愛媛県  | 18   | 0.9   |
| 39 | 高知県  | 4    | 0.2   |
| 40 | 福岡県  | 108  | 5.4   |
| 41 | 佐賀県  | 7    | 0.4   |
| 42 | 長崎県  | 22   | 1.1   |
| 43 | 熊本県  | 26   | 1.3   |
| 44 | 大分県  | 16   | 0.8   |
| 45 | 宮崎県  | 12   | 0.6   |
| 46 | 鹿児島県 | 20   | 1.0   |
| 47 | 沖縄県  | 18   | 0.9   |

S0 上記の説明をお読みになり、調査にご協力いただけますか。（ＳＡ）

|    |               | 回答数  | %     |
|----|---------------|------|-------|
| 全体 |               | 2000 | 100.0 |
| 1  | 協力する（回答をつづける） | 2000 | 100.0 |
| 2  | 協力しない（回答をやめる） | 0    | 0.0   |

A\_1 年代をお選びください。（ＳＡ）

|    |           | 回答数  | %     |
|----|-----------|------|-------|
| 全体 |           | 2000 | 100.0 |
| 1  | 1 5～1 9 歳 | 0    | 0.0   |
| 2  | 2 0～2 4 歳 | 26   | 1.3   |
| 3  | 2 5～2 9 歳 | 206  | 10.3  |
| 4  | 3 0～3 4 歳 | 393  | 19.7  |
| 5  | 3 5～3 9 歳 | 381  | 19.1  |
| 6  | 4 0～4 4 歳 | 461  | 23.1  |
| 7  | 4 5～4 9 歳 | 533  | 26.7  |

A\_2 最終学歴をお選びください。（ＳＡ）

|    |               | 回答数  | %     |
|----|---------------|------|-------|
| 全体 |               | 2000 | 100.0 |
| 1  | 中学校           | 21   | 1.1   |
| 2  | 高等学校          | 332  | 16.6  |
| 3  | 専門学校          | 230  | 11.5  |
| 4  | 短期大学          | 233  | 11.7  |
| 5  | 高等専門学校、高等専修学校 | 20   | 1.0   |
| 6  | 大学            | 1071 | 53.6  |
| 7  | 大学院           | 83   | 4.2   |
| 8  | その他上記以外       | 10   | 0.5   |

A\_3 現在の就業状況をお選びください。（ＳＡ）

|    |                                  | 回答数  | %     |
|----|----------------------------------|------|-------|
| 全体 |                                  | 2000 | 100.0 |
| 1  | 正規の職員                            | 607  | 30.4  |
| 2  | 正規の職員以外（契約社員・派遣社員・パートタイム・アルバイト等） | 789  | 39.5  |
| 3  | 会社などの役員                          | 11   | 0.6   |
| 4  | 自営業（フリーランサー、土業の専門職等も含む）          | 98   | 4.9   |
| 5  | 求職中                              | 53   | 2.7   |
| 6  | 無職（退職・専業主婦等も含む）                  | 418  | 20.9  |
| 7  | その他上記以外                          | 24   | 1.2   |

A\_4 現在の主要な勤務先におけるメインと思われる業種を1つお選びください。（S A）

|    |                   | 回答数  | %     |
|----|-------------------|------|-------|
| 全体 |                   | 1505 | 100.0 |
| 1  | 農業、林業             | 10   | 0.7   |
| 2  | 漁業                | 0    | 0.0   |
| 3  | 鉱業、採石業、砂利採取業      | 1    | 0.1   |
| 4  | 建設業               | 48   | 3.2   |
| 5  | 製造業               | 178  | 11.8  |
| 6  | 電気・ガス業・熱供給・水道業    | 14   | 0.9   |
| 7  | 情報通信業             | 59   | 3.9   |
| 8  | 運輸業、郵便業           | 40   | 2.7   |
| 9  | 卸売業、小売業           | 211  | 14.0  |
| 10 | 金融業、保険業           | 68   | 4.5   |
| 11 | 不動産業、物品賃貸業        | 23   | 1.5   |
| 12 | 学術研究、専門・技術サービス業   | 33   | 2.2   |
| 13 | 宿泊業、飲食サービス業       | 97   | 6.4   |
| 14 | 生活関連サービス業、娯楽業     | 50   | 3.3   |
| 15 | 教育、学習支援業          | 119  | 7.9   |
| 16 | 医療、福祉             | 288  | 19.1  |
| 17 | 複合サービス事業          | 15   | 1.0   |
| 18 | サービス業（他に分類されないもの） | 147  | 9.8   |
| 19 | 公務                | 62   | 4.1   |
| 20 | その他上記以外           | 42   | 2.8   |

A\_5 現在の主要な勤務先における最も近いと思われる職種を1つお選びください。（S A）

|    |           | 回答数  | %     |
|----|-----------|------|-------|
| 全体 |           | 1505 | 100.0 |
| 1  | 管理的職業     | 33   | 2.2   |
| 2  | 専門的・技術的職業 | 302  | 20.1  |
| 3  | 事務        | 576  | 38.3  |
| 4  | 販売        | 158  | 10.5  |
| 5  | サービス職業    | 272  | 18.1  |
| 6  | 保安職業      | 1    | 0.1   |
| 7  | 農林漁業      | 7    | 0.5   |
| 8  | 生産工程      | 69   | 4.6   |
| 9  | 輸送・機械運転   | 9    | 0.6   |
| 10 | 建設・採掘     | 3    | 0.2   |
| 11 | 運搬・清掃・包装等 | 28   | 1.9   |
| 12 | その他上記以外   | 47   | 3.1   |

A\_6 現在の主要な勤務先の規模をお答えください。（S A）

|    |              | 回答数  | %     |
|----|--------------|------|-------|
| 全体 |              | 1505 | 100.0 |
| 1  | 1 0人以下       | 315  | 20.9  |
| 2  | 1 1～4 9人     | 366  | 24.3  |
| 3  | 5 0～9 9人     | 181  | 12.0  |
| 4  | 1 0 0～1 9 9人 | 134  | 8.9   |
| 5  | 2 0 0～4 9 9人 | 128  | 8.5   |
| 6  | 5 0 0～9 9 9人 | 84   | 5.6   |
| 7  | 1 0 0 0人以上   | 297  | 19.7  |

A\_7 現在の賃金制度をお答えください。（S A）

|    |                  | 回答数  | %     |
|----|------------------|------|-------|
| 全体 |                  | 1505 | 100.0 |
| 1  | いわゆる年功序列型        | 199  | 13.2  |
| 2  | どちらかといえば年功序列型    | 349  | 23.2  |
| 3  | どちらかといえば能力・業績主義型 | 330  | 21.9  |
| 4  | 能力・業績主義型         | 160  | 10.6  |
| 5  | わからない            | 467  | 31.0  |

A\_8\_1 現在の主要な勤務先の勤続年数をお答えください。／年（N U）

|     |  | 回答数  | %     |
|-----|--|------|-------|
| 全体  |  | 1505 | 100.0 |
| 平均値 |  |      | 6.57  |
| 最小値 |  |      | 0.00  |
| 最大値 |  |      | 31.00 |

A\_8\_2 現在の主要な勤務先の勤続年数をお答えください。／ヵ月（N U）

|     |  | 回答数  | %     |
|-----|--|------|-------|
| 全体  |  | 1505 | 100.0 |
| 平均値 |  |      | 5.83  |
| 最小値 |  |      | 0.00  |
| 最大値 |  |      | 11.00 |

A\_9\_1 現在の主要な勤務先までの通勤時間をお答えください。／時間（S A）

|    |     | 回答数  | %     |
|----|-----|------|-------|
| 全体 |     | 1505 | 100.0 |
| 1  | 0   | 1234 | 82.0  |
| 2  | 1   | 228  | 15.1  |
| 3  | 2   | 9    | 0.6   |
| 4  | 3   | 2    | 0.1   |
| 5  | 4   | 1    | 0.1   |
| 6  | 5   | 4    | 0.3   |
| 7  | 6   | 5    | 0.3   |
| 8  | 7   | 4    | 0.3   |
| 9  | 8   | 9    | 0.6   |
| 10 | 9   | 1    | 0.1   |
| 11 | 1 0 | 1    | 0.1   |
| 12 | 1 1 | 0    | 0.0   |
| 13 | 1 2 | 0    | 0.0   |
| 14 | 1 3 | 0    | 0.0   |
| 15 | 1 4 | 0    | 0.0   |
| 16 | 1 5 | 2    | 0.1   |
| 17 | 1 6 | 0    | 0.0   |
| 18 | 1 7 | 0    | 0.0   |
| 19 | 1 8 | 0    | 0.0   |
| 20 | 1 9 | 0    | 0.0   |
| 21 | 2 0 | 5    | 0.3   |
| 22 | 2 1 | 0    | 0.0   |
| 23 | 2 2 | 0    | 0.0   |
| 24 | 2 3 | 0    | 0.0   |
| 25 | 2 4 | 0    | 0.0   |

A\_9\_2 現在の主要な勤務先までの通勤時間をお答えください。／分（ＳＡ）

|    |     | 回答数  | %     |
|----|-----|------|-------|
| 全体 |     | 1505 | 100.0 |
| 1  | 0   | 241  | 16.0  |
| 2  | 1 0 | 386  | 25.6  |
| 3  | 2 0 | 364  | 24.2  |
| 4  | 3 0 | 274  | 18.2  |
| 5  | 4 0 | 150  | 10.0  |
| 6  | 5 0 | 90   | 6.0   |

A\_10 1週間のうち平均の勤務日数をお答えください。（ＳＡ）

|    |      | 回答数  | %     |
|----|------|------|-------|
| 全体 |      | 1505 | 100.0 |
| 1  | 0    | 4    | 0.3   |
| 2  | 0. 5 | 20   | 1.3   |
| 3  | 1    | 28   | 1.9   |
| 4  | 1. 5 | 31   | 2.1   |
| 5  | 2    | 94   | 6.2   |
| 6  | 2. 5 | 70   | 4.7   |
| 7  | 3    | 114  | 7.6   |
| 8  | 3. 5 | 25   | 1.7   |
| 9  | 4    | 137  | 9.1   |
| 10 | 4. 5 | 34   | 2.3   |
| 11 | 5    | 739  | 49.1  |
| 12 | 5. 5 | 67   | 4.5   |
| 13 | 6    | 90   | 6.0   |
| 14 | 6. 5 | 8    | 0.5   |
| 15 | 7    | 44   | 2.9   |

A\_11\_1 昨年度（２０１８年度）の１日（就業日）の平均勤務時間をお答えください。／時間（ＳＡ）

|    |     | 回答数  | %     |
|----|-----|------|-------|
| 全体 |     | 1505 | 100.0 |
| 1  | 0   | 34   | 2.3   |
| 2  | 1   | 3    | 0.2   |
| 3  | 2   | 19   | 1.3   |
| 4  | 3   | 50   | 3.3   |
| 5  | 4   | 152  | 10.1  |
| 6  | 5   | 210  | 14.0  |
| 7  | 6   | 175  | 11.6  |
| 8  | 7   | 215  | 14.3  |
| 9  | 8   | 456  | 30.3  |
| 10 | 9   | 93   | 6.2   |
| 11 | 1 0 | 66   | 4.4   |
| 12 | 1 1 | 8    | 0.5   |
| 13 | 1 2 | 16   | 1.1   |
| 14 | 1 3 | 1    | 0.1   |
| 15 | 1 4 | 1    | 0.1   |
| 16 | 1 5 | 1    | 0.1   |
| 17 | 1 6 | 1    | 0.1   |
| 18 | 1 7 | 0    | 0.0   |
| 19 | 1 8 | 0    | 0.0   |
| 20 | 1 9 | 0    | 0.0   |
| 21 | 2 0 | 1    | 0.1   |
| 22 | 2 1 | 0    | 0.0   |
| 23 | 2 2 | 1    | 0.1   |
| 24 | 2 3 | 0    | 0.0   |
| 25 | 2 4 | 2    | 0.1   |

A\_12\_1 本年度（２０１９年度）の１日（就業日）の平均勤務時間をお答えください。／時間（ＳＡ）

|    |     | 回答数  | %     |
|----|-----|------|-------|
| 全体 |     | 1505 | 100.0 |
| 1  | 0   | 16   | 1.1   |
| 2  | 1   | 4    | 0.3   |
| 3  | 2   | 18   | 1.2   |
| 4  | 3   | 52   | 3.5   |
| 5  | 4   | 173  | 11.5  |
| 6  | 5   | 207  | 13.8  |
| 7  | 6   | 184  | 12.2  |
| 8  | 7   | 210  | 14.0  |
| 9  | 8   | 457  | 30.4  |
| 10 | 9   | 104  | 6.9   |
| 11 | 1 0 | 53   | 3.5   |
| 12 | 1 1 | 8    | 0.5   |
| 13 | 1 2 | 12   | 0.8   |
| 14 | 1 3 | 0    | 0.0   |
| 15 | 1 4 | 1    | 0.1   |
| 16 | 1 5 | 1    | 0.1   |
| 17 | 1 6 | 0    | 0.0   |
| 18 | 1 7 | 0    | 0.0   |
| 19 | 1 8 | 0    | 0.0   |
| 20 | 1 9 | 0    | 0.0   |
| 21 | 2 0 | 1    | 0.1   |
| 22 | 2 1 | 1    | 0.1   |
| 23 | 2 2 | 0    | 0.0   |
| 24 | 2 3 | 0    | 0.0   |
| 25 | 2 4 | 3    | 0.2   |

A\_13\_1 有給休暇は年間平均で約何日取得していますか？／日（ＮＵ）

|     |  | 回答数  | %      |
|-----|--|------|--------|
| 全体  |  | 1505 | 100.0  |
| 平均値 |  |      | 7.87   |
| 最小値 |  |      | 0.00   |
| 最大値 |  |      | 210.00 |

A\_14\_1 現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／短時間勤務制度（通常より勤務時間を短く設定できる制度）（ＳＡ）

|    |                          | 回答数  | %     |
|----|--------------------------|------|-------|
| 全体 |                          | 1505 | 100.0 |
| 1  | 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 185  | 12.3  |
| 2  | 制度があることを知っているが、利用したことがない | 468  | 31.1  |
| 3  | 制度があるかどうか知らない            | 328  | 21.8  |
| 4  | この制度はない                  | 524  | 34.8  |

A\_14\_2 現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／始業・終業時間の繰り上げ・繰り下げ（時差出勤の制度）（ＳＡ）

|    |                          | 回答数  | %     |
|----|--------------------------|------|-------|
| 全体 |                          | 1505 | 100.0 |
| 1  | 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 133  | 8.8   |
| 2  | 制度があることを知っているが、利用したことがない | 362  | 24.1  |
| 3  | 制度があるかどうか知らない            | 370  | 24.6  |
| 4  | この制度はない                  | 640  | 42.5  |

A\_14\_3 現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／フレックスタイム制度（ＳＡ）

|    |                          | 回答数  | %     |
|----|--------------------------|------|-------|
| 全体 |                          | 1505 | 100.0 |
| 1  | 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 101  | 6.7   |
| 2  | 制度があることを知っているが、利用したことがない | 229  | 15.2  |
| 3  | 制度があるかどうか知らない            | 337  | 22.4  |
| 4  | この制度はない                  | 838  | 55.7  |

A\_14\_4 現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／裁量労働制度（ＳＡ）

|    |                          | 回答数  | %     |
|----|--------------------------|------|-------|
| 全体 |                          | 1505 | 100.0 |
| 1  | 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 31   | 2.1   |
| 2  | 制度があることを知っているが、利用したことがない | 150  | 10.0  |
| 3  | 制度があるかどうか知らない            | 433  | 28.8  |
| 4  | この制度はない                  | 891  | 59.2  |

A\_14\_5 現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／在宅勤務制度（ＳＡ）

|    |                          | 回答数  | %     |
|----|--------------------------|------|-------|
| 全体 |                          | 1505 | 100.0 |
| 1  | 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 84   | 5.6   |
| 2  | 制度があることを知っているが、利用したことがない | 186  | 12.4  |
| 3  | 制度があるかどうか知らない            | 268  | 17.8  |
| 4  | この制度はない                  | 967  | 64.3  |

A\_14\_6 現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／深夜業務の制限を設ける制度（ＳＡ）

|    |                          | 回答数  | %     |
|----|--------------------------|------|-------|
| 全体 |                          | 1505 | 100.0 |
| 1  | 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 46   | 3.1   |
| 2  | 制度があることを知っているが、利用したことがない | 256  | 17.0  |
| 3  | 制度があるかどうか知らない            | 415  | 27.6  |
| 4  | この制度はない                  | 788  | 52.4  |

A\_14\_7 現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／時間外労働（残業時間）の制限を設ける制度（S A）

|                            | 回答数  | %     |
|----------------------------|------|-------|
| 全体                         | 1505 | 100.0 |
| 1 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 118  | 7.8   |
| 2 制度があることを知っているが、利用したことがない | 287  | 19.1  |
| 3 制度があるかどうか知らない            | 434  | 28.8  |
| 4 この制度はない                  | 666  | 44.3  |

A\_14\_8 現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／事業所内の託児施設（保育施設）の設置・運営（S A）

|                            | 回答数  | %     |
|----------------------------|------|-------|
| 全体                         | 1505 | 100.0 |
| 1 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 24   | 1.6   |
| 2 制度があることを知っているが、利用したことがない | 183  | 12.2  |
| 3 制度があるかどうか知らない            | 268  | 17.8  |
| 4 この制度はない                  | 1030 | 68.4  |

A\_14\_9 現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／育児サービス利用等に対する援助措置（S A）

|                            | 回答数  | %     |
|----------------------------|------|-------|
| 全体                         | 1505 | 100.0 |
| 1 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 32   | 2.1   |
| 2 制度があることを知っているが、利用したことがない | 208  | 13.8  |
| 3 制度があるかどうか知らない            | 400  | 26.6  |
| 4 この制度はない                  | 865  | 57.5  |

A\_14\_10 現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／育児休暇取得の推進に関する制度（S A）

|                            | 回答数  | %     |
|----------------------------|------|-------|
| 全体                         | 1505 | 100.0 |
| 1 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 139  | 9.2   |
| 2 制度があることを知っているが、利用したことがない | 313  | 20.8  |
| 3 制度があるかどうか知らない            | 407  | 27.0  |
| 4 この制度はない                  | 646  | 42.9  |

A\_14\_11 現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／産前産後休業制度（産休）（S A）

|                            | 回答数  | %     |
|----------------------------|------|-------|
| 全体                         | 1505 | 100.0 |
| 1 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 290  | 19.3  |
| 2 制度があることを知っているが、利用したことがない | 476  | 31.6  |
| 3 制度があるかどうか知らない            | 283  | 18.8  |
| 4 この制度はない                  | 456  | 30.3  |

A\_14\_12 現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／育児休暇復帰後の就業サポート（S A）

|                            | 回答数  | %     |
|----------------------------|------|-------|
| 全体                         | 1505 | 100.0 |
| 1 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 100  | 6.6   |
| 2 制度があることを知っているが、利用したことがない | 315  | 20.9  |
| 3 制度があるかどうか知らない            | 458  | 30.4  |
| 4 この制度はない                  | 632  | 42.0  |

A\_14\_13 現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／転勤の配慮（育児期の従業員の転勤に配慮のある制度）（S A）

|                            | 回答数  | %     |
|----------------------------|------|-------|
| 全体                         | 1505 | 100.0 |
| 1 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 46   | 3.1   |
| 2 制度があることを知っているが、利用したことがない | 250  | 16.6  |
| 3 制度があるかどうか知らない            | 465  | 30.9  |
| 4 この制度はない                  | 744  | 49.4  |

A\_14\_14 現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／家族手当（あるいは育児手当）の支給（S A）

|                            | 回答数  | %     |
|----------------------------|------|-------|
| 全体                         | 1505 | 100.0 |
| 1 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 108  | 7.2   |
| 2 制度があることを知っているが、利用したことがない | 300  | 19.9  |
| 3 制度があるかどうか知らない            | 451  | 30.0  |
| 4 この制度はない                  | 646  | 42.9  |

A\_15\_1 制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。／短時間勤務制度（通常より勤務時間を短く設定できる制度）（MA）

|                       | 回答数 | %     |
|-----------------------|-----|-------|
| 全体                    | 468 | 100.0 |
| 1 評価（査定）に関わる可能性を恐れるため | 21  | 4.5   |
| 2 職場の雰囲気が悪くなることを恐れるため | 17  | 3.6   |
| 3 制度を利用している人が他にいないため  | 32  | 6.8   |
| 4 制度の対象外であるため         | 138 | 29.5  |
| 5 手続きが煩雑であるため         | 5   | 1.1   |
| 6それほど大きなメリットが感じられないため | 27  | 5.8   |
| 7 制度を利用する必要がないため      | 233 | 49.8  |
| 8 その他左記以外、不明          | 17  | 3.6   |



A\_15\_2 制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。／始業・終業時間の繰り上げ・繰り下げ（時差出勤の制度）（MA）

|                       | 回答数 | %     |
|-----------------------|-----|-------|
| 全体                    | 362 | 100.0 |
| 1 評価（査定）に関わる可能性を恐れるため | 13  | 3.6   |
| 2 職場の雰囲気が悪くなることを恐れるため | 25  | 6.9   |
| 3 制度を利用している人が他にいないため  | 32  | 8.8   |
| 4 制度の対象外であるため         | 98  | 27.1  |
| 5 手続きが煩雑であるため         | 6   | 1.7   |
| 6それほど大きなメリットが感じられないため | 28  | 7.7   |
| 7 制度を利用する必要がないため      | 182 | 50.3  |
| 8 その他左記以外、不明          | 5   | 1.4   |

A\_15\_3 制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。／フレックスタイム制度（MA）

|                       | 回答数 | %     |
|-----------------------|-----|-------|
| 全体                    | 229 | 100.0 |
| 1 評価（査定）に関わる可能性を恐れるため | 10  | 4.4   |
| 2 職場の雰囲気が悪くなることを恐れるため | 14  | 6.1   |
| 3 制度を利用している人が他にいないため  | 29  | 12.7  |
| 4 制度の対象外であるため         | 53  | 23.1  |
| 5 手続きが煩雑であるため         | 1   | 0.4   |
| 6それほど大きなメリットが感じられないため | 16  | 7.0   |
| 7 制度を利用する必要がないため      | 112 | 48.9  |
| 8 その他左記以外、不明          | 5   | 2.2   |

A\_15\_4 制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。／裁量労働制度（MA）

|                       | 回答数 | %     |
|-----------------------|-----|-------|
| 全体                    | 150 | 100.0 |
| 1 評価（査定）に関わる可能性を恐れるため | 7   | 4.7   |
| 2 職場の雰囲気が悪くなることを恐れるため | 5   | 3.3   |
| 3 制度を利用している人が他にいないため  | 18  | 12.0  |
| 4 制度の対象外であるため         | 41  | 27.3  |
| 5 手続きが煩雑であるため         | 3   | 2.0   |
| 6それほど大きなメリットが感じられないため | 6   | 4.0   |
| 7 制度を利用する必要がないため      | 71  | 47.3  |
| 8 その他左記以外、不明          | 3   | 2.0   |

A\_15\_5 制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。／在宅勤務制度（MA）

|                       | 回答数 | %     |
|-----------------------|-----|-------|
| 全体                    | 186 | 100.0 |
| 1 評価（査定）に関わる可能性を恐れるため | 8   | 4.3   |
| 2 職場の雰囲気が悪くなることを恐れるため | 4   | 2.2   |
| 3 制度を利用している人が他にいないため  | 15  | 8.1   |
| 4 制度の対象外であるため         | 53  | 28.5  |
| 5 手続きが煩雑であるため         | 9   | 4.8   |
| 6それほど大きなメリットが感じられないため | 7   | 3.8   |
| 7 制度を利用する必要がないため      | 89  | 47.8  |
| 8 その他左記以外、不明          | 11  | 5.9   |

A\_15\_6 制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。／深夜業務の制限を設ける制度（MA）

|                       | 回答数 | %     |
|-----------------------|-----|-------|
| 全体                    | 256 | 100.0 |
| 1 評価（査定）に関わる可能性を恐れるため | 8   | 3.1   |
| 2 職場の雰囲気が悪くなることを恐れるため | 13  | 5.1   |
| 3 制度を利用している人が他にいないため  | 17  | 6.6   |
| 4 制度の対象外であるため         | 66  | 25.8  |
| 5 手続きが煩雑であるため         | 1   | 0.4   |
| 6それほど大きなメリットが感じられないため | 10  | 3.9   |
| 7 制度を利用する必要がないため      | 146 | 57.0  |
| 8 その他左記以外、不明          | 5   | 2.0   |

A\_15\_7 制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。／時間外労働（残業時間）の制限を設ける制度（MA）

|                       | 回答数 | %     |
|-----------------------|-----|-------|
| 全体                    | 287 | 100.0 |
| 1 評価（査定）に関わる可能性を恐れるため | 8   | 2.8   |
| 2 職場の雰囲気が悪くなることを恐れるため | 18  | 6.3   |
| 3 制度を利用している人が他にいないため  | 24  | 8.4   |
| 4 制度の対象外であるため         | 65  | 22.6  |
| 5 手続きが煩雑であるため         | 4   | 1.4   |
| 6それほど大きなメリットが感じられないため | 13  | 4.5   |
| 7 制度を利用する必要がないため      | 163 | 56.8  |
| 8 その他左記以外、不明          | 7   | 2.4   |

A\_15\_8 制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。／事業所内の託児施設（保育施設）の設置・運営（MA）

|                       | 回答数 | %     |
|-----------------------|-----|-------|
| 全体                    | 183 | 100.0 |
| 1 評価（査定）に関わる可能性を恐れるため | 4   | 2.2   |
| 2 職場の雰囲気が悪くなることを恐れるため | 7   | 3.8   |
| 3 制度を利用している人が他にいないため  | 16  | 8.7   |
| 4 制度の対象外であるため         | 53  | 29.0  |
| 5 手続きが煩雑であるため         | 4   | 2.2   |
| 6それほど大きなメリットが感じられないため | 7   | 3.8   |
| 7 制度を利用する必要がないため      | 92  | 50.3  |
| 8 その他左記以外、不明          | 6   | 3.3   |

A\_15\_9 制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。／育児サービス利用等に対する援助措置（MA）

|                       | 回答数 | %     |
|-----------------------|-----|-------|
| 全体                    | 208 | 100.0 |
| 1 評価（査定）に関わる可能性を恐れるため | 7   | 3.4   |
| 2 職場の雰囲気が悪くなることを恐れるため | 6   | 2.9   |
| 3 制度を利用している人が他にいないため  | 17  | 8.2   |
| 4 制度の対象外であるため         | 62  | 29.8  |
| 5 手続きが煩雑であるため         | 5   | 2.4   |
| 6それほど大きなメリットが感じられないため | 5   | 2.4   |
| 7 制度を利用する必要がないため      | 108 | 51.9  |
| 8 その他左記以外、不明          | 6   | 2.9   |

A\_15\_10 制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。／育児休暇取得の推進に関する制度（MA）

|                        | 回答数 | %     |
|------------------------|-----|-------|
| 全体                     | 313 | 100.0 |
| 1 評価（査定）に関わる可能性を恐れるため  | 10  | 3.2   |
| 2 職場の雰囲気が悪くなることを恐れるため  | 11  | 3.5   |
| 3 制度を利用している人が他にいないため   | 20  | 6.4   |
| 4 制度の対象外であるため          | 104 | 33.2  |
| 5 手続きが煩雑であるため          | 6   | 1.9   |
| 6 それほど大きなメリットが感じられないため | 7   | 2.2   |
| 7 制度を利用する必要があるため       | 162 | 51.8  |
| 8 その他左記以外、不明           | 6   | 1.9   |

A\_15\_11 制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。／産前産後休業制度（産休）（MA）

|                        | 回答数 | %     |
|------------------------|-----|-------|
| 全体                     | 476 | 100.0 |
| 1 評価（査定）に関わる可能性を恐れるため  | 5   | 1.1   |
| 2 職場の雰囲気が悪くなることを恐れるため  | 9   | 1.9   |
| 3 制度を利用している人が他にいないため   | 19  | 4.0   |
| 4 制度の対象外であるため          | 173 | 36.3  |
| 5 手続きが煩雑であるため          | 2   | 0.4   |
| 6 それほど大きなメリットが感じられないため | 5   | 1.1   |
| 7 制度を利用する必要があるため       | 266 | 55.9  |
| 8 その他左記以外、不明           | 9   | 1.9   |

A\_15\_12 制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。／育児休暇復帰後の就業サポート（MA）

|                        | 回答数 | %     |
|------------------------|-----|-------|
| 全体                     | 315 | 100.0 |
| 1 評価（査定）に関わる可能性を恐れるため  | 7   | 2.2   |
| 2 職場の雰囲気が悪くなることを恐れるため  | 10  | 3.2   |
| 3 制度を利用している人が他にいないため   | 16  | 5.1   |
| 4 制度の対象外であるため          | 95  | 30.2  |
| 5 手続きが煩雑であるため          | 4   | 1.3   |
| 6 それほど大きなメリットが感じられないため | 9   | 2.9   |
| 7 制度を利用する必要があるため       | 173 | 54.9  |
| 8 その他左記以外、不明           | 7   | 2.2   |

A\_15\_13 制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。／転勤の配慮（育児期の従業員の転勤に配慮のある制度）（MA）

|                        | 回答数 | %     |
|------------------------|-----|-------|
| 全体                     | 250 | 100.0 |
| 1 評価（査定）に関わる可能性を恐れるため  | 9   | 3.6   |
| 2 職場の雰囲気が悪くなることを恐れるため  | 8   | 3.2   |
| 3 制度を利用している人が他にいないため   | 18  | 7.2   |
| 4 制度の対象外であるため          | 66  | 26.4  |
| 5 手続きが煩雑であるため          | 6   | 2.4   |
| 6 それほど大きなメリットが感じられないため | 13  | 5.2   |
| 7 制度を利用する必要があるため       | 135 | 54.0  |
| 8 その他左記以外、不明           | 5   | 2.0   |

A\_15\_14 制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。／家族手当（あるいは育児手当）の支給（MA）

|                        | 回答数 | %     |
|------------------------|-----|-------|
| 全体                     | 300 | 100.0 |
| 1 評価（査定）に関わる可能性を恐れるため  | 5   | 1.7   |
| 2 職場の雰囲気が悪くなることを恐れるため  | 8   | 2.7   |
| 3 制度を利用している人が他にいないため   | 10  | 3.3   |
| 4 制度の対象外であるため          | 121 | 40.3  |
| 5 手続きが煩雑であるため          | 7   | 2.3   |
| 6 それほど大きなメリットが感じられないため | 6   | 2.0   |
| 7 制度を利用する必要があるため       | 138 | 46.0  |
| 8 その他左記以外、不明           | 11  | 3.7   |

A\_16\_2\_1 お答えいただいた勤務先特有の子育て支援制度の利用状況をお答えください。／○○○（a\_1 1 6\_\_ 1\_\_ 1 回答再掲）（SA）

|           | 回答数 | %     |
|-----------|-----|-------|
| 全体        | 411 | 100.0 |
| 1 利用している  | 59  | 14.4  |
| 2 利用していない | 352 | 85.6  |

A\_16\_2\_2 お答えいただいた勤務先特有の子育て支援制度の利用状況をお答えください。／○○○（a\_1 1 6\_\_ 1\_\_ 2 回答再掲）（SA）

|           | 回答数 | %     |
|-----------|-----|-------|
| 全体        | 46  | 100.0 |
| 1 利用している  | 12  | 26.1  |
| 2 利用していない | 34  | 73.9  |

A\_16\_2\_3 お答えいただいた勤務先特有の子育て支援制度の利用状況をお答えください。／○○○（a\_1 1 6\_\_ 1\_\_ 3 回答再掲）（SA）

|           | 回答数 | %     |
|-----------|-----|-------|
| 全体        | 27  | 100.0 |
| 1 利用している  | 8   | 29.6  |
| 2 利用していない | 19  | 70.4  |

A\_17 入社（入職）の際に、勤務先の子育て支援に関する諸制度について考慮しましたか？（SA）

|           | 回答数  | %     |
|-----------|------|-------|
| 全体        | 1505 | 100.0 |
| 1 考慮した    | 202  | 13.4  |
| 2 考慮しなかった | 1081 | 71.8  |
| 3 覚えてない   | 222  | 14.8  |

B\_0\_1 あなたの配偶者の年齢をお知らせください。／歳（NU）

|     | 回答数  | %     |
|-----|------|-------|
| 全体  | 2000 | 100.0 |
| 平均値 |      | 41.02 |
| 最小値 |      | 22.00 |
| 最大値 |      | 78.00 |

B\_1 あなたの配偶者の年代をお選びください。（S A）

|    |        | 回答数  | %     |
|----|--------|------|-------|
| 全体 |        | 2000 | 100.0 |
| 1  | 15～19歳 | 0    | 0.0   |
| 2  | 20～24歳 | 18   | 0.9   |
| 3  | 25～29歳 | 156  | 7.8   |
| 4  | 30～34歳 | 309  | 15.5  |
| 5  | 35～39歳 | 353  | 17.7  |
| 6  | 40～44歳 | 428  | 21.4  |
| 7  | 45～49歳 | 447  | 22.4  |
| 8  | 50～54歳 | 207  | 10.4  |
| 9  | 55～59歳 | 62   | 3.1   |
| 10 | 60歳以上  | 20   | 1.0   |

B\_2 あなたの配偶者の最終学歴をお選びください。（S A）

|    |               | 回答数  | %     |
|----|---------------|------|-------|
| 全体 |               | 2000 | 100.0 |
| 1  | 中学校           | 50   | 2.5   |
| 2  | 高等学校          | 452  | 22.6  |
| 3  | 専門学校          | 240  | 12.0  |
| 4  | 短期大学          | 42   | 2.1   |
| 5  | 高等専門学校、高等専修学校 | 74   | 3.7   |
| 6  | 大学            | 963  | 48.2  |
| 7  | 大学院           | 175  | 8.8   |
| 8  | その他上記以外       | 4    | 0.2   |

B\_3 あなたの配偶者の現在の就業状況をお選びください。（S A）

|    |                                  | 回答数  | %     |
|----|----------------------------------|------|-------|
| 全体 |                                  | 2000 | 100.0 |
| 1  | 正規の職員                            | 1641 | 82.1  |
| 2  | 正規の職員以外（契約社員・派遣社員・パートタイム・アルバイト等） | 101  | 5.1   |
| 3  | 会社などの役員                          | 50   | 2.5   |
| 4  | 自営業（フリーランサー、士業の専門職等も含む）          | 162  | 8.1   |
| 5  | 求職中                              | 14   | 0.7   |
| 6  | 無職（退職・専業主夫等も含む）                  | 28   | 1.4   |
| 7  | その他上記以外                          | 4    | 0.2   |

B\_4 あなたの配偶者の、現在の主要な勤務先におけるメインと思われる業種を1つお選びください。（S A）

|    |                   | 回答数  | %     |
|----|-------------------|------|-------|
| 全体 |                   | 1954 | 100.0 |
| 1  | 農業、林業             | 16   | 0.8   |
| 2  | 漁業                | 1    | 0.1   |
| 3  | 鉱業、採石業、砂利採取業      | 5    | 0.3   |
| 4  | 建設業               | 134  | 6.9   |
| 5  | 製造業               | 417  | 21.3  |
| 6  | 電気・ガス業・熱供給・水道業    | 54   | 2.8   |
| 7  | 情報通信業             | 118  | 6.0   |
| 8  | 運輸業、郵便業           | 114  | 5.8   |
| 9  | 卸売業、小売業           | 181  | 9.3   |
| 10 | 金融業、保険業           | 77   | 3.9   |
| 11 | 不動産業、物品賃貸業        | 40   | 2.0   |
| 12 | 学術研究、専門・技術サービス業   | 43   | 2.2   |
| 13 | 宿泊業、飲食サービス業       | 69   | 3.5   |
| 14 | 生活関連サービス業、娯楽業     | 34   | 1.7   |
| 15 | 教育、学習支援業          | 77   | 3.9   |
| 16 | 医療、福祉             | 164  | 8.4   |
| 17 | 複合サービス事業          | 31   | 1.6   |
| 18 | サービス業（他に分類されないもの） | 181  | 9.3   |
| 19 | 公務                | 131  | 6.7   |
| 20 | その他上記以外           | 67   | 3.4   |

B\_5 あなたの配偶者の、現在の主要な勤務先における最も近いと思われる職種を1つお選びください。（S A）

|    |           | 回答数  | %     |
|----|-----------|------|-------|
| 全体 |           | 1954 | 100.0 |
| 1  | 管理的職業     | 321  | 16.4  |
| 2  | 専門的・技術的職業 | 695  | 35.6  |
| 3  | 事務        | 254  | 13.0  |
| 4  | 販売        | 116  | 5.9   |
| 5  | サービス職業    | 245  | 12.5  |
| 6  | 保安職業      | 23   | 1.2   |
| 7  | 農林漁業      | 16   | 0.8   |
| 8  | 生産工程      | 86   | 4.4   |
| 9  | 輸送・機械運転   | 61   | 3.1   |
| 10 | 建設・採掘     | 50   | 2.6   |
| 11 | 運搬・清掃・包装等 | 25   | 1.3   |
| 12 | その他上記以外   | 62   | 3.2   |

B\_6 あなたの配偶者の現在の主要な勤務先の規模をお答えください。（S A）

|    |              | 回答数  | %     |
|----|--------------|------|-------|
| 全体 |              | 1954 | 100.0 |
| 1  | 1 0人以下       | 293  | 15.0  |
| 2  | 1 1～4 9人     | 333  | 17.0  |
| 3  | 5 0～9 9人     | 206  | 10.5  |
| 4  | 1 0 0～1 9 9人 | 241  | 12.3  |
| 5  | 2 0 0～4 9 9人 | 206  | 10.5  |
| 6  | 5 0 0～9 9 9人 | 161  | 8.2   |
| 7  | 1 0 0 0人以上   | 514  | 26.3  |

B\_7 あなたの配偶者の現在の賃金制度をお答えください。（S A）

|    |                  | 回答数  | %     |
|----|------------------|------|-------|
| 全体 |                  | 1954 | 100.0 |
| 1  | いわゆる年功序列型        | 321  | 16.4  |
| 2  | どちらかといえば年功序列型    | 520  | 26.6  |
| 3  | どちらかといえば能力・業績主義型 | 387  | 19.8  |
| 4  | 能力・業績主義型         | 227  | 11.6  |
| 5  | わからない            | 499  | 25.5  |

B\_8\_1 現在の主要な勤務先の勤続年数をお答えください。／年（N U）

|     |  | 回答数  | %     |
|-----|--|------|-------|
| 全体  |  | 1954 | 100.0 |
| 平均値 |  |      | 11.94 |
| 最小値 |  |      | 0.00  |
| 最大値 |  |      | 42.00 |

B\_8\_2 現在の主要な勤務先の勤続年数をお答えください。／ヵ月（N U）

|     |  | 回答数  | %     |
|-----|--|------|-------|
| 全体  |  | 1954 | 100.0 |
| 平均値 |  |      | 5.60  |
| 最小値 |  |      | 0.00  |
| 最大値 |  |      | 11.00 |

B\_9\_1 あなたの配偶者の現在の主要な勤務先までの通勤時間をお答えください。／時間（S A）

|    |     | 回答数  | %     |
|----|-----|------|-------|
| 全体 |     | 1954 | 100.0 |
| 1  | 0   | 1298 | 66.4  |
| 2  | 1   | 550  | 28.1  |
| 3  | 2   | 35   | 1.8   |
| 4  | 3   | 6    | 0.3   |
| 5  | 4   | 1    | 0.1   |
| 6  | 5   | 3    | 0.2   |
| 7  | 6   | 1    | 0.1   |
| 8  | 7   | 6    | 0.3   |
| 9  | 8   | 24   | 1.2   |
| 10 | 9   | 9    | 0.5   |
| 11 | 1 0 | 11   | 0.6   |
| 12 | 1 1 | 1    | 0.1   |
| 13 | 1 2 | 3    | 0.2   |
| 14 | 1 3 | 0    | 0.0   |
| 15 | 1 4 | 1    | 0.1   |
| 16 | 1 5 | 2    | 0.1   |
| 17 | 1 6 | 0    | 0.0   |
| 18 | 1 7 | 0    | 0.0   |
| 19 | 1 8 | 0    | 0.0   |
| 20 | 1 9 | 0    | 0.0   |
| 21 | 2 0 | 2    | 0.1   |
| 22 | 2 1 | 0    | 0.0   |
| 23 | 2 2 | 0    | 0.0   |
| 24 | 2 3 | 0    | 0.0   |
| 25 | 2 4 | 1    | 0.1   |

B\_9\_2 あなたの配偶者の現在の主要な勤務先までの通勤時間をお答えください。／分（S A）

|    |     | 回答数  | %     |
|----|-----|------|-------|
| 全体 |     | 1954 | 100.0 |
| 1  | 0   | 476  | 24.4  |
| 2  | 1 0 | 262  | 13.4  |
| 3  | 2 0 | 396  | 20.3  |
| 4  | 3 0 | 463  | 23.7  |
| 5  | 4 0 | 238  | 12.2  |
| 6  | 5 0 | 119  | 6.1   |

B\_10 あなたの配偶者の1週間のうち平均の勤務日数をお答えください。（S A）

|    |      | 回答数  | %     |
|----|------|------|-------|
|    | 全体   | 1954 | 100.0 |
| 1  | 0    | 2    | 0.1   |
| 2  | 0. 5 | 2    | 0.1   |
| 3  | 1    | 16   | 0.8   |
| 4  | 1. 5 | 3    | 0.2   |
| 5  | 2    | 5    | 0.3   |
| 6  | 2. 5 | 3    | 0.2   |
| 7  | 3    | 14   | 0.7   |
| 8  | 3. 5 | 2    | 0.1   |
| 9  | 4    | 21   | 1.1   |
| 10 | 4. 5 | 8    | 0.4   |
| 11 | 5    | 1165 | 59.6  |
| 12 | 5. 5 | 182  | 9.3   |
| 13 | 6    | 345  | 17.7  |
| 14 | 6. 5 | 50   | 2.6   |
| 15 | 7    | 136  | 7.0   |

B\_11\_1 あなたの配偶者の昨年度（2018年度）の1日（就業日）の平均勤務時間をお答えください。／時間（S A）

|    |    | 回答数  | %     |
|----|----|------|-------|
|    | 全体 | 1954 | 100.0 |
| 1  | 0  | 5    | 0.3   |
| 2  | 1  | 1    | 0.1   |
| 3  | 2  | 1    | 0.1   |
| 4  | 3  | 4    | 0.2   |
| 5  | 4  | 8    | 0.4   |
| 6  | 5  | 17   | 0.9   |
| 7  | 6  | 23   | 1.2   |
| 8  | 7  | 94   | 4.8   |
| 9  | 8  | 630  | 32.2  |
| 10 | 9  | 366  | 18.7  |
| 11 | 10 | 435  | 22.3  |
| 12 | 11 | 108  | 5.5   |
| 13 | 12 | 148  | 7.6   |
| 14 | 13 | 34   | 1.7   |
| 15 | 14 | 25   | 1.3   |
| 16 | 15 | 22   | 1.1   |
| 17 | 16 | 9    | 0.5   |
| 18 | 17 | 2    | 0.1   |
| 19 | 18 | 4    | 0.2   |
| 20 | 19 | 0    | 0.0   |
| 21 | 20 | 7    | 0.4   |
| 22 | 21 | 1    | 0.1   |
| 23 | 22 | 0    | 0.0   |
| 24 | 23 | 1    | 0.1   |
| 25 | 24 | 9    | 0.5   |

B\_12\_1 あなたの配偶者の本年度（2019年度）の1日（就業日）の平均勤務時間をお答えください。／時間（S A）

|    |    | 回答数  | %     |
|----|----|------|-------|
|    | 全体 | 1954 | 100.0 |
| 1  | 0  | 6    | 0.3   |
| 2  | 1  | 4    | 0.2   |
| 3  | 2  | 3    | 0.2   |
| 4  | 3  | 6    | 0.3   |
| 5  | 4  | 8    | 0.4   |
| 6  | 5  | 16   | 0.8   |
| 7  | 6  | 24   | 1.2   |
| 8  | 7  | 96   | 4.9   |
| 9  | 8  | 631  | 32.3  |
| 10 | 9  | 386  | 19.8  |
| 11 | 10 | 417  | 21.3  |
| 12 | 11 | 107  | 5.5   |
| 13 | 12 | 140  | 7.2   |
| 14 | 13 | 32   | 1.6   |
| 15 | 14 | 23   | 1.2   |
| 16 | 15 | 24   | 1.2   |
| 17 | 16 | 9    | 0.5   |
| 18 | 17 | 2    | 0.1   |
| 19 | 18 | 4    | 0.2   |
| 20 | 19 | 0    | 0.0   |
| 21 | 20 | 6    | 0.3   |
| 22 | 21 | 0    | 0.0   |
| 23 | 22 | 0    | 0.0   |
| 24 | 23 | 0    | 0.0   |
| 25 | 24 | 10   | 0.5   |

B\_13\_1 あなたの配偶者は、有給休暇は年間平均で約何日取得していますか？／日（N U）

|     | 回答数  | %      |
|-----|------|--------|
| 全体  | 1954 | 100.0  |
| 平均値 |      | 8.04   |
| 最小値 |      | 0.00   |
| 最大値 |      | 360.00 |

B\_14\_1 あなたの配偶者の現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／短時間勤務制度（通常より勤務時間を短く設定できる制度）（S A）

|    |                          | 回答数  | %     |
|----|--------------------------|------|-------|
| 全体 |                          | 1954 | 100.0 |
| 1  | 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 55   | 2.8   |
| 2  | 制度があることを知っているが、利用したことがない | 350  | 17.9  |
| 3  | 制度があるかどうか知らない            | 1068 | 54.7  |
| 4  | この制度はない                  | 481  | 24.6  |

B\_14\_2 あなたの配偶者の現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／始業・終業時間の繰り上げ・繰り下げ（時差出勤の制度）（ＳＡ）

|   |                          | 回答数  | %     |
|---|--------------------------|------|-------|
|   | 全体                       | 1954 | 100.0 |
| 1 | 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 127  | 6.5   |
| 2 | 制度があることを知っているが、利用したことがない | 223  | 11.4  |
| 3 | 制度があるかどうか知らない            | 1078 | 55.2  |
| 4 | この制度はない                  | 526  | 26.9  |

B\_14\_3 あなたの配偶者の現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／フレックスタイム制度（ＳＡ）

|   |                          | 回答数  | %     |
|---|--------------------------|------|-------|
|   | 全体                       | 1954 | 100.0 |
| 1 | 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 191  | 9.8   |
| 2 | 制度があることを知っているが、利用したことがない | 174  | 8.9   |
| 3 | 制度があるかどうか知らない            | 963  | 49.3  |
| 4 | この制度はない                  | 626  | 32.0  |

B\_14\_4 あなたの配偶者の現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／裁量労働制度（ＳＡ）

|   |                          | 回答数  | %     |
|---|--------------------------|------|-------|
|   | 全体                       | 1954 | 100.0 |
| 1 | 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 50   | 2.6   |
| 2 | 制度があることを知っているが、利用したことがない | 144  | 7.4   |
| 3 | 制度があるかどうか知らない            | 1112 | 56.9  |
| 4 | この制度はない                  | 648  | 33.2  |

B\_14\_5 あなたの配偶者の現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／在宅勤務制度（ＳＡ）

|   |                          | 回答数  | %     |
|---|--------------------------|------|-------|
|   | 全体                       | 1954 | 100.0 |
| 1 | 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 86   | 4.4   |
| 2 | 制度があることを知っているが、利用したことがない | 148  | 7.6   |
| 3 | 制度があるかどうか知らない            | 925  | 47.3  |
| 4 | この制度はない                  | 795  | 40.7  |

B\_14\_6 あなたの配偶者の現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／深夜業務の制限を設ける制度（ＳＡ）

|   |                          | 回答数  | %     |
|---|--------------------------|------|-------|
|   | 全体                       | 1954 | 100.0 |
| 1 | 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 59   | 3.0   |
| 2 | 制度があることを知っているが、利用したことがない | 174  | 8.9   |
| 3 | 制度があるかどうか知らない            | 1119 | 57.3  |
| 4 | この制度はない                  | 602  | 30.8  |

B\_14\_7 あなたの配偶者の現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／時間外労働（残業時間）の制限を設ける制度（ＳＡ）

|   |                          | 回答数  | %     |
|---|--------------------------|------|-------|
|   | 全体                       | 1954 | 100.0 |
| 1 | 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 159  | 8.1   |
| 2 | 制度があることを知っているが、利用したことがない | 189  | 9.7   |
| 3 | 制度があるかどうか知らない            | 1078 | 55.2  |
| 4 | この制度はない                  | 528  | 27.0  |

B\_14\_8 あなたの配偶者の現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／事業所内の託児施設（保育施設）の設置・運営（ＳＡ）

|   |                          | 回答数  | %     |
|---|--------------------------|------|-------|
|   | 全体                       | 1954 | 100.0 |
| 1 | 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 7    | 0.4   |
| 2 | 制度があることを知っているが、利用したことがない | 132  | 6.8   |
| 3 | 制度があるかどうか知らない            | 971  | 49.7  |
| 4 | この制度はない                  | 844  | 43.2  |

B\_14\_9 あなたの配偶者の現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／育児サービス利用等に対する援助措置（ＳＡ）

|   |                          | 回答数  | %     |
|---|--------------------------|------|-------|
|   | 全体                       | 1954 | 100.0 |
| 1 | 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 15   | 0.8   |
| 2 | 制度があることを知っているが、利用したことがない | 162  | 8.3   |
| 3 | 制度があるかどうか知らない            | 1106 | 56.6  |
| 4 | この制度はない                  | 671  | 34.3  |

B\_14\_10 あなたの配偶者の現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／育児休暇取得の推進に関する制度（ＳＡ）

|   |                          | 回答数  | %     |
|---|--------------------------|------|-------|
|   | 全体                       | 1954 | 100.0 |
| 1 | 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 37   | 1.9   |
| 2 | 制度があることを知っているが、利用したことがない | 280  | 14.3  |
| 3 | 制度があるかどうか知らない            | 1084 | 55.5  |
| 4 | この制度はない                  | 553  | 28.3  |

B\_14\_11 あなたの配偶者の現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／産前産後休業制度（産休）（ＳＡ）

|   |                          | 回答数  | %     |
|---|--------------------------|------|-------|
|   | 全体                       | 1954 | 100.0 |
| 1 | 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 31   | 1.6   |
| 2 | 制度があることを知っているが、利用したことがない | 484  | 24.8  |
| 3 | 制度があるかどうか知らない            | 991  | 50.7  |
| 4 | この制度はない                  | 448  | 22.9  |

B\_14\_12 あなたの配偶者の現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／育児休暇復帰後の就業サポート（S A）

|                            | 回答数  | %     |
|----------------------------|------|-------|
| 全体                         | 1954 | 100.0 |
| 1 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 9    | 0.5   |
| 2 制度があることを知っているが、利用したことがない | 258  | 13.2  |
| 3 制度があるかどうか知らない            | 1168 | 59.8  |
| 4 この制度はない                  | 519  | 26.6  |

B\_14\_13 あなたの配偶者の現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／転勤の配慮（育児期の従業員の転勤に配慮のある制度）（S A）

|                            | 回答数  | %     |
|----------------------------|------|-------|
| 全体                         | 1954 | 100.0 |
| 1 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 24   | 1.2   |
| 2 制度があることを知っているが、利用したことがない | 207  | 10.6  |
| 3 制度があるかどうか知らない            | 1148 | 58.8  |
| 4 この制度はない                  | 575  | 29.4  |

B\_14\_14 あなたの配偶者の現在の主要な勤務先の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。／家族手当（あるいは育児手当）の支給（S A）

|                            | 回答数  | %     |
|----------------------------|------|-------|
| 全体                         | 1954 | 100.0 |
| 1 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 381  | 19.5  |
| 2 制度があることを知っているが、利用したことがない | 210  | 10.7  |
| 3 制度があるかどうか知らない            | 882  | 45.1  |
| 4 この制度はない                  | 481  | 24.6  |

B\_15\_1 あなたの配偶者が制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。／短時間勤務制度（通常より勤務時間を短く設定できる制度）（MA）

|                        | 回答数 | %     |
|------------------------|-----|-------|
| 全体                     | 350 | 100.0 |
| 1 評価（査定）に関わる可能性を恐れるため  | 35  | 10.0  |
| 2 職場の雰囲気が悪くなることを恐れるため  | 19  | 5.4   |
| 3 制度を利用している人が他にいないため   | 43  | 12.3  |
| 4 制度の対象外であるため          | 58  | 16.6  |
| 5 手続きが煩雑であるため          | 3   | 0.9   |
| 6 それほど大きなメリットが感じられないため | 29  | 8.3   |
| 7 制度を利用する必要がないため       | 198 | 56.6  |
| 8 その他上記以外、不明           | 4   | 1.1   |

B\_15\_2 あなたの配偶者が制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。／始業・終業時間の繰り上げ・繰り下げ（時差出勤の制度）（MA）

|                        | 回答数 | %     |
|------------------------|-----|-------|
| 全体                     | 223 | 100.0 |
| 1 評価（査定）に関わる可能性を恐れるため  | 21  | 9.4   |
| 2 職場の雰囲気が悪くなることを恐れるため  | 10  | 4.5   |
| 3 制度を利用している人が他にいないため   | 33  | 14.8  |
| 4 制度の対象外であるため          | 32  | 14.3  |
| 5 手続きが煩雑であるため          | 6   | 2.7   |
| 6 それほど大きなメリットが感じられないため | 21  | 9.4   |
| 7 制度を利用する必要がないため       | 122 | 54.7  |
| 8 その他上記以外、不明           | 2   | 0.9   |

B\_15\_3 あなたの配偶者が制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。／フレックスタイム制度（MA）

|                        | 回答数 | %     |
|------------------------|-----|-------|
| 全体                     | 174 | 100.0 |
| 1 評価（査定）に関わる可能性を恐れるため  | 18  | 10.3  |
| 2 職場の雰囲気が悪くなることを恐れるため  | 10  | 5.7   |
| 3 制度を利用している人が他にいないため   | 24  | 13.8  |
| 4 制度の対象外であるため          | 19  | 10.9  |
| 5 手続きが煩雑であるため          | 2   | 1.1   |
| 6 それほど大きなメリットが感じられないため | 16  | 9.2   |
| 7 制度を利用する必要がないため       | 98  | 56.3  |
| 8 その他上記以外、不明           | 4   | 2.3   |

B\_15\_4 あなたの配偶者が制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。／裁量労働制度（MA）

|                        | 回答数 | %     |
|------------------------|-----|-------|
| 全体                     | 144 | 100.0 |
| 1 評価（査定）に関わる可能性を恐れるため  | 16  | 11.1  |
| 2 職場の雰囲気が悪くなることを恐れるため  | 10  | 6.9   |
| 3 制度を利用している人が他にいないため   | 20  | 13.9  |
| 4 制度の対象外であるため          | 24  | 16.7  |
| 5 手続きが煩雑であるため          | 2   | 1.4   |
| 6 それほど大きなメリットが感じられないため | 10  | 6.9   |
| 7 制度を利用する必要がないため       | 70  | 48.6  |
| 8 その他上記以外、不明           | 0   | 0.0   |

B\_15\_5 あなたの配偶者が制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。／在宅勤務制度（MA）

|                        | 回答数 | %     |
|------------------------|-----|-------|
| 全体                     | 148 | 100.0 |
| 1 評価（査定）に関わる可能性を恐れるため  | 12  | 8.1   |
| 2 職場の雰囲気が悪くなることを恐れるため  | 8   | 5.4   |
| 3 制度を利用している人が他にいないため   | 20  | 13.5  |
| 4 制度の対象外であるため          | 28  | 18.9  |
| 5 手続きが煩雑であるため          | 2   | 1.4   |
| 6 それほど大きなメリットが感じられないため | 14  | 9.5   |
| 7 制度を利用する必要がないため       | 64  | 43.2  |
| 8 その他上記以外、不明           | 4   | 2.7   |

B\_15\_6 あなたの配偶者が制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。／深夜業務の制限を設ける制度（MA）

|    |                      | 回答数 | %     |
|----|----------------------|-----|-------|
| 全体 |                      | 174 | 100.0 |
| 1  | 評価（査定）に関わる可能性を恐れるため  | 14  | 8.0   |
| 2  | 職場の雰囲気が悪くなることを恐れるため  | 16  | 9.2   |
| 3  | 制度を利用している人が他にいないため   | 32  | 18.4  |
| 4  | 制度の対象外であるため          | 23  | 13.2  |
| 5  | 手続きが煩雑であるため          | 3   | 1.7   |
| 6  | それほど大きなメリットが感じられないため | 13  | 7.5   |
| 7  | 制度を利用する必要がないため       | 91  | 52.3  |
| 8  | その他上記以外、不明           | 3   | 1.7   |

B\_15\_7 あなたの配偶者が制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。／時間外労働（残業時間）の制限を設ける制度（MA）

|    |                      | 回答数 | %     |
|----|----------------------|-----|-------|
| 全体 |                      | 189 | 100.0 |
| 1  | 評価（査定）に関わる可能性を恐れるため  | 18  | 9.5   |
| 2  | 職場の雰囲気が悪くなることを恐れるため  | 16  | 8.5   |
| 3  | 制度を利用している人が他にいないため   | 29  | 15.3  |
| 4  | 制度の対象外であるため          | 28  | 14.8  |
| 5  | 手続きが煩雑であるため          | 2   | 1.1   |
| 6  | それほど大きなメリットが感じられないため | 14  | 7.4   |
| 7  | 制度を利用する必要がないため       | 100 | 52.9  |
| 8  | その他上記以外、不明           | 3   | 1.6   |

B\_15\_8 あなたの配偶者が制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。／事業所内の託児施設（保育施設）の設置・運営（MA）

|    |                      | 回答数 | %     |
|----|----------------------|-----|-------|
| 全体 |                      | 132 | 100.0 |
| 1  | 評価（査定）に関わる可能性を恐れるため  | 8   | 6.1   |
| 2  | 職場の雰囲気が悪くなることを恐れるため  | 6   | 4.5   |
| 3  | 制度を利用している人が他にいないため   | 21  | 15.9  |
| 4  | 制度の対象外であるため          | 21  | 15.9  |
| 5  | 手続きが煩雑であるため          | 4   | 3.0   |
| 6  | それほど大きなメリットが感じられないため | 4   | 3.0   |
| 7  | 制度を利用する必要がないため       | 69  | 52.3  |
| 8  | その他上記以外、不明           | 2   | 1.5   |

B\_15\_9 あなたの配偶者が制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。／育児サービス利用等に対する援助措置（MA）

|    |                      | 回答数 | %     |
|----|----------------------|-----|-------|
| 全体 |                      | 162 | 100.0 |
| 1  | 評価（査定）に関わる可能性を恐れるため  | 10  | 6.2   |
| 2  | 職場の雰囲気が悪くなることを恐れるため  | 9   | 5.6   |
| 3  | 制度を利用している人が他にいないため   | 24  | 14.8  |
| 4  | 制度の対象外であるため          | 23  | 14.2  |
| 5  | 手続きが煩雑であるため          | 5   | 3.1   |
| 6  | それほど大きなメリットが感じられないため | 10  | 6.2   |
| 7  | 制度を利用する必要がないため       | 89  | 54.9  |
| 8  | その他上記以外、不明           | 0   | 0.0   |

B\_15\_10 あなたの配偶者が制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。／育児休暇取得の推進に関する制度（MA）

|    |                      | 回答数 | %     |
|----|----------------------|-----|-------|
| 全体 |                      | 280 | 100.0 |
| 1  | 評価（査定）に関わる可能性を恐れるため  | 24  | 8.6   |
| 2  | 職場の雰囲気が悪くなることを恐れるため  | 19  | 6.8   |
| 3  | 制度を利用している人が他にいないため   | 40  | 14.3  |
| 4  | 制度の対象外であるため          | 45  | 16.1  |
| 5  | 手続きが煩雑であるため          | 6   | 2.1   |
| 6  | それほど大きなメリットが感じられないため | 23  | 8.2   |
| 7  | 制度を利用する必要がないため       | 153 | 54.6  |
| 8  | その他上記以外、不明           | 3   | 1.1   |

B\_15\_11 あなたの配偶者が制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。／産前産後休業制度（産休）（MA）

|    |                      | 回答数 | %     |
|----|----------------------|-----|-------|
| 全体 |                      | 484 | 100.0 |
| 1  | 評価（査定）に関わる可能性を恐れるため  | 28  | 5.8   |
| 2  | 職場の雰囲気が悪くなることを恐れるため  | 20  | 4.1   |
| 3  | 制度を利用している人が他にいないため   | 55  | 11.4  |
| 4  | 制度の対象外であるため          | 99  | 20.5  |
| 5  | 手続きが煩雑であるため          | 8   | 1.7   |
| 6  | それほど大きなメリットが感じられないため | 23  | 4.8   |
| 7  | 制度を利用する必要がないため       | 280 | 57.9  |
| 8  | その他上記以外、不明           | 10  | 2.1   |

B\_15\_12 あなたの配偶者が制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。／育児休暇復帰後の就業サポート（MA）

|    |                      | 回答数 | %     |
|----|----------------------|-----|-------|
| 全体 |                      | 258 | 100.0 |
| 1  | 評価（査定）に関わる可能性を恐れるため  | 16  | 6.2   |
| 2  | 職場の雰囲気が悪くなることを恐れるため  | 13  | 5.0   |
| 3  | 制度を利用している人が他にいないため   | 30  | 11.6  |
| 4  | 制度の対象外であるため          | 49  | 19.0  |
| 5  | 手続きが煩雑であるため          | 7   | 2.7   |
| 6  | それほど大きなメリットが感じられないため | 13  | 5.0   |
| 7  | 制度を利用する必要がないため       | 139 | 53.9  |
| 8  | その他上記以外、不明           | 3   | 1.2   |

B\_15\_13 あなたの配偶者が制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。／転勤の配慮（育児期の従業員の転勤に配慮のある制度）（MA）

|    |                      | 回答数 | %     |
|----|----------------------|-----|-------|
| 全体 |                      | 207 | 100.0 |
| 1  | 評価（査定）に関わる可能性を恐れるため  | 17  | 8.2   |
| 2  | 職場の雰囲気が悪くなることを恐れるため  | 10  | 4.8   |
| 3  | 制度を利用している人が他にいないため   | 24  | 11.6  |
| 4  | 制度の対象外であるため          | 35  | 16.9  |
| 5  | 手続きが煩雑であるため          | 7   | 3.4   |
| 6  | それほど大きなメリットが感じられないため | 8   | 3.9   |
| 7  | 制度を利用する必要がないため       | 113 | 54.6  |
| 8  | その他上記以外、不明           | 5   | 2.4   |



B\_15\_14 あなたの配偶者が制度を利用したことがない理由をそれぞれお答えください。／家族手当（あるいは育児手当）の支給（MA）

|                       | 回答数 | %     |
|-----------------------|-----|-------|
| 全体                    | 210 | 100.0 |
| 1 評価（査定）に関わる可能性を恐れるため | 13  | 6.2   |
| 2 職場の雰囲気が悪くなることを恐れるため | 11  | 5.2   |
| 3 制度を利用している人が他にいないため  | 24  | 11.4  |
| 4 制度の対象外であるため         | 50  | 23.8  |
| 5 手続きが煩雑であるため         | 7   | 3.3   |
| 6それほど大きなメリットが感じられないため | 8   | 3.8   |
| 7 制度を利用する必要がないため      | 100 | 47.6  |
| 8 その他上記以外、不明          | 10  | 4.8   |

B16\_2\_1 お答えいただいたあなたの配偶者の勤務先特有の子育て支援制度の利用状況をお答えください。／〇〇（b\_\_1 6\_\_1 \_\_1 回答再掲）（SA）

|           | 回答数 | %     |
|-----------|-----|-------|
| 全体        | 337 | 100.0 |
| 1 利用している  | 38  | 11.3  |
| 2 利用していない | 299 | 88.7  |

B16\_2\_2 お答えいただいたあなたの配偶者の勤務先特有の子育て支援制度の利用状況をお答えください。／〇〇（b\_\_1 6\_\_1 \_\_2 回答再掲）（SA）

|           | 回答数 | %     |
|-----------|-----|-------|
| 全体        | 22  | 100.0 |
| 1 利用している  | 4   | 18.2  |
| 2 利用していない | 18  | 81.8  |

B16\_2\_3 お答えいただいたあなたの配偶者の勤務先特有の子育て支援制度の利用状況をお答えください。／〇〇（b\_\_1 6\_\_1 \_\_3 回答再掲）（SA）

|           | 回答数 | %     |
|-----------|-----|-------|
| 全体        | 10  | 100.0 |
| 1 利用している  | 0   | 0.0   |
| 2 利用していない | 10  | 100.0 |

B\_17 あなたの配偶者は、入社（入職）の際に、勤務先の子育て支援に関する諸制度について考慮しましたか？（SA）

|           | 回答数  | %     |
|-----------|------|-------|
| 全体        | 1954 | 100.0 |
| 1 考慮した    | 50   | 2.6   |
| 2 考慮しなかった | 1338 | 68.5  |
| 3 覚えてない   | 566  | 29.0  |

C\_2\_1 現在の居住自治体での居住期間をお答え下さい。／年（NU）

|     | 回答数  | %     |
|-----|------|-------|
| 全体  | 2000 | 100.0 |
| 平均値 |      | 10.53 |
| 最小値 |      | 0.00  |
| 最大値 |      | 49.00 |

C\_2\_2 現在の居住自治体での居住期間をお答え下さい。／ヵ月（NU）

|     | 回答数  | %     |
|-----|------|-------|
| 全体  | 2000 | 100.0 |
| 平均値 |      | 4.67  |
| 最小値 |      | 0.00  |
| 最大値 |      | 11.00 |

C\_3 現在の居住自治体を決定するにあたって、子育て支援制度が魅力的であったかどうかを考慮しましたか？（SA）

|       | 回答数  | %     |
|-------|------|-------|
| 全体    | 2000 | 100.0 |
| 1 はい  | 204  | 10.2  |
| 2 いいえ | 1796 | 89.8  |

C\_4\_1\_1 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。【妊娠・出産期】／出産手当あるいは出産育児一時金の支給（SA）

|                            | 回答数  | %     |
|----------------------------|------|-------|
| 全体                         | 2000 | 100.0 |
| 1 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 662  | 33.1  |
| 2 制度があることを知っているが、利用したことがない | 313  | 15.7  |
| 3 制度があるかどうか知らない            | 887  | 44.4  |
| 4 この制度はない                  | 138  | 6.9   |

C\_4\_1\_2 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。【妊娠・出産期】／不妊治療に対する補助金の交付（SA）

|                            | 回答数  | %     |
|----------------------------|------|-------|
| 全体                         | 2000 | 100.0 |
| 1 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 86   | 4.3   |
| 2 制度があることを知っているが、利用したことがない | 395  | 19.8  |
| 3 制度があるかどうか知らない            | 1344 | 67.2  |
| 4 この制度はない                  | 175  | 8.8   |

C\_4\_1\_3 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。【妊娠・出産期】／母体の負担軽減のためのサービス提供（SA）

|                            | 回答数  | %     |
|----------------------------|------|-------|
| 全体                         | 2000 | 100.0 |
| 1 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 41   | 2.1   |
| 2 制度があることを知っているが、利用したことがない | 248  | 12.4  |
| 3 制度があるかどうか知らない            | 1509 | 75.5  |
| 4 この制度はない                  | 202  | 10.1  |

C\_4\_1\_4 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。【妊娠・出産期】／妊婦健康診査にかかる費用の助成（SA）

|                            | 回答数  | %     |
|----------------------------|------|-------|
| 全体                         | 2000 | 100.0 |
| 1 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 722  | 36.1  |
| 2 制度があることを知っているが、利用したことがない | 217  | 10.9  |
| 3 制度があるかどうか知らない            | 947  | 47.4  |
| 4 この制度はない                  | 114  | 5.7   |

C\_4\_1\_5 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。【妊娠・出産期】／妊娠・出産・育児のための講座設置（ＳＡ）

|   |                          | 回答数  | %     |
|---|--------------------------|------|-------|
|   | 全体                       | 2000 | 100.0 |
| 1 | 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 449  | 22.5  |
| 2 | 制度があることを知っているが、利用したことがない | 380  | 19.0  |
| 3 | 制度があるかどうか知らない            | 1042 | 52.1  |
| 4 | この制度はない                  | 129  | 6.5   |

C\_4\_1\_6 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。【妊娠・出産期】／妊娠・出産・育児についての相談所（相談会）の設置（ＳＡ）

|   |                          | 回答数  | %     |
|---|--------------------------|------|-------|
|   | 全体                       | 2000 | 100.0 |
| 1 | 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 268  | 13.4  |
| 2 | 制度があることを知っているが、利用したことがない | 512  | 25.6  |
| 3 | 制度があるかどうか知らない            | 1093 | 54.7  |
| 4 | この制度はない                  | 127  | 6.4   |

C\_4\_1\_7 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。【妊娠・出産期】／妊婦の孤立を防ぐための交流の場の提供（ＳＡ）

|   |                          | 回答数  | %     |
|---|--------------------------|------|-------|
|   | 全体                       | 2000 | 100.0 |
| 1 | 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 197  | 9.9   |
| 2 | 制度があることを知っているが、利用したことがない | 434  | 21.7  |
| 3 | 制度があるかどうか知らない            | 1227 | 61.4  |
| 4 | この制度はない                  | 142  | 7.1   |

C\_4\_2\_1 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。【乳幼児期・学童期】／児童手当等の支給（ＳＡ）

|   |                          | 回答数  | %     |
|---|--------------------------|------|-------|
|   | 全体                       | 2000 | 100.0 |
| 1 | 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 925  | 46.3  |
| 2 | 制度があることを知っているが、利用したことがない | 375  | 18.8  |
| 3 | 制度があるかどうか知らない            | 631  | 31.6  |
| 4 | この制度はない                  | 69   | 3.5   |

C\_4\_2\_2 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。【乳幼児期・学童期】／子育て支援のための本（冊子・電子）の発行（ＳＡ）

|   |                          | 回答数  | %     |
|---|--------------------------|------|-------|
|   | 全体                       | 2000 | 100.0 |
| 1 | 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 424  | 21.2  |
| 2 | 制度があることを知っているが、利用したことがない | 285  | 14.3  |
| 3 | 制度があるかどうか知らない            | 1182 | 59.1  |
| 4 | この制度はない                  | 109  | 5.5   |

C\_4\_2\_3 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。【乳幼児期・学童期】／母親（父親）のための交流の場の提供（ＳＡ）

|   |                          | 回答数  | %     |
|---|--------------------------|------|-------|
|   | 全体                       | 2000 | 100.0 |
| 1 | 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 311  | 15.6  |
| 2 | 制度があることを知っているが、利用したことがない | 457  | 22.9  |
| 3 | 制度があるかどうか知らない            | 1123 | 56.2  |
| 4 | この制度はない                  | 109  | 5.5   |

C\_4\_2\_4 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。【乳幼児期・学童期】／乳幼児期の健康診査（３歳児健診、５歳児健診など）の実施（ＳＡ）

|   |                          | 回答数  | %     |
|---|--------------------------|------|-------|
|   | 全体                       | 2000 | 100.0 |
| 1 | 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 819  | 41.0  |
| 2 | 制度があることを知っているが、利用したことがない | 348  | 17.4  |
| 3 | 制度があるかどうか知らない            | 754  | 37.7  |
| 4 | この制度はない                  | 79   | 4.0   |

C\_4\_2\_5 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。【乳幼児期・学童期】／乳幼児医療費の助成（ＳＡ）

|   |                          | 回答数  | %     |
|---|--------------------------|------|-------|
|   | 全体                       | 2000 | 100.0 |
| 1 | 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 849  | 42.5  |
| 2 | 制度があることを知っているが、利用したことがない | 292  | 14.6  |
| 3 | 制度があるかどうか知らない            | 775  | 38.8  |
| 4 | この制度はない                  | 84   | 4.2   |

C\_4\_2\_6 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。【乳幼児期・学童期】／離乳食の進め方教室の実施（ＳＡ）

|   |                          | 回答数  | %     |
|---|--------------------------|------|-------|
|   | 全体                       | 2000 | 100.0 |
| 1 | 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 321  | 16.1  |
| 2 | 制度があることを知っているが、利用したことがない | 395  | 19.8  |
| 3 | 制度があるかどうか知らない            | 1176 | 58.8  |
| 4 | この制度はない                  | 108  | 5.4   |

C\_4\_2\_7 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。【乳幼児期・学童期】／未熟児の養育医療費の給付（ＳＡ）

|   |                          | 回答数  | %     |
|---|--------------------------|------|-------|
|   | 全体                       | 2000 | 100.0 |
| 1 | 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 68   | 3.4   |
| 2 | 制度があることを知っているが、利用したことがない | 303  | 15.2  |
| 3 | 制度があるかどうか知らない            | 1505 | 75.3  |
| 4 | この制度はない                  | 124  | 6.2   |

C\_4\_2\_8 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。【乳幼児期・学童期】／ファミリー・サポート・センターの設立・運営（S A）

|   |                          | 回答数  | %     |
|---|--------------------------|------|-------|
|   | 全体                       | 2000 | 100.0 |
| 1 | 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 158  | 7.9   |
| 2 | 制度があることを知っているが、利用したことがない | 543  | 27.2  |
| 3 | 制度があるかどうか知らない            | 1191 | 59.6  |
| 4 | この制度はない                  | 108  | 5.4   |

C\_4\_2\_9 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。【乳幼児期・学童期】／子育て支援ヘルパー派遣（S A）

|   |                          | 回答数  | %     |
|---|--------------------------|------|-------|
|   | 全体                       | 2000 | 100.0 |
| 1 | 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 49   | 2.5   |
| 2 | 制度があることを知っているが、利用したことがない | 468  | 23.4  |
| 3 | 制度があるかどうか知らない            | 1363 | 68.2  |
| 4 | この制度はない                  | 120  | 6.0   |

C\_4\_2\_10 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。【乳幼児期・学童期】／子育て支援サイトの開設（S A）

|   |                          | 回答数  | %     |
|---|--------------------------|------|-------|
|   | 全体                       | 2000 | 100.0 |
| 1 | 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 124  | 6.2   |
| 2 | 制度があることを知っているが、利用したことがない | 370  | 18.5  |
| 3 | 制度があるかどうか知らない            | 1384 | 69.2  |
| 4 | この制度はない                  | 122  | 6.1   |

C\_4\_2\_11 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。【乳幼児期・学童期】／子育てクーポン事業の実施（S A）

|   |                          | 回答数  | %     |
|---|--------------------------|------|-------|
|   | 全体                       | 2000 | 100.0 |
| 1 | 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 209  | 10.5  |
| 2 | 制度があることを知っているが、利用したことがない | 307  | 15.4  |
| 3 | 制度があるかどうか知らない            | 1345 | 67.3  |
| 4 | この制度はない                  | 139  | 7.0   |

C\_4\_2\_12 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。【乳幼児期・学童期】／子育て支援センターの設置・運営（S A）

|   |                          | 回答数  | %     |
|---|--------------------------|------|-------|
|   | 全体                       | 2000 | 100.0 |
| 1 | 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 330  | 16.5  |
| 2 | 制度があることを知っているが、利用したことがない | 446  | 22.3  |
| 3 | 制度があるかどうか知らない            | 1118 | 55.9  |
| 4 | この制度はない                  | 106  | 5.3   |

C\_4\_2\_13 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。【乳幼児期・学童期】／放課後児童クラブの設置・運営（S A）

|   |                          | 回答数  | %     |
|---|--------------------------|------|-------|
|   | 全体                       | 2000 | 100.0 |
| 1 | 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 225  | 11.3  |
| 2 | 制度があることを知っているが、利用したことがない | 718  | 35.9  |
| 3 | 制度があるかどうか知らない            | 956  | 47.8  |
| 4 | この制度はない                  | 101  | 5.1   |

C\_4\_2\_14 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。【乳幼児期・学童期】／児童館の設置・運営（S A）

|   |                          | 回答数  | %     |
|---|--------------------------|------|-------|
|   | 全体                       | 2000 | 100.0 |
| 1 | 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 332  | 16.6  |
| 2 | 制度があることを知っているが、利用したことがない | 543  | 27.2  |
| 3 | 制度があるかどうか知らない            | 1004 | 50.2  |
| 4 | この制度はない                  | 121  | 6.1   |

C\_4\_2\_15 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。【乳幼児期・学童期】／一時預かり事業（緊急保育・リフレッシュ保育・一時保育）の提供（S A）

|   |                          | 回答数  | %     |
|---|--------------------------|------|-------|
|   | 全体                       | 2000 | 100.0 |
| 1 | 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 167  | 8.4   |
| 2 | 制度があることを知っているが、利用したことがない | 597  | 29.9  |
| 3 | 制度があるかどうか知らない            | 1127 | 56.4  |
| 4 | この制度はない                  | 109  | 5.5   |

C\_4\_2\_16 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。【乳幼児期・学童期】／休日保育事業の実施（S A）

|   |                          | 回答数  | %     |
|---|--------------------------|------|-------|
|   | 全体                       | 2000 | 100.0 |
| 1 | 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 46   | 2.3   |
| 2 | 制度があることを知っているが、利用したことがない | 383  | 19.2  |
| 3 | 制度があるかどうか知らない            | 1437 | 71.9  |
| 4 | この制度はない                  | 134  | 6.7   |

C\_4\_2\_17 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。【乳幼児期・学童期】／延長保育事業（早朝・夕方）の実施（S A）

|   |                          | 回答数  | %     |
|---|--------------------------|------|-------|
|   | 全体                       | 2000 | 100.0 |
| 1 | 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 217  | 10.9  |
| 2 | 制度があることを知っているが、利用したことがない | 483  | 24.2  |
| 3 | 制度があるかどうか知らない            | 1191 | 59.6  |
| 4 | この制度はない                  | 109  | 5.5   |

C\_4\_2\_18 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。【乳幼児期・学童期】／病児・病後児保育の実施（ＳＡ）

|   |                          | 回答数  | %     |
|---|--------------------------|------|-------|
|   | 全体                       | 2000 | 100.0 |
| 1 | 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 84   | 4.2   |
| 2 | 制度があることを知っているが、利用したことがない | 561  | 28.1  |
| 3 | 制度があるかどうか知らない            | 1239 | 62.0  |
| 4 | この制度はない                  | 116  | 5.8   |

C\_4\_2\_19 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。【乳幼児期・学童期】／0歳～2歳児の低年齢児保育の実施（ＳＡ）

|   |                          | 回答数  | %     |
|---|--------------------------|------|-------|
|   | 全体                       | 2000 | 100.0 |
| 1 | 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 227  | 11.4  |
| 2 | 制度があることを知っているが、利用したことがない | 445  | 22.3  |
| 3 | 制度があるかどうか知らない            | 1214 | 60.7  |
| 4 | この制度はない                  | 114  | 5.7   |

C\_4\_2\_20 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。【乳幼児期・学童期】／保育園保育料金（または幼稚園授業料等）負担軽減事業の実施（ＳＡ）

|   |                          | 回答数  | %     |
|---|--------------------------|------|-------|
|   | 全体                       | 2000 | 100.0 |
| 1 | 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 277  | 13.9  |
| 2 | 制度があることを知っているが、利用したことがない | 361  | 18.1  |
| 3 | 制度があるかどうか知らない            | 1240 | 62.0  |
| 4 | この制度はない                  | 122  | 6.1   |

C\_4\_2\_21 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。【乳幼児期・学童期】／地域の子育て支援拠点の提供（ＳＡ）

|   |                          | 回答数  | %     |
|---|--------------------------|------|-------|
|   | 全体                       | 2000 | 100.0 |
| 1 | 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 156  | 7.8   |
| 2 | 制度があることを知っているが、利用したことがない | 330  | 16.5  |
| 3 | 制度があるかどうか知らない            | 1395 | 69.8  |
| 4 | この制度はない                  | 119  | 6.0   |

C\_4\_2\_22 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。【乳幼児期・学童期】／乳児家庭全戸訪問事業の実施（ＳＡ）

|   |                          | 回答数  | %     |
|---|--------------------------|------|-------|
|   | 全体                       | 2000 | 100.0 |
| 1 | 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 380  | 19.0  |
| 2 | 制度があることを知っているが、利用したことがない | 235  | 11.8  |
| 3 | 制度があるかどうか知らない            | 1269 | 63.5  |
| 4 | この制度はない                  | 116  | 5.8   |

C\_4\_2\_23 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。【乳幼児期・学童期】／養育支援訪問事業の実施（ＳＡ）

|   |                          | 回答数  | %     |
|---|--------------------------|------|-------|
|   | 全体                       | 2000 | 100.0 |
| 1 | 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 29   | 1.5   |
| 2 | 制度があることを知っているが、利用したことがない | 241  | 12.1  |
| 3 | 制度があるかどうか知らない            | 1597 | 79.9  |
| 4 | この制度はない                  | 133  | 6.7   |

C\_4\_2\_24 居住自治体の子育て支援制度にはどのようなものがありますか？利用状況を合わせてお答えください。【乳幼児期・学童期】／隣接自治体などと連携した広域的な保育体制の敷設（ＳＡ）

|   |                          | 回答数  | %     |
|---|--------------------------|------|-------|
|   | 全体                       | 2000 | 100.0 |
| 1 | 制度を利用したことがある（現在利用している）   | 22   | 1.1   |
| 2 | 制度があることを知っているが、利用したことがない | 230  | 11.5  |
| 3 | 制度があるかどうか知らない            | 1603 | 80.2  |
| 4 | この制度はない                  | 145  | 7.3   |

D\_1 あなたの契約労働による年間収入をお答えください。（ＳＡ）

|   |                     | 回答数  | %     |
|---|---------------------|------|-------|
|   | 全体                  | 2000 | 100.0 |
| 1 | 5 0 万円未満            | 527  | 26.4  |
| 2 | 5 0 ～1 0 0 万円未満     | 388  | 19.4  |
| 3 | 1 0 0 ～2 0 0 万円未満   | 351  | 17.6  |
| 4 | 2 0 0 ～3 0 0 万円未満   | 262  | 13.1  |
| 5 | 3 0 0 ～4 0 0 万円未満   | 189  | 9.5   |
| 6 | 4 0 0 ～5 0 0 万円未満   | 120  | 6.0   |
| 7 | 5 0 0 ～1 0 0 0 万円未満 | 146  | 7.3   |
| 8 | 1 0 0 0 万円以上        | 17   | 0.9   |

D\_2 世帯年収をお答えください。（ＳＡ）

|   |                       | 回答数  | %     |
|---|-----------------------|------|-------|
|   | 全体                    | 2000 | 100.0 |
| 1 | 1 0 0 万円未満            | 27   | 1.4   |
| 2 | 1 0 0 ～3 0 0 万円未満     | 110  | 5.5   |
| 3 | 3 0 0 ～5 0 0 万円未満     | 461  | 23.1  |
| 4 | 5 0 0 ～7 5 0 万円未満     | 639  | 32.0  |
| 5 | 7 5 0 ～1 0 0 0 万円未満   | 474  | 23.7  |
| 6 | 1 0 0 0 ～2 0 0 0 万円未満 | 264  | 13.2  |
| 7 | 2 0 0 0 ～3 0 0 0 万円未満 | 14   | 0.7   |
| 8 | 3 0 0 0 万円以上          | 11   | 0.6   |

D\_3 現在のお住まいの間取りをお答えください。（ＳＡ）

|   |                     | 回答数  | %     |
|---|---------------------|------|-------|
|   | 全体                  | 2000 | 100.0 |
| 1 | 1 K／1 D K／1 L D K   | 151  | 7.6   |
| 2 | 2 K／2 D K／2 L D K   | 548  | 27.4  |
| 3 | 3 K／3 D K／3 L D K   | 685  | 34.3  |
| 4 | 4 K／4 D K／4 L D K   | 423  | 21.2  |
| 5 | 5 K／5 D K／5 L D K以上 | 176  | 8.8   |
| 6 | その他上記以外、不明          | 17   | 0.9   |

D\_4 現在のお住まいの延床面積をお答えください。（S A）

|    |                       | 回答数  | %     |
|----|-----------------------|------|-------|
| 全体 |                       | 2000 | 100.0 |
| 1  | 4 0 m²未満              | 96   | 4.8   |
| 2  | 4 0 m²以上 8 0 m²未満     | 690  | 34.5  |
| 3  | 8 0 m²以上 1 2 0 m²未満   | 365  | 18.3  |
| 4  | 1 2 0 m²以上 1 6 0 m²未満 | 107  | 5.4   |
| 5  | 1 6 0 m²以上 2 0 0 m²未満 | 24   | 1.2   |
| 6  | 2 0 0 m²以上            | 18   | 0.9   |
| 7  | わからない                 | 700  | 35.0  |

D\_5 現在、車を所有していますか？（S A）

|    |         | 回答数  | %     |
|----|---------|------|-------|
| 全体 |         | 2000 | 100.0 |
| 1  | 所有している  | 1612 | 80.6  |
| 2  | 所有していない | 388  | 19.4  |

D\_6\_1 （設問D－5で1を選んだ方にお尋ねします。）車の定員は何人ですか？／人（N U）

|     |  | 回答数  | %     |
|-----|--|------|-------|
| 全体  |  | 1612 | 100.0 |
| 平均値 |  |      | 5.33  |
| 最小値 |  |      | 1.00  |
| 最大値 |  |      | 89.00 |

D\_7\_1 家族構成について、お尋ねします。次の中から同居家族の構成員をすべてお選びください。（M A）

|    |         | 回答数  | %     |
|----|---------|------|-------|
| 全体 |         | 2000 | 100.0 |
| 1  | 配偶者     | 1968 | 98.4  |
| 2  | あなたの父親  | 50   | 2.5   |
| 3  | あなたの母親  | 70   | 3.5   |
| 4  | 配偶者の父親  | 48   | 2.4   |
| 5  | 配偶者の母親  | 71   | 3.6   |
| 6  | 子ども     | 1015 | 50.8  |
| 7  | その他上記以外 | 34   | 1.7   |

D\_7\_1\_SNT(家族構成について、お尋ねします。次の中から同居家族の構成員をすべてお選びください。／子ども（N U）

|     |  | 回答数  | %     |
|-----|--|------|-------|
| 全体  |  | 1015 | 100.0 |
| 平均値 |  |      | 1.70  |
| 最小値 |  |      | 1.00  |
| 最大値 |  |      | 5.00  |

D\_8\_1 現在の配偶者と結婚してからの期間をお答えください。／年（N U）

|     |  | 回答数  | %     |
|-----|--|------|-------|
| 全体  |  | 2000 | 100.0 |
| 平均値 |  |      | 9.60  |
| 最小値 |  |      | 0.00  |
| 最大値 |  |      | 29.00 |

D\_8\_2 現在の配偶者と結婚してからの期間をお答えください。／ヵ月（N U）

|     |  | 回答数  | %     |
|-----|--|------|-------|
| 全体  |  | 2000 | 100.0 |
| 平均値 |  |      | 4.82  |
| 最小値 |  |      | 0.00  |
| 最大値 |  |      | 11.00 |

D\_9\_1 あなたおよび配偶者の兄弟の数をそれぞれお答えください。／人（N U）

|     |  | 回答数  | %     |
|-----|--|------|-------|
| 全体  |  | 2000 | 100.0 |
| 平均値 |  |      | 2.23  |
| 最小値 |  |      | 1.00  |
| 最大値 |  |      | 24.00 |

D\_9\_2 あなたおよび配偶者の兄弟の数をそれぞれお答えください。／人（N U）

|     |  | 回答数  | %     |
|-----|--|------|-------|
| 全体  |  | 2000 | 100.0 |
| 平均値 |  |      | 2.30  |
| 最小値 |  |      | 1.00  |
| 最大値 |  |      | 22.00 |

D\_10\_1\_1 ご自宅から、あなたのご両親の住居まで、いつもの交通手段を使った場合の移動時間をそれぞれお答えください。／時間（S A）

|    |     | 回答数  | %     |
|----|-----|------|-------|
| 全体 |     | 1790 | 100.0 |
| 1  | 0   | 759  | 42.4  |
| 2  | 1   | 395  | 22.1  |
| 3  | 2   | 185  | 10.3  |
| 4  | 3   | 141  | 7.9   |
| 5  | 4   | 105  | 5.9   |
| 6  | 5   | 87   | 4.9   |
| 7  | 6   | 57   | 3.2   |
| 8  | 7   | 14   | 0.8   |
| 9  | 8   | 15   | 0.8   |
| 10 | 9   | 1    | 0.1   |
| 11 | 1 0 | 10   | 0.6   |
| 12 | 1 1 | 1    | 0.1   |
| 13 | 1 2 | 10   | 0.6   |
| 14 | 1 3 | 2    | 0.1   |
| 15 | 1 4 | 2    | 0.1   |
| 16 | 1 5 | 2    | 0.1   |
| 17 | 1 6 | 0    | 0.0   |
| 18 | 1 7 | 1    | 0.1   |
| 19 | 1 8 | 0    | 0.0   |
| 20 | 1 9 | 1    | 0.1   |
| 21 | 2 0 | 1    | 0.1   |
| 22 | 2 1 | 0    | 0.0   |
| 23 | 2 2 | 0    | 0.0   |
| 24 | 2 3 | 0    | 0.0   |
| 25 | 2 4 | 1    | 0.1   |

D\_10\_1\_2 ご自宅から、あなたのご両親の住居まで、いつもの交通手段を使った場合の移動時間をそれぞれお答えください。／分（S A）

|    |     | 回答数  | %     |
|----|-----|------|-------|
| 全体 |     | 1790 | 100.0 |
| 1  | 0   | 684  | 38.2  |
| 2  | 1 0 | 284  | 15.9  |
| 3  | 2 0 | 226  | 12.6  |
| 4  | 3 0 | 418  | 23.4  |
| 5  | 4 0 | 117  | 6.5   |
| 6  | 5 0 | 61   | 3.4   |

D\_10\_SQ1 その他（MA）

|    |                  | 回答数 | %     |
|----|------------------|-----|-------|
| 全体 |                  | 210 | 100.0 |
| 1  | 実家がすでにない         | 115 | 54.8  |
| 2  | 実家に住んでいる         | 61  | 29.0  |
| 3  | 移動に1日（24時間）以上かかる | 34  | 16.2  |

D\_10\_2\_1 ご自宅から、配偶者のご両親の住居まで、いつもの交通手段を使った場合の移動時間をそれぞれお答えください。／時間（S A）

|    |     | 回答数  | %     |
|----|-----|------|-------|
| 全体 |     | 1718 | 100.0 |
| 1  | 0   | 759  | 44.2  |
| 2  | 1   | 371  | 21.6  |
| 3  | 2   | 170  | 9.9   |
| 4  | 3   | 128  | 7.5   |
| 5  | 4   | 85   | 4.9   |
| 6  | 5   | 74   | 4.3   |
| 7  | 6   | 49   | 2.9   |
| 8  | 7   | 21   | 1.2   |
| 9  | 8   | 27   | 1.6   |
| 10 | 9   | 1    | 0.1   |
| 11 | 1 0 | 15   | 0.9   |
| 12 | 1 1 | 1    | 0.1   |
| 13 | 1 2 | 8    | 0.5   |
| 14 | 1 3 | 1    | 0.1   |
| 15 | 1 4 | 2    | 0.1   |
| 16 | 1 5 | 3    | 0.2   |
| 17 | 1 6 | 1    | 0.1   |
| 18 | 1 7 | 0    | 0.0   |
| 19 | 1 8 | 0    | 0.0   |
| 20 | 1 9 | 0    | 0.0   |
| 21 | 2 0 | 1    | 0.1   |
| 22 | 2 1 | 0    | 0.0   |
| 23 | 2 2 | 0    | 0.0   |
| 24 | 2 3 | 0    | 0.0   |
| 25 | 2 4 | 1    | 0.1   |

D\_10\_2\_2 ご自宅から、配偶者のご両親の住居まで、いつもの交通手段を使った場合の移動時間をそれぞれお答えください。／分（S A）

|    |     | 回答数  | %     |
|----|-----|------|-------|
| 全体 |     | 1718 | 100.0 |
| 1  | 0   | 654  | 38.1  |
| 2  | 1 0 | 276  | 16.1  |
| 3  | 2 0 | 214  | 12.5  |
| 4  | 3 0 | 391  | 22.8  |
| 5  | 4 0 | 132  | 7.7   |
| 6  | 5 0 | 51   | 3.0   |

D\_10\_SQ2 その他（MA）

|    |                  | 回答数 | %     |
|----|------------------|-----|-------|
| 全体 |                  | 282 | 100.0 |
| 1  | 実家がすでにない         | 152 | 53.9  |
| 2  | 実家に住んでいる         | 87  | 30.9  |
| 3  | 移動に1日（24時間）以上かかる | 43  | 15.2  |

D\_11 現在、あなたもしくは配偶者の介護を必要とする家族や親せきなど身の回りの方（ペットは含みません）はいますか？次の中から1つお選びください。（S A）

|    |                                | 回答数  | %     |
|----|--------------------------------|------|-------|
| 全体 |                                | 2000 | 100.0 |
| 1  | 介護を行っている家族や親せきなどはいない           | 1854 | 92.7  |
| 2  | あなたが介護を行っている家族や親せきなどがいる        | 50   | 2.5   |
| 3  | 配偶者が介護を行っている家族や親せきなどがいる        | 37   | 1.9   |
| 4  | あなたと配偶者の両方が介護を行っている家族や親せきなどがいる | 59   | 3.0   |

D\_12 介護はどのくらいおこなっていますか？あなたと配偶者を合わせてお答えください。（S A）

|    |        | 回答数 | %     |
|----|--------|-----|-------|
| 全体 |        | 146 | 100.0 |
| 1  | ほぼ毎日   | 17  | 11.6  |
| 2  | 週に3～4日 | 12  | 8.2   |
| 3  | 週に1～2日 | 35  | 24.0  |
| 4  | 年に数回   | 29  | 19.9  |
| 5  | 年に1回未満 | 53  | 36.3  |

D\_13 あなたが希望する子どもの数（現在の子どもの数を合わせて）をお答えください。（S A）

|    |      | 回答数  | %     |
|----|------|------|-------|
| 全体 |      | 2000 | 100.0 |
| 1  | 0人   | 493  | 24.7  |
| 2  | 1人   | 339  | 17.0  |
| 3  | 2人   | 840  | 42.0  |
| 4  | 3人   | 297  | 14.9  |
| 5  | 4人以上 | 31   | 1.6   |

D\_13\_SNT5\_あなたが希望する子どもの数（現在の子どもの数を合わせて）をお答えください。／4人以上（NU）

|     | 回答数 | %     |
|-----|-----|-------|
| 全体  | 31  | 100.0 |
| 平均値 |     | 4.16  |
| 最小値 |     | 4.00  |
| 最大値 |     | 5.00  |

D\_14 あなたの配偶者が希望する子どもの数（現在の子どもの数を合わせて）をだいたいでのいのお答えください。（SA）

|                  | 回答数  | %     |
|------------------|------|-------|
| 全体               | 2000 | 100.0 |
| 1 0人             | 390  | 19.5  |
| 2 1人             | 253  | 12.7  |
| 3 2人             | 721  | 36.1  |
| 4 3人             | 222  | 11.1  |
| 5 4人以上           | 20   | 1.0   |
| 6 わからない・聞いたことがない | 394  | 19.7  |

D\_14\_SNT5\_あなたの配偶者が希望する子どもの数（現在の子どもの数を合わせて）をだいたいでのいのお答えください。／4人以上（NU）

|     | 回答数 | %     |
|-----|-----|-------|
| 全体  | 20  | 100.0 |
| 平均値 |     | 4.15  |
| 最小値 |     | 4.00  |
| 最大値 |     | 5.00  |

D\_15 これまでに不妊治療を行ったことがありますか？（SA）

|               | 回答数  | %     |
|---------------|------|-------|
| 全体            | 2000 | 100.0 |
| 1 過去に行ったことがある | 225  | 11.3  |
| 2 現在、治療中である   | 75   | 3.8   |
| 3 行ったことがない    | 1700 | 85.0  |

D\_15\_SNT1\_これまでに不妊治療を行ったことがありますか？／過去に行ったことがある（NU）

|     | 回答数 | %     |
|-----|-----|-------|
| 全体  | 225 | 100.0 |
| 平均値 |     | 2.12  |
| 最小値 |     | 0.00  |
| 最大値 |     | 20.00 |

D\_15\_SNT1\_これまでに不妊治療を行ったことがありますか？／過去に行ったことがある（NU）

|     | 回答数 | %     |
|-----|-----|-------|
| 全体  | 225 | 100.0 |
| 平均値 |     | 2.64  |
| 最小値 |     | 0.00  |
| 最大値 |     | 12.00 |

D\_15\_SNT2\_これまでに不妊治療を行ったことがありますか？／現在、治療中である（NU）

|     | 回答数 | %     |
|-----|-----|-------|
| 全体  | 75  | 100.0 |
| 平均値 |     | 1.73  |
| 最小値 |     | 0.00  |
| 最大値 |     | 10.00 |

D\_15\_SNT2\_これまでに不妊治療を行ったことがありますか？／現在、治療中である（NU）

|     | 回答数 | %     |
|-----|-----|-------|
| 全体  | 75  | 100.0 |
| 平均値 |     | 3.84  |
| 最小値 |     | 0.00  |
| 最大値 |     | 12.00 |

D\_16\_1 あなたは現在の配偶者との間に何人子供がいますか？／人（NU）

|     | 回答数  | %     |
|-----|------|-------|
| 全体  | 2000 | 100.0 |
| 平均値 |      | 0.93  |
| 最小値 |      | 0.00  |
| 最大値 |      | 5.00  |

D\_7\_2\_1 お子様の年齢をお答えください。／歳（NU）

|     | 回答数  | %     |
|-----|------|-------|
| 全体  | 1076 | 100.0 |
| 平均値 |      | 7.30  |
| 最小値 |      | 0.00  |
| 最大値 |      | 27.00 |

D\_7\_2\_2 お子様の年齢をお答えください。／歳（NU）

|     | 回答数 | %     |
|-----|-----|-------|
| 全体  | 619 | 100.0 |
| 平均値 |     | 11.07 |
| 最小値 |     | 0.00  |
| 最大値 |     | 30.00 |

D\_7\_2\_3 お子様の年齢をお答えください。／歳（NU）

|     | 回答数 | %     |
|-----|-----|-------|
| 全体  | 148 | 100.0 |
| 平均値 |     | 12.95 |
| 最小値 |     | 3.00  |
| 最大値 |     | 31.00 |

D\_7\_2\_4 お子様の年齢をお答えください。／歳（NU）

|     | 回答数 | %     |
|-----|-----|-------|
| 全体  | 18  | 100.0 |
| 平均値 |     | 14.50 |
| 最小値 |     | 6.00  |
| 最大値 |     | 25.00 |

D\_7\_2\_5 お子様の年齢をお答えください。／歳（NU）

|     | 回答数 | %     |
|-----|-----|-------|
| 全体  | 3   | 100.0 |
| 平均値 |     | 12.00 |
| 最小値 |     | 10.00 |
| 最大値 |     | 15.00 |

D\_7\_3\_1 お子様の性別をお答えください。／○○○（d\_\_7\_\_2\_\_1 回答再掲）歳の子ども（SA）

|     | 回答数  | %     |
|-----|------|-------|
| 全体  | 1076 | 100.0 |
| 1 男 | 554  | 51.5  |
| 2 女 | 522  | 48.5  |

D\_7\_3\_2 お子様の性別をお答えください。／○○○（d\_\_7\_\_2\_\_2 回答再掲）歳の子ども（SA）

|     | 回答数 | %     |
|-----|-----|-------|
| 全体  | 619 | 100.0 |
| 1 男 | 318 | 51.4  |
| 2 女 | 301 | 48.6  |

D\_7\_3\_3 お子様の性別をお答えください。／○○○（d\_\_7\_\_2\_\_3 回答再掲）歳の子ども（SA）

|     | 回答数 | %     |
|-----|-----|-------|
| 全体  | 148 | 100.0 |
| 1 男 | 69  | 46.6  |
| 2 女 | 79  | 53.4  |

D\_7\_3\_4 お子様の性別をお答えください。／○○○（d\_\_7\_\_2\_\_4 回答再掲）歳の子ども（SA）

|     | 回答数 | %     |
|-----|-----|-------|
| 全体  | 18  | 100.0 |
| 1 男 | 11  | 61.1  |
| 2 女 | 7   | 38.9  |

D\_7\_3\_5 お子様の性別をお答えください。／○○○（d\_\_7\_\_2\_\_5 回答再掲）歳の子ども（SA）

|     | 回答数 | %     |
|-----|-----|-------|
| 全体  | 3   | 100.0 |
| 1 男 | 2   | 66.7  |
| 2 女 | 1   | 33.3  |

D\_7\_4\_1 お子様に通われている学校をお答えください。／○○○（d\_\_7\_\_2\_\_1 回答再掲）歳の○○○（d\_\_7\_\_3\_\_1 回答テキスト再掲）の子ども（SA）

|                                   | 回答数  | %     |
|-----------------------------------|------|-------|
| 全体                                | 1076 | 100.0 |
| 1 幼稚園・保育園などにはまだ通っていない             | 271  | 25.2  |
| 2 幼稚園                             | 80   | 7.4   |
| 3 保育園                             | 168  | 15.6  |
| 4 認定こども園                          | 45   | 4.2   |
| 5 小学校                             | 263  | 24.4  |
| 6 中学校                             | 104  | 9.7   |
| 7 高等学校                            | 76   | 7.1   |
| 8 専門学校                            | 6    | 0.6   |
| 9 専修学校                            | 0    | 0.0   |
| 10 短期大学                           | 2    | 0.2   |
| 11 大学                             | 29   | 2.7   |
| 12 それ以外の学校                        | 3    | 0.3   |
| 13 働いている（学校などを卒業もしくは中退し、今は通っていない） | 29   | 2.7   |

D\_7\_4\_2 お子様に通われている学校をお答えください。／○○○（d\_\_7\_\_2\_\_2 回答再掲）歳の○○○（d\_\_7\_\_3\_\_2 回答テキスト再掲）の子ども（SA）

|                                   | 回答数 | %     |
|-----------------------------------|-----|-------|
| 全体                                | 619 | 100.0 |
| 1 幼稚園・保育園などにはまだ通っていない             | 23  | 3.7   |
| 2 幼稚園                             | 50  | 8.1   |
| 3 保育園                             | 76  | 12.3  |
| 4 認定こども園                          | 26  | 4.2   |
| 5 小学校                             | 197 | 31.8  |
| 6 中学校                             | 88  | 14.2  |
| 7 高等学校                            | 73  | 11.8  |
| 8 専門学校                            | 5   | 0.8   |
| 9 専修学校                            | 0   | 0.0   |
| 10 短期大学                           | 1   | 0.2   |
| 11 大学                             | 46  | 7.4   |
| 12 それ以外の学校                        | 0   | 0.0   |
| 13 働いている（学校などを卒業もしくは中退し、今は通っていない） | 34  | 5.5   |



D\_7\_4\_3 お子様に通われている学校をお答えください。／〇〇〇（d\_7\_2\_3 回答再掲）歳の〇〇〇（d\_7\_3\_3 回答テキスト再掲）の子ども（SA）

|    |                                | 回答数 | %     |
|----|--------------------------------|-----|-------|
|    | 全体                             | 148 | 100.0 |
| 1  | 幼稚園・保育園などにはまだ通っていない            | 0   | 0.0   |
| 2  | 幼稚園                            | 4   | 2.7   |
| 3  | 保育園                            | 9   | 6.1   |
| 4  | 認定こども園                         | 5   | 3.4   |
| 5  | 小学校                            | 51  | 34.5  |
| 6  | 中学校                            | 25  | 16.9  |
| 7  | 高等学校                           | 21  | 14.2  |
| 8  | 専門学校                           | 1   | 0.7   |
| 9  | 専修学校                           | 1   | 0.7   |
| 10 | 短期大学                           | 2   | 1.4   |
| 11 | 大学                             | 11  | 7.4   |
| 12 | それ以外の学校                        | 2   | 1.4   |
| 13 | 働いている（学校などを卒業もしくは中退し、今は通っていない） | 16  | 10.8  |

D\_7\_4\_4 お子様に通われている学校をお答えください。／〇〇〇（d\_7\_2\_4 回答再掲）歳の〇〇〇（d\_7\_3\_4 回答テキスト再掲）の子ども（SA）

|    |                                | 回答数 | %     |
|----|--------------------------------|-----|-------|
|    | 全体                             | 18  | 100.0 |
| 1  | 幼稚園・保育園などにはまだ通っていない            | 0   | 0.0   |
| 2  | 幼稚園                            | 0   | 0.0   |
| 3  | 保育園                            | 0   | 0.0   |
| 4  | 認定こども園                         | 0   | 0.0   |
| 5  | 小学校                            | 8   | 44.4  |
| 6  | 中学校                            | 2   | 11.1  |
| 7  | 高等学校                           | 2   | 11.1  |
| 8  | 専門学校                           | 0   | 0.0   |
| 9  | 専修学校                           | 0   | 0.0   |
| 10 | 短期大学                           | 0   | 0.0   |
| 11 | 大学                             | 2   | 11.1  |
| 12 | それ以外の学校                        | 0   | 0.0   |
| 13 | 働いている（学校などを卒業もしくは中退し、今は通っていない） | 4   | 22.2  |

D\_7\_4\_5 お子様に通われている学校をお答えください。／〇〇〇（d\_7\_2\_5 回答再掲）歳の〇〇〇（d\_7\_3\_5 回答テキスト再掲）の子ども（SA）

|    |                                | 回答数 | %     |
|----|--------------------------------|-----|-------|
|    | 全体                             | 3   | 100.0 |
| 1  | 幼稚園・保育園などにはまだ通っていない            | 0   | 0.0   |
| 2  | 幼稚園                            | 0   | 0.0   |
| 3  | 保育園                            | 0   | 0.0   |
| 4  | 認定こども園                         | 0   | 0.0   |
| 5  | 小学校                            | 2   | 66.7  |
| 6  | 中学校                            | 1   | 33.3  |
| 7  | 高等学校                           | 0   | 0.0   |
| 8  | 専門学校                           | 0   | 0.0   |
| 9  | 専修学校                           | 0   | 0.0   |
| 10 | 短期大学                           | 0   | 0.0   |
| 11 | 大学                             | 0   | 0.0   |
| 12 | それ以外の学校                        | 0   | 0.0   |
| 13 | 働いている（学校などを卒業もしくは中退し、今は通っていない） | 0   | 0.0   |

D\_7\_5\_1 お子様に通われている学校の種別をお答えください。／〇〇〇（d\_7\_2\_1 回答再掲）歳の〇〇〇（d\_7\_3\_1 回答テキスト再掲）の子ども〇〇〇（d\_7\_4\_1 回答テキスト再掲）（SA）

|   |     | 回答数 | %     |
|---|-----|-----|-------|
|   | 全体  | 776 | 100.0 |
| 1 | 私立  | 255 | 32.9  |
| 2 | 国公立 | 521 | 67.1  |

D\_7\_5\_2 お子様に通われている学校の種別をお答えください。／〇〇〇（d\_7\_2\_2 回答再掲）歳の〇〇〇（d\_7\_3\_2 回答テキスト再掲）の子ども〇〇〇（d\_7\_4\_2 回答テキスト再掲）（SA）

|   |     | 回答数 | %     |
|---|-----|-----|-------|
|   | 全体  | 562 | 100.0 |
| 1 | 私立  | 174 | 31.0  |
| 2 | 国公立 | 388 | 69.0  |

D\_7\_5\_3 お子様に通われている学校の種別をお答えください。／〇〇〇（d\_7\_2\_3 回答再掲）歳の〇〇〇（d\_7\_3\_3 回答テキスト再掲）の子ども〇〇〇（d\_7\_4\_3 回答テキスト再掲）（SA）

|   |     | 回答数 | %     |
|---|-----|-----|-------|
|   | 全体  | 132 | 100.0 |
| 1 | 私立  | 28  | 21.2  |
| 2 | 国公立 | 104 | 78.8  |

D\_7\_5\_4 お子様に通われている学校の種別をお答えください。／〇〇〇（d\_7\_2\_4 回答再掲）歳の〇〇〇（d\_7\_3\_4 回答テキスト再掲）の子ども〇〇〇（d\_7\_4\_4 回答テキスト再掲）（SA）

|   |     | 回答数 | %     |
|---|-----|-----|-------|
|   | 全体  | 14  | 100.0 |
| 1 | 私立  | 2   | 14.3  |
| 2 | 国公立 | 12  | 85.7  |

D\_7\_5\_5 お子様に通っている学校の種別をお答えください。／○○○（d\_7\_2\_5回答再掲）歳の○○○（d\_7\_3\_5回答テキスト再掲）の子ども○○○（d\_7\_4\_5回答テキスト再掲）（SA）

|       | 回答数 | %     |
|-------|-----|-------|
| 全体    | 3   | 100.0 |
| 1 私立  | 1   | 33.3  |
| 2 国公立 | 2   | 66.7  |

D\_17 子育ての際に、本人あるいは配偶者のご両親からのサポートは得られていますか？（SA）

|       | 回答数  | %     |
|-------|------|-------|
| 全体    | 1076 | 100.0 |
| 1 はい  | 725  | 67.4  |
| 2 いいえ | 351  | 32.6  |

D\_18 本人あるいは配偶者のご両親からの子育てサポートの内容をいくつかもお選びください。（MA）

|                                | 回答数 | %     |
|--------------------------------|-----|-------|
| 全体                             | 725 | 100.0 |
| 1 掃除                           | 118 | 16.3  |
| 2 洗濯                           | 122 | 16.8  |
| 3 料理                           | 218 | 30.1  |
| 4 その他家事（ごみ捨て、買い物、日曜大工など不規則の事柄） | 177 | 24.4  |
| 5 育児・子育てに関すること                 | 547 | 75.4  |
| 6 その他上記以外                      | 80  | 11.0  |

D\_19\_1\_1 掃除／本人（NU）

|     | 回答数  | %      |
|-----|------|--------|
| 全体  | 2000 | 100.0  |
| 平均値 |      | 79.04  |
| 最小値 |      | 0.00   |
| 最大値 |      | 100.00 |

D\_19\_1\_2 掃除／配偶者（NU）

|     | 回答数  | %      |
|-----|------|--------|
| 全体  | 2000 | 100.0  |
| 平均値 |      | 18.30  |
| 最小値 |      | 0.00   |
| 最大値 |      | 100.00 |

D\_19\_1\_3 掃除／それ以外の者（NU）

|     | 回答数  | %      |
|-----|------|--------|
| 全体  | 2000 | 100.0  |
| 平均値 |      | 2.67   |
| 最小値 |      | 0.00   |
| 最大値 |      | 100.00 |

D\_19\_2\_1 洗濯／本人（NU）

|     | 回答数  | %      |
|-----|------|--------|
| 全体  | 2000 | 100.0  |
| 平均値 |      | 83.15  |
| 最小値 |      | 0.00   |
| 最大値 |      | 100.00 |

D\_19\_2\_2 洗濯／配偶者（NU）

|     | 回答数  | %      |
|-----|------|--------|
| 全体  | 2000 | 100.0  |
| 平均値 |      | 14.03  |
| 最小値 |      | 0.00   |
| 最大値 |      | 100.00 |

D\_19\_2\_3 洗濯／それ以外の者（NU）

|     | 回答数  | %      |
|-----|------|--------|
| 全体  | 2000 | 100.0  |
| 平均値 |      | 2.83   |
| 最小値 |      | 0.00   |
| 最大値 |      | 100.00 |

D\_19\_3\_1 料理／本人（NU）

|     | 回答数  | %      |
|-----|------|--------|
| 全体  | 2000 | 100.0  |
| 平均値 |      | 83.98  |
| 最小値 |      | 0.00   |
| 最大値 |      | 100.00 |

D\_19\_3\_2 料理／配偶者（NU）

|     | 回答数  | %      |
|-----|------|--------|
| 全体  | 2000 | 100.0  |
| 平均値 |      | 12.81  |
| 最小値 |      | 0.00   |
| 最大値 |      | 100.00 |

D\_19\_3\_3 料理／それ以外の者（NU）

|     | 回答数  | %      |
|-----|------|--------|
| 全体  | 2000 | 100.0  |
| 平均値 |      | 3.21   |
| 最小値 |      | 0.00   |
| 最大値 |      | 100.00 |

D\_19\_4\_1 その他家事（ごみ捨て、買い物、日曜大工など不規則の事柄）／本人（NU）

|     | 回答数  | %      |
|-----|------|--------|
| 全体  | 2000 | 100.0  |
| 平均値 |      | 70.22  |
| 最小値 |      | 0.00   |
| 最大値 |      | 100.00 |

D\_19\_4\_2 その他家事（ごみ捨て、買い物、日曜大工など不規則の事柄）／配偶者（NU）

|     | 回答数  | %      |
|-----|------|--------|
| 全体  | 2000 | 100.0  |
| 平均値 |      | 26.61  |
| 最小値 |      | 0.00   |
| 最大値 |      | 100.00 |

D\_19\_4\_3 その他家事（ごみ捨て、買い物、日曜大工など不定期の事柄）／それ以外の者（N U）

|     | 回答数  | %      |
|-----|------|--------|
| 全体  | 2000 | 100.0  |
| 平均値 |      | 3.18   |
| 最小値 |      | 0.00   |
| 最大値 |      | 100.00 |

D\_19\_5\_1 育児／本人（N U）

|     | 回答数  | %      |
|-----|------|--------|
| 全体  | 1076 | 100.0  |
| 平均値 |      | 75.99  |
| 最小値 |      | 0.00   |
| 最大値 |      | 100.00 |

D\_19\_5\_2 育児／配偶者（N U）

|     | 回答数  | %      |
|-----|------|--------|
| 全体  | 1076 | 100.0  |
| 平均値 |      | 21.13  |
| 最小値 |      | 0.00   |
| 最大値 |      | 100.00 |

D\_19\_5\_3 育児／それ以外の者（N U）

|     | 回答数  | %      |
|-----|------|--------|
| 全体  | 1076 | 100.0  |
| 平均値 |      | 2.88   |
| 最小値 |      | 0.00   |
| 最大値 |      | 100.00 |

D\_20 あなたのお子様に期待する最終学歴をお答えください。（S A）

|    |                 | 回答数  | %     |
|----|-----------------|------|-------|
| 全体 |                 | 1076 | 100.0 |
| 1  | 中学校卒業           | 7    | 0.7   |
| 2  | 高等学校卒業          | 99   | 9.2   |
| 3  | 専門学校／短期大学卒業     | 98   | 9.1   |
| 4  | 高等専門学校／高等専修学校卒業 | 27   | 2.5   |
| 5  | 大学卒業／大学院修了      | 845  | 78.5  |

D\_21 あなたのお子様に中学受験をさせる予定ですか？（S A）

|    |          | 回答数  | %     |
|----|----------|------|-------|
| 全体 |          | 1076 | 100.0 |
| 1  | はい       | 99   | 9.2   |
| 2  | まだ決めていない | 283  | 26.3  |
| 3  | いいえ      | 694  | 64.5  |

D\_22 受験を考えている学校は、どのような中学校ですか。候補をいくつでもお答えください。（MA）

|    |                | 回答数 | %     |
|----|----------------|-----|-------|
| 全体 |                | 382 | 100.0 |
| 1  | 私立中学校          | 108 | 28.3  |
| 2  | 国立大学の附属中学校     | 63  | 16.5  |
| 3  | 公立中高一貫校        | 85  | 22.3  |
| 4  | その他上記以外        | 0   | 0.0   |
| 5  | まだ決めていない・わからない | 199 | 52.1  |

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin          |        |      | 66.313 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin(1)       | -1.560 | .322 | 23.450 | 1   | .000 | .210   |
| age_Honnin(2)       | -2.601 | .354 | 54.134 | 1   | .000 | .074   |
| age_Haiguu          |        |      | 25.684 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.023  | .349 | .004   | 1   | .948 | .978   |
| age_Haiguu(2)       | -.761  | .372 | 4.190  | 1   | .041 | .467   |
| age_Haiguu(3)       | -1.131 | .408 | 7.681  | 1   | .006 | .323   |
| a_14_1c             | -.333  | .185 | 3.227  | 1   | .072 | .717   |
| 定数                  | 2.234  | .294 | 57.578 | 1   | .000 | 9.335  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, a\_14\_1c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin          |        |      | 65.049 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin(1)       | -1.554 | .321 | 23.405 | 1   | .000 | .211   |
| age_Honnin(2)       | -2.579 | .353 | 53.437 | 1   | .000 | .076   |
| age_Haiguu          |        |      | 23.477 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.042  | .348 | .015   | 1   | .903 | .958   |
| age_Haiguu(2)       | -.756  | .371 | 4.147  | 1   | .042 | .469   |
| age_Haiguu(3)       | -1.095 | .408 | 7.203  | 1   | .007 | .335   |
| a_14_2c             | .282   | .211 | 1.777  | 1   | .182 | 1.326  |
| 定数                  | 2.155  | .293 | 53.995 | 1   | .000 | 8.628  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, a\_14\_2c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin          |        |      | 64.276 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin(1)       | -1.553 | .322 | 23.190 | 1   | .000 | .212   |
| age_Honnin(2)       | -2.572 | .354 | 52.779 | 1   | .000 | .076   |
| age_Haiguu          |        |      | 24.623 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.058  | .349 | .027   | 1   | .868 | .944   |
| age_Haiguu(2)       | -.778  | .372 | 4.367  | 1   | .037 | .459   |
| age_Haiguu(3)       | -1.141 | .409 | 7.795  | 1   | .005 | .320   |
| a_14_3c             | .440   | .236 | 3.490  | 1   | .062 | 1.553  |
| 定数                  | 2.167  | .292 | 55.035 | 1   | .000 | 8.732  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, a\_14\_3c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin          |        |      | 64.984 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin(1)       | -1.559 | .322 | 23.413 | 1   | .000 | .210   |
| age_Honnin(2)       | -2.580 | .353 | 53.345 | 1   | .000 | .076   |
| age_Haiguu          |        |      | 24.827 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.032  | .349 | .009   | 1   | .926 | .968   |
| age_Haiguu(2)       | -.758  | .372 | 4.167  | 1   | .041 | .468   |
| age_Haiguu(3)       | -1.116 | .408 | 7.489  | 1   | .006 | .328   |
| a_14_4c             | -.163  | .436 | .139   | 1   | .709 | .850   |
| 定数                  | 2.186  | .292 | 55.880 | 1   | .000 | 8.896  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, a\_14\_4c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin          |        |      | 65.262 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin(1)       | -1.555 | .322 | 23.310 | 1   | .000 | .211   |
| age_Honnin(2)       | -2.582 | .353 | 53.443 | 1   | .000 | .076   |
| age_Haiguu          |        |      | 24.572 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.054  | .349 | .024   | 1   | .878 | .948   |
| age_Haiguu(2)       | -.777  | .372 | 4.368  | 1   | .037 | .460   |
| age_Haiguu(3)       | -1.129 | .408 | 7.668  | 1   | .006 | .323   |
| a_14_5c             | .336   | .255 | 1.739  | 1   | .187 | 1.399  |
| 定数                  | 2.180  | .292 | 55.628 | 1   | .000 | 8.845  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, a\_14\_5c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin          |        |      | 64.851 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin(1)       | -1.551 | .322 | 23.133 | 1   | .000 | .212   |
| age_Honnin(2)       | -2.575 | .354 | 53.039 | 1   | .000 | .076   |
| age_Haiguu          |        |      | 25.635 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.041  | .349 | .014   | 1   | .907 | .960   |
| age_Haiguu(2)       | -.781  | .372 | 4.398  | 1   | .036 | .458   |
| age_Haiguu(3)       | -1.143 | .408 | 7.834  | 1   | .005 | .319   |
| a_14_6c             | -.594  | .355 | 2.803  | 1   | .094 | .552   |
| 定数                  | 2.211  | .293 | 56.872 | 1   | .000 | 9.126  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, a\_14\_6c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin          |        |      | 64.710 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin(1)       | -1.556 | .322 | 23.303 | 1   | .000 | .211   |
| age_Honnin(2)       | -2.577 | .354 | 53.088 | 1   | .000 | .076   |
| age_Haiguu          |        |      | 24.498 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.036  | .349 | .011   | 1   | .918 | .965   |
| age_Haiguu(2)       | -.760  | .372 | 4.171  | 1   | .041 | .468   |
| age_Haiguu(3)       | -1.112 | .408 | 7.423  | 1   | .006 | .329   |
| a_14_7c             | .142   | .221 | .417   | 1   | .518 | 1.153  |
| 定数                  | 2.170  | .293 | 55.031 | 1   | .000 | 8.758  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, a\_14\_7c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin          |        |      | 64.292 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin(1)       | -1.523 | .322 | 22.350 | 1   | .000 | .218   |
| age_Honnin(2)       | -2.550 | .353 | 52.147 | 1   | .000 | .078   |
| age_Haiguu          |        |      | 25.729 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.086  | .351 | .061   | 1   | .805 | .917   |
| age_Haiguu(2)       | -.825  | .375 | 4.849  | 1   | .028 | .438   |
| age_Haiguu(3)       | -1.189 | .411 | 8.367  | 1   | .004 | .305   |
| a_14_8c             | -.846  | .483 | 3.067  | 1   | .080 | .429   |
| 定数                  | 2.225  | .295 | 56.923 | 1   | .000 | 9.256  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, a\_14\_8c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin          |        |      | 65.160 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin(1)       | -1.556 | .322 | 23.321 | 1   | .000 | .211   |
| age_Honnin(2)       | -2.582 | .353 | 53.383 | 1   | .000 | .076   |
| age_Haiguu          |        |      | 24.799 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.032  | .349 | .008   | 1   | .928 | .969   |
| age_Haiguu(2)       | -.755  | .372 | 4.127  | 1   | .042 | .470   |
| age_Haiguu(3)       | -1.117 | .408 | 7.506  | 1   | .006 | .327   |
| a_14_9c             | -.211  | .405 | .271   | 1   | .602 | .810   |
| 定数                  | 2.185  | .292 | 55.932 | 1   | .000 | 8.894  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, a\_14\_9c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin          |        |      | 64.921 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin(1)       | -1.555 | .322 | 23.339 | 1   | .000 | .211   |
| age_Honnin(2)       | -2.577 | .353 | 53.265 | 1   | .000 | .076   |
| age_Haiguu          |        |      | 24.553 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.035  | .348 | .010   | 1   | .920 | .966   |
| age_Haiguu(2)       | -.761  | .372 | 4.182  | 1   | .041 | .467   |
| age_Haiguu(3)       | -1.118 | .409 | 7.468  | 1   | .006 | .327   |
| a_14_10c            | .002   | .207 | .000   | 1   | .992 | 1.002  |
| 定数                  | 2.182  | .294 | 54.996 | 1   | .000 | 8.863  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, a\_14\_10c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin          |        |      | 64.006 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin(1)       | -1.560 | .323 | 23.314 | 1   | .000 | .210   |
| age_Honnin(2)       | -2.573 | .354 | 52.699 | 1   | .000 | .076   |
| age_Haiguu          |        |      | 22.999 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.021  | .349 | .004   | 1   | .952 | .979   |
| age_Haiguu(2)       | -.730  | .373 | 3.820  | 1   | .051 | .482   |
| age_Haiguu(3)       | -1.068 | .410 | 6.771  | 1   | .009 | .344   |
| a_14_11c            | .201   | .154 | 1.710  | 1   | .191 | 1.223  |
| 定数                  | 2.117  | .296 | 51.327 | 1   | .000 | 8.307  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, a\_14\_11c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin          |        |      | 64.180 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin(1)       | -1.552 | .322 | 23.252 | 1   | .000 | .212   |
| age_Honnin(2)       | -2.568 | .353 | 52.824 | 1   | .000 | .077   |
| age_Haiguu          |        |      | 24.616 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.037  | .348 | .012   | 1   | .914 | .963   |
| age_Haiguu(2)       | -.763  | .372 | 4.216  | 1   | .040 | .466   |
| age_Haiguu(3)       | -1.115 | .408 | 7.480  | 1   | .006 | .328   |
| a_14_12c            | .125   | .241 | .272   | 1   | .602 | 1.134  |
| 定数                  | 2.169  | .293 | 54.707 | 1   | .000 | 8.751  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, a\_14\_12c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin          |        |      | 65.575 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin(1)       | -1.554 | .322 | 23.260 | 1   | .000 | .211   |
| age_Honnin(2)       | -2.587 | .354 | 53.537 | 1   | .000 | .075   |
| age_Haiguu          |        |      | 25.626 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.034  | .349 | .010   | 1   | .922 | .966   |
| age_Haiguu(2)       | -.772  | .372 | 4.300  | 1   | .038 | .462   |
| age_Haiguu(3)       | -1.139 | .408 | 7.786  | 1   | .005 | .320   |
| a_14_13c            | -.589  | .346 | 2.899  | 1   | .089 | .555   |
| 定数                  | 2.212  | .293 | 56.879 | 1   | .000 | 9.135  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, a\_14\_13c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin          |        |      | 64.872 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin(1)       | -1.556 | .322 | 23.343 | 1   | .000 | .211   |
| age_Honnin(2)       | -2.577 | .353 | 53.236 | 1   | .000 | .076   |
| age_Haiguu          |        |      | 24.608 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.035  | .348 | .010   | 1   | .920 | .966   |
| age_Haiguu(2)       | -.759  | .372 | 4.173  | 1   | .041 | .468   |
| age_Haiguu(3)       | -1.116 | .408 | 7.489  | 1   | .006 | .328   |
| a_14_14c            | .031   | .232 | .018   | 1   | .894 | 1.031  |
| 定数                  | 2.179  | .293 | 55.290 | 1   | .000 | 8.838  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, a\_14\_14c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin          |        |      | 77.678 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin(1)       | -1.301 | .263 | 24.471 | 1   | .000 | .272   |
| age_Honnin(2)       | -2.311 | .292 | 62.679 | 1   | .000 | .099   |
| age_Haiguu          |        |      | 27.496 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.211  | .285 | .547   | 1   | .460 | .810   |
| age_Haiguu(2)       | -.871  | .307 | 8.053  | 1   | .005 | .419   |
| age_Haiguu(3)       | -1.172 | .341 | 11.808 | 1   | .001 | .310   |
| b_14_1c             | -.358  | .332 | 1.161  | 1   | .281 | .699   |
| 定数                  | 2.052  | .233 | 77.303 | 1   | .000 | 7.780  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, b\_14\_1c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin          |        |      | 77.266 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin(1)       | -1.293 | .263 | 24.232 | 1   | .000 | .274   |
| age_Honnin(2)       | -2.301 | .292 | 62.292 | 1   | .000 | .100   |
| age_Haiguu          |        |      | 27.598 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.209  | .285 | .538   | 1   | .463 | .811   |
| age_Haiguu(2)       | -.867  | .307 | 7.981  | 1   | .005 | .420   |
| age_Haiguu(3)       | -1.177 | .341 | 11.916 | 1   | .001 | .308   |
| b_14_2c             | -.170  | .214 | .630   | 1   | .427 | .844   |
| 定数                  | 2.044  | .233 | 76.938 | 1   | .000 | 7.718  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, b\_14\_2c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin          |        |      | 77.476 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin(1)       | -1.291 | .262 | 24.193 | 1   | .000 | .275   |
| age_Honnin(2)       | -2.302 | .291 | 62.399 | 1   | .000 | .100   |
| age_Haiguu          |        |      | 27.469 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.221  | .285 | .600   | 1   | .439 | .802   |
| age_Haiguu(2)       | -.877  | .307 | 8.174  | 1   | .004 | .416   |
| age_Haiguu(3)       | -1.183 | .341 | 12.061 | 1   | .001 | .306   |
| b_14_3c             | .073   | .174 | .178   | 1   | .673 | 1.076  |
| 定数                  | 2.034  | .233 | 76.077 | 1   | .000 | 7.645  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, b\_14\_3c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin          |        |      | 77.683 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin(1)       | -1.294 | .263 | 24.267 | 1   | .000 | .274   |
| age_Honnin(2)       | -2.306 | .292 | 62.543 | 1   | .000 | .100   |
| age_Haiguu          |        |      | 27.187 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.213  | .285 | .555   | 1   | .456 | .808   |
| age_Haiguu(2)       | -.865  | .307 | 7.949  | 1   | .005 | .421   |
| age_Haiguu(3)       | -1.172 | .341 | 11.816 | 1   | .001 | .310   |
| b_14_4c             | -.331  | .346 | .919   | 1   | .338 | .718   |
| 定数                  | 2.043  | .233 | 76.899 | 1   | .000 | 7.716  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, b\_14\_4c

| 方程式中の変数             |               |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|---------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     |               | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> | age_Honnin    |        |      | 77.347 | 2   | .000 |        |
|                     | age_Honnin(1) | -1.289 | .263 | 24.084 | 1   | .000 | .276   |
|                     | age_Honnin(2) | -2.300 | .291 | 62.273 | 1   | .000 | .100   |
|                     | age_Haiguu    |        |      | 27.547 | 3   | .000 |        |
|                     | age_Haiguu(1) | -.219  | .285 | .590   | 1   | .443 | .803   |
|                     | age_Haiguu(2) | -.877  | .307 | 8.173  | 1   | .004 | .416   |
|                     | age_Haiguu(3) | -1.182 | .341 | 12.031 | 1   | .001 | .307   |
|                     | b_14_5c       | .034   | .257 | .018   | 1   | .893 | 1.035  |
|                     | 定数            | 2.037  | .233 | 76.434 | 1   | .000 | 7.670  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, b\_14\_5c

| 方程式中の変数             |               |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|---------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     |               | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> | age_Honnin    |        |      | 77.240 | 2   | .000 |        |
|                     | age_Honnin(1) | -1.290 | .262 | 24.178 | 1   | .000 | .275   |
|                     | age_Honnin(2) | -2.299 | .291 | 62.266 | 1   | .000 | .100   |
|                     | age_Haiguu    |        |      | 27.561 | 3   | .000 |        |
|                     | age_Haiguu(1) | -.218  | .285 | .586   | 1   | .444 | .804   |
|                     | age_Haiguu(2) | -.877  | .307 | 8.173  | 1   | .004 | .416   |
|                     | age_Haiguu(3) | -1.181 | .341 | 12.012 | 1   | .001 | .307   |
|                     | b_14_6c       | .060   | .298 | .041   | 1   | .839 | 1.062  |
|                     | 定数            | 2.037  | .233 | 76.351 | 1   | .000 | 7.665  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, b\_14\_6c

| 方程式中の変数             |               |        |        |        |      |        |       |
|---------------------|---------------|--------|--------|--------|------|--------|-------|
|                     | B             | 標準誤差   | Wald   | 自由度    | 有意確率 | Exp(B) |       |
| ステップ 1 <sup>a</sup> | age_Honnin    |        | 77.483 | 2      | .000 |        |       |
|                     | age_Honnin(1) | -1.284 | .262   | 23.970 | 1    | .000   | .277  |
|                     | age_Honnin(2) | -2.299 | .291   | 62.256 | 1    | .000   | .100  |
|                     | age_Haiguu    |        | 27.426 | 3      | .000 |        |       |
|                     | age_Haiguu(1) | -.226  | .285   | .627   | 1    | .429   | .798  |
|                     | age_Haiguu(2) | -.882  | .307   | 8.266  | 1    | .004   | .414  |
|                     | age_Haiguu(3) | -1.187 | .341   | 12.118 | 1    | .000   | .305  |
|                     | b_14_7c       | .328   | .190   | 2.987  | 1    | .084   | 1.389 |
|                     | 定数            | 2.015  | .233   | 74.481 | 1    | .000   | 7.500 |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, b\_14\_7c

| 方程式中の変数             |               |        |       |        |     |      |        |
|---------------------|---------------|--------|-------|--------|-----|------|--------|
|                     |               | B      | 標準誤差  | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> | age_Honnin    |        |       | 77.450 | 2   | .000 |        |
|                     | age_Honnin(1) | -1.293 | .263  | 24.213 | 1   | .000 | .274   |
|                     | age_Honnin(2) | -2.304 | .292  | 62.354 | 1   | .000 | .100   |
|                     | age_Haiguu    |        |       | 27.443 | 3   | .000 |        |
|                     | age_Haiguu(1) | -.209  | .286  | .532   | 1   | .466 | .812   |
|                     | age_Haiguu(2) | -.867  | .307  | 7.949  | 1   | .005 | .420   |
|                     | age_Haiguu(3) | -1.171 | .342  | 11.744 | 1   | .001 | .310   |
|                     | b_14_8c       | .442   | 1.021 | .187   | 1   | .665 | 1.556  |
|                     | 定数            | 2.031  | .233  | 75.836 | 1   | .000 | 7.625  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, b\_14\_8c

| 方程式中の変数             |               |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|---------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     |               | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> | age_Honnin    |        |      | 77.343 | 2   | .000 |        |
|                     | age_Honnin(1) | -1.290 | .263 | 24.157 | 1   | .000 | .275   |
|                     | age_Honnin(2) | -2.300 | .291 | 62.276 | 1   | .000 | .100   |
|                     | age_Haiguu    |        |      | 27.641 | 3   | .000 |        |
|                     | age_Haiguu(1) | -.217  | .285 | .577   | 1   | .448 | .805   |
|                     | age_Haiguu(2) | -.876  | .307 | 8.162  | 1   | .004 | .416   |
|                     | age_Haiguu(3) | -1.182 | .341 | 12.022 | 1   | .001 | .307   |
|                     | b_14_9c       | -.116  | .606 | .036   | 1   | .849 | .891   |
|                     | 定数            | 2.039  | .233 | 76.621 | 1   | .000 | 7.683  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, b\_14\_9c

| 方程式中の変数             |               |        |        |        |      |        |       |
|---------------------|---------------|--------|--------|--------|------|--------|-------|
|                     | B             | 標準誤差   | Wald   | 自由度    | 有意確率 | Exp(B) |       |
| ステップ 1 <sup>a</sup> | age_Honnin    |        | 77.523 | 2      | .000 |        |       |
|                     | age_Honnin(1) | -1.284 | .262   | 23.928 | 1    | .000   | .277  |
|                     | age_Honnin(2) | -2.297 | .291   | 62.208 | 1    | .000   | .101  |
|                     | age_Haiguu    |        | 28.004 | 3      | .000 |        |       |
|                     | age_Haiguu(1) | -.212  | .285   | .552   | 1    | .457   | .809  |
|                     | age_Haiguu(2) | -.876  | .307   | 8.166  | 1    | .004   | .416  |
|                     | age_Haiguu(3) | -1.185 | .341   | 12.091 | 1    | .001   | .306  |
|                     | b_14_10c      | -.469  | .380   | 1.525  | 1    | .217   | .626  |
|                     | 定数            | 2.041  | .233   | 76.684 | 1    | .000   | 7.702 |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, b\_14\_10c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      | 77.295 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin          |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin(1)       | -1.293 | .263 | 24.228 | 1   | .000 | .274   |
| age_Honnin(2)       | -2.302 | .292 | 62.298 | 1   | .000 | .100   |
| age_Haiguu          |        |      | 27.507 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.217  | .285 | .578   | 1   | .447 | .805   |
| age_Haiguu(2)       | -.875  | .307 | 8.133  | 1   | .004 | .417   |
| age_Haiguu(3)       | -1.179 | .341 | 11.958 | 1   | .001 | .308   |
| b_14_11c            | .312   | .415 | .567   | 1   | .452 | 1.367  |
| 定数                  | 2.035  | .233 | 76.341 | 1   | .000 | 7.651  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, b\_14\_11c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      | 77.353 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin          |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin(1)       | -1.290 | .263 | 24.147 | 1   | .000 | .275   |
| age_Honnin(2)       | -2.300 | .291 | 62.282 | 1   | .000 | .100   |
| age_Haiguu          |        |      | 27.592 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.217  | .285 | .581   | 1   | .446 | .805   |
| age_Haiguu(2)       | -.876  | .307 | 8.155  | 1   | .004 | .416   |
| age_Haiguu(3)       | -1.181 | .341 | 12.011 | 1   | .001 | .307   |
| b_14_12c            | .038   | .853 | .002   | 1   | .965 | 1.039  |
| 定数                  | 2.038  | .233 | 76.447 | 1   | .000 | 7.675  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, b\_14\_12c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      | 77.615 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin          |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin(1)       | -1.291 | .262 | 24.217 | 1   | .000 | .275   |
| age_Honnin(2)       | -2.303 | .291 | 62.515 | 1   | .000 | .100   |
| age_Haiguu          |        |      | 27.318 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.216  | .285 | .575   | 1   | .448 | .806   |
| age_Haiguu(2)       | -.872  | .307 | 8.083  | 1   | .004 | .418   |
| age_Haiguu(3)       | -1.176 | .341 | 11.908 | 1   | .001 | .309   |
| b_14_13c            | .347   | .483 | .516   | 1   | .473 | 1.415  |
| 定数                  | 2.033  | .233 | 75.982 | 1   | .000 | 7.634  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, b\_14\_13c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      | 76.616 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin          |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin(1)       | -1.287 | .263 | 23.908 | 1   | .000 | .276   |
| age_Honnin(2)       | -2.293 | .292 | 61.626 | 1   | .000 | .101   |
| age_Haiguu          |        |      | 27.918 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.209  | .286 | .537   | 1   | .464 | .811   |
| age_Haiguu(2)       | -.870  | .307 | 8.016  | 1   | .005 | .419   |
| age_Haiguu(3)       | -1.186 | .341 | 12.075 | 1   | .001 | .305   |
| b_14_14c            | -.221  | .132 | 2.819  | 1   | .093 | .802   |
| 定数                  | 2.072  | .234 | 78.606 | 1   | .000 | 7.941  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, b\_14\_14c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      | 83.613 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin          |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin(1)       | -1.292 | .260 | 24.750 | 1   | .000 | .275   |
| age_Honnin(2)       | -2.345 | .288 | 66.079 | 1   | .000 | .096   |
| age_Haiguu          |        |      | 26.648 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.177  | .282 | .395   | 1   | .530 | .838   |
| age_Haiguu(2)       | -.803  | .303 | 7.014  | 1   | .008 | .448   |
| age_Haiguu(3)       | -1.144 | .338 | 11.463 | 1   | .001 | .319   |
| c_4_1_1c            | -.154  | .110 | 1.965  | 1   | .161 | .857   |
| 定数                  | 2.055  | .232 | 78.453 | 1   | .000 | 7.809  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, c\_4\_1\_1c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      | 85.682 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin          |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin(1)       | -1.323 | .259 | 26.109 | 1   | .000 | .266   |
| age_Honnin(2)       | -2.394 | .289 | 68.821 | 1   | .000 | .091   |
| age_Haiguu          |        |      | 26.038 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.209  | .282 | .549   | 1   | .459 | .812   |
| age_Haiguu(2)       | -.851  | .303 | 7.878  | 1   | .005 | .427   |
| age_Haiguu(3)       | -1.139 | .338 | 11.375 | 1   | .001 | .320   |
| c_4_1_2c            | 1.456  | .262 | 30.912 | 1   | .000 | 4.290  |
| 定数                  | 2.009  | .229 | 76.646 | 1   | .000 | 7.453  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, c\_4\_1\_2c



| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin          |        |      | 83.257 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin(1)       | -1.302 | .260 | 25.178 | 1   | .000 | .272   |
| age_Honnin(2)       | -2.348 | .288 | 66.320 | 1   | .000 | .096   |
| age_Haiguu          |        |      | 26.137 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.162  | .282 | .331   | 1   | .565 | .850   |
| age_Haiguu(2)       | -.796  | .303 | 6.890  | 1   | .009 | .451   |
| age_Haiguu(3)       | -1.106 | .337 | 10.745 | 1   | .001 | .331   |
| c_4_1_3c            | .695   | .384 | 3.268  | 1   | .071 | 2.004  |
| 定数                  | 1.984  | .229 | 74.913 | 1   | .000 | 7.275  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, c\_4\_1\_3c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin          |        |      | 84.048 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin(1)       | -1.296 | .260 | 24.945 | 1   | .000 | .274   |
| age_Honnin(2)       | -2.351 | .288 | 66.504 | 1   | .000 | .095   |
| age_Haiguu          |        |      | 26.093 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.174  | .282 | .383   | 1   | .536 | .840   |
| age_Haiguu(2)       | -.801  | .303 | 6.981  | 1   | .008 | .449   |
| age_Haiguu(3)       | -1.126 | .338 | 11.098 | 1   | .001 | .324   |
| c_4_1_4c            | -.022  | .108 | .040   | 1   | .841 | .979   |
| 定数                  | 2.014  | .233 | 74.476 | 1   | .000 | 7.490  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, c\_4\_1\_4c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin          |        |      | 84.053 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin(1)       | -1.295 | .260 | 24.909 | 1   | .000 | .274   |
| age_Honnin(2)       | -2.350 | .288 | 66.450 | 1   | .000 | .095   |
| age_Haiguu          |        |      | 26.212 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.174  | .282 | .380   | 1   | .537 | .840   |
| age_Haiguu(2)       | -.800  | .303 | 6.960  | 1   | .008 | .449   |
| age_Haiguu(3)       | -1.125 | .337 | 11.125 | 1   | .001 | .325   |
| c_4_1_5c            | -.052  | .123 | .181   | 1   | .671 | .949   |
| 定数                  | 2.016  | .230 | 76.516 | 1   | .000 | 7.505  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, c\_4\_1\_5c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin          |        |      | 84.551 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin(1)       | -1.304 | .260 | 25.229 | 1   | .000 | .271   |
| age_Honnin(2)       | -2.362 | .289 | 66.986 | 1   | .000 | .094   |
| age_Haiguu          |        |      | 26.296 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.169  | .282 | .358   | 1   | .550 | .845   |
| age_Haiguu(2)       | -.795  | .303 | 6.877  | 1   | .009 | .451   |
| age_Haiguu(3)       | -1.124 | .337 | 11.100 | 1   | .001 | .325   |
| c_4_1_6c            | -.155  | .152 | 1.030  | 1   | .310 | .857   |
| 定数                  | 2.030  | .230 | 77.574 | 1   | .000 | 7.611  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, c\_4\_1\_6c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin          |        |      | 83.983 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin(1)       | -1.297 | .260 | 24.941 | 1   | .000 | .273   |
| age_Honnin(2)       | -2.351 | .288 | 66.425 | 1   | .000 | .095   |
| age_Haiguu          |        |      | 26.145 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.173  | .282 | .375   | 1   | .541 | .841   |
| age_Haiguu(2)       | -.799  | .303 | 6.934  | 1   | .008 | .450   |
| age_Haiguu(3)       | -1.122 | .337 | 11.058 | 1   | .001 | .326   |
| c_4_1_7c            | -.040  | .173 | .054   | 1   | .817 | .961   |
| 定数                  | 2.007  | .229 | 76.747 | 1   | .000 | 7.441  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, c\_4\_1\_7c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin          |        |      | 80.570 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin(1)       | -1.262 | .260 | 23.536 | 1   | .000 | .283   |
| age_Honnin(2)       | -2.302 | .289 | 63.369 | 1   | .000 | .100   |
| age_Haiguu          |        |      | 27.698 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.177  | .282 | .392   | 1   | .531 | .838   |
| age_Haiguu(2)       | -.802  | .304 | 6.969  | 1   | .008 | .448   |
| age_Haiguu(3)       | -1.180 | .339 | 12.150 | 1   | .000 | .307   |
| c_4_2_1c            | -.303  | .104 | 8.454  | 1   | .004 | .738   |
| 定数                  | 2.114  | .233 | 82.503 | 1   | .000 | 8.281  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, c\_4\_2\_1c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      | 83.958 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin          |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin(1)       | -1.286 | .260 | 24.523 | 1   | .000 | .276   |
| age_Honnin(2)       | -2.344 | .288 | 66.058 | 1   | .000 | .096   |
| age_Haiguu          |        |      | 26.629 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.179  | .282 | .403   | 1   | .526 | .836   |
| age_Haiguu(2)       | -.806  | .303 | 7.062  | 1   | .008 | .447   |
| age_Haiguu(3)       | -1.144 | .338 | 11.450 | 1   | .001 | .319   |
| c_4_2_2c            | -.130  | .126 | 1.063  | 1   | .302 | .878   |
| 定数                  | 2.032  | .231 | 77.641 | 1   | .000 | 7.626  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, c\_4\_2\_2c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      | 83.956 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin          |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin(1)       | -1.296 | .260 | 24.937 | 1   | .000 | .274   |
| age_Honnin(2)       | -2.351 | .288 | 66.413 | 1   | .000 | .095   |
| age_Haiguu          |        |      | 26.236 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.168  | .282 | .356   | 1   | .551 | .845   |
| age_Haiguu(2)       | -.794  | .303 | 6.850  | 1   | .009 | .452   |
| age_Haiguu(3)       | -1.122 | .337 | 11.065 | 1   | .001 | .326   |
| c_4_2_3c            | -.097  | .141 | .474   | 1   | .491 | .907   |
| 定数                  | 2.015  | .229 | 77.151 | 1   | .000 | 7.498  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, c\_4\_2\_3c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      | 79.056 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin          |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin(1)       | -1.236 | .261 | 22.444 | 1   | .000 | .291   |
| age_Honnin(2)       | -2.273 | .290 | 61.577 | 1   | .000 | .103   |
| age_Haiguu          |        |      | 28.170 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.170  | .283 | .359   | 1   | .549 | .844   |
| age_Haiguu(2)       | -.803  | .304 | 6.975  | 1   | .008 | .448   |
| age_Haiguu(3)       | -1.183 | .339 | 12.195 | 1   | .000 | .306   |
| c_4_2_4c            | -.392  | .106 | 13.667 | 1   | .000 | .676   |
| 定数                  | 2.107  | .231 | 82.950 | 1   | .000 | 8.227  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, c\_4\_2\_4c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      | 79.543 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin          |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin(1)       | -1.235 | .260 | 22.501 | 1   | .000 | .291   |
| age_Honnin(2)       | -2.277 | .289 | 61.897 | 1   | .000 | .103   |
| age_Haiguu          |        |      | 28.574 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.176  | .283 | .389   | 1   | .533 | .838   |
| age_Haiguu(2)       | -.816  | .304 | 7.210  | 1   | .007 | .442   |
| age_Haiguu(3)       | -1.196 | .339 | 12.455 | 1   | .000 | .302   |
| c_4_2_5c            | -.365  | .106 | 11.993 | 1   | .001 | .694   |
| 定数                  | 2.114  | .232 | 83.000 | 1   | .000 | 8.278  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, c\_4\_2\_5c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      | 84.403 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin          |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin(1)       | -1.287 | .260 | 24.575 | 1   | .000 | .276   |
| age_Honnin(2)       | -2.349 | .288 | 66.406 | 1   | .000 | .095   |
| age_Haiguu          |        |      | 26.349 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.175  | .282 | .383   | 1   | .536 | .840   |
| age_Haiguu(2)       | -.800  | .303 | 6.957  | 1   | .008 | .450   |
| age_Haiguu(3)       | -1.131 | .337 | 11.241 | 1   | .001 | .323   |
| c_4_2_6c            | -.137  | .139 | .969   | 1   | .325 | .872   |
| 定数                  | 2.023  | .230 | 77.464 | 1   | .000 | 7.558  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, c\_4\_2\_6c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      | 83.748 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin          |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin(1)       | -1.300 | .260 | 25.090 | 1   | .000 | .272   |
| age_Honnin(2)       | -2.352 | .288 | 66.448 | 1   | .000 | .095   |
| age_Haiguu          |        |      | 26.336 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.166  | .282 | .344   | 1   | .557 | .847   |
| age_Haiguu(2)       | -.797  | .303 | 6.905  | 1   | .009 | .451   |
| age_Haiguu(3)       | -1.118 | .337 | 10.974 | 1   | .001 | .327   |
| c_4_2_7c            | .247   | .284 | .757   | 1   | .384 | 1.281  |
| 定数                  | 1.993  | .229 | 75.636 | 1   | .000 | 7.339  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, c\_4\_2\_7c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin          |        |      | 84.176 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin(1)       | -1.292 | .260 | 24.739 | 1   | .000 | .275   |
| age_Honnin(2)       | -2.350 | .289 | 66.361 | 1   | .000 | .095   |
| age_Haiguu          |        |      | 26.055 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.169  | .282 | .357   | 1   | .550 | .845   |
| age_Haiguu(2)       | -.790  | .304 | 6.781  | 1   | .009 | .454   |
| age_Haiguu(3)       | -1.121 | .337 | 11.028 | 1   | .001 | .326   |
| c_4_2_8c            | -.170  | .190 | .797   | 1   | .372 | .844   |
| 定数                  | 2.009  | .229 | 77.068 | 1   | .000 | 7.458  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, c\_4\_2\_8c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin          |        |      | 84.181 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin(1)       | -1.299 | .260 | 25.044 | 1   | .000 | .273   |
| age_Honnin(2)       | -2.355 | .288 | 66.642 | 1   | .000 | .095   |
| age_Haiguu          |        |      | 26.008 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.175  | .282 | .387   | 1   | .534 | .839   |
| age_Haiguu(2)       | -.802  | .303 | 6.989  | 1   | .008 | .449   |
| age_Haiguu(3)       | -1.119 | .337 | 11.017 | 1   | .001 | .326   |
| c_4_2_9c            | .143   | .330 | .187   | 1   | .665 | 1.154  |
| 定数                  | 2.004  | .229 | 76.681 | 1   | .000 | 7.422  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, c\_4\_2\_9c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin          |        |      | 83.989 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin(1)       | -1.294 | .260 | 24.806 | 1   | .000 | .274   |
| age_Honnin(2)       | -2.349 | .289 | 66.304 | 1   | .000 | .095   |
| age_Haiguu          |        |      | 26.247 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.173  | .282 | .375   | 1   | .540 | .841   |
| age_Haiguu(2)       | -.800  | .303 | 6.953  | 1   | .008 | .449   |
| age_Haiguu(3)       | -1.125 | .337 | 11.111 | 1   | .001 | .325   |
| c_4_2_10c           | -.104  | .210 | .246   | 1   | .620 | .901   |
| 定数                  | 2.009  | .229 | 76.974 | 1   | .000 | 7.455  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, c\_4\_2\_10c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin          |        |      | 84.371 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin(1)       | -1.290 | .260 | 24.689 | 1   | .000 | .275   |
| age_Honnin(2)       | -2.351 | .288 | 66.454 | 1   | .000 | .095   |
| age_Haiguu          |        |      | 26.688 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.169  | .282 | .360   | 1   | .549 | .844   |
| age_Haiguu(2)       | -.802  | .303 | 6.984  | 1   | .008 | .449   |
| age_Haiguu(3)       | -1.133 | .338 | 11.271 | 1   | .001 | .322   |
| c_4_2_11c           | -.185  | .167 | 1.237  | 1   | .266 | .831   |
| 定数                  | 2.022  | .230 | 77.578 | 1   | .000 | 7.551  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, c\_4\_2\_11c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin          |        |      | 84.798 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin(1)       | -1.285 | .260 | 24.516 | 1   | .000 | .277   |
| age_Honnin(2)       | -2.353 | .288 | 66.579 | 1   | .000 | .095   |
| age_Haiguu          |        |      | 26.567 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.168  | .282 | .355   | 1   | .551 | .845   |
| age_Haiguu(2)       | -.793  | .303 | 6.832  | 1   | .009 | .453   |
| age_Haiguu(3)       | -1.134 | .337 | 11.301 | 1   | .001 | .322   |
| c_4_2_12c           | -.204  | .138 | 2.184  | 1   | .139 | .815   |
| 定数                  | 2.031  | .230 | 78.082 | 1   | .000 | 7.620  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, c\_4\_2\_12c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin          |        |      | 80.217 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin(1)       | -1.262 | .261 | 23.375 | 1   | .000 | .283   |
| age_Honnin(2)       | -2.304 | .290 | 63.101 | 1   | .000 | .100   |
| age_Haiguu          |        |      | 25.665 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.151  | .283 | .283   | 1   | .595 | .860   |
| age_Haiguu(2)       | -.770  | .305 | 6.389  | 1   | .011 | .463   |
| age_Haiguu(3)       | -1.108 | .339 | 10.695 | 1   | .001 | .330   |
| c_4_2_13c           | -.704  | .178 | 15.612 | 1   | .000 | .494   |
| 定数                  | 2.015  | .229 | 77.594 | 1   | .000 | 7.500  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, c\_4\_2\_13c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      | 83.174 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin          |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin(1)       | -1.272 | .261 | 23.778 | 1   | .000 | .280   |
| age_Honnin(2)       | -2.332 | .289 | 64.947 | 1   | .000 | .097   |
| age_Haiguu          |        |      | 26.089 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.145  | .283 | .261   | 1   | .610 | .865   |
| age_Haiguu(2)       | -.758  | .304 | 6.208  | 1   | .013 | .468   |
| age_Haiguu(3)       | -1.115 | .338 | 10.871 | 1   | .001 | .328   |
| c_4_2_14c           | -.442  | .142 | 9.717  | 1   | .002 | .643   |
| 定数                  | 2.026  | .229 | 78.371 | 1   | .000 | 7.586  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, c\_4\_2\_14c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      | 83.813 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin          |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin(1)       | -1.278 | .260 | 24.102 | 1   | .000 | .279   |
| age_Honnin(2)       | -2.340 | .289 | 65.581 | 1   | .000 | .096   |
| age_Haiguu          |        |      | 25.835 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.178  | .282 | .398   | 1   | .528 | .837   |
| age_Haiguu(2)       | -.796  | .304 | 6.862  | 1   | .009 | .451   |
| age_Haiguu(3)       | -1.127 | .338 | 11.133 | 1   | .001 | .324   |
| c_4_2_15c           | -.343  | .189 | 3.297  | 1   | .069 | .710   |
| 定数                  | 2.019  | .229 | 77.787 | 1   | .000 | 7.532  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, c\_4\_2\_15c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      | 83.969 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin          |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin(1)       | -1.296 | .260 | 24.923 | 1   | .000 | .274   |
| age_Honnin(2)       | -2.351 | .288 | 66.395 | 1   | .000 | .095   |
| age_Haiguu          |        |      | 26.102 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.175  | .282 | .383   | 1   | .536 | .840   |
| age_Haiguu(2)       | -.801  | .303 | 6.960  | 1   | .008 | .449   |
| age_Haiguu(3)       | -1.122 | .337 | 11.057 | 1   | .001 | .326   |
| c_4_2_16c           | .013   | .344 | .001   | 1   | .971 | 1.013  |
| 定数                  | 2.004  | .229 | 76.652 | 1   | .000 | 7.421  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, c\_4\_2\_16c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      | 83.811 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin          |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin(1)       | -1.285 | .260 | 24.449 | 1   | .000 | .277   |
| age_Honnin(2)       | -2.342 | .288 | 65.952 | 1   | .000 | .096   |
| age_Haiguu          |        |      | 26.587 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.161  | .282 | .326   | 1   | .568 | .851   |
| age_Haiguu(2)       | -.786  | .303 | 6.717  | 1   | .010 | .456   |
| age_Haiguu(3)       | -1.130 | .337 | 11.214 | 1   | .001 | .323   |
| c_4_2_17c           | -.352  | .166 | 4.484  | 1   | .034 | .703   |
| 定数                  | 2.024  | .229 | 77.858 | 1   | .000 | 7.566  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, c\_4\_2\_17c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      | 84.066 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin          |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin(1)       | -1.295 | .260 | 24.898 | 1   | .000 | .274   |
| age_Honnin(2)       | -2.350 | .288 | 66.451 | 1   | .000 | .095   |
| age_Haiguu          |        |      | 26.250 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.173  | .282 | .374   | 1   | .541 | .842   |
| age_Haiguu(2)       | -.799  | .303 | 6.950  | 1   | .008 | .450   |
| age_Haiguu(3)       | -1.125 | .337 | 11.122 | 1   | .001 | .325   |
| c_4_2_18c           | -.119  | .251 | .225   | 1   | .636 | .888   |
| 定数                  | 2.008  | .229 | 76.832 | 1   | .000 | 7.445  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, c\_4\_2\_18c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      | 84.923 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin          |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin(1)       | -1.287 | .259 | 24.598 | 1   | .000 | .276   |
| age_Honnin(2)       | -2.354 | .288 | 66.738 | 1   | .000 | .095   |
| age_Haiguu          |        |      | 26.433 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.171  | .282 | .367   | 1   | .545 | .843   |
| age_Haiguu(2)       | -.794  | .303 | 6.854  | 1   | .009 | .452   |
| age_Haiguu(3)       | -1.134 | .337 | 11.298 | 1   | .001 | .322   |
| c_4_2_19c           | -.305  | .162 | 3.568  | 1   | .059 | .737   |
| 定数                  | 2.034  | .230 | 78.252 | 1   | .000 | 7.644  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, c\_4\_2\_19c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin          |        |      | 83.308 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin(1)       | -1.272 | .262 | 23.646 | 1   | .000 | .280   |
| age_Honnin(2)       | -2.338 | .290 | 64.920 | 1   | .000 | .097   |
| age_Haiguu          |        |      | 26.983 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.145  | .284 | .260   | 1   | .610 | .865   |
| age_Haiguu(2)       | -.767  | .305 | 6.329  | 1   | .012 | .464   |
| age_Haiguu(3)       | -1.139 | .339 | 11.305 | 1   | .001 | .320   |
| c_4_2_20c           | -.609  | .154 | 15.592 | 1   | .000 | .544   |
| 定数                  | 2.047  | .229 | 79.691 | 1   | .000 | 7.742  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, c\_4\_2\_20c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin          |        |      | 83.841 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin(1)       | -1.293 | .260 | 24.821 | 1   | .000 | .274   |
| age_Honnin(2)       | -2.347 | .288 | 66.252 | 1   | .000 | .096   |
| age_Haiguu          |        |      | 26.241 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.171  | .282 | .366   | 1   | .545 | .843   |
| age_Haiguu(2)       | -.796  | .303 | 6.893  | 1   | .009 | .451   |
| age_Haiguu(3)       | -1.124 | .337 | 11.100 | 1   | .001 | .325   |
| c_4_2_21c           | -.132  | .190 | .481   | 1   | .488 | .876   |
| 定数                  | 2.009  | .229 | 76.959 | 1   | .000 | 7.455  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, c\_4\_2\_21c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin          |        |      | 84.089 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin(1)       | -1.286 | .260 | 24.527 | 1   | .000 | .276   |
| age_Honnin(2)       | -2.345 | .288 | 66.166 | 1   | .000 | .096   |
| age_Haiguu          |        |      | 26.558 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.178  | .282 | .398   | 1   | .528 | .837   |
| age_Haiguu(2)       | -.807  | .303 | 7.082  | 1   | .008 | .446   |
| age_Haiguu(3)       | -1.140 | .338 | 11.381 | 1   | .001 | .320   |
| c_4_2_22c           | -.106  | .131 | .657   | 1   | .417 | .899   |
| 定数                  | 2.024  | .230 | 77.204 | 1   | .000 | 7.571  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, c\_4\_2\_22c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin          |        |      | 84.512 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin(1)       | -1.307 | .260 | 25.230 | 1   | .000 | .271   |
| age_Honnin(2)       | -2.364 | .289 | 66.914 | 1   | .000 | .094   |
| age_Haiguu          |        |      | 26.059 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.171  | .282 | .366   | 1   | .545 | .843   |
| age_Haiguu(2)       | -.794  | .303 | 6.853  | 1   | .009 | .452   |
| age_Haiguu(3)       | -1.120 | .337 | 11.029 | 1   | .001 | .326   |
| c_4_2_23c           | -.421  | .437 | .928   | 1   | .335 | .656   |
| 定数                  | 2.017  | .229 | 77.322 | 1   | .000 | 7.517  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, c\_4\_2\_23c

| 方程式中の変数             |        |      |        |     |      |        |
|---------------------|--------|------|--------|-----|------|--------|
|                     | B      | 標準誤差 | Wald   | 自由度 | 有意確率 | Exp(B) |
| ステップ 1 <sup>a</sup> |        |      |        |     |      |        |
| age_Honnin          |        |      | 83.380 | 2   | .000 |        |
| age_Honnin(1)       | -1.290 | .260 | 24.684 | 1   | .000 | .275   |
| age_Honnin(2)       | -2.343 | .289 | 65.859 | 1   | .000 | .096   |
| age_Haiguu          |        |      | 26.258 | 3   | .000 |        |
| age_Haiguu(1)       | -.178  | .282 | .399   | 1   | .528 | .837   |
| age_Haiguu(2)       | -.807  | .304 | 7.068  | 1   | .008 | .446   |
| age_Haiguu(3)       | -1.128 | .338 | 11.169 | 1   | .001 | .324   |
| c_4_2_24c           | .340   | .501 | .460   | 1   | .498 | 1.405  |
| 定数                  | 2.000  | .229 | 76.306 | 1   | .000 | 7.386  |

a. ステップ 1: 投入された変数 age\_Honnin, age\_Haiguu, c\_4\_2\_24c